

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書

令和2年8月

江 南 市

はじめに

本環境影響評価準備書は、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町のごみ処理を広域化する尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業について、「愛知県環境影響評価条例」（平成10年 愛知県条例第47号）に基づき、平成31年2月に公表した「尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る環境影響評価方法書」及び令和元年7月に受領した愛知県知事意見等を踏まえ、選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法により本事業に係る環境影響評価を行った結果について、まとめたものである。

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称	1-1	(1)
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	2-1	(3)
2.1 都市計画対象事業の目的	2-1	(3)
2.1.1 事業の目的	2-1	(3)
2.1.2 ごみ処理施設の現状	2-2	(4)
2.1.3 建設地の決定経緯	2-3	(5)
2.2 都市計画対象事業の内容	2-6	(8)
2.2.1 都市計画対象事業の種類	2-6	(8)
2.2.2 都市計画対象事業の規模	2-6	(8)
2.2.3 都市計画対象事業実施区域の位置	2-6	(8)
2.2.4 都市計画対象事業の諸元	2-8	(10)
2.2.5 都市計画対象事業に係る工事計画の概要	2-26	(28)
2.2.6 事業計画の策定時における環境配慮事項	2-27	(29)
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	3-1	(33)
3.1 自然的状況	3-3	(35)
3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況	3-3	(35)
3.1.2 騒音に係る環境の状況	3-16	(48)
3.1.3 振動に係る環境の状況	3-19	(51)
3.1.4 悪臭に係る環境の状況	3-19	(51)
3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3-19	(51)
3.1.6 地形及び地質の状況	3-23	(55)
3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況	3-26	(58)
3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-31	(63)
3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	3-61	(93)
3.2 社会的状況	3-72	(104)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-72	(104)
3.2.2 土地利用の状況	3-74	(106)
3.2.3 都市計画の状況	3-77	(109)
3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-80	(112)
3.2.5 交通の状況	3-82	(144)
3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に 必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-86	(118)
3.2.7 下水道の整備の状況	3-90	(122)
3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の 環境の保全に関する施策の内容	3-91	(123)
3.2.9 その他都市計画対象事業に関し必要な事項	3-135	(167)

第4章	計画段階配慮事項に関する内容	4-1	(171)
4.1	計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	4-1	(171)
4.1.1	配慮書における複数案	4-1	(171)
4.1.2	計画段階配慮事項の選定	4-1	(171)
4.1.3	大気質	4-3	(173)
4.1.4	景観	4-12	(182)
4.1.5	総合評価	4-34	(204)
4.2	配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	4-36	(206)
4.2.1	配慮書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況	4-36	(206)
4.2.2	配慮書の案についての意見の概要及び見解	4-37	(207)
4.3	配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	4-42	(212)
4.3.1	配慮書についての縦覧状況	4-42	(212)
4.3.2	配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	4-42	(212)
4.4	複数案を絞り込んだ経緯	4-45	(215)
4.4.1	配慮書の総合評価	4-45	(215)
4.4.2	構想段階の評価結果	4-45	(215)
4.4.3	複数案から単一案に絞り込む検討の結果	4-47	(217)
第5章	方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	5-1	(219)
5.1	方法書についての縦覧状況及び意見書の提出状況	5-1	(219)
5.2	方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解	5-2	(220)
第6章	方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	6-1	(241)
第7章	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	7-1	(245)
7.1	都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由	7-1	(245)
7.2	環境影響評価項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由	7-8	(252)
7.2.1	全般に係る設定	7-9	(253)
7.2.2	環境影響評価項目ごとの設定	7-9	(253)
7.2.3	予測評価の対象とした処理方式	7-13	(257)
7.3	事業実施区域周辺において計画が進められている事業	7-16	(260)
7.4	調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由	7-18	(262)

第8章 環境影響の調査、予測及び評価	8-1-1	(315)
8.1 大気質	8-1-1	(315)
8.1.1 調査	8-1-1	(315)
8.1.2 予測	8-1-42	(356)
8.1.3 評価	8-1-112	(426)
8.2 騒音及び超低周波音	8-2-1	(433)
8.2.1 調査	8-2-1	(433)
8.2.2 予測	8-2-12	(444)
8.2.3 評価	8-2-49	(481)
8.3 振動	8-3-1	(487)
8.3.1 調査	8-3-1	(487)
8.3.2 予測	8-3-7	(493)
8.3.3 評価	8-3-37	(523)
8.4 悪臭	8-4-1	(529)
8.4.1 調査	8-4-1	(529)
8.4.2 予測	8-4-5	(533)
8.4.3 評価	8-4-7	(535)
8.5 水質	8-5-1	(537)
8.5.1 調査	8-5-1	(537)
8.5.2 予測	8-5-10	(546)
8.5.3 評価	8-5-11	(547)
8.6 地盤・土壌（土壌環境）	8-6-1	(549)
8.6.1 調査	8-6-1	(549)
8.6.2 予測	8-6-6	(554)
8.6.3 評価	8-6-7	(555)
8.7 地下水の状況及び地下水質	8-7-1	(557)
8.7.1 調査	8-7-1	(557)
8.7.2 予測	8-7-8	(564)
8.7.3 評価	8-7-10	(566)
8.8 日照阻害	8-8-1	(569)
8.8.1 調査	8-8-1	(569)
8.8.2 予測	8-8-2	(570)
8.8.3 評価	8-8-9	(577)
8.9 動物	8-9-1	(579)
8.9.1 調査	8-9-1	(579)
8.9.2 予測	8-9-36	(614)
8.9.3 評価	8-9-46	(624)
8.10 植物	8-10-1	(629)
8.10.1 調査	8-10-1	(629)
8.10.2 予測	8-10-26	(654)
8.10.3 評価	8-10-39	(667)

8.11 生態系	8-11-1	(669)
8.11.1 調査	8-11-1	(669)
8.11.2 予測	8-11-19	(687)
8.11.3 評価	8-11-26	(694)
8.12 景観	8-12-1	(697)
8.12.1 調査	8-12-1	(697)
8.12.2 予測	8-12-15	(711)
8.12.3 評価	8-12-36	(732)
8.13 人と自然との触れ合いの活動の場	8-13-1	(733)
8.13.1 調査	8-13-1	(733)
8.13.2 予測	8-13-13	(745)
8.13.3 評価	8-13-22	(754)
8.14 廃棄物等	8-14-1	(757)
8.14.1 予測	8-14-1	(757)
8.14.2 評価	8-14-4	(760)
8.15 温室効果ガス等	8-15-1	(763)
8.15.1 予測	8-15-1	(763)
8.15.2 評価	8-15-11	(773)
第9章 総合評価	9-1	(777)
9.1 環境要素ごとの調査、予測及び評価結果	9-1	(778)
9.2 総合評価	9-42	(818)
第10章 事後調査計画	10-1	(819)
第11章 準備書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	11-1	(821)
用語解説	12-1	(823)

第 1 章 都市計画決定権者の名称

第1章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称

江南市

(参考)

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 尾張北部環境組合

代表者 : 管理者 澤田 和延

所在地 : 江南市赤童子町大堀 90 番地

(備考)

本事業は、「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)の手続を伴う事業であることから、都市計画決定権者である江南市が、「愛知県環境影響評価条例」(平成10年 愛知県条例第47号)第31条の規定に基づき、環境影響評価手続を行うものである。

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画対象事業の目的

2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成9年5月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト削減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受けて、愛知県は、平成10年10月に平成19年度までの10年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定した。

「広域化計画」では、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指しており、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町（以下「2市2町」という。）においては、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターを平成30年度以降に統合することとされた。

2市2町で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議（以下「第1小ブロック会議」という。）は、この「広域化計画」を踏まえ、平成21年6月に、新ごみ処理施設の建設を目的として「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画」（以下「広域化実施計画」という。）を策定し、その後、平成28年7月には、2市2町の人口やごみ減量状況等の変化、大規模災害時の廃棄物処理体制の確立などの社会情勢の変化に対応するため、広域化実施計画の改訂（以下「広域化実施計画（改訂版）」という。）を行い、令和7年度（平成37年度）の新ごみ処理施設稼働を目標とした。

このような状況を踏まえ、2市2町は、構成団体の意向を反映しながら、ごみ処理を共同で独立した事業として実施することにより、効率的かつ確実にごみ処理事業を推進し、循環型社会の形成に取り組んでいくため、平成29年4月に一部事務組合「尾張北部環境組合」（以下「組合」という。）を設置した。

本事業は、2市2町の新ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

2.1.2 ごみ処理施設の現状

2市2町では、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターにおいて、一般廃棄物の処理を行っている。しかし、両施設とも供用開始より30年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっている。これらの既存施設の概要は、表2.1.1に、位置は図2.1.1に示すとおりである。

表2.1.1 既存施設の概要

施設名		犬山市都市美化センター	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター
設置主体		犬山市	江南丹羽環境管理組合 (江南市、大口町、扶桑町)
所在地		犬山市大字塔野地字田口洞 39番地 128	大口町河北一丁目 131番地
処理対象区域		犬山市	江南市、大口町、扶桑町
焼却 処理 施設	処理能力	135 t/日 (67.5 t/日×2炉)	150 t/日 (75 t/日×2炉)
	処理方式	ストーカ式焼却炉 (全連続式焼却施設)	流動床式焼却炉 (全連続式焼却施設)
	供用開始	昭和58年4月 (平成20年度 大規模補修工事実施)	昭和57年11月 (平成23年度 基幹整備補修工事実施)
粗大 ごみ 処理 施設	処理能力	30 t / 5 h	30 t / 5 h
	処理方式	破碎・選別	破碎・選別
	供用開始	昭和59年12月	昭和57年11月

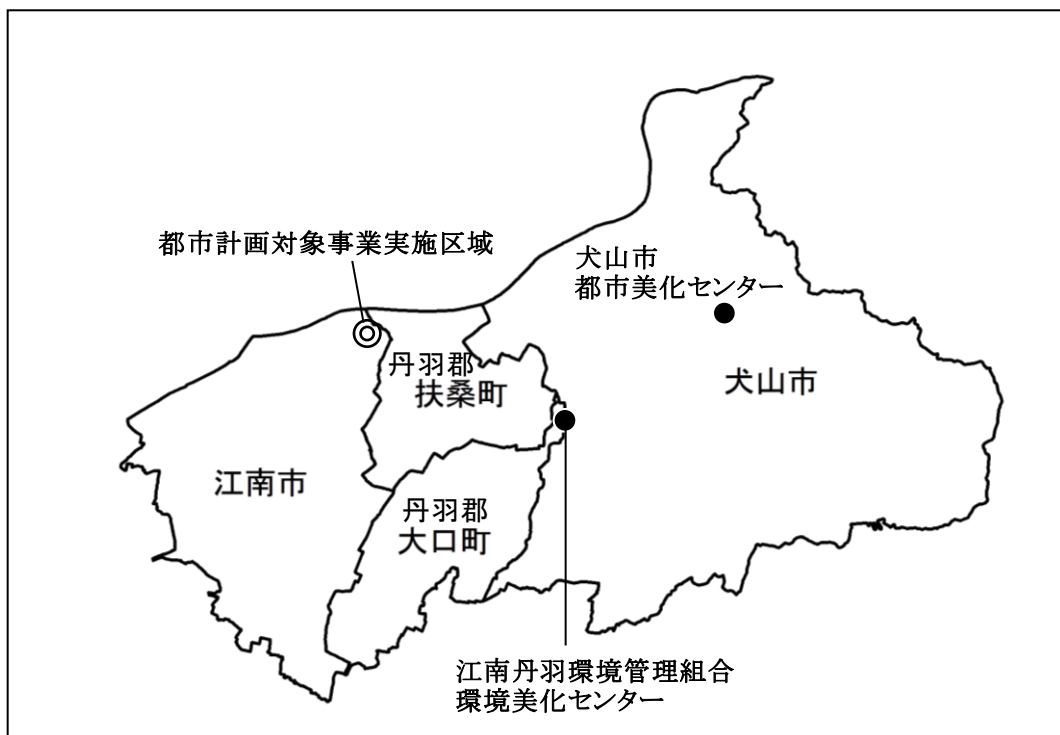


図2.1.1 既存施設の位置

2.1.3 建設地の決定経緯

国や県のごみ処理広域化の方針を受けて、これまで尾張北部地域の関係市町では広域のごみ焼却施設の候補地の検討を行ってきた。尾張北部ブロックを構成する4市2町（犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町）では、平成13年8月に犬山市塔野地地区を候補地として選定し、平成15年2月には犬山市善師野地区を再選定したが、どちらも地元調整が難航したため断念している。

その後、尾張北部ブロックは平成17年11月に、当面、第1小ブロック（2市2町）と第2小ブロック（小牧市及び岩倉市）の2つの小ブロックに分け、それぞれ施設を建設することとし、平成22年5月には、2市2町で構成する第1小ブロック会議で犬山市池野地区を候補地として選定したが、地元調整が難航し、凍結状態となった。

そのような中、既存の両施設も稼働後30年以上経過し、老朽化への対応も必要で先送りできない状況もあったことから、建設地については、平成24年10月の第1小ブロック会議において、江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、その後、江南市において候補地の選定がなされている。

江南市による候補地の選定にあたっては、市内の3ヘクタール以上の一団となったエリアとして抽出された5つの候補地について、一定の評価基準に基づき、評価がなされている。

江南市による候補地の評価基準を表2.1.2に、評価結果を表2.1.3に、候補地の位置を図2.1.2に示す。

表2.1.2 江南市による評価基準

評価項目		評価基準		
		○	△	×
基本要素	敷地面積の確保	4 ha以上の整形地が確保できる	3 ha以上4 ha未満の整形地が確保できる	3 ha未満の整形地が確保できる
	アクセスのしやすさ	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続している	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に近接している	主要道路(国道、県道、都市計画道路)に接続・近接していない
重要要素	用地確保のしやすさ	地権者が少なく土地取得が容易である	地権者はまあまあ多いが、土地取得はなんとか可能である	地権者が非常に多く土地取得が困難である
	近くの住居の少なさ	周囲500m以内の住宅等が200戸未満である	周囲500m以内の住宅等が200戸以上500戸未満である	周囲500m以内の住宅等が500戸以上である
	運搬経費の安さ	構成市町からの運搬経費が一番安い	構成市町からの運搬経費は中間的なものである	構成市町からの運搬経費が他に比べて極めて高い
参考要素	学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がない	—	周囲500m以内に学校、病院、保育所、老人福祉施設等がある
	搬入道路における集落等の通過	集落等を通さず施設に搬入が可能	施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する	施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する
	行政計画とのつりあい	土地利用構想、土地利用計画上支障がない	土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障でない	土地利用構想、土地利用計画上著しい支障がある
	土地造成のしやすさ	地形等による構造上の支障がなく、土地造成が容易である	地形上の問題により造成上の開発投資が必要である	急峻な地形等により土地造成が困難である
	土地利用の現況	現在のところ土地はほとんど利用されていない	—	現在のところ土地の多くが他の目的(田、畑等)に利用されている

表2.1.3 江南市による評価結果

評価項目			中般若町北浦		宮田町河沼		五明町福森		曾本町二子前		小折町八反畑	
			評価	得点	評価	得点	評価	得点	評価	得点	評価	得点
基本要素	○: 5点 △: 3点 ×: 1点	敷地面積の確保	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5
		アクセスのしやすさ	○	5	△	3	○	5	△	3	△	3
重要要素	○: 10点 △: 6点 ×: 2点	用地確保のしやすさ	△	6	△	6	△	6	△	6	△	6
		近くの住居の少なさ	○	10	×	2	×	2	×	2	△	6
		運搬経費の安さ	○	10	△	6	△	6	△	6	△	6
参考要素	○: 3点 △: 2点 ×: 1点	学校、病院、保育所、老人福祉施設等の有無	×	1	○	3	○	3	×	1	×	1
		搬入道路における集落等の通過	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3
		行政計画とのつりあい	○	3	○	3	○	3	○	3	△	2
		土地造成のしやすさ	△	2	○	3	○	3	○	3	○	3
		土地利用の現況	○	3	○	3	×	1	×	1	×	1
合計得点			48		37		37		33		36	

江南市は平成24年12月の第1小ブロック会議において、評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として提示し、地元（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）の同意を得ることを目的として地元説明会や施設見学会等を実施し、江南市の3地区から同意を得た。

そして、平成28年3月の第1小ブロック会議において、こうした江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定した。



図2.1.2 候補地の位置

なお、候補地の選定は地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されたため、候補地の選定後に計画段階環境配慮書の手続きを実施した。

2.2 都市計画対象事業の内容

2.2.1 都市計画対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年 法律第137号）第8条第1項に規定する
ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業

2.2.2 都市計画対象事業の規模

ごみ焼却施設 処理能力：196 t / 日

2.2.3 都市計画対象事業実施区域の位置

位置：江南市中般若町北浦地内（図2.2.1参照）

面積：約3.0ha

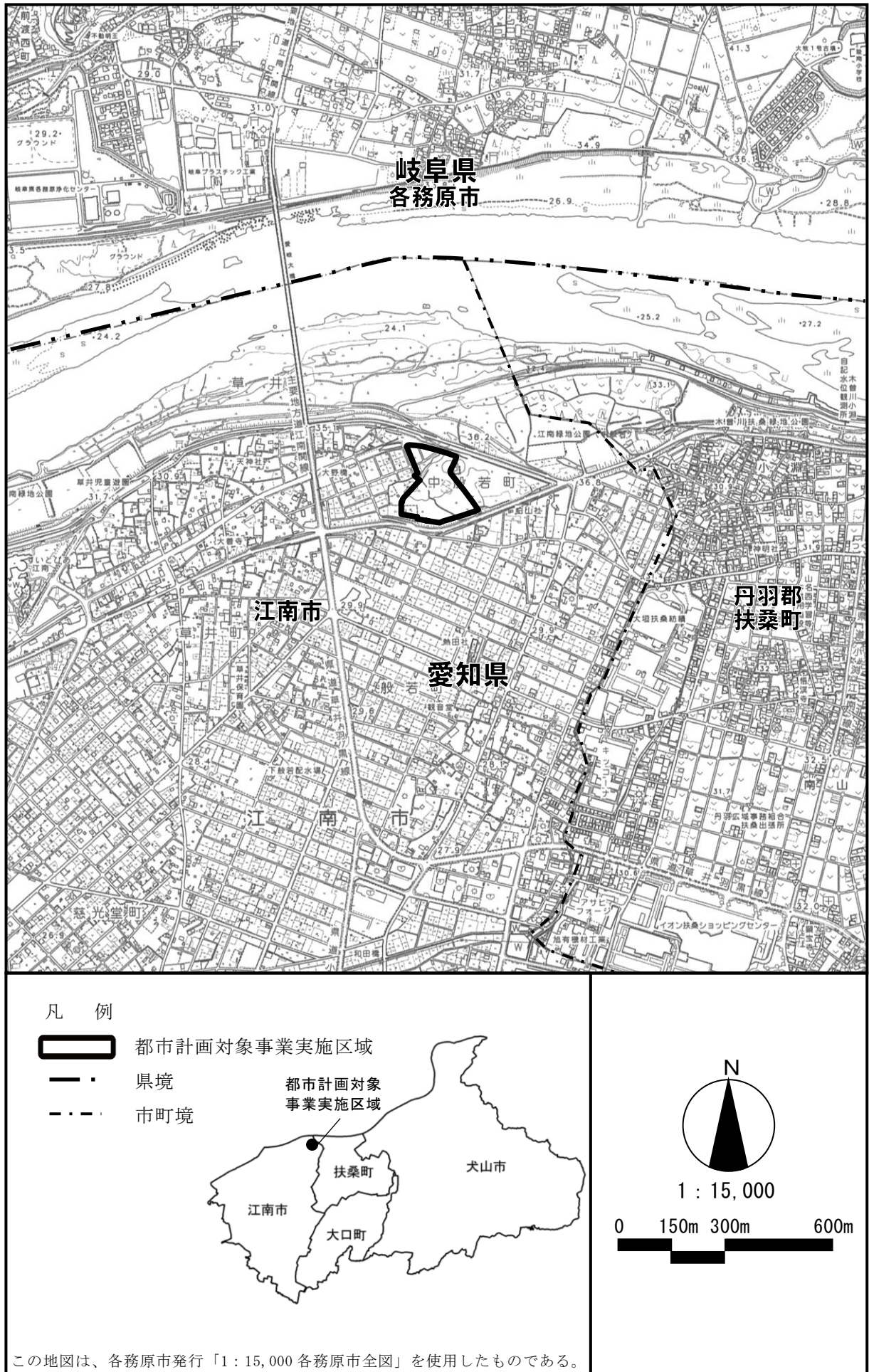


図2.2.1 都市計画対象事業実施区域の位置

2.2.4 都市計画対象事業の諸元

2.2.4.1 ごみ処理施設の諸元

本事業において都市計画対象事業実施区域（以下「事業実施区域」という。）に設置するごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の諸元は表 2.2.1 に、計画ごみ質は表 2.2.2 に示すとおりである。

本事業では、ごみ焼却施設のほかに粗大ごみ処理施設を設置する計画である。

なお、本事業は、PFI 導入可能性調査や令和 2 年 3 月に組合が策定した「ごみ処理施設整備基本設計報告書」（以下「基本設計」という。）での検討結果を踏まえ、可燃ごみ処理施設については DB+0 方式（長期包括運營業務委託方式）※¹、粗大ごみ処理施設では DBM 方式※²とした。

表2.2.1 計画施設の諸元

処理施設	項目	計画諸元
可燃ごみ処理施設	処理能力	196 t / 日（98 t / 日 × 2 炉）
	処理方式	未定（以下の処理方式から決定） ・ ストーカ式焼却炉 + 灰の外部資源化 ・ ガス化溶融炉・シャフト式 ・ ガス化溶融炉・流動床式
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	未定（航空法による高さ制限を受ける。）注 ¹
	運転計画	24 時間連続運転
	エネルギー回収率	19%以上
粗大ごみ処理施設	処理能力	14 t / 日（5 h）
	処理方式	破碎・選別
	運転計画	5 時間運転
稼働目標年度		令和 7 年度（平成 37 年度）

注) 航空法による高さ制限は以下のとおりであり、造成高さにより煙突の高さが異なるため、現段階では未定である。

$$\text{航空法に係る制限高さ} = 45\text{m（水平表面の制限高さ）} + 39.6\text{m（飛行場標点の標高）} = 84.6\text{m}$$

$$\text{設置可能な煙突高さ} = 84.6\text{m（航空法に係る制限高さ）} - \text{（事業実施区域の標高）}$$

※1 DB+0方式（長期包括運營業務委託方式）は公設民営方式の一種で、組合が主体となり、公共資金を用いて、施設の設計・建設を行い、施設の所有権は組合が保持し、その下で運営・維持管理を民間の事業者（特別目的会社（SPC：Special purpose company）または維持管理を行う既存の民間の事業者）に別途発注し、長期間包括的に責任委託する方式である。本事業においては、施設の設計・建設及び運営・維持管理を一括発注・契約することとしている。（契約者について、以下「民間事業者」という。）

※2 DBM方式は公設民営方式の一種で、組合所有の下で新たに施設を整備し、運転は組合が行い、定期整備修繕等の維持管理を長期包括責任委託による一括発注・契約する方式である。

表2.2.2 計画ごみ質

項目	単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
水分	%	56.6	43.3	30.3
可燃分		37.9	50.0	61.9
灰分		5.5	6.7	7.8
単位体積重量	kg/m ³	201.4	178.6	155.8
低位発熱量	kJ/kg	6,000	9,770	13,500

出典：「ごみ処理施設整備基本設計報告書」（令和2年3月 尾張北部環境組合）

2.2.4.2 処理能力の算定

(1) 可燃ごみ処理施設

可燃ごみ処理施設の処理能力は、196 t/日（24h）を計画している。

処理能力については、平成29年2月に策定した「新ごみ処理施設整備計画」（以下「整備計画」という。）及び令和元年度に見直しを行った2市2町のごみ処理基本計画を踏まえ、「基本設計」において以下のとおり算出されている。

① 計画処理量

計画処理量は、「整備計画」及び「基本設計」において、計画施設の稼働目標年度（令和7年度）の可燃ごみ及び粗大ごみ破碎選別可燃残渣（処理後可燃物）の可燃ごみ焼却処理量に、し尿処理施設（愛北クリーンセンター）のし渣及び脱水汚泥並びに災害廃棄物の処理量の推計値を加えて設定している。その算定方法は以下に示すとおりである。

<可燃ごみ焼却処理量>

計画施設で処理を行う可燃ごみ処理量の推計値は、「基本設計」において、各市町の人口推計及びごみ処理基本計画における推計値をもとに、表2.2.3及び図2.2.2に示すとおり算出されている。

可燃ごみ処理量は、計画施設の稼働目標年度である令和7年度に、47,147 t/年で最大になると推計される。また、令和7年度の可燃残渣は2,230 t/年になり、可燃ごみ焼却処理量の合計は49,377 t/年になると推計される。

表2.2.3 人口推計及び可燃ごみ処理量（推計値）

年度	人口（人）	可燃ごみ（t/年）
R1	233,497	49,106
R2	233,336	48,636
R3	232,735	48,157
R4	232,104	47,878
R5	231,470	47,685
R6	230,838	47,345
R7	230,106	47,147
R8	229,374	46,975
R9	228,616	46,887
R10	227,758	46,613
R11	227,001	46,417
R12	226,144	46,232
R13	225,366	46,163

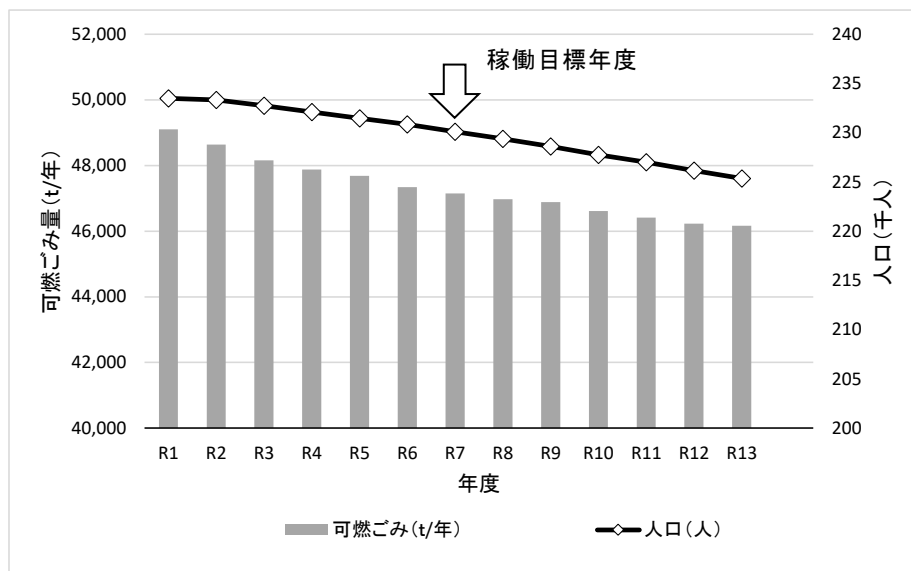


図2.2.2 人口推計及び可燃ごみ処理量（推計値）

<し渣及び脱水汚泥処理量>

し尿処理施設（愛北クリーンセンター）からのし渣及び脱水汚泥の処理量については、し尿処理施設を管理する愛北広域事務組合によると、計画施設の稼働開始後で推計人口が最大となる令和7年度では、2,249 t/年になると推計している。

<災害廃棄物の処理量>

災害廃棄物量（選別後の可燃物）については、「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量（推計値）について」（平成27年7月 愛知県）より、表2.2.4に示すとおり推計されており、2市2町の合計である2,640 tを処理対象とする。なお、この推計値は、南海

トラフ地震を想定して推計されたものである。

この処理対象の災害廃棄物（2,640 t）を3年間で処理することとし、災害廃棄物の処理量は880 t/年になると推計される。

表2.2.4 災害廃棄物量（推計値）

単位：t

市町	選別前		選別後
	災害廃棄物	津波堆積物	可燃物
犬山市	6,494	0	653
江南市	7,760	0	1,016
大口町	4,136	0	391
扶桑町	4,484	0	580
合計	—	—	2,640

<令和7年度における計画処理量>

上記の可燃ごみ、可燃残渣、し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物の年間処理量より算出した、令和7年度における計画処理量は表2.2.5に示すとおりであり、1日あたり143.85 tとなる。

表2.2.5 令和7年度における計画年間処理量（可燃ごみ処理施設）

項目	年間処理量 (t/年)
可燃ごみ	47,147
可燃残渣	2,230
し渣及び脱水汚泥	2,249
災害廃棄物	880
合計	52,506 (143.85 t/日)

② ごみ焼却処理能力

ごみ焼却処理能力は、1日あたりに処理する能力を示し、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」(環境省通知 環廃対発第031215002号 平成15年12月15日)に基づき、次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{処理対象ごみ量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \div \text{調整稼働率 (c)}$$

- a 処理対象ごみ量：143.85 t/日
- b 実稼働率：0.767 (実稼働日数 (365日 - 85日^{注)}) ÷ 365日
注) 補修整備期間 (30日) + 補修点検期間 (15日 × 2回) + 全停止期間 (7日) + 起動に要する日数 (3日 × 3回) + 停止に要する日数 (3日 × 3回)
- c 調整稼働率：0.96
注) 調整稼働率：正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止等のために処理能力が低下することを考慮した係数。

これにより、可燃ごみ処理施設の処理能力は、

$$\begin{aligned} \text{処理能力} &= (143.85 \text{ t/日}) (a) \div ((365 \text{ 日} - 85 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}) (b) \div 0.96 (c) \\ &= 195.36 \text{ t/日 (小数点以下第三位四捨五入)} \\ &\approx 196 \text{ t/日 (小数点以下繰上げ)} \end{aligned}$$

(2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の処理能力は、14 t/日（5 h）を計画している。

計画処理量は、2市2町のごみ処理基本計画における令和7年度の年間搬入量の目標値を踏まえ、「基本設計」において以下のとおり算出されている。

① 計画処理量

令和7年度における計画処理量は、表2.2.6に示すとおりであり、1日あたり7.6 tとなる。

表2.2.6 令和7年度における計画年間処理量（粗大ごみ処理施設）

項 目	年間処理量 (t/年)
粗大ごみ	1,658
不燃ごみ	1,092
合 計	2,750 (7.6 t/日)

② 処理能力

粗大ごみ処理施設の処理能力は、次式で算定する。

$$\text{処理能力} = \text{計画年間日平均処理量 (a)} \div \text{実稼働率 (b)} \times \text{計画月間変動係数 (c)}$$

a 計画年間日平均処理量：7.6 t/日

b 実稼働率：0.685（実稼働日数（365日－115日）÷365日）

c 計画月間変動係数：1.26^{注)}

注) 2市2町の過去5年間における月別搬入量より算出。

これにより、粗大ごみ処理施設の処理能力は、

$$\begin{aligned} \text{処理能力} &= (7.6 \text{ t/日}) (a) \div ((365 \text{ 日} - 115 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}) (b) \times 1.26 (c) \\ &= 13.98 \text{ t/日 (小数点以下第三位四捨五入)} \\ &\approx 14 \text{ t/日 (小数点以下繰上げ)} \end{aligned}$$

2.2.4.3 処理方式の選定

(1) 施設整備の基本方針

ごみ処理施設の整備に関する基本方針は「整備計画」に従い、以下のとおりとする。

- ①迅速、安全、環境にやさしいごみ処理の実現
地域住民の不安を和らげるために、安全で安心なごみ処理施設の建設を実現する。
- ②3Rの拠点として、ゼロ・エミッションを目標とした施設の実現
環境学習機能や情報発信機能の充実により、ごみの減量化並びに再資源化の実現のための啓発促進に寄与する施設とする。
- ③地域との調和を考慮し周辺の生活環境に配慮した地域密着(コミュニティ型)の施設の実現
渋滞対策を含めた周辺の生活環境に対して十分な保全対策を実施し、住民とともに公害を防止、監視するためのシステムを構築するとともに、環境学習機能や情報発信機能を充実するなどし、住民に開かれた施設とする。
- ④ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に回収し、積極的に再利用できる施設の実現
単にごみを焼却処理し減容化するにとどまらず、積極的、効率的な余熱利用を行うことにより、サーマルリサイクルを実現する。
- ⑤ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築
ごみ処理後の残渣のリサイクル先の確保について十分な調査、検討を行い、ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムを構築する。
- ⑥公平性を基本とした運用・費用分担の構築
新ごみ処理施設の建設、運営にあたっては、公平性を基本とした運用と費用負担の方法を構築する。
- ⑦最終処分量を極力削減する施設の実現
ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築とあわせて、最終処分量を極力削減する施設の実現を目指す。
- ⑧経済性に優れた施設の実現と運営
建設費及び維持管理費を含めた、ライフサイクルコストでの経済性に優れた施設を目指す。

(2) 処理方式選定の経緯

処理方式の選定については、「広域化実施計画」において7つの処理方式を検討対象とし、そのうちの1つは「ストーカ式等(従来型)」としていた。その後、「整備計画」の策定にあたり平成22年7月に第1小ブロック会議が設置した「新ごみ処理施設整備検討委員会」において、従来型の方式のうち、近年の採用はストーカ式と流動床式の2方式が一般的であることを踏まえ、従来型はこの2方式を検討対象とし、以下の8つの処理方式に整理し直したうえで比較検討を行うこととした。

- ①ストーカ式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理
- ②流動床式焼却炉+灰溶融又は灰の外部処理
- ③ガス化溶融炉・シャフト式
- ④ガス化溶融炉・流動床式
- ⑤ガス化溶融炉・キルン式

⑥ガス化熔融炉・ガス化改質式

⑦炭化炉方式

⑧バイオガス化方式＋ストーカ式等（従来型）＋灰熔融又は灰の外部処理

平成28年10月の第2回検討委員会において、技術の成熟度、処理の安定性の面から、比較的採用実績の多い「①ストーカ式焼却炉＋灰熔融又は灰の外部処理」、「②流動床式焼却炉＋灰熔融又は灰の外部処理」、「③ガス化熔融炉・シャフト式」、「④ガス化熔融炉・流動床式」の4つの処理方式に絞り込み、平成29年2月に「整備計画」を策定した。

さらに、平成30年4月に組合が設置した「ごみ処理方式検討委員会」において、プラントメーカーにヒアリング調査（平成30年8月依頼、9月提出）を行ったところ、「①ストーカ式焼却炉＋灰熔融」及び「②流動床式焼却炉＋灰熔融又は灰の外部処理」については、提案がなかった（プラントメーカーにおいて当該事業における諸条件を勘案した結果、最も適切な処理方式とされなかった）こと、新設が少ないことから選定の対象から除外することとした。

また、「①ストーカ式焼却炉＋灰の外部処理」の灰の外部処理については、基本方針において、「ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築」、「最終処分量を極力削減する施設の実現」が基本方針として定められていることに基づき、資源化業者へのアンケート調査により焼却灰等の全量資源化の長期的な受入れが可能であることが確認できたため、「灰の外部資源化」とすることとした。

これらの状況及び「ごみ処理方式検討委員会」において、ごみ処理の技術的には特定の処理方式に優位性はないと評価されたことを踏まえ処理方式は、「①ストーカ式焼却炉＋灰の外部資源化」、「③ガス化熔融炉・シャフト式」、「④ガス化熔融炉・流動床式」の3方式から選定を行うものとして、平成31年2月の組合議会全員協議会にて公表した。

各処理方式の処理フローは、図2.2.3(1)～(3)に示すとおりである。

(3) 処理方式の選定の考え方

処理方式については、これまで1つの方式に選定して入札する方法が多く採られてきたが、競争性の向上と優れた事業者提案の採用という観点から複数の方式で入札を行い、選定自体を競争的に行うことが最適であると考えられる。

したがって、組合が行うごみ処理方式の選定にあたっては、基本方針を踏まえ、品質面、機能面、環境面、経済面及び地域性などの条件を整理し、工事発注のための要求水準を定め、上記3方式について総合的な評価を行うものとする。

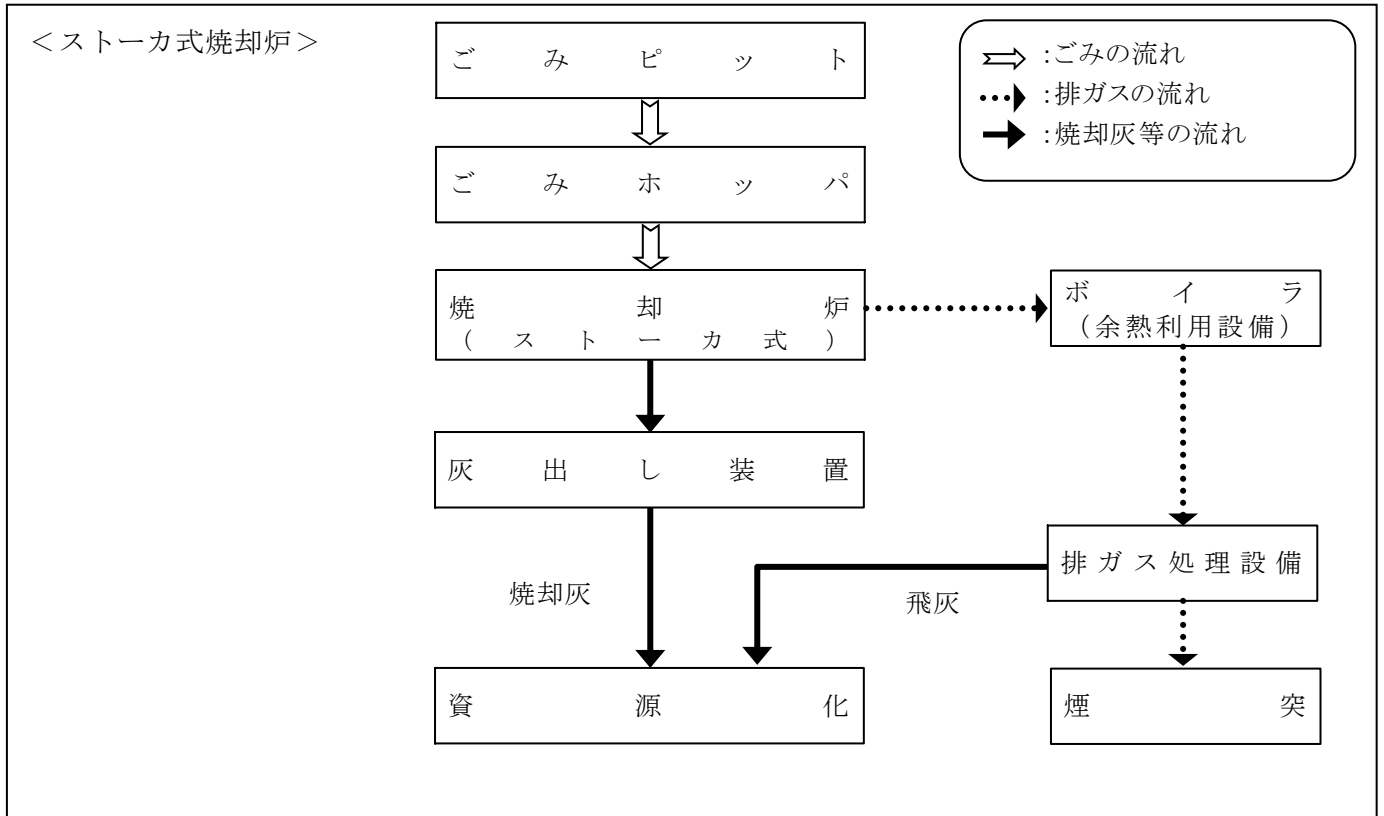


図 2.2.3(1) ストーカ式焼却炉の基本フロー

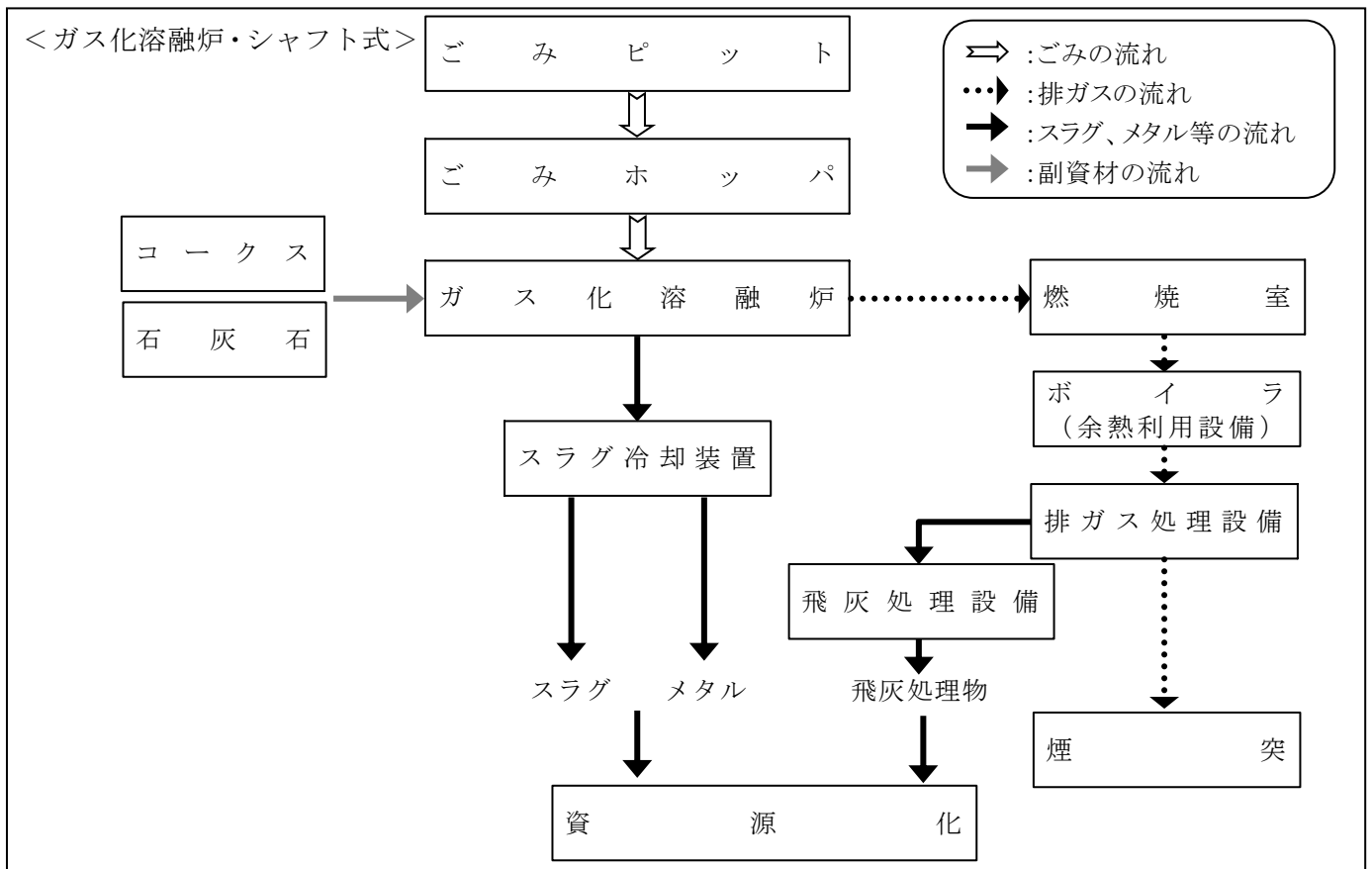


図 2.2.3(2) ガス化溶融炉・シャフト式の基本フロー

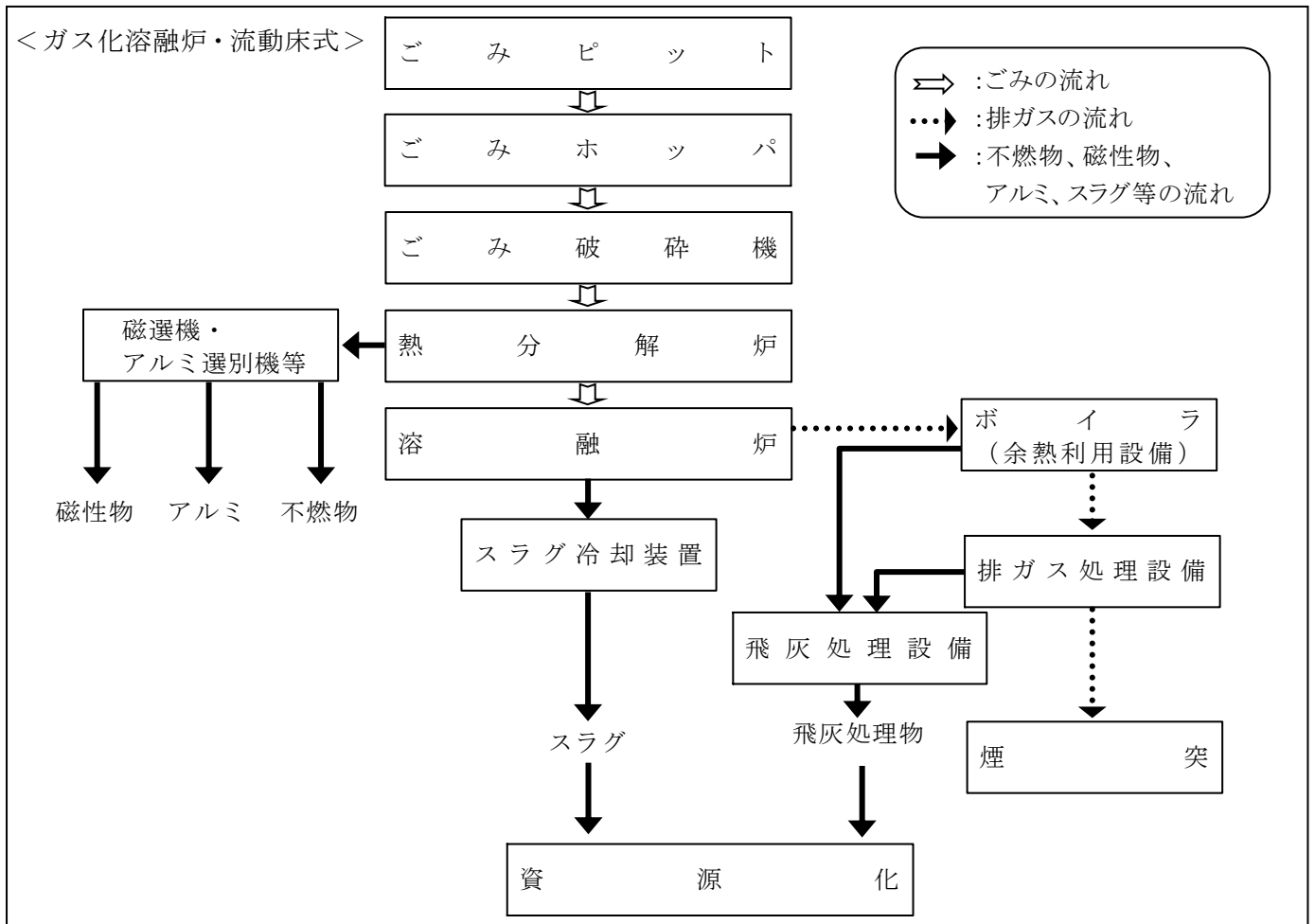


図 2.2.3(3) ガス化溶融炉・流動床式の基本フロー

2.2.4.4 建設計画

計画施設の施設配置図は図 2.2.4 に、断面図は図 2.2.5 に、立面図は図 2.2.6 に示すとおりである。

「木曽川水系洪水浸水想定区域図」（平成 28 年 12 月 木曽川上流河川事務所）において事業実施区域は浸水想定区域に指定されており、浸水対策として、計画地盤高さを T.P.31m 以上とするほか、防水扉や防水シャッター等を整備する計画である。

なお、本事業では事業方式を可燃ごみ処理施設については DB+0 方式、粗大ごみ処理施設については DBM 方式としたことから、民間事業者へ設計・建設を性能規定により一括発注することとなり、実際の施設の配置・構造、造成高さ等は事業者との契約締結後に確定することとなる。

したがって、計画施設の建設計画については、組合が令和 2 年 3 月に策定した計画施設に係る仕様条件や事業手法等を示す「基本設計」において設定したものをを用いて環境影響の予測・評価を行った。

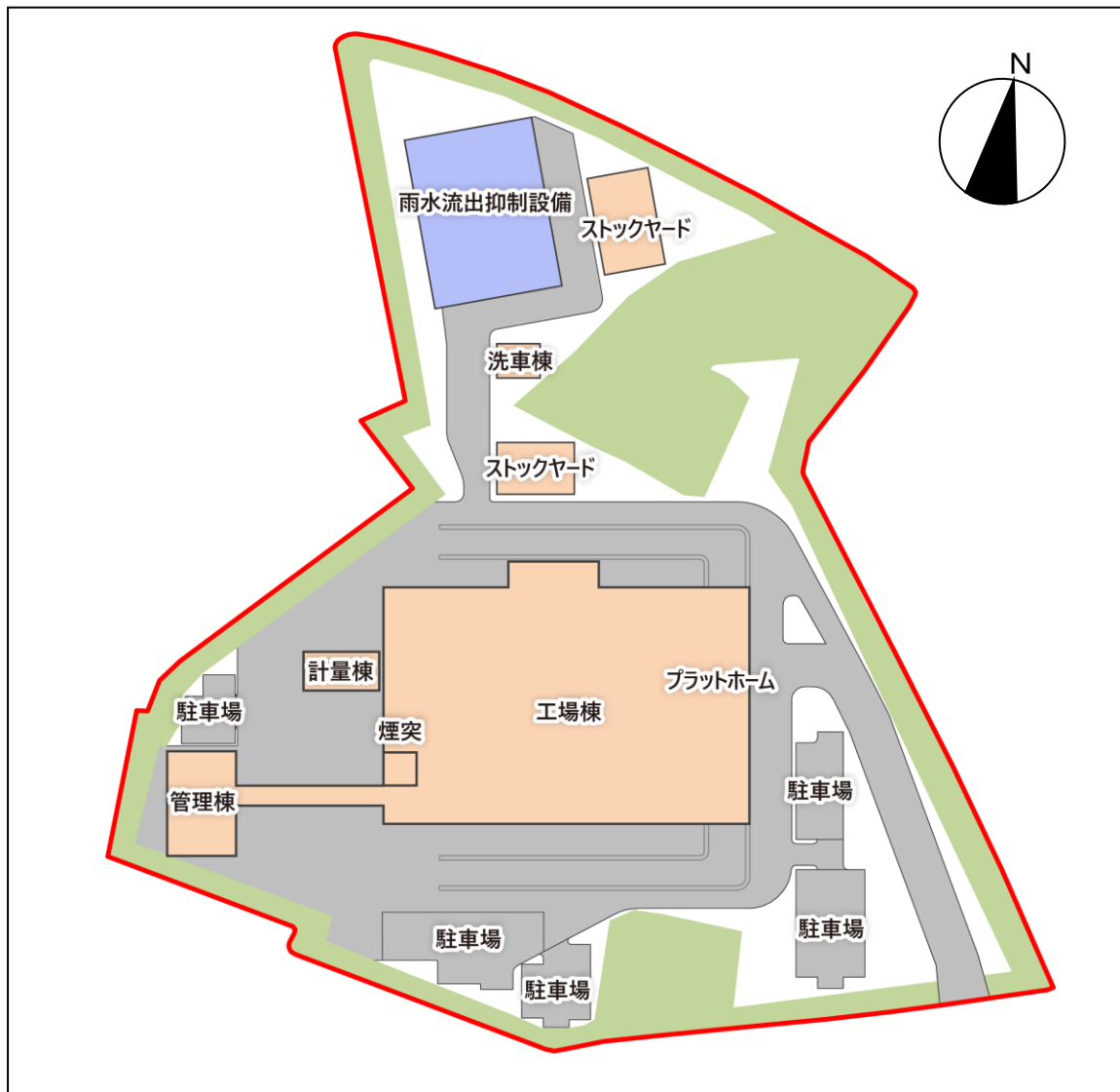


図2.2.4 施設配置図

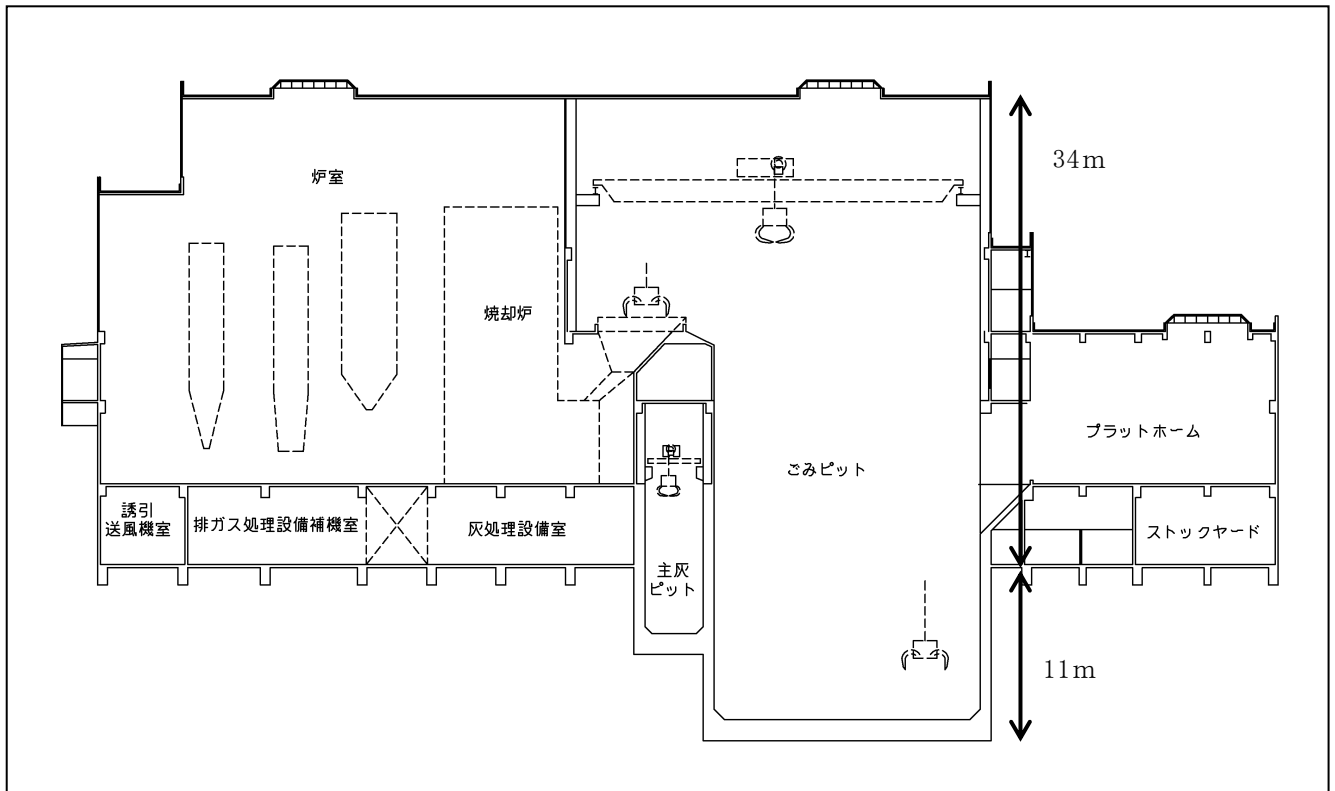


図2.2.5 断面図

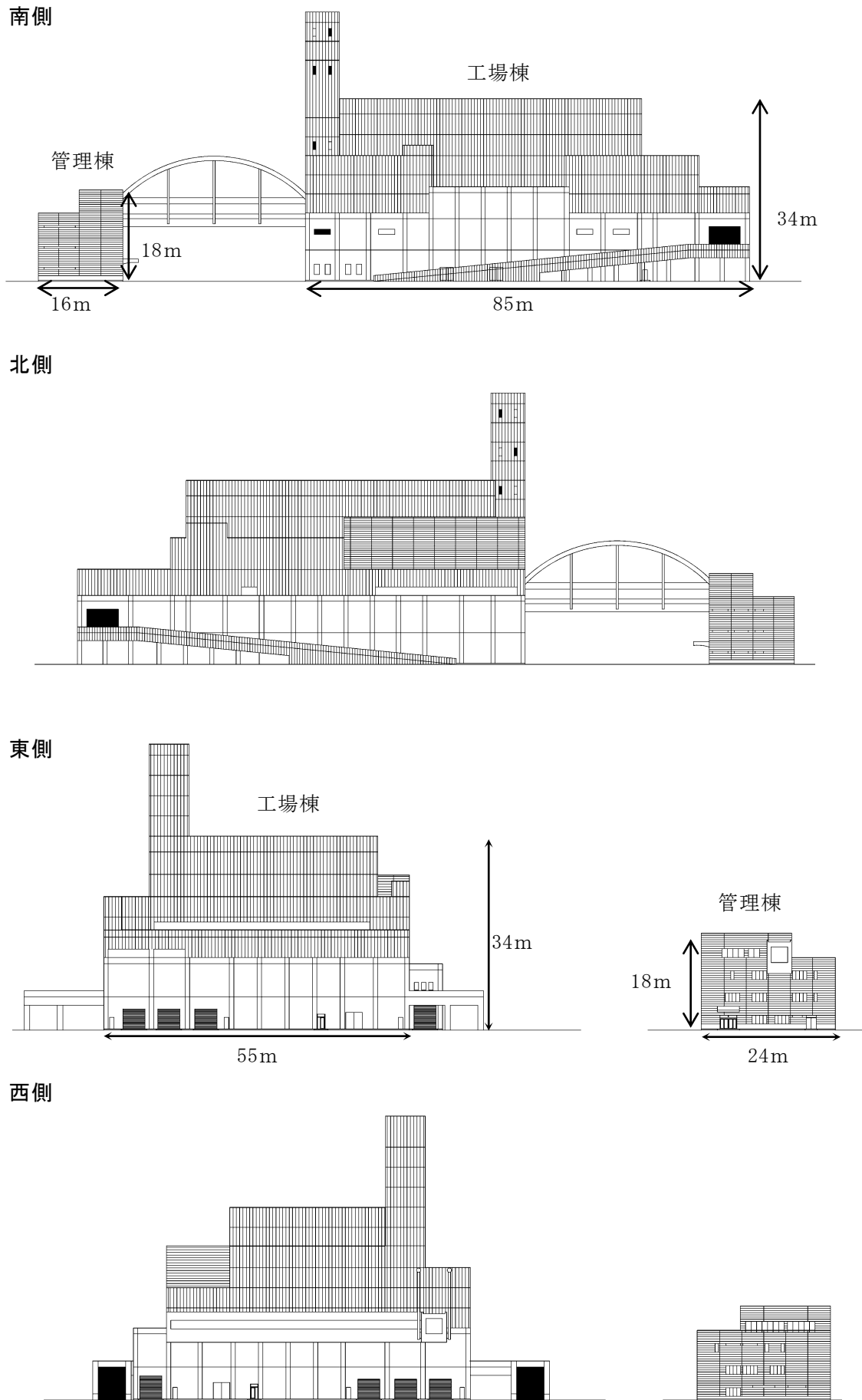


図2.2.6 立面図

2.2.4.5 公害防止基準

計画施設における公害防止に係る自主規制値は、表2.2.7に示すとおりである。

本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、排出ガス、悪臭、騒音、振動について大気汚染防止法等の規制基準値に比べ、より厳しい値を自主規制値として設定した。自主規制値の設定にあたっては地元地区（江南市中般若区、草井区、般若区、扶桑町山那区、小淵区、南山名区）とそれぞれ公害防止協定を締結した。また、施設供用時には協定の遵守の履行を確認するための組織として、公害防止委員会を設置する計画である。

表2.2.7 公害防止に係る自主規制値等

項目	単位	自主規制値 ^{注3)}	計画施設に係る法令等による規制基準値	＜参考＞ 既存施設の自主規制値及び規制基準値				
				犬山市都市美化センター		江南丹羽環境管理組合 環境美化センター		
				^{注3)} 自主規制値	法規制値	^{注3)} 自主規制値	法規制値	
排出ガス ^{注1)}	硫黄酸化物(SO _x)	ppm	10	— (K値=9.0)	100	K値=9.0	—	K値=9.0
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	25	250	—	250	—	250
	塩化水素(HCl)	ppm (mg/m ³ _N)	10 (16)	430 (700)	—	(700)	—	(700)
	ばいじん	g/m ³ _N	0.01	0.04	0.05	0.15	0.02	0.15
	水銀 ^{注2)}	μg/m ³ _N	30	30	—	50	—	50
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	0.01	0.1	—	5	1	5
騒音 ^{注5)}	昼 (8時～19時)	dB	50	60	55	60	—	60
	朝・夕 (6時～8時、 19時～22時)	dB	50	55	—	55	—	55
	夜 (22時～翌6時)	dB	50	50	45	50	—	50
振動 ^{注5)}	昼間 (7時～20時)	dB	55	65	—	65	—	65
	夜間 (20時～翌7時)	dB	55	60	—	60	—	60
悪臭 ^{注5)}	臭気指数 (敷地境界)	—	13	18	—	12	10	18
	臭気指数 (気体排出口) ^{注6)}	—	※	※	—	※	—	※
	臭気指数 (排水)	—	27	34	—	28	—	34

注1) 排出ガス濃度は酸素濃度12%換算値。

注2) 大気汚染防止法の改正に伴い、平成30年4月1日より廃棄物焼却炉から排出される水銀について、排出基準が定められた。

注3) 自主規制値は、法令とは別に自主的に規制を設けている値である。

注4) ばいじん、ダイオキシン類、水銀の規制基準値は施設の設置年により設定されるため、既存施設と計画施設では規制基準値が異なる。

注5) 悪臭、騒音及び振動の規制基準値は用途地域の定めにより規制地域が区分されるため、各既存施設と計画施設では規制基準値が異なる。

注6) ※は、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値を用いることを示す。

2.2.4.6 排ガス処理計画

本事業における排ガスの処理計画は、表2.2.8に示すとおりである。

自主規制値を遵守できる最新・最善の排ガス処理設備を備えた施設を整備する計画である。

表2.2.8 排ガス処理計画

項 目		内 容		
排ガス処理設備 ^{注1)}		硫黄酸化物、 塩化水素除去設備	乾式法	
		窒素酸化物除去設備	触媒脱硝法または無触媒脱硝法+ 触媒脱硝法を基本とする	
		ばいじん除去設備	ろ過式集じん器	
		水銀除去設備、 ダイオキシン類	ろ過式集じん器+活性炭吹き込み	
排出ガス諸元	湿り排出ガス量 ^{注2)}	最大 約23,900m ³ _N /時		
	乾き排出ガス量 ^{注2)}	最大 約19,800m ³ _N /時		
	煙突高さ	未定（航空法による高さ制限を受ける。） ^{注3)}		
	煙突形状	外筒1本、内筒各炉1本		
	排出ガス濃度 ^{注4)} (酸素濃度 12%換算値)	硫黄酸化物	10ppm以下	
		ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下	
		窒素酸化物	25ppm以下	
塩化水素		10ppm以下		
ダイオキシン類		0.01ng-TEQ/m ³ _N 以下		
	水銀	30μg/m ³ _N 以下		
排出ガスの流れ				
<pre> graph RL A[ごみ] --> B[受入供給設備] B --> C[燃焼設備] C --> D[燃焼ガス冷却設備] D --> E[排ガス処理設備] E --> F[煙突] F --> G[排気] </pre>				

注1) 現時点で想定される処理設備である。

注2) 1炉当たりのガス量。

注3) 航空法による高さ制限は以下のとおりであり、造成高さにより煙突の高さが異なるため、現段階では未定である。

$$\text{航空法に係る制限高さ} = 45\text{m (水平表面の制限高さ)} + 39.6\text{m (飛行場標点の標高)} \\ = 84.6\text{m}$$

$$\text{設置可能な煙突高さ} = 84.6\text{m (航空法に係る制限高さ)} - (\text{事業実施区域の標高})$$

注4) 排出ガス濃度は、施設整備の前提となるものであり、いずれの処理方式を採用した場合でもこの値を遵守できるような施設を整備していく。

2.2.4.7 給排水計画

(1) 給水計画

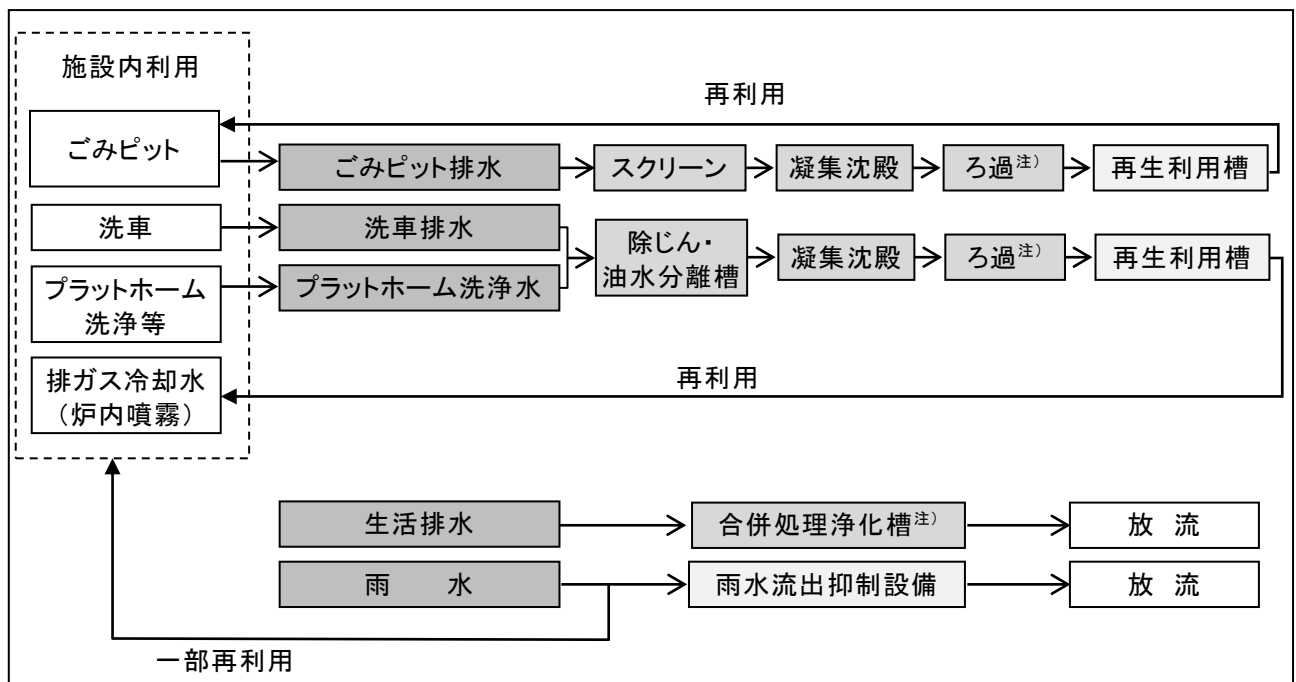
給水は、上水を使用する計画である。

(2) 排水計画

生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するごみピット排水、洗車排水、プラットホーム洗浄水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。

生活排水については合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。また、雨水については、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、生活排水と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。なお、既存の排水路（側溝）は鴨川排水路へ合流しており、排水する雨水等は、最終的には木曾川に放流される。

排水処理のフローは図 2.2.7 に、現段階で計画している排水ルートは図 2.2.8 に示す。



注) 排水の処理に伴い汚泥が発生する。

図2.2.7 排水の処理フロー

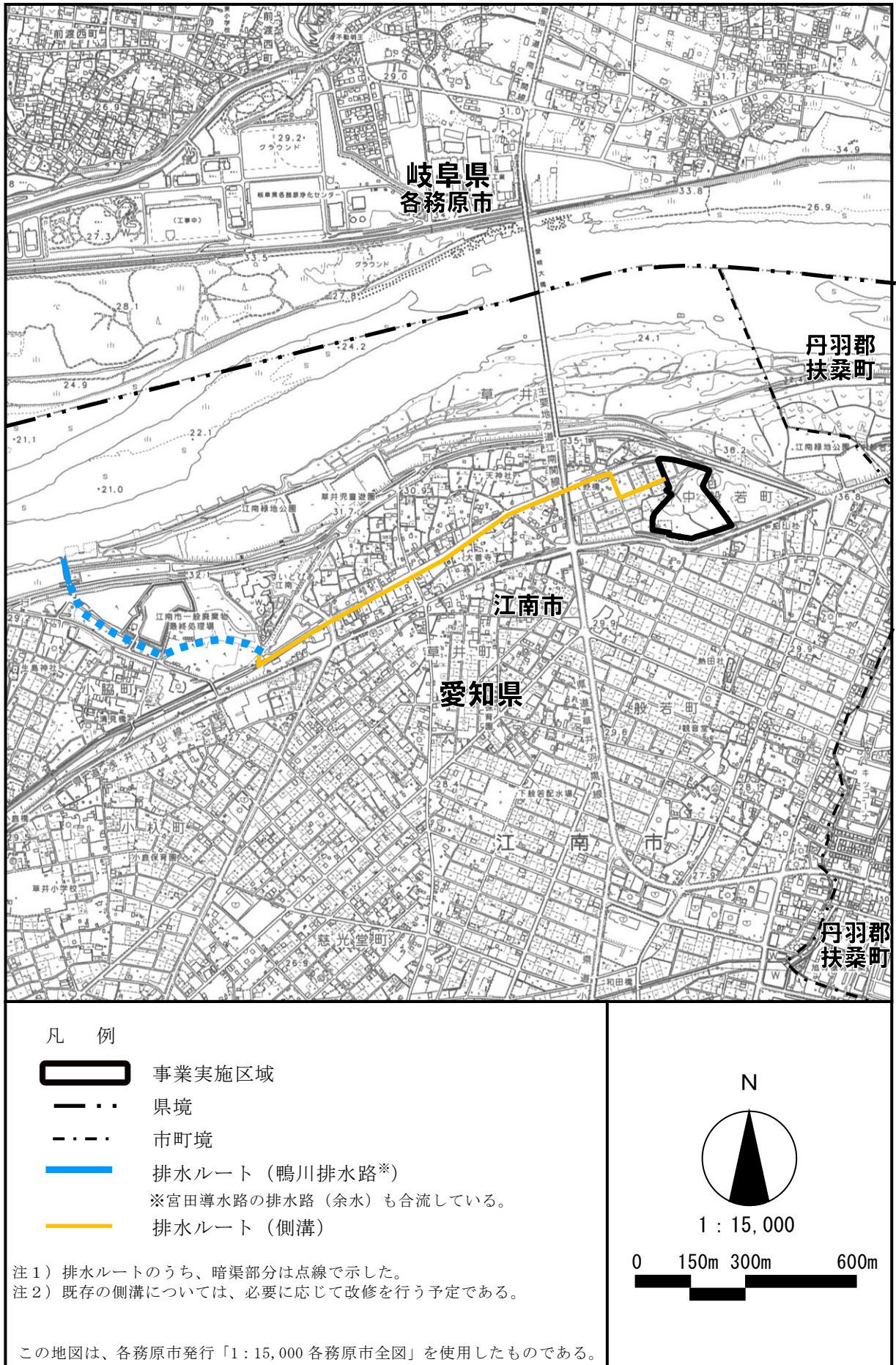


図 2.2.8 排水ルート

2.2.4.8 収集運搬関連

(1) 収集区域

廃棄物の収集区域は、2市2町の全域とする。

(2) 廃棄物運搬車両等の主な走行経路

廃棄物運搬車両等の関係車両の想定される主な走行経路を図2.2.9に示す。

事業実施区域南側の県道浅井犬山線等を利用して、事業実施区域に出入りする計画である。なお、事業実施区域への進入路として、県道浅井犬山線に右折レーンを整備することを予定している。

また、廃棄物運搬車両等の関係車両の台数を表2.2.9に示す。廃棄物運搬車両の運行台数は120台/日程度を想定しており、廃棄物運搬車両の受付時間は月曜日から金曜日の8時30分～17時までと土曜日の8時30分～13時30分までを予定している。

表2.2.9 関係車両の台数

項 目	型 式	台/日	
		大 型	小 型
廃棄物運搬車両	パッカー車	120	—
直接搬入車両	トラック、普通自動車	35	132
合 計	—	155	132

注1) 関係車両の台数は、犬山市都市美化センターと江南丹羽環境管理組合環境美化センターでの実績等をもとに推計した台数である。

注2) このほか、薬品等を搬入する車両や、決定した処理方式に応じて灰搬出車両や飛灰処理物搬出車両等が、1日数台程度走行する。

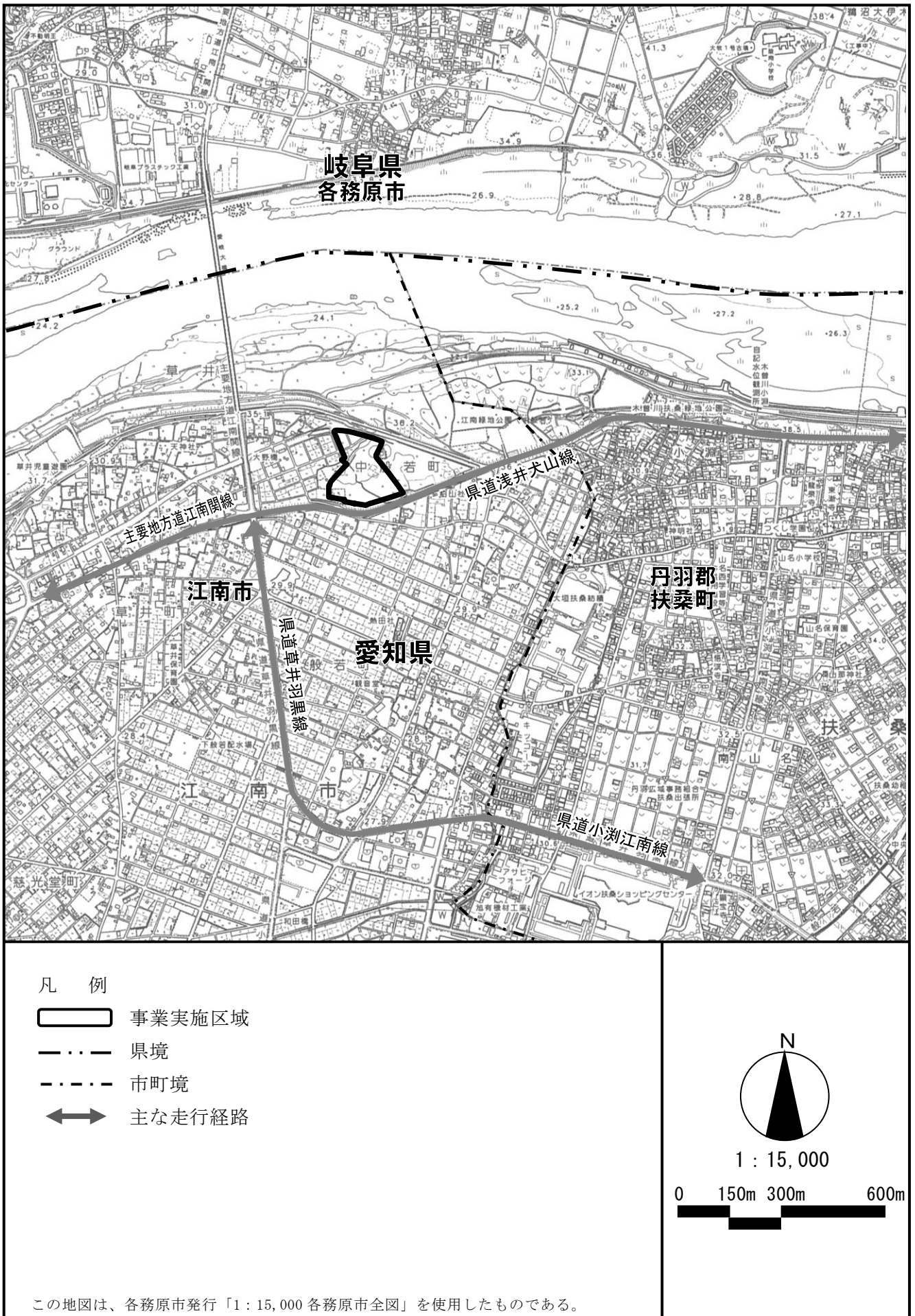


図 2.2.9 関係車両の主要走行経路

2.2.5 都市計画対象事業に係る工事計画の概要

2.2.5.1 工事の概要

本事業における工事工程は、表 2.2.10 に示すとおりである。

本事業の工事着手は令和3年度を予定しており、その後約4年間に渡り工事を実施する予定である。主な工事の工種としては、事業実施区域の造成工事、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定しており、供用開始は令和7年度を予定している。

なお、事業実施区域は現在主に樹林地となっており、既存のごみ処理施設等は存在しないことから、解体撤去工事は生じない。

工事中に発生する濁水は、仮設沈砂池等の設置により濁水対策を実施した後に、供用時と同様に事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画である。

工事中の資材等運搬車両等の主な走行経路は廃棄物運搬車両等と同様であると想定され、図 2.2.9 に示したとおりである。

表2.2.10 工事工程表（予定）

項目		年度				
		令和3年度 (1年目)	令和4年度 (2年目)	令和5年度 (3年目)	令和6年度 (4年目)	令和7年度 (5年目)
造成工事		→				
ごみ処理 施設等 建設工事	杭工事、 山留・掘削工事		→			
	躯体工事			→		
	仕上げ工事 付属棟工事				→	
	プラント設備 工事			→		
	外構工事				→	
試運転					→	
供用						→

2.2.6 事業計画の策定時における環境配慮事項

2.2.6.1 環境保全の配慮に係る検討の経緯

環境配慮事項は、ごみ処理計画等や他の類似事例、既存施設の実績等を踏まえ、建設時の工事に係る事項として、工事中の資材等運搬車両等の対策、建設機械の対策、排水対策、土壌汚染対策及び廃棄物等の対策について検討を行った。

また、供用時の施設の稼働に係る事項として、排ガス対策、廃棄物運搬車両等の対策、施設の騒音、振動及び悪臭対策、排水対策、エネルギー等の有効利用並びに環境啓発について、施設の存在に係る事項として、動植物の生息、生育環境、景観等への配慮について検討を行った。

2.2.6.2 環境保全の配慮の内容

事業実施区域周辺の環境に及ぼす影響を低減するための事業計画の策定時における環境配慮事項は、表 2.2.11(1)～(4)に示すとおりであり、予測・評価の前提条件としている。

表2.2.11(1) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
大気質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・資材等運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用する。 ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減を図るとともに、定期的な調査を実施して、適正に管理する。 ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の発生を防止する。 ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 ・廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・廃棄物運搬車両は、NOx・PM法の車種規制適合車を使用する。

表2.2.11(2) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
騒音及び超低周波音	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・設備機器類については、低騒音型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、騒音の低減に努める。 ・著しい騒音が発生する設備機器類は、騒音の伝搬を緩和させるため、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置する。 ・緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、騒音の伝搬を防止する。 ・低周波音の伝搬を防止するために、設備機器類は壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮する。 ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 ・廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
振動	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・資材等運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。 ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、可能な限り低振動型の建設機械を使用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・振動規制法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・設備機器類については、低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、振動の低減に努める。 ・振動の大きい設備機器は、防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置する。 ・緩衝緑地帯を敷地境界に設置することで、振動の伝搬を防止する。 ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。 ・廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用する。
悪臭	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。 ・廃棄物の保管場所、設備機器類は建屋内への配置を基本とし、搬入や荷下ろし等の作業を屋内で行うことで、臭気の漏洩を防止する。 ・廃棄物運搬車両が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。 ・全炉停止時のごみピット悪臭対策として、活性炭吸着方式の脱臭設備を設置し、悪臭防止に努める。

表2.2.11(3) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
水質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない。 ・生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。 ・雨水は、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、既存の排水路へ放流する。
地盤・土壌	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前の土壌汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査で土壌汚染が判明した場合は、掘削除去等適切に対応する。 ・盛土を行う場合には、必要に応じて地盤改良等の対策を行う。 ・盛土を行う場合には、適切な品質が確保できる良質な盛土材を利用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
地下水の状況及び地下水質	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削にあたり、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない。 ・生活排水は、合併処理浄化槽で処理した後、事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する。 ・雨水は、積極的に施設内で再利用する計画とし、余剰分は雨水流出抑制設備にて貯留した後、既存の排水路へ放流する。 ・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
日照障害	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・日影規制を満足し、周辺への日影の影響が小さくなるよう建築物の配置、形状、高さ等について配慮する。
動物植物生態系	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用する。 ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路へ放流する。 ・コンクリート工事による排水については、仮設沈砂池等に貯留した後、河川の環境基準等を参考に自主的に設定する基準値内になることを確認した上で既存の排水路に放流する。 ・事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 ・粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。 ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界の周辺には緩衝緑地帯を設ける。 ・周辺への日影の影響が小さくなるよう建築物の配置、形状、高さ等について配慮する。

表2.2.11(4) 事業計画策定時の環境配慮事項

環境要素の区分	区分	環境への配慮事項
景観	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。 ・緩衝緑地帯を設け、圧迫感の低減に努める。
人と自然とのふれあいの活動の場	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯の分散化を図り、車両の集中を避ける。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。 ・緩衝緑地帯を設け、圧迫感の低減に努める。 ・車両が短時間に集中することを避けるため、2市2町及び組合で運行計画を策定し、搬入及び搬出時間帯の車両の分散を図る。
廃棄物等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。 ・工事に伴う発生土は可能な限り再利用を図り、残土の発生を抑制する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の供用に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた再資源化方法を検討し、最終的な処分量の低減に努める。
温室効果ガス等	工事中	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、可能な限り低炭素型建設機械を使用する。 ・資材等運搬車両は、低燃費車両を可能な限り使用する。
	供用時	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。 ・廃棄物運搬車両は、低燃費車両を可能な限り使用する。
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理を通じて住民の学習・体験・交流を図り、ごみと環境について理解を深めるとともにごみの排出抑制、リサイクル等の意識啓発を図る。

第3章 都市計画対象事業が実施されるべき 区域及びその周囲の概況

第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況の自然的社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握するにあたっては、図 3.1 に示す範囲（以下「事業実施区域及びその周囲」という。）を基本とし、適宜、調査対象項目により適切な範囲を設定した。

なお、事業実施区域及びその周囲の範囲は事業実施区域から概ね半径 3 km を基本としており、設定にあたっては本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離をもとに、次の点を勘案して設定した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・類似事例（処理能力：200 t / 日～660 t / 日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね 1 km 程度の結果であった。

また、市町村単位で公表されている統計資料等については、愛知県江南市、犬山市、大口町、扶桑町及び岐阜県各務原市の全域を範囲とした。

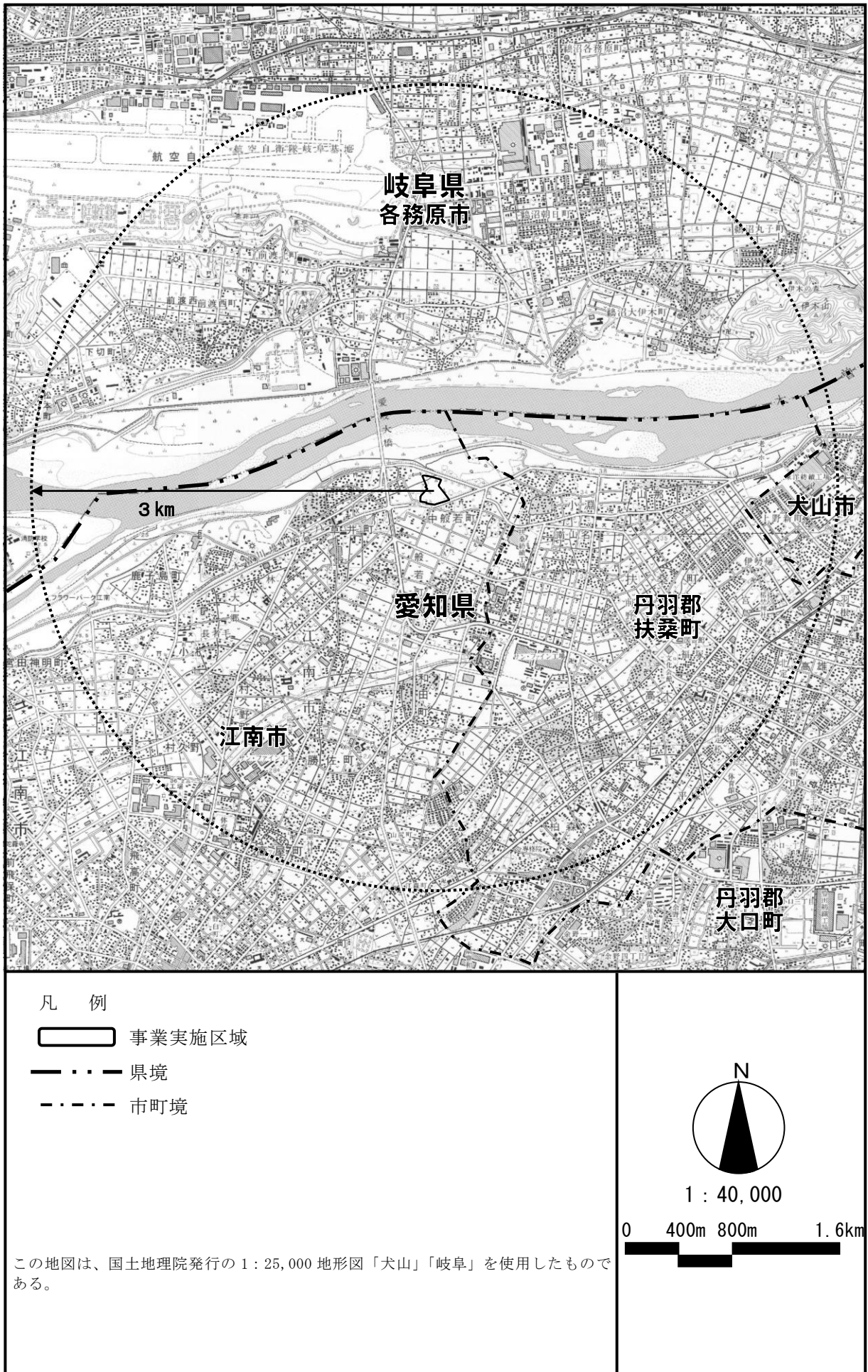


図 3.1 事業実施区域及びその周囲

3.1 自然的状況

3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況

3.1.1.1 気象

事業実施区域の位置する江南市は木曾川左岸扇状地であり、温暖な気候となっている。また、冬季には「伊吹おろし」と呼ばれる冷たい北西風が吹く日が多くみられる。

事業実施区域及びその周囲には気象観測所が存在しないため、事業実施区域から北西約12.5kmの位置にある岐阜地方気象台の観測結果により、気温、降水量及び日照時間を把握した。また、風向・風速については、対象事業実施区域の最寄りの一般環境大気測定局である江南市古知野町測定局の観測結果により把握した。

岐阜地方気象台及び江南市古知野町測定局の位置は図3.1.1に示すとおりである。

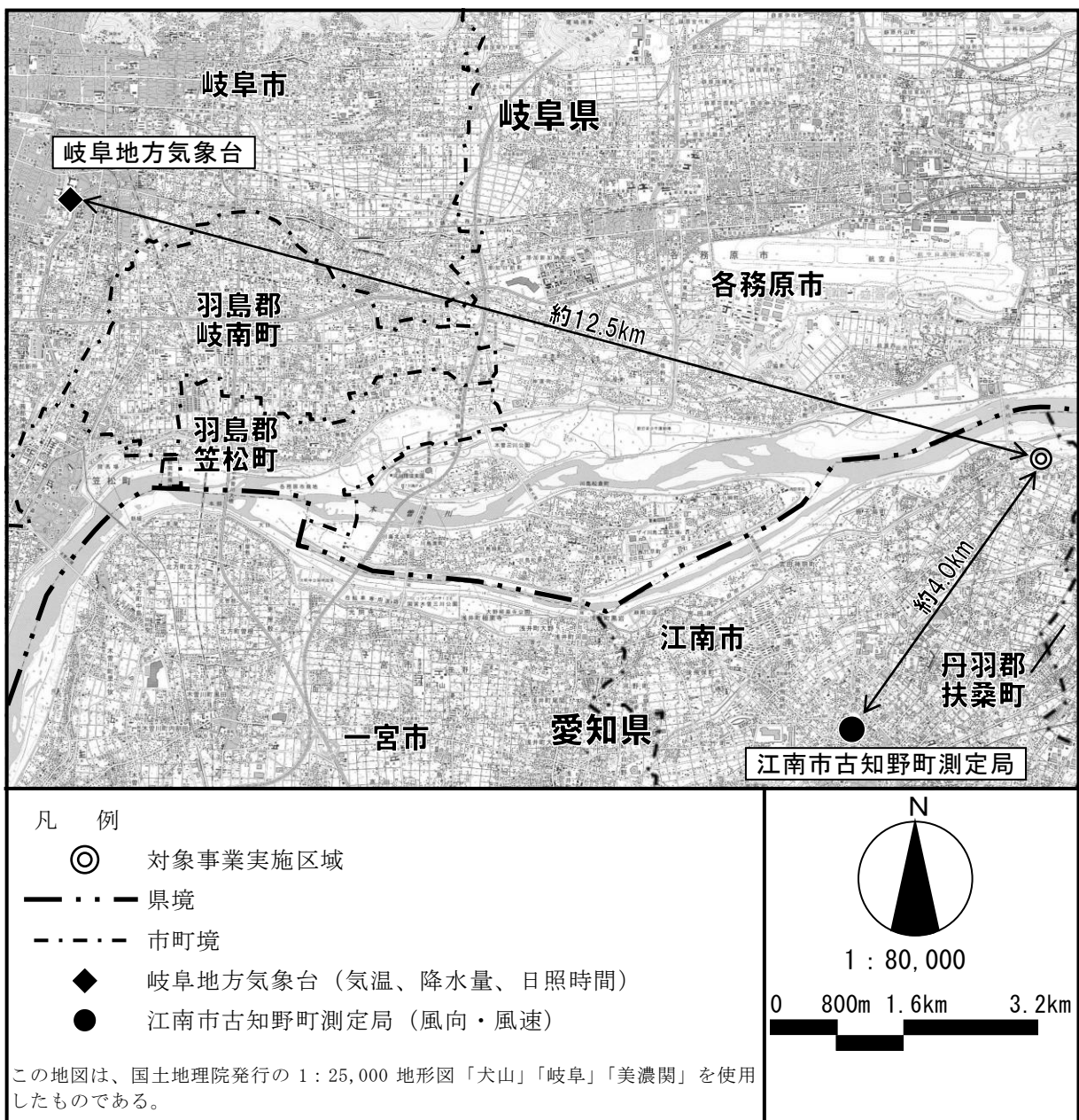


図3.1.1 気象観測地点

(1) 気温・降水量

岐阜地方気象台における平成27～31（令和元）年の月別平均気温は表3.1.1に、月別降水量は表3.1.2に示すとおりである。また、月別平均気温及び降水量の変化は、図3.1.2に示すとおりである。

平成27～31（令和元）年の5年平均値は、年間平均気温が16.6℃であり、月別平均気温は8月が28.8℃で最も高く、1月が4.7℃で最も低くなっている。

また、降水量については、5年平均値は年間降水量が2,000.7mmであり、月別降水量は7月が289.4mmで最も多く、2月が53.7mmで最も少なくなっている。近年は、大型台風の上陸等による降水量の増加がみられている。

表3.1.1 岐阜地方気象台における月別平均気温（平成27～31（令和元）年）

単位：℃

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 平均値
平成27年	4.9	5.5	9.4	15.2	21.3	22.6	26.8	28.2	23.0	18.2	14.2	9.2	16.5
平成28年	5.7	6.3	10.4	15.7	20.6	23.1	27.0	28.9	25.3	19.5	12.6	8.0	16.9
平成29年	4.5	5.0	8.3	14.7	20.6	22.4	28.1	28.1	23.6	18.1	11.4	5.6	15.9
平成30年	3.6	4.4	11.1	16.4	19.9	23.5	29.6	29.8	23.6	18.9	13.9	7.9	16.9
平成31年 (令和元年)	4.9	7.2	9.9	13.9	20.5	23.3	26.2	29.2	26.7	20.3	13.4	8.6	17.0
平均値	4.7	5.7	9.8	15.2	20.6	23.0	27.5	28.8	24.4	19.0	13.1	7.9	16.6

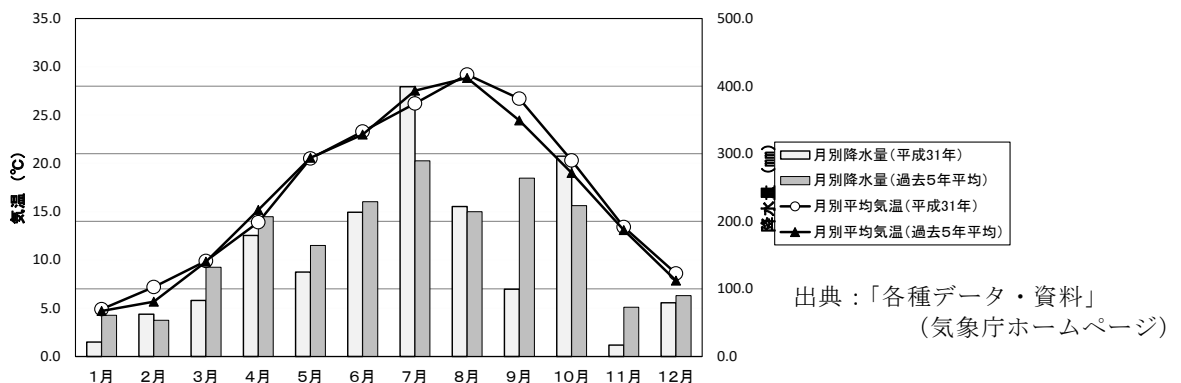
出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表3.1.2 岐阜地方気象台における月別降水量（平成27～31（令和元）年）

単位：mm

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 降水量
平成27年	98.5	36.0	164.5	175.0	132.5	275.5	296.0	388.5	316.5	79.5	169.0	135.0	2,266.5
平成28年	67.5	90.5	107.0	256.0	186.0	271.0	184.5	108.5	352.0	178.0	94.5	92.5	1,988.0
平成29年	51.5	60.5	85.5	180.0	81.0	176.5	247.0	249.0	124.5	513.5	43.5	51.5	1,864.0
平成30年	65.5	19.0	220.5	244.0	297.5	208.5	320.5	103.5	427.5	48.0	40.0	92.5	2,087.0
平成31年 (令和元年)	21.5	62.5	83.0	179.0	125.0	213.5	399.0	222.0	99.5	296.5	17.0	79.5	1,798.0
平均値	60.9	53.7	132.1	206.8	164.4	229.0	289.4	214.3	264.0	223.1	72.8	90.2	2,000.7

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）



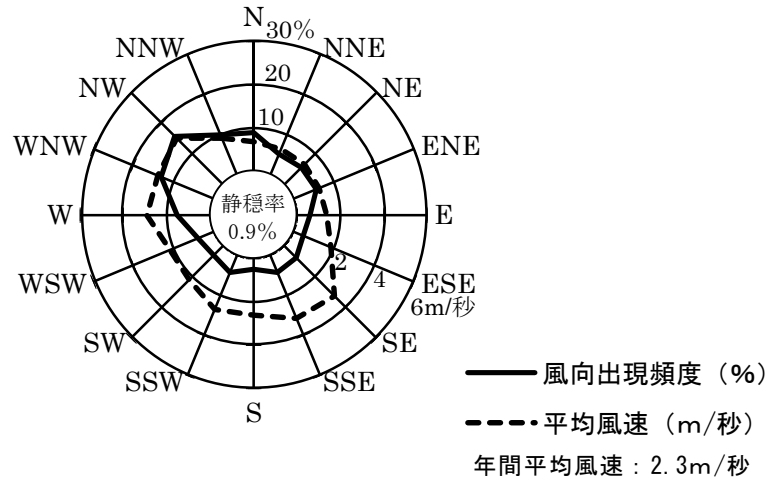
出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図3.1.2 岐阜地方気象台における月別平均気温及び降水量（平成27～31（令和元）年）

(2) 風向・風速

江南市古知野町測定局（一般環境大気測定局）における平成30年度の風配図は図3.1.3に示すとおりである。

平成30年度の風配図をみると風向出現頻度は北西（NW）の風が15.7%と最も多く、年間平均風速は2.3m/秒となっている。



風向	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE
出現頻度 (%)	9.0	5.3	5.5	5.6	3.0	2.3	3.8	4.3
平均風速 (m/秒)	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.9	3.3	3.2
風向	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW
出現頻度 (%)	2.4	4.3	3.0	3.9	7.6	13.1	15.7	10.1
平均風速 (m/秒)	2.6	2.7	2.2	2.2	2.9	2.8	3.0	1.8

注) 静穏 : 0.2m/秒以下。

出典 : 「愛知県大気汚染常時監視結果」(愛知県ホームページ)

図3.1.3 江南市古知野町測定局における風向・風速及び出現頻度（平成30年度）

(3) 日照時間

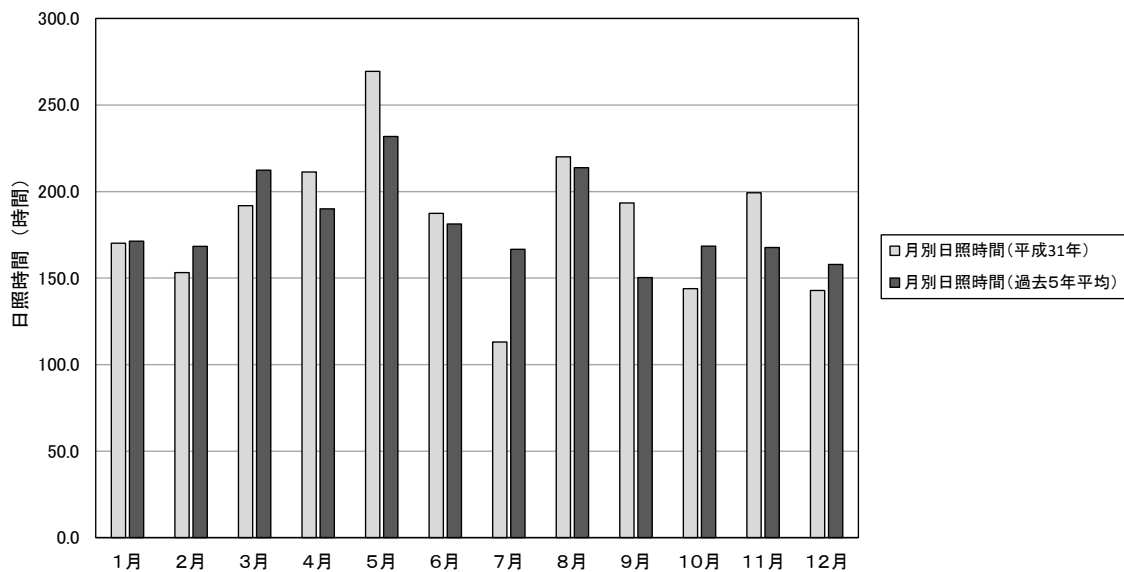
岐阜地方気象台における平成 27～31（令和元）年の月別日照時間は、表 3.1.3 及び図 3.1.4 に示すとおりである。

平成 27～31（令和元）年の 5 年平均値は、年間日照時間が 2,180.2 時間であり、月別日照時間は 5 月が 231.8 時間で最も長く、9 月が 150.2 時間で最も短くなっている。

表 3.1.3 岐阜地方気象台における月別日照時間（平成 27～31（令和元）年）

	単位：時間												年間日照時間
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平成 27 年	158.7	165.8	195.0	162.7	249.2	147.9	144.2	198.2	163.3	242.8	127.7	159.6	2,115.1
平成 28 年	172.9	178.8	229.3	163.0	211.7	158.3	181.8	238.3	102.0	156.3	161.3	180.8	2,134.5
平成 29 年	182.4	169.7	216.6	202.2	221.7	229.5	158.6	167.0	186.5	117.3	159.2	167.0	2,177.7
平成 30 年	172.7	174.3	229.4	211.2	207.1	183.2	235.8	245.6	106.0	181.9	191.1	139.5	2,277.8
平成 31 年 (令和元年)	170.2	153.2	191.8	211.3	269.5	187.4	113.0	220.1	193.4	143.9	199.3	142.8	2,195.9
平均値	171.4	168.4	212.4	190.1	231.8	181.3	180.1	213.8	150.2	168.4	167.7	161.7	2,180.2

注)「」統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80% を基準とする。



出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

図 3.1.4 岐阜地方気象台における月別日照時間（平成 27～31（令和元）年）

3.1.1.2 大気質

事業実施区域及びその周囲の大気質については、半径約3kmの範囲内に大気汚染常時監視測定局が存在しないことから、対象範囲を広げ、図3.1.5に示す範囲に位置する大気汚染常時監視測定局3局（江南市古知野町測定局、犬山消防署測定局、蘇原中央町観測所）における大気質の測定結果を用いて把握した。これらはいずれも一般環境大気測定局である。各測定局における常時監視測定項目は表3.1.4に、各測定局の位置は図3.1.5に示すとおりである。

また、ダイオキシン類については、各務原市内で実施された測定結果を用いた。ダイオキシン類の測定地点は、図3.1.6に示すとおりである。

なお、図3.1.5に示す範囲には、自動車排出ガス測定局、有害大気汚染物質測定地点及び降下ばいじん測定地点は存在しない。

表3.1.4 各測定局における測定項目

県	測定年度	測定局・測定地点	測定項目						事業実施区域からの距離
			二酸化硫黄(SO ₂)	二酸化窒素(NO ₂)	浮遊粒子状物質(SPM)	光化学オキシダント(O _x)	微小粒子状物質(PM _{2.5})	ダイオキシン類	
愛知県	平成30年度	江南市古知野町測定局	—	○	○	○	—	—	約4.0km
		犬山消防署測定局	○	○	○	○	○	—	約4.9km
岐阜県	平成30年度	蘇原中央町観測所 ^{注2)}	○	○	○	○	○	—	約4.3km
		川島市民サービスセンター ^{注3)}	—	—	—	—	—	○	約5.9km
	平成29年度 ^{注1)}	鶉沼市民サービスセンター	—	—	—	—	—	○	約4.2km
		各務原市産業文化センター	—	—	—	—	—	○	約5.0km
	平成28年度 ^{注1)}	そはらふれあいセンター	—	—	—	—	—	○	約5.7km

注1) ダイオキシン類については、同一地点における経年的な測定が行われていないことから、参考として方法書段階で示した平成28、29年度の測定結果もあわせて記載した。

注2) 「蘇原中央町観測所」については、岐阜県が各務原市内に設置している一般環境大気測定局「各務原測定局」であるが、「各務原市における大気環境の現状」(各務原市ホームページ)での整理にあわせ、「蘇原中央町観測所」とした。

注3) 川島市民サービスセンターについては、平成28年度にも測定を実施している。

出典：「平成30年度 大気汚染調査結果」(令和元年6月 愛知県)
「環境報告書 令和元年度版」(令和元年 各務原市)
「環境報告書 平成30年度版」(平成30年 各務原市)
「環境報告書 平成29年度版」(平成29年 各務原市)
「各務原市における大気環境の現状」(各務原市ホームページ)

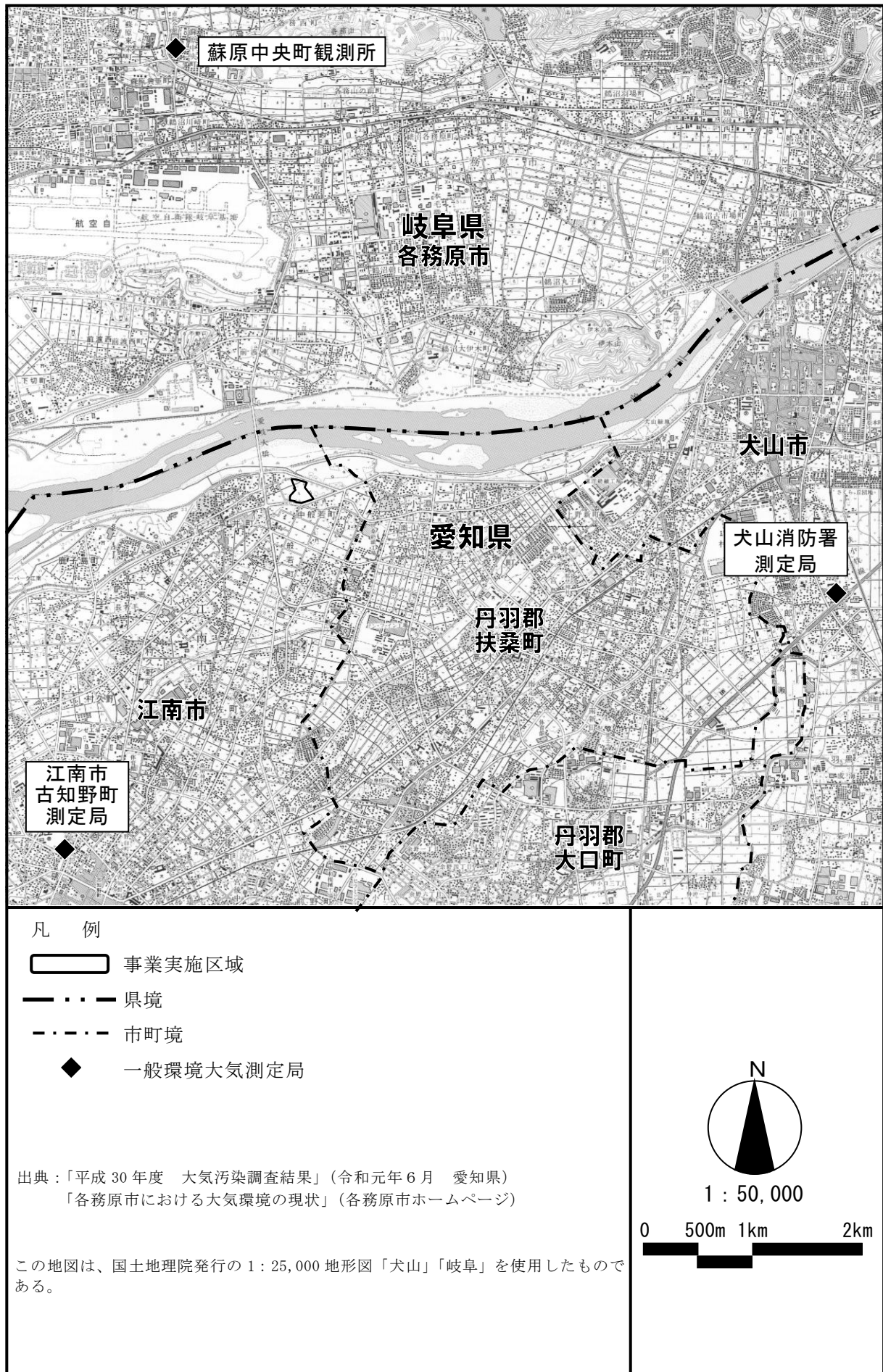


図 3.1.5 一般環境大気測定局の位置

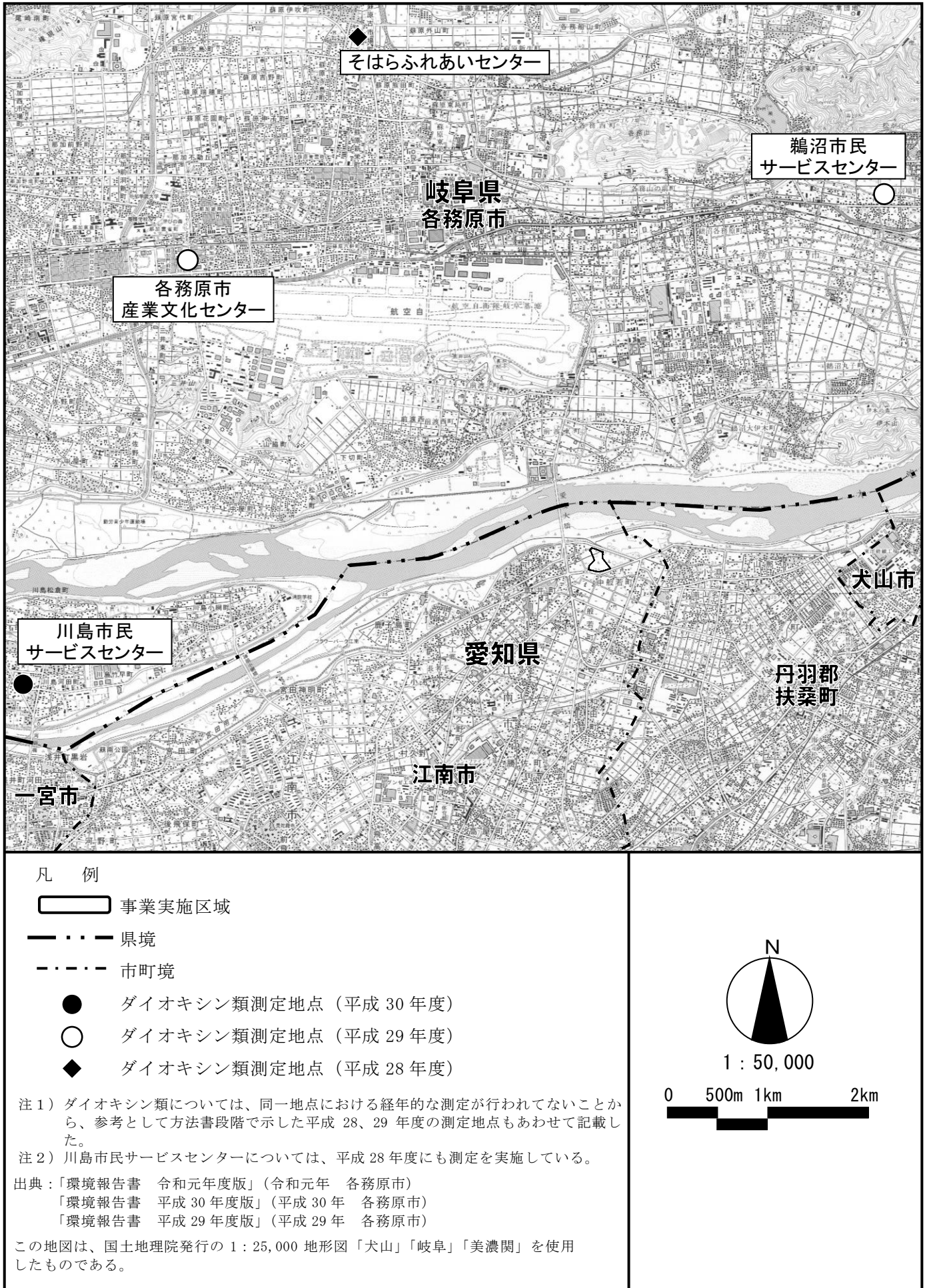


図 3.1.6 ダイオキシン類測定地点

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、二酸化硫黄の平成30年度の測定結果は表3.1.5に、過去5年間の経年変化は図3.1.7に示すとおりである。

平成30年度の測定結果をみると、いずれの測定局においても環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

また、日平均値の2%除外値^{注)}の経年変化をみると、過去5年間においてはいずれの測定局も環境基準（長期的評価）を達成しており、年平均値は概ね横ばいで推移している。

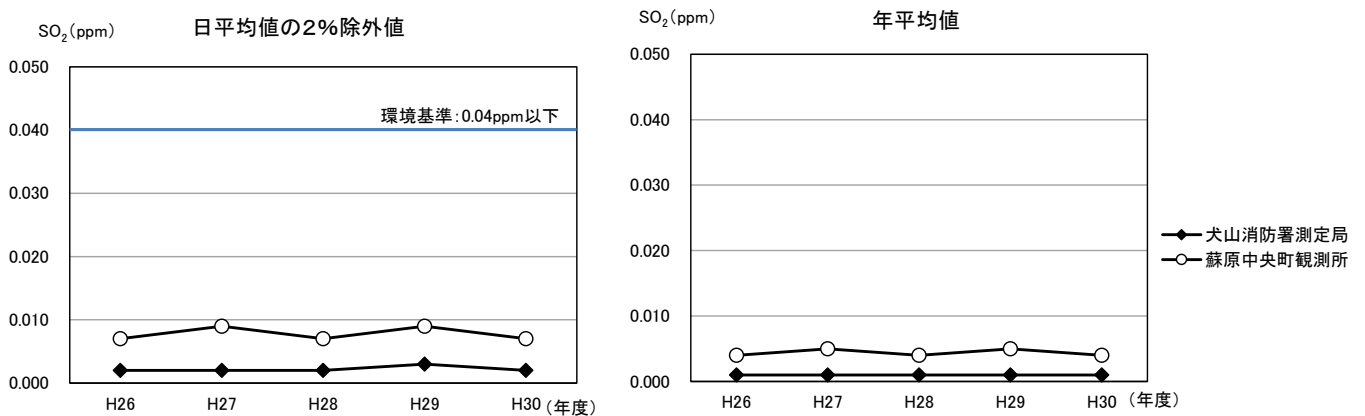
注) 1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。

表 3.1.5 二酸化硫黄の測定結果（平成30年度）

測定局	年平均値 (ppm)	短期的評価				長期的評価		環境基準との比較 ^{注)} (達成○・非達成×)
		1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを連続して超えた日数とその割合		日平均値の2%除外値	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	
		(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有×・無○)	
犬山消防署測定局	0.001	0	0.0	0	0.0	0.002	○	○
蘇原中央町観測所	0.004	0	0.0	0	0.0	0.007	○	○

注) ○は長期的評価による環境基準（日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと）達成局。

出典：「平成30年度 大気汚染調査結果」（令和元年6月 愛知県）
「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）



出典：「平成26年度～平成30年度 大気汚染調査結果」（愛知県）
「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）

図 3.1.7 二酸化硫黄の経年変化

(2) 二酸化窒素 (NO₂)

事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、二酸化窒素の平成30年度の測定結果は表3.1.6に、過去5年間の経年変化は図3.1.8に示すとおりである。

平成30年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（長期的評価）を達成している。

また、日平均値の年間98%値^{注)}の経年変化をみると、過去5年間ににおいてはすべての測定局で環境基準を達成しており、年平均値は概ね横ばいで推移している。

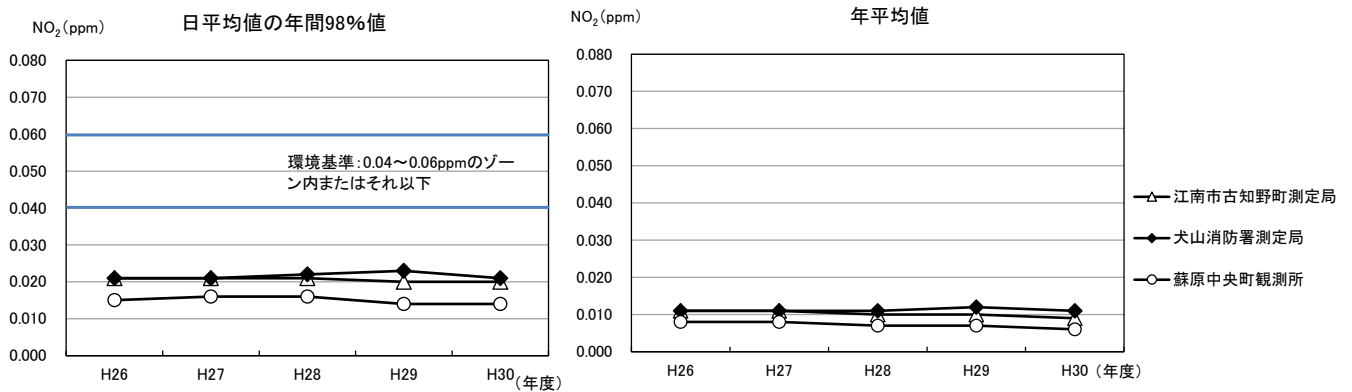
注) 1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値。

表 3.1.6 二酸化窒素の測定結果 (平成30年度)

測定局	年平均値 (ppm)	環境基準との比較				1時間値の 最高値 (ppm)	長期的評価	
		1日平均値が 0.06ppmを超え た日数とその 割合		1日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合			日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準との 比較 ^{注)} (達成○・非達成×)
		(時間)	(%)	(日)	(%)			
江南市 古知野町 測定局	0.009	0	0.0	0	0.0	0.054	0.020	○
犬山消防署 測定局	0.011	0	0.0	0	0.0	0.116	0.021	○
蘇原中央町 観測所	0.006	0	0.0	0	0.0	0.032	0.014	○

注) ○は長期的評価による環境基準(日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること)達成局。

出典:「平成30年度 大気汚染調査結果」(令和元年6月 愛知県)
「各務原市における大気環境の現状」(各務原市ホームページ)



出典:「平成26年度~平成30年度 大気汚染調査結果」(愛知県)
「各務原市における大気環境の現状」(各務原市ホームページ)

図 3.1.8 二酸化窒素の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、浮遊粒子状物質の平成 30 年度の測定結果は表 3.1.7 に、過去 5 年間の経年変化は図 3.1.9 に示すとおりである。

平成 30 年度の測定結果をみると、犬山消防署測定局での短期的評価は非達成であったが、それ以外の測定局では環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

また、日平均値の 2% 除外値の経年変化をみると、過去 5 年間ににおいてはすべての測定局で環境基準（長期的評価）を達成しており、年平均値は概ね横ばいで推移している。

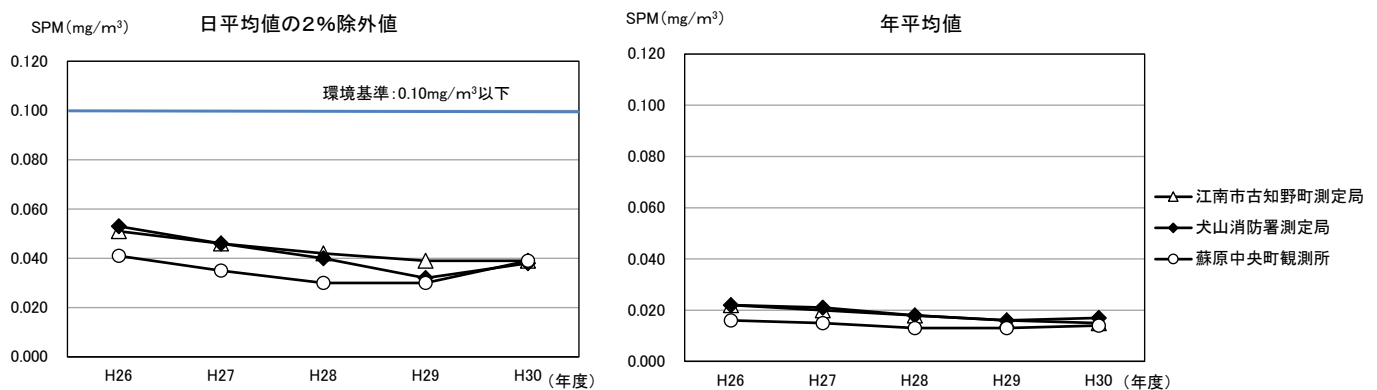
表 3.1.7 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 30 年度）

測定局	年平均値 (mg/m ³)	短期的評価				長期的評価			
		1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		環境基準 との比較 ^{注1)} (達成○・ 非達成×)	日平均値 の 2% 除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2日以上連続 したことの有無 (有×・無○)	環境基準 との比較 ^{注2)} (達成○・ 非達成×)
		(時間)	(%)	(日)	(%)				
江南市 古知野町 測定局	0.015	0	0.0	0	0.0	○	0.039	○	○
犬山消防署 測定局	0.017	1	0.0	0	0.0	×	0.038	○	○
蘇原中央町 観測所	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.039	○	○

注 1) ○は短期的評価による環境基準（1 時間値が 0.20mg/m³以下で、かつ、1 日平均値が 0.10mg/m³以下であること）達成局。

注 2) ○は長期的評価による環境基準（日平均値の 2% 除外値が 0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続していないこと）達成局。

出典：「平成30年度 大気汚染調査結果」（令和元年 6 月 愛知県）
「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）



出典：「平成26年度～平成30年度 大気汚染調査結果」（愛知県）
「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）

図 3.1.9 浮遊粒子状物質の経年変化

(4) 光化学オキシダント (O_x)

事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、光化学オキシダントの平成30年度の測定結果は表3.1.8に、過去5年間の経年変化は図3.1.10に示すとおりである。

平成30年度の光化学オキシダントの昼間の年平均値は0.030~0.036ppmである。また、昼間の一時間値の最高位置をみると、すべての測定局において環境基準を達成していない。

また、経年変化をみると、昼間年平均値については概ね横ばい傾向となっており、昼間の1時間値の最高値については、過去5年間に於いて、すべての測定局で環境基準非達成の状況である。

なお、光化学オキシダントについて近年の環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 3.1.8 光化学オキシダントの測定結果（平成30年度）

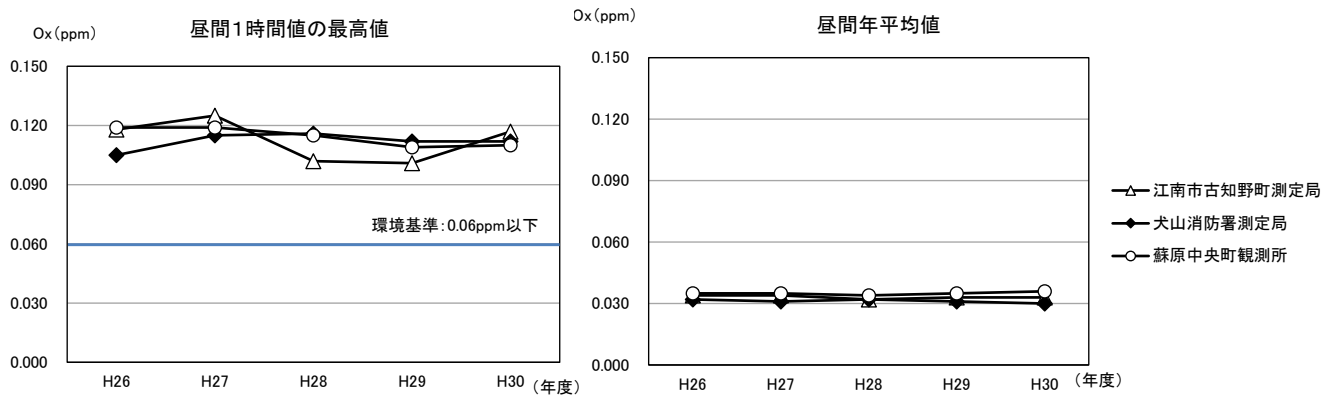
測定局	昼間 年平均値 (ppm)	短期的評価				昼間の 1時間値の 最高値 (ppm)	
		昼間 ^{注1)} の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数 及び日数とその割合					
		(時間)	(%)	(日)	(%)		
江南市 古知野町 測定局	0.033	372	6.8	70	19.2	×	0.117
犬山消防署 測定局	0.030	300	5.6	60	16.7	×	0.112
蘇原中央町 観測所	0.036	399	7.8	73	21.0	×	0.110

注1) 昼間とは5時~20時を示す。

注2) ×は短期的評価による環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること）非達成局。

出典：「平成30年度 大気汚染調査結果」（令和元年6月 愛知県）

「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）



出典：「平成26年度～平成30年度 大気汚染調査結果」（愛知県）
「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）

図 3.1.10 光化学オキシダントの経年変化

(5) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

事業実施区域及びその周囲の一般環境大気測定局における、微小粒子状物質の平成30年度の測定結果は表3.1.9に、過去5年間の年平均値の経年変化は図3.1.11に示すとおりである。

平成30年度の測定結果をみると、いずれの測定局においても環境基準の長期的評価（短期基準及び長期基準）を達成している。

また、年平均値の経年変化をみると、いずれの測定局においても環境基準（長期基準）を達成しており、平成26年度以降概ね減少傾向となっている。

表 3.1.9 微小粒子状物質の測定結果（平成30年度）

測定局	長期的評価					
	短期基準 (1日平均値)			長期基準		
	1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		1日平均値の 年間98%値	環境基準 との比較 ^{注2)}	年平均値	環境基準 との比較 ^{注3)}
	(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(達成○・ 非達成×)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(達成○・ 非達成×)
犬山消防署 測定局	1	0.3	28.9	○	10.6 (10.5) ^{注1)}	○
蘇原中央町 観測所	0	0.0	27.0	○	7.6	○

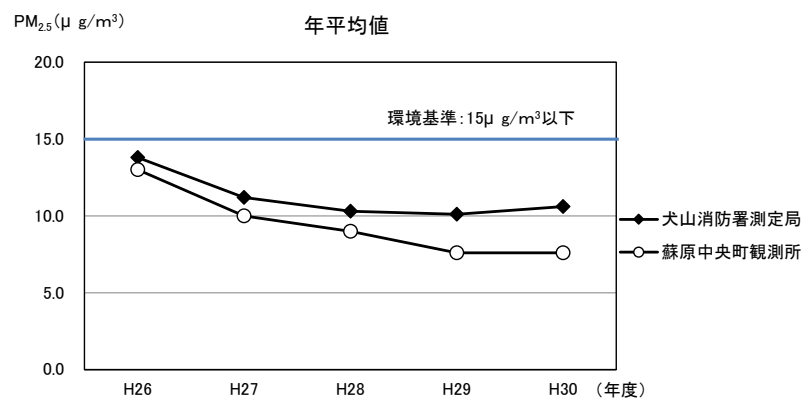
注1) ()内は名古屋大気環境測定所において測定されている黄砂の影響を除いた値である。

注2) ○は短期基準による環境基準（1日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）達成局。

注3) ○は長期基準による環境基準（1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）達成局。

出典：「平成30年度 大気汚染調査結果」（令和元年6月 愛知県）

「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）



出典：「平成26年度～平成30年度 大気汚染調査結果」（愛知県）
「各務原市における大気環境の現状」（各務原市ホームページ）

図 3.1.11 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化

(6) ダイオキシン類

事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類の測定結果は、表 3.1.10 に示すとおりである。

平成 28～平成 30 年度は各務原市内の計 4 地点で測定が行われており、測定結果をみるといずれの地点も環境基準（年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下）を達成している。

表 3.1.10 ダイオキシン類の測定結果

測定年度	測定地点	測定結果	環境基準の 達成状況 ^{注1)}
		(pg-TEQ/m ³)	(達成○・非達成×)
平成 30 年度	川島市民サービスセンター	0.0082	○
平成 29 年度 <small>注2)</small>	鵜沼市民サービスセンター	0.009	○
	各務原市産業文化センター	0.009	○
平成 28 年度 <small>注2)</small>	川島市民サービスセンター	0.009	○
	そはらふれあいセンター	0.014	○

注1) ○は環境基準（年間平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること）達成局。

注2) ダイオキシン類については、同一地点における経年的な測定が行われていないことから、参考として方法書段階で示した平成 28、29 年度の測定結果もあわせて記載した。

注3) 四季の測定は行われておらず、平成 30 年度については 11 月 20 日～11 月 21 日、平成 29 年度については 11 月 27 日～11 月 28 日、平成 28 年度については 11 月 24 日～11 月 25 日のみの測定となっている。

出典：「環境報告書 令和元年度版」（令和元年 各務原市）
「環境報告書 平成 30 年度版」（平成 30 年 各務原市）
「環境報告書 平成 29 年度版」（平成 29 年 各務原市）

3.1 自然的状況

3.1.2 騒音に係る環境の状況

3.1.2.1 環境騒音

事業実施区域及びその周囲における環境騒音の調査結果は、表 3.1.11 に、調査地点は図 3.1.12 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲では江南市内の 6 地点で調査されており、調査結果をみると、すべての地点において環境基準を達成している。

表3.1.11 環境騒音調査結果（平成30年度、昼間）

番号	測定地点	用途地域	環境基準 地域類型 ^{注2)}	等価騒音 レベル ^{注3)} (デシベル)	結果
1	草井保育園	市街化調整区域	B	44.4	達成
2	草井小学校	市街化調整区域	B	51.6	達成
3	古知野北小学校	市街化調整区域	B	49.5	達成
4	古知野高校	第1種住居地域	A	52.5	達成
5	江南厚生病院	第1種住居地域	B	47.9	達成
6	江南団地	第1種中高層 住居専用地域	A	44.7	達成

注1) 表中の番号は、図3.1.12中の番号と対応する。

注2) 環境基準は以下のとおりである。

A類型：55デシベル B類型：55デシベル

注3) 等価騒音レベルとは、騒音レベルの平均値をいう。

出典：「公害に関する資料」（令和元年12月 江南市）

3.1.2.2 道路交通騒音

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通騒音の調査結果は表 3.1.12 に、調査地点は図 3.1.12 に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市内には調査地点が 2 地点あり、平成 30 年度における環境基準達成率はいずれの地点も昼夜ともに 100.0%となっている。

なお、要請限度に係る調査は、事業実施区域及びその周囲では実施されていない。

表3.1.12 道路交通騒音調査結果（平成30年度）

道路名	番号	測定地点	騒音レベル ^{注2)}		評価区間			評価対象 戸数(戸)	昼夜とも 基準値 ^{注4)} 以下(%)
			昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)	起点	終点	区間 延長 (m)		
一宮 犬山線	A	江森町東	66	61	江南市 古知野町桃源	江南市 江森町東	2.7	498	100.0
里小牧北 方江南線	^{注3)} 一	後飛保町西町	67	60	江南市 宮田町南野	江南市 古知野町花霞	3.1	761	100.0

注1) 表中の番号は、図 3.1.12 中の番号と対応する。

注2) 時間区分は、昼間：午前6時～午後10時まで、夜間：午後10時～翌日の午前6時。

注3) 評価区間は事業実施区域及びその周囲の範囲内に存在しているものの、測定地点は範囲外である。

注4) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）については表 3.2.22 (3) に示すとおりであり、いずれの測定地点においても、昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下が適用される。

出典：「公害に関する資料」（令和元年12月 江南市）

3.1.2.3 航空機騒音

各務原市内には航空自衛隊が使用している岐阜飛行場があり、航空機の離着陸に伴い騒音が発生することから、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、定点観測調査が行われている。

事業実施区域及びその周囲における航空機騒音の調査結果は表 3.1.13 に、調査地点は図 3.1.12 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には調査地点が2地点あり、調査結果をみると、那加桜町 1-69 においては環境基準を超過しているが鶴沼朝日町 2-384-1 においては春季、秋季いずれにしても環境基準を達成している。

表 3.1.13 航空機騒音の調査結果（平成 30 年度）

単位：デシベル

番号 ^{注1)}	調査地点	類型 ^{注2)}	騒音値 (L _{den}) ^{注3)}		年間値	環境基準
a	各務原市那加桜町 1-69	Ⅱ	通年測定		68	62 以下
b	各務原市鶴沼朝日町 2-384-1	Ⅱ	春季	56	55	
			秋季	55		

注1) 表中の番号は、図 3.1.12 中の番号と対応する。

注2) 類型区分は次のとおりである。

I…専ら住居の用に供される地域

Ⅱ…I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

注3) L_{den}とは、「時間帯補正等価騒音レベル」と呼ばれ、昼間、夕方、夜間の時間帯に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベルのことである。

出典：「令和元年 環境白書」（岐阜県ホームページ）

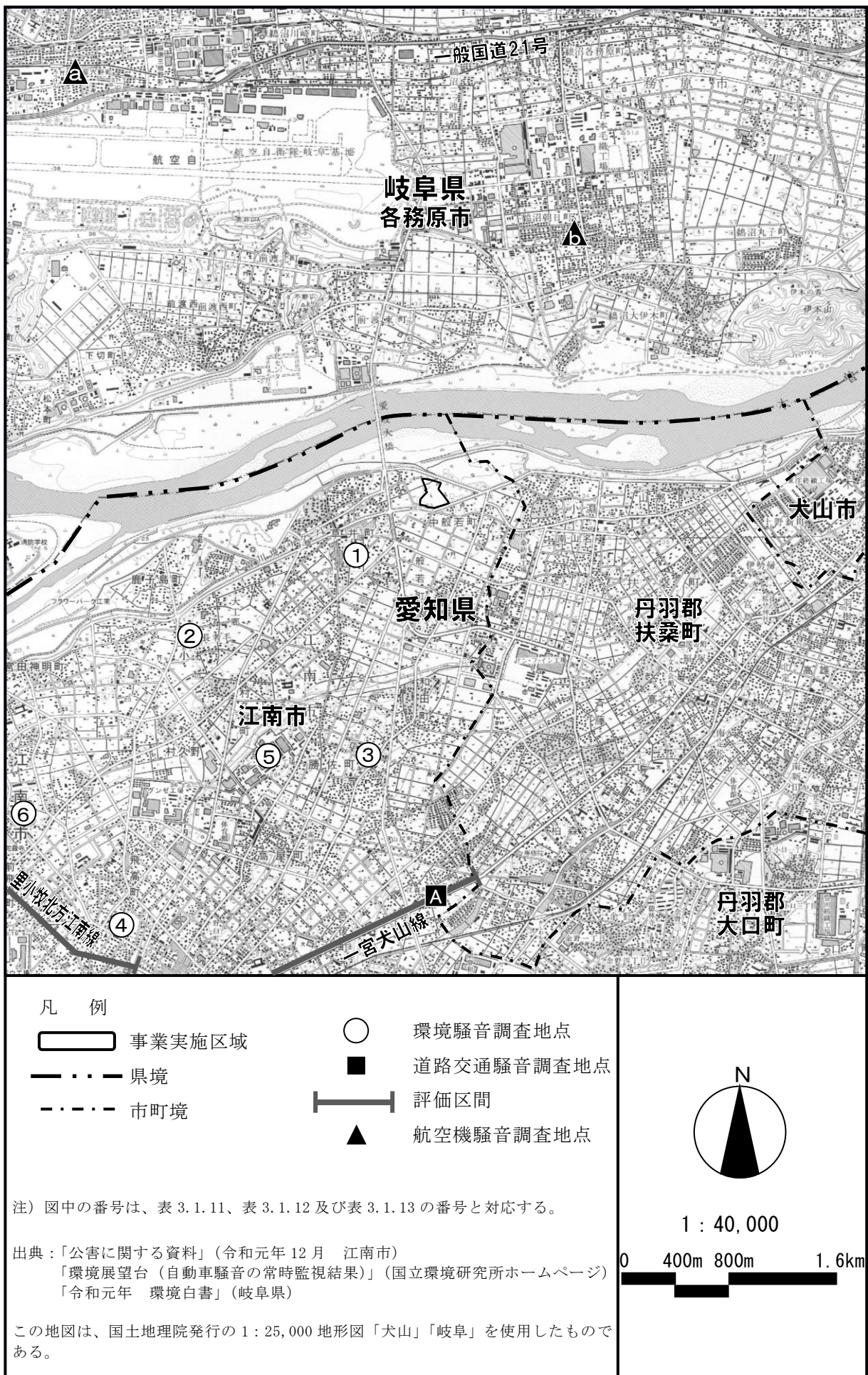


図 3.1.12 騒音に係る調査地点

3.1.3 振動に係る環境の状況

事業実施区域及びその周囲において、振動に係る調査は実施されていない。

3.1.4 悪臭に係る環境の状況

事業実施区域及びその周囲において、悪臭に係る調査は実施されていない。

3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

3.1.5.1 水象

事業実施区域及びその周囲における主要な河川及び用水路等の分布状況は、図 3.1.13 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の主要な河川としては、事業実施区域北側に流れる木曾川や、南側を流れる般若川、青木川等がある。また、事業実施区域近傍に流れる宮田用水をはじめ、多数の用水路等が整備されている。

3.1.5.2 水質

事業実施区域及びその周囲の河川の水質の調査結果は表 3.1.14 に、調査地点は図 3.1.14 に示すとおりである。

環境基準等の適合状況をみると、類型指定されている木曾川下流（草井町宮西地内）については、環境基準に適合している。なお、般若川及び般若用排水については、類型指定はされていないが、江南市の行政目標としてD類型を準用しており、これと比較するといずれの地点も行政目標値に適合している。

なお、事業実施区域及びその周囲において、ダイオキシン類に係る調査は実施されていない。

3.1.5.3 水底の底質

事業実施区域及びその周囲において、水底の底質に係る調査は実施されていない。

3.1 自然的状況

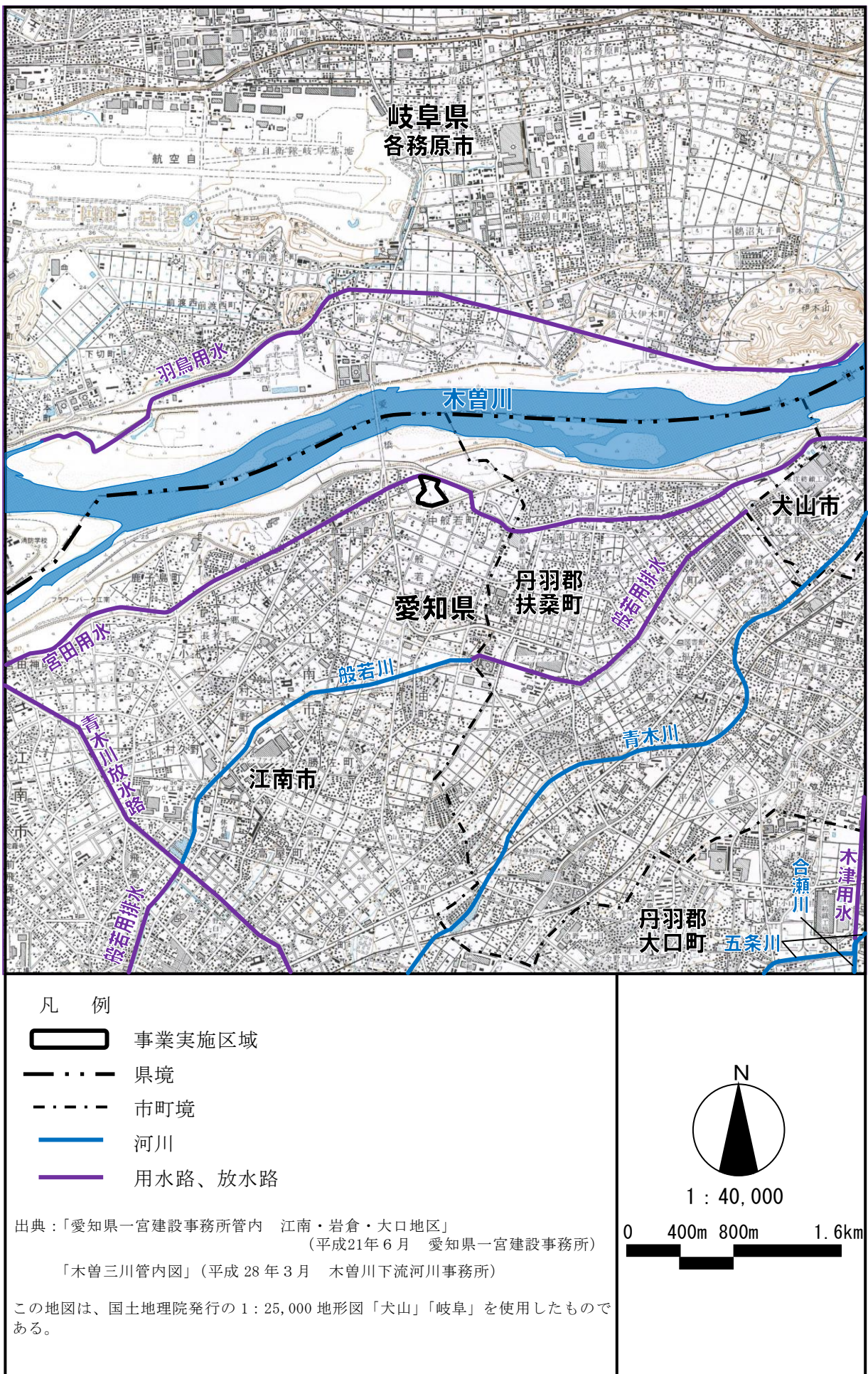


図 3.1.13 主要な河川・用水路等の分布状況

表3.1.14 河川の水質調査結果（平成30年度）

項目		測定地点名	河川等			環境基準等	
			木曾川下流	般若川	般若用排水		
			草井町 宮西地内	村久野町 平河地内	飛高町 中町地内		
環境基準類型		A	D ^{注1)}	D ^{注1)}	A	D	
生活環境項目	pH	7.8	7.5	7.6	6.5～8.5	6.0～8.5	
	DO (mg/L)	11.2	7.9	6.4	7.5以上	2以上	
	BOD (mg/L)	0.7	5.5	3.7	2以下	8以下	
	COD (mg/L)	1.7	12.2	8.0	—	—	
	SS (mg/L)	3	6.3	4.5	25以下	100以下	
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	—	—	—	1,000以下	—	
	N-ヘキサノ抽出物質 (mg/L)	—	—	—	—	—	
	全窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	
	全リン (mg/L)	—	—	—	—	—	
	全亜鉛 (mg/L)	—	—	—	—	—	
健康項目	カドミウム (mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	0.003以下		
	全シアン (mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと		
	鉛 (mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下		
	六価クロム (mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	0.05以下		
	砒素 (mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	0.01以下		
	総水銀 (mg/L)	検出せず	検出せず	検出せず	0.0005以下		
	アルキル水銀 (mg/L)	—	—	—	検出されないこと		
	PCB (mg/L)	—	—	—	検出されないこと		
	ジクロロメタン (mg/L)	—	検出せず	—	0.02以下		
	四塩化炭素 (mg/L)	—	検出せず	—	0.002以下		
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	—	検出せず	—	0.004以下		
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	—	検出せず	—	0.1以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	—	検出せず	—	0.04以下		
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	—	検出せず	—	1以下		
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	—	検出せず	—	0.006以下		
	トリクロロエチレン (mg/L)	—	検出せず	—	0.01以下		
	テトラクロロエチレン (mg/L)	—	検出せず	—	0.01以下		
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	—	検出せず	—	0.002以下		
	チウラム (mg/L)	—	検出せず	—	0.006以下		
	シマジン (mg/L)	—	検出せず	—	0.003以下		
	チオベンカルブ (mg/L)	—	検出せず	—	0.02以下		
	ベンゼン (mg/L)	—	検出せず	—	0.01以下		
	セレン (mg/L)	—	検出せず	—	0.01以下		
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.2	1.7	2.3	10以下		
	ふっ素 (mg/L)	0.1	0.2	0.2	0.8以下		
ほう素 (mg/L)	0.03	0.4	0.1	1以下			
1,4-ジオキサン (mg/L)	—	検出せず	—	0.05以下			

注1) 類型指定されていないが、江南市の行政目標としてD類型を準用している。

注2) 表中の値のBODは年間75%値、全シアンは最高値、その他は年平均値を示す。

注3) 表中の「検出せず」は検出下限未満であることを、「—」は調査を行っていない、または環境基準等が設定されていないことを示す。

出典：「公害に関する資料」（令和元年12月 江南市）

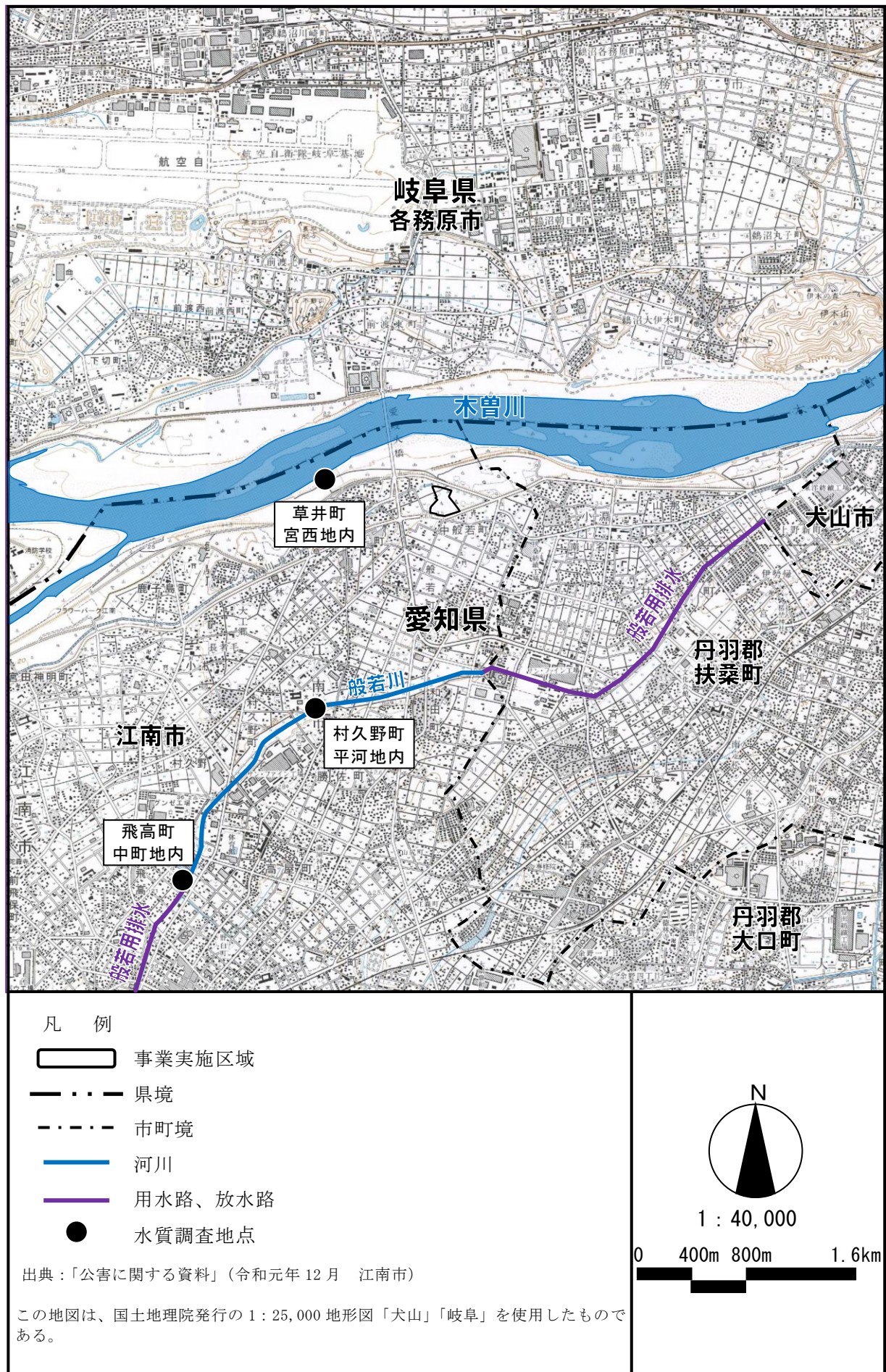


図 3.1.14 河川の水質調査地点

3.1.6 地形及び地質の状況

3.1.6.1 地形

事業実施区域及びその周囲の地形分類図は、図 3.1.15 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲は、中部日本の急峻な山地から運搬されてきた土砂が堆積して形成された犬山扇状地に含まれ、事業実施区域は低地の扇状地となっている。北側には河原を挟み木曾川が流れ、対岸には低地の扇状地や砂礫台地（下位）、その後背に段丘崖を挟んで砂礫台地（中位）が広がっている。

3.1.6.2 地質

事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、図 3.1.16 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には自然堤防堆積物の砂及び礫や、旧中州堆積物の礫・砂及び泥を主とする層が広がっている。また、木曾川を挟んだ岐阜県側は主に、各務原段丘堆積物の礫・砂及び軽石となっており、そのほかに上麻生ユニットのチャートや関段丘堆積物の礫及び砂などが点在してみられる。

3.1.6.3 重要な地形・地質

「日本の地形レッドデータブック 第1集」（1994年2月小泉・青木編）や「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 愛知県」（平成元年 環境庁）等によると、事業実施区域及びその周囲には重要な地形・地質は存在していない。

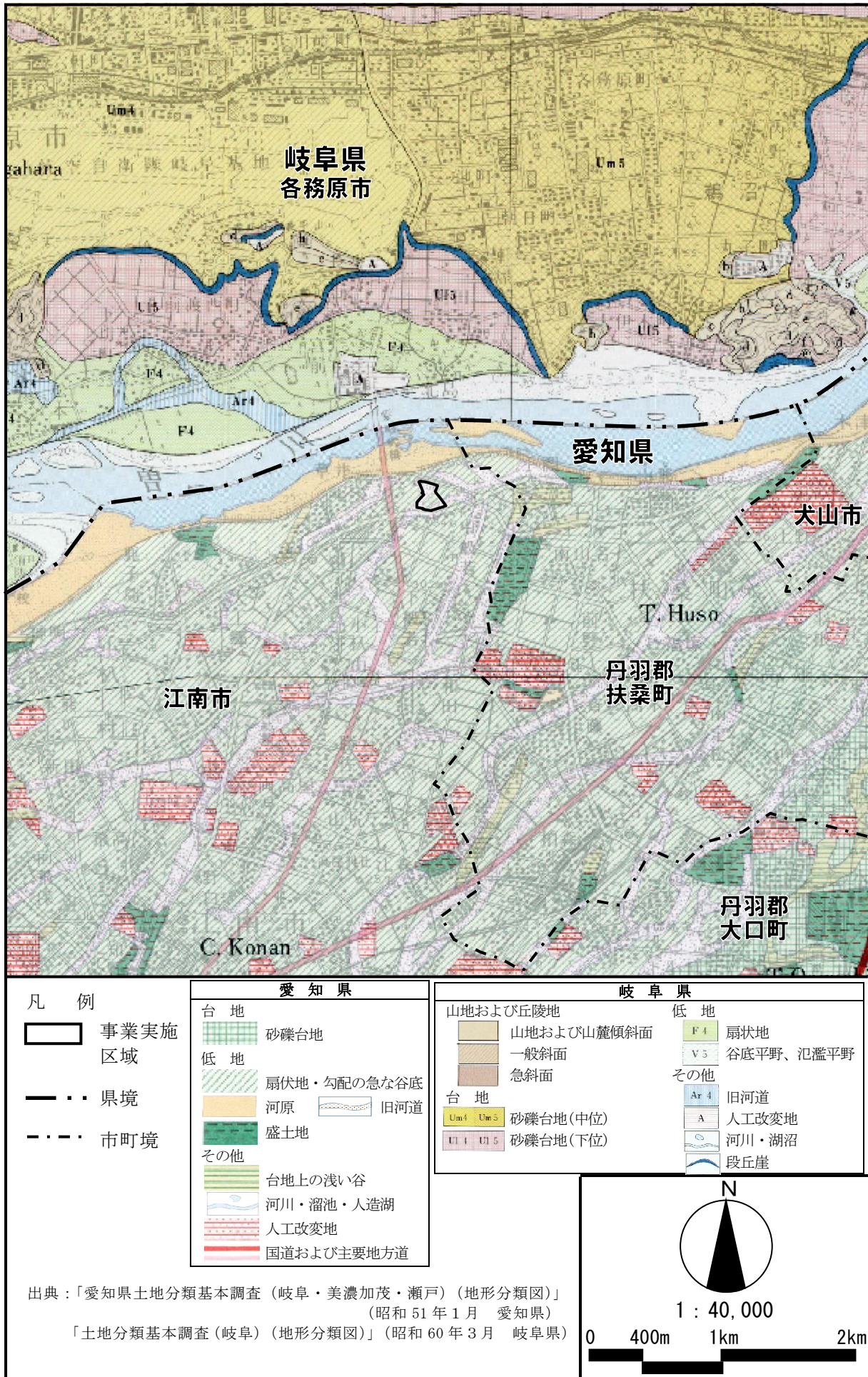


図 3.1.15 地形分類図

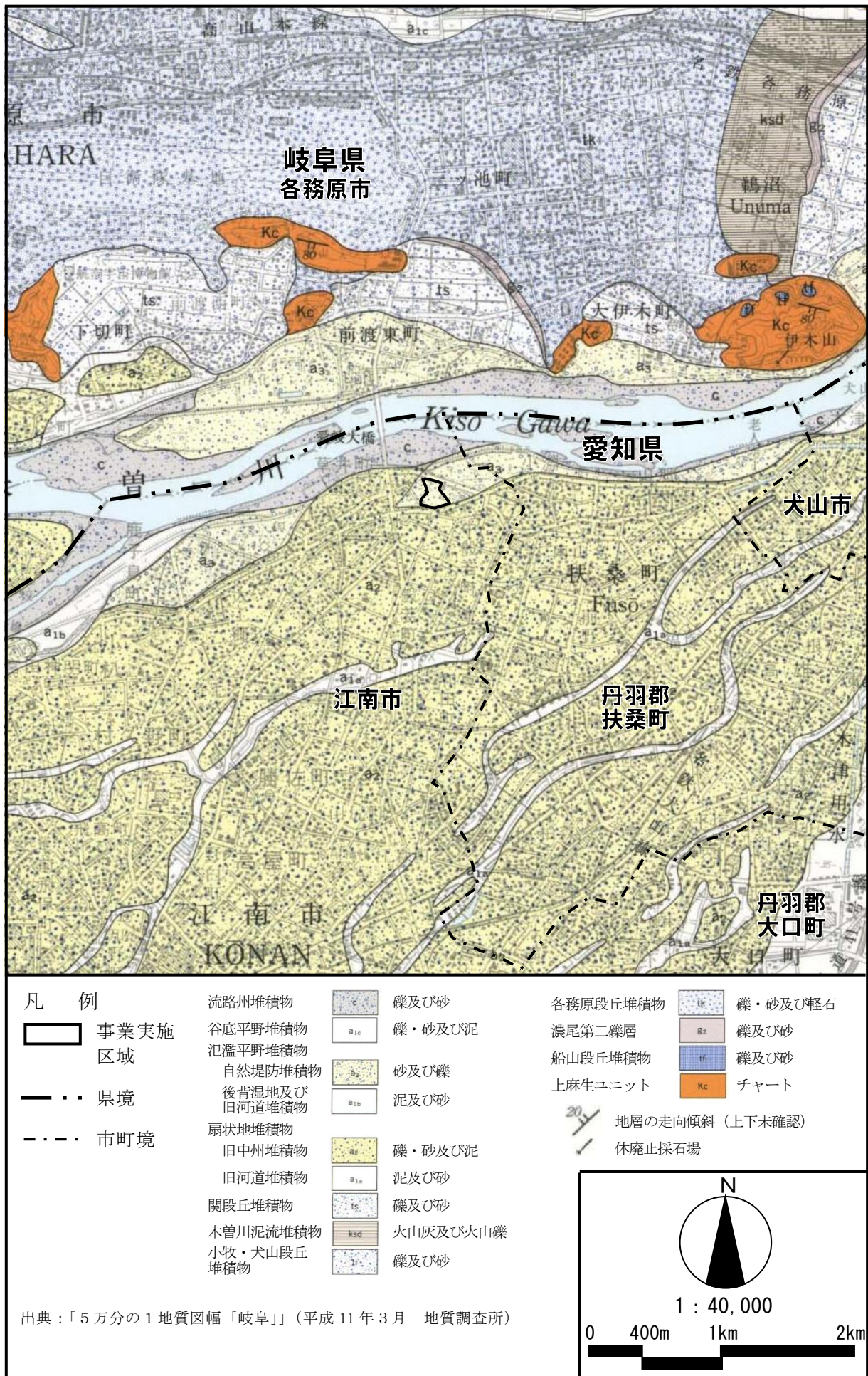
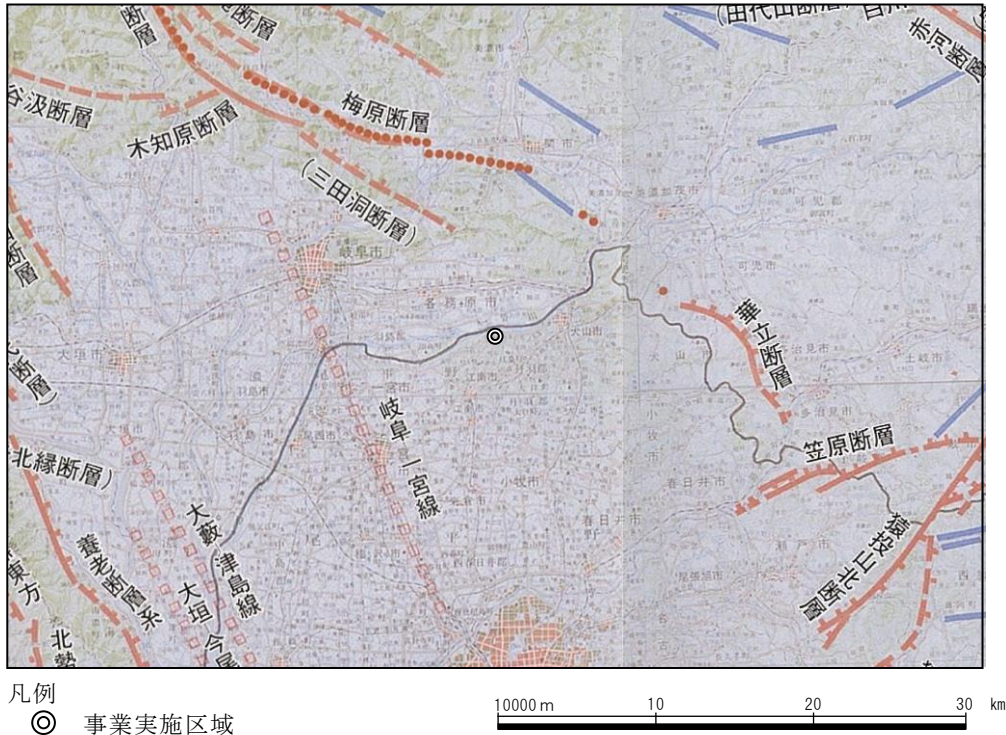


図 3.1.16 表層地質図

3.1.6.4 断層

事業実施区域が位置する愛知県北部及びその周囲の活断層の状況は、図 3.1.17 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には活断層は存在しない。



出典：愛知県活断層アトラス（平成9年9月 愛知県）

図 3.1.17 活断層の位置

3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況

3.1.7.1 地盤沈下

事業実施区域及びその周囲における地盤沈下の状況は、表 3.1.15 に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市では 13 地点で水準測量が実施されており、平成 30 年における変動量の平均は-4.1 mmで、地盤沈下の目安とされる 1 cm以上の沈下はみられなかった。また、その他の市町においても、1 cm以上の沈下はみられなかった。なお、大口町及び各務原市については、調査が実施されていない。

表3.1.15 地盤沈下の状況（平成30年）

市町名	有効水準点数	沈下点数	変動量 (mm)		
			平均	最大 (-)	最低 (+)
江南市	13 (13)	13 (12)	-4.1 (-0.8)	-5.1 (-4.2)	-2.5 (+0.3)
犬山市	6 (7)	6 (6)	-5.4 (-1.3)	-6.8 (-2.5)	-4.6 (+0.2)
扶桑町	2 (2)	2 (2)	-4.8 (-0.7)	-4.8 (-0.7)	-4.7 (-0.7)

注) () 内は、前回測量時である平成 29 年数値。

出典：「平成 30 年 地盤沈下調査結果」(令和元年 8 月 愛知県)

3.1.7.2 地下水

事業実施区域及びその周囲における地下水質調査結果は、表 3.1.16(1)、(2)に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の地下水質の調査としては、地下水質の概況を把握するための概況調査が1地点、過去に地下水汚染が判明した地域の継続的な監視を行うための定期モニタリング（継続監視）調査が2地点で実施されている。

概況調査の結果をみると、すべての項目で環境基準を達成している。

また、定期モニタリングの調査結果をみると、各務原市鵜沼各務原町にてテトラクロロエチレンが環境基準を超過している。

表 3.1.16(1) 地下水質調査結果（平成30年度、概況調査）

調査区分	単位	扶桑町 大字高雄	環境基準
カドミウム	mg/L	<0.0005	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	検出されないこと
P C B	mg/L	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/L	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	—	—
亜硝酸性窒素	mg/L	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.98	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.04	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下

注1) 表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。

注2) 表中の「—」は、調査を行っていない、または環境基準が設定されていないことを示す。

出典：「平成30年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について」（愛知県ホームページ）

表 3.1.16(2) 地下水質調査結果（平成30年度、定期モニタリング調査）

調査区分	単位	各務原市 鵜沼各務原町	各務原市 鵜沼大伊木町	環境基準
カドミウム	mg/L	—	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	—	—	0.05 以下
砒素	mg/L	—	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	検出されないこと
P C B	mg/L	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.015	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	—	9.9	—
亜硝酸性窒素	mg/L	—	<0.002	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	9.9	10 以下
ふっ素	mg/L	—	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	0.05 以下

注1) 表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。

注2) 表中の「—」は、調査を行っていない、または環境基準が設定されていないことを示す。

注3) 表中の「0.015」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「地下水の水質調査結果（平成30年度）」（岐阜県ホームページ）

3.1.7.3 土壌

(1) 土壌

事業実施区域及びその周囲の土壌図は、図 3.1.18 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲には、粗粒褐色低地土壌の鵜多須 B 統や褐色低地土壌の福地 B 統などが分布し、事業実施区域内は粗粒褐色低地土壌の古知野統となっている。鵜多須 B 統や古知野統などの褐色低地土は主に江南市内に分布し、代表的な畑土壌である。

(2) 土壌汚染

事業実施区域及びその周囲は、要措置区域及び形質変更時要届出区域には指定されていない。

(3) 土地利用の履歴

「地図・空中写真閲覧サービス」（国土交通省国土地理院ホームページ）によると、事業実施区域の土地利用は、昭和 50 年の時点において農用地や森林となっており、平成 18 年ごろまで大きな変化はない。その後、事業実施区域北側の木曾川河川敷の堤防道路等が整備され、平成 20 年ごろ以降は主に森林となっている。

3.1 自然的状況

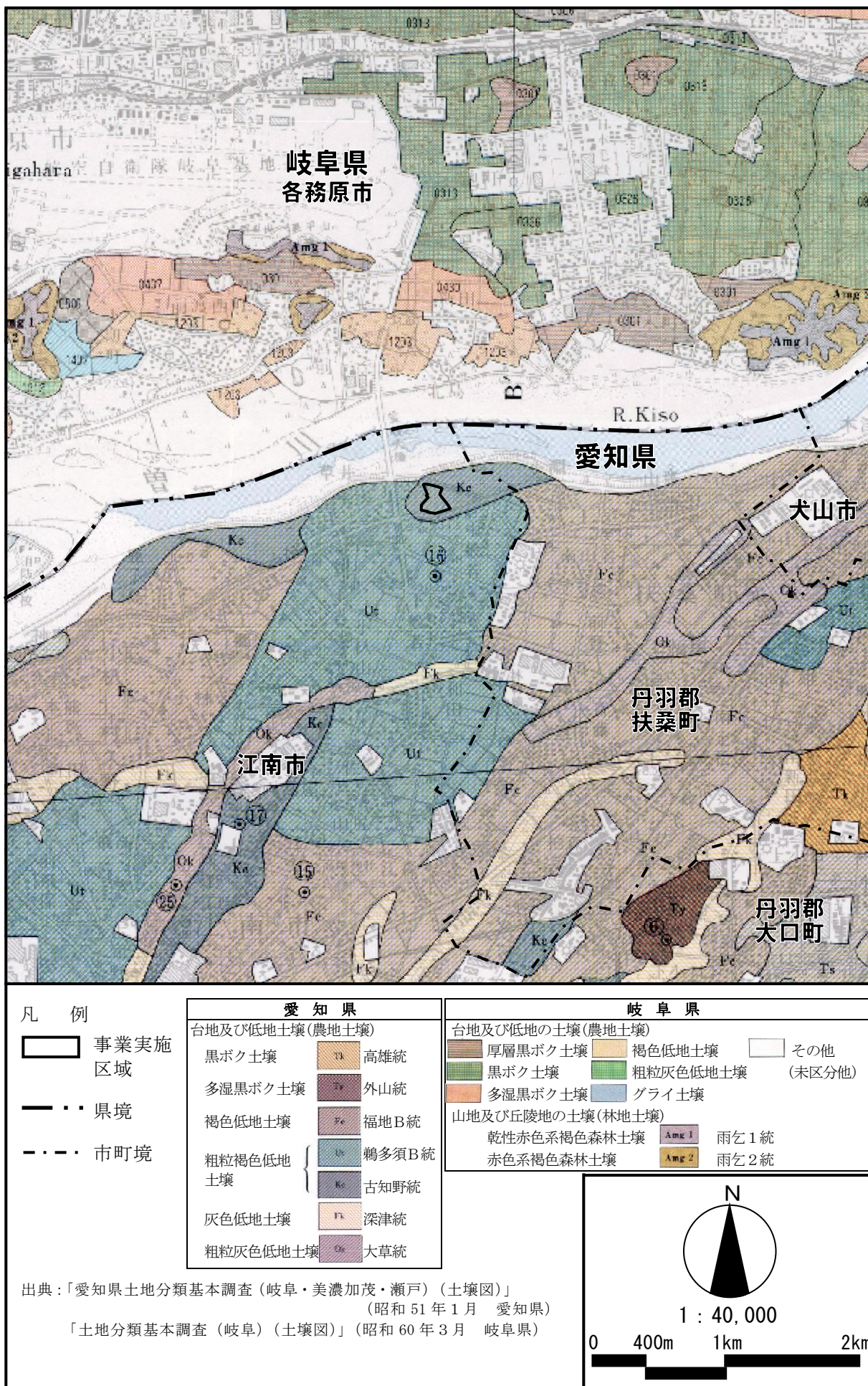


図 3.1.18 土壌図

3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

3.1.8.1 動物

(1) 動物相の概要

事業実施区域及びその周囲の動物の状況については、表 3.1.17 に示す既存資料により整理した。

表 3.1.17 確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
①	「レッドデータブックあいち 2020」 (令和2年3月 愛知県) 「第四次レッドリスト レッドリスト あいち 2020」 (令和2年3月 愛知県)	調査対象とした野生動物(哺乳類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、クモ類)のうち、江南市、犬山市、大口町、扶桑町を含むメッシュ内で確認されている種
②	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版」 (平成22年8月 岐阜県)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、貝類)のうち、愛知県に接する各務原市の南側にかかるメッシュ内で確認されている種
③	「愛知の野鳥 1995」 (愛知県農地林務部自然保護課)	江南市、犬山市、大口町、扶桑町を含むメッシュ内で確認されている種
④	「自然環境保全基礎調査第2回～第6回」 (1978年～2005年 環境省)	調査対象とした野生動物(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類)のうち、江南市、犬山市、大口町、扶桑町、各務原市を含むメッシュ内で確認されている種
⑤	「河川環境データベース」 (平成18年～平成30年 国土交通省)	木曾川の河川区域内に設定された調査地点のうち、事業実施区域に最も近接した調査地区(複数の調査地点のまとまり)で確認されている種

① 哺乳類

事業実施区域及びその周囲で見られる哺乳類は、表 3.1.18 に示すとおり、6 目 14 科 27 種である。

雑木林や草地に生息するホンドキツネ、ホンダタヌキ、河川敷等水辺環境を利用するアブラコウモリなどが確認されている。

また、ヌートリアやアライグマなどの外来種も確認されている。

表 3.1.18 確認種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤
1	モグラ目(食虫目)	トガリネズミ科	カワネズミ	<i>Chimarrogale platycephala</i>	●				
2			ジネズミ	<i>Crocidura dsinezumi</i>					●
3		モグラ科	ヒミズ	<i>Urotrichus talpoides</i>				●	
4			ミズラモグラ	<i>Euroscaptor mizura</i>	●				
5			アズマモグラ	<i>Mogera imaizumii</i>	●				
6			コウベモグラ	<i>Mogera wogura</i>	●			●	●
7	コウモリ目(翼手目)	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus ferrumequinum</i>				●	
8			コキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus cornutus cornutus</i>				●	
9		ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	<i>Pipistrellus abramus</i>				●	
10	サル目(霊長目)	オナガザル科	ニホンザル	<i>Macaca fuscata fuscata</i>				●	
11	ネコ目(食肉目)	イヌ科	ホンドキツネ	<i>Vulpes vulpes japonica</i>				●	●
12			ホンダタヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides viverrinus</i>				●	●
13			ノイヌ	<i>Canis familiaris</i>					●
14		アライグマ科	アライグマ	<i>Procyon lotor</i>				●	
15		イタチ科	イタチ	<i>Mustela itatsi itatsi</i>				●	●
16			ニホンアナグマ	<i>Meles meles anakuma</i>	●			●	
17		ジャコウネコ科	ハクビシン	<i>Paguma larvata</i>				●	
18		ネコ科	ノネコ	<i>Felis catus</i>					●
19	ネズミ目(齧歯目)	リス科	ニホンリス	<i>Sciurus lis</i>	●			●	
20		ネズミ科	ハタネズミ	<i>Microtus montebelli montebelli</i>	●			●	
21			カヤネズミ	<i>Micromys minutus japonicus</i>		●			●
22			アカネズミ	<i>Apodemus speciosus speciosus</i>				●	●
23			ヒメネズミ	<i>Apodemus argenteus argenteus</i>				●	
24			クマネズミ	<i>Rattus rattus</i>				●	
25			ハツカネズミ	<i>Mus musculus</i>					●
26		ヌートリア科	ヌートリア	<i>Myocastor coypus</i>				●	●
27	ウサギ目	ウサギ科	キュウシュウノウサギ	<i>Lepus brachyurus lyoni</i>	●			●	●
	6目	14科	27種		8種	1種	0種	19種	12種

注) 表中の①～⑤は表3.1.17の番号と対応する。

② 鳥類

事業実施区域及びその周囲で見られる鳥類は、表 3.1.19(1)～(3)に示すとおり、19 目 50 科 183 種である。

河川敷や水田等耕作地を利用するサギ科、クイナ科、チドリ科の種や、雑木林や草地に生息するキツツキ科、ヒタキ科、ホオジロ科の種が多く確認されているほか、タカ科、フクロウ科などの生態系上位種も確認されている。

また、ソウシチョウなどの外来種も確認されている。

表 3.1.19(1) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	②	③	④	⑤
1	キジ目	キジ科	コジュケイ	<i>Bambusicola thoracicus</i>		●	●	●
2			ヤマドリ	<i>Symaticus soemmerringii</i>			●	
3			キジ	<i>Phasianus colchicus</i>		●	●	●
4	カモ目	カモ科	コハクチョウ	<i>Cygnus columbianus</i>		●		●
5			オシドリ	<i>Aix galericulata</i>		●		
6			オカヨシガモ	<i>Anas strepera</i>		●		●
7			ヨシガモ	<i>Anas falcata</i>		●	●	●
8			ヒドリガモ	<i>Anas penelope</i>		●	●	●
9			マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>		●	●	●
10			カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>		●	●	●
11			ハンビロガモ	<i>Anas clypeata</i>		●	●	
12			オナガガモ	<i>Anas acuta</i>		●	●	●
13			トモエガモ	<i>Anas formosa</i>		●	●	
14			コガモ	<i>Anas crecca</i>		●	●	●
15			アヒル	<i>Anas platyrhynchos var. domesticus</i>				●
16			ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>		●	●	●
17			キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>		●		●
18			スズガモ	<i>Aythya marila</i>		●		
19			ホオジロガモ	<i>Bucephala clangula</i>		●		●
20			ミコアイサ	<i>Mergellus albellus</i>		●		●
21			カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>		●	●	
22			ウミアイサ	<i>Mergus serrator</i>		●	●	●
23	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>	●	●	●	
24			カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus</i>		●	●	
25			ハジロカイツブリ	<i>Podiceps nigricollis</i>				●
26	ハト目	ハト科	ドバト	<i>Columba livia</i>		●	●	●
27			キジバト	<i>Streptopelia orientalis</i>		●	●	●
28			アオバト	<i>Treron sieboldii</i>		●		
29	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	<i>Calonectris leucomelas</i>		●		
30	カツオドリ目	ウ科	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>		●	●	●
31	ヘリカン目	サギ科	ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis</i>	●			
32			ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax</i>		●	●	●
33			ササゴイ	<i>Butorides striata</i>		●		●
34			アマサギ	<i>Bubulcus ibis</i>		●	●	
35			アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>		●	●	●
36			ダイサギ	<i>Ardea alba</i>		●	●	●
37			チュウサギ	<i>Egretta intermedia</i>		●	●	
38			コサギ	<i>Egretta garzetta</i>		●	●	●
39			ツル目	クイナ科	クイナ	<i>Rallus aquaticus</i>		●
40	ヒクイナ	<i>Porzana fusca</i>			●	●	●	
41	バン	<i>Gallinula chloropus</i>				●	●	
42	オオバン	<i>Fulica atra</i>				●		●
43	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	<i>Hierococcyx hyperythrus</i>		●		
44			ホトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>		●		●
45			ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>		●		
46			カッコウ	<i>Cuculus canorus</i>		●	●	●
47	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	<i>Caprimulgus indicus</i>	●	●	●	
48	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus</i>		●		
49			アマツバメ	<i>Apus pacificus</i>		●		
50			ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis</i>		●		●
51	チドリ目	チドリ科	タゲリ	<i>Vanellus vanellus</i>		●	●	
52			ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>		●	●	

表3.1.19(2) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	②	③	④	⑤	
53	チドリ目	チドリ科	ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>		●			
54			イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>		●	●		
55			コチドリ	<i>Charadrius dubius</i>		●	●	●	
56			シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>	●				
57		シギ科	ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>		●			
58			オオジシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>		●			
59			オグロシギ	<i>Limosa limosa</i>		●			
60			チュウシャクシギ	<i>Numenius phaeopus</i>		●			
61			ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>		●			
62			アオアシシギ	<i>Tringa nebularia</i>		●			
63			クサシギ	<i>Tringa ochropus</i>		●	●	●	
64			タカブシギ	<i>Tringa glareola</i>		●			
65			キアシシギ	<i>Heteroscelus brevipes</i>		●			
66			イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>		●	●	●	
67			トウネン	<i>Calidris ruficollis</i>		●			
68			ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>		●	●		
69			タマシギ科	タマシギ	<i>Rostratula benghalensis</i>	●			
70		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glaucopis marmorata</i>		●			
71		カモメ科	ユリカモメ	<i>Larus ridibundus</i>		●	●	●	
72			ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>		●		●	
73			カモメ	<i>Larus canus</i>		●			
74			セグロカモメ	<i>Larus argentatus</i>		●		●	
75			コアジサシ	<i>Sterna albifrons</i>	●	●	●		
76			アジサシ	<i>Sterna hirundo</i>		●			
77		タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>		●		
78			タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>	●			
79	トビ			<i>Milvus migrans</i>		●	●	●	
80	オジロワシ			<i>Haliaeetus albicilla</i>		●			
81	チュウヒ			<i>Circus spilonotus</i>		●			
82	ハイロチュウヒ			<i>Circus cyaneus</i>		●			
83	アカハラダカ			<i>Accipiter soloensis</i>		●			
84	ツミ			<i>Accipiter gularis</i>	●	●			
85	ハイタカ			<i>Accipiter nisus</i>	●	●	●		
86	オオタカ			<i>Accipiter gentilis</i>	●	●			
87	サシバ			<i>Butastur indicus</i>	●	●	●		
88	ノスリ			<i>Buteo buteo</i>	●	●	●	●	
89	クマタカ			<i>Nisaetus nipalensis</i>	●	●			
90	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	<i>Otus lempiji</i>		●			
91			コノハズク	<i>Otus sunia</i>		●			
92			フクロウ	<i>Strix uralensis</i>	●	●			
93			アオバズク	<i>Ninox scutulata</i>		●	●		
94			トラフズク	<i>Asio otus</i>		●			
95		ヨミズク	<i>Asio flammeus</i>		●				
96	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>		●	●	●	
97			ヤマセミ	<i>Megaceryle lugubris</i>	●	●	●		
98	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	<i>Jynx torquilla</i>		●			
99			ユゲラ	<i>Dendrocopos kizuki</i>		●	●	●	
100			アカゲラ	<i>Dendrocopos major</i>		●	●	●	
101			アオゲラ	<i>Picus awokera</i>		●	●		
102	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>		●		●	
103			チゴハヤブサ	<i>Falco subbuteo</i>		●			
104			ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>	●	●			
105	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus</i>		●	●		
106		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata</i>		●	●		
107		モズ科	モズ	<i>Lanius bucephalus</i>		●	●	●	
108			アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>		●			
109		カラス科	カケス	<i>Garrulus glandarius</i>		●	●	●	
110			ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>		●	●	●	
111			ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>		●	●	●	
112		キクイタダキ科	キクイタダキ	<i>Regulus regulus</i>		●	●		
113		ツリスガラ科	ツリスガラ	<i>Remiz pendulinus</i>		●			
114		シジュウカラ科	ヤマガラ	<i>Poecile varius</i>		●	●		
115			ヒガラ	<i>Periparus ater</i>		●	●		
116			シジュウカラ	<i>Parus minor</i>		●	●	●	
117		ヒバリ科	ヒバリ	<i>Alauda arvensis</i>		●	●	●	
118		ツバメ科	ショウドウツバメ	<i>Riparia riparia</i>		●			
119			ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>		●	●	●	
120			コシアカツバメ	<i>Hirundo daurica</i>		●	●	●	
121			イワツバメ	<i>Delichon dasyptus</i>		●		●	
122	ヒヨドリ科		ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>		●	●	●	
123	ウグイス科	ウグイス	<i>Cettia diphone</i>		●	●			
124		ヤブサメ	<i>Urosphena squameiceps</i>		●	●			
125		エナガ科	エナガ	<i>Aegithalos caudatus</i>		●	●	●	

表 3.1.19(3) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	②	③	④	⑤	
126	スズメ目	ムシクイ科	メボソムシクイ	<i>Phylloscopus xanthodryas</i>		●			
127			エゾムシクイ	<i>Phylloscopus borealoides</i>		●			
128			センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>		●			
129		メジロ科	メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>		●	●	●	
130		ヨシキリ科	オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>		●	●	●	
131		セッカ科	セッカ	<i>Cisticola juncidis</i>		●	●	●	
132		レンジャク科	キレンジャク	<i>Bombcilla garrulus</i>		●			
133			ヒレンジャク	<i>Bombcilla japonica</i>		●		●	
134		ミンサザイ科	ミンサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>		●	●		
135		ムクドリ科	ムクドリ	<i>Spodiopsar cineraceus</i>		●	●	●	
136			コムクドリ	<i>Agropsar philippensis</i>		●			
137		ヒタキ科	マミジロ	<i>Zoothera sibirica</i>		●	●		
138			トラツグミ	<i>Zoothera dauma</i>		●	●	●	
139			クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>			●		
140			マミチャジナイ	<i>Turdus obscurus</i>			●		
141			シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>			●	●	●
142			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>			●	●	
143			ツグミ	<i>Turdus naumanni</i>			●	●	●
144	コマドリ		<i>Luscinia akahige</i>			●			
145	コルリ		<i>Luscinia cyane</i>			●			
146	ルリビタキ		<i>Tarsiger cyanurus</i>			●	●	●	
147	ジョウビタキ		<i>Phoenicurus aureus</i>			●	●	●	
148	ノビタキ		<i>Saxicola torquatus</i>			●			
149	インビヨドリ		<i>Monticola solitarius</i>			●			
150	エゾビタキ		<i>Muscicapa griseisticta</i>			●			
151	サメビタキ		<i>Muscicapa sibirica</i>			●			
152	コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>			●	●			
153	キビタキ	<i>Ficedula narcissina</i>			●	●	●		
154	ムギマキ	<i>Ficedula muginaki</i>			●				
155		オオルリ	<i>Cyanoptila cyanomelana</i>		●	●			
156	イワヒバリ科	カヤクグリ	<i>Prunella rubida</i>		●	●			
157	スズメ科	ニューナイスズメ	<i>Passer rutilans</i>		●				
158		スズメ	<i>Passer montanus</i>		●	●	●		
159	セキレイ科	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea</i>		●	●	●		
160		ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>		●	●	●		
161		セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>		●	●	●		
162		ビンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>		●	●			
163		タヒバリ	<i>Anthus rubescens</i>		●	●	●		
164	アトリ科	アトリ	<i>Fringilla montifringilla</i>		●	●	●		
165		カワラヒワ	<i>Chloris sinica</i>		●	●	●		
166		マヒワ	<i>Carduelis spinus</i>		●	●	●		
167		ベニマシコ	<i>Uragus sibiricus</i>		●	●	●		
168		ウソ	<i>Pyrrhula pyrrhula</i>		●	●			
169		シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes</i>		●	●	●		
170		コイカル	<i>Eophona migratoria</i>		●				
171		イカル	<i>Eophona personata</i>		●	●	●		
172	ホオジロ科	ホオジロ	<i>Emberiza cioides</i>		●	●	●		
173		ホオアカ	<i>Emberiza fucata</i>		●				
174		カシラダカ	<i>Emberiza rustica</i>		●	●	●		
175		ミヤマホオジロ	<i>Emberiza elegans</i>		●	●			
176		ノジコ	<i>Emberiza sulphurata</i>		●				
177		アオジ	<i>Emberiza spodocephala</i>		●	●	●		
178		クロジ	<i>Emberiza variabilis</i>		●				
179		オオジュリン	<i>Emberiza schoeniclus</i>		●		●		
180	チメドリ科	ソウシチョウ	<i>Leiothrix lutea</i>				●		
181	カエデチョウ科	ベニスズメ	<i>Amandava amandava</i>			●			
182	インコ目	インコ科	セキセイインコ	<i>Melopsittacus undulatus</i>			●		
183			ワカケホンセイインコ	<i>Psittacula krameri manillensis</i>				●	
	19目	50科			183種	172種	101種	78種	

注1) 表中の②～⑤は表3.1.17の番号と対応する。

注2) 確認文献①においては、鳥類の詳細な確認位置が公表されていないため鳥類の確認文献から除外した。

3.1 自然的状況

③ 爬虫類

事業実施区域及びその周囲で見られる爬虫類は、表 3.1.20 に示すとおり、2 目 6 科 10 種である。

河川敷や耕作地を利用するニホンカナヘビやシマヘビ、ため池等の湛水を利用するクサガメなどが確認されている。

また、ミシシippアカミミガメなどの外来種も確認されている。

表 3.1.20 確認種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i>		●		●	
2			クサガメ	<i>Chinemys reevesii</i>		●		●	
3		ヌマガメ科	ミシシippアカミミガメ	<i>Trachemys scripta elegans</i>				●	●
4		スッポン科	スッポン	<i>Pelodiscus sinensis</i>				●	
5	有鱗目	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ	<i>Plestiodon kuchinoshimensis</i>				●	●
6		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	<i>Takydromus tachydromoides</i>					●
7		ナミヘビ科	タカチホヘビ	<i>Achalinus spinalis</i>	●				
8			シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>				●	
9			シロマダラ	<i>Dinodon orientale</i>	●				
10			ヤマカガシ	<i>Rhabdophis tigrinus</i>					●
	2目	6科	10種	2種	2種	0種	6種	4種	

注) 表中の①～⑤は表3.1.17の番号と対応する。

④ 両生類

事業実施区域及びその周囲で見られる両生類は、表 3.1.21 に示すとおり、2 目 5 科 11 種である。

河川の渓流域から中流域に生息するオオサンショウウオやカジカガエル、ため池や水田、耕作地を生息環境とするアズマヒキガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエルなどが確認されている。

また、ウシガエルなどの外来種も確認されている。

表 3.1.21 確認種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤
1	有尾目	オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	<i>Andrias japonicus</i>	●	●		●	
2	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	<i>Bufo japonicus formosus</i>				●	●
3			アマガエル科	ニホンアマガエル	<i>Hyla japonica</i>				●
4		アカガエル科	ヤマアカガエル	<i>Rana ornativentris</i>	●				
5			トノサマガエル	<i>Rana nigromaculata</i>				●	
6			ナゴヤダルマガエル	<i>Rana porosa brevipoda</i>	●			●	
7			ウシガエル	<i>Rana catesbeiana</i>				●	●
8			ツチガエル	<i>Rana rugosa</i>	●			●	●
9			ヌマガエル	<i>Fejervarya limnocharis</i>					●
10		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	<i>Rhacophorus schlegelii</i>					●
11			カジカガエル	<i>Buergeria buergeri</i>	●				
	2目	5科	11種	5種	1種	0種	7種	6種	

注) 表中の①～⑤は表3.1.17の番号と対応する。

⑤ 魚類

事業実施区域及びその周囲で見られる魚類は、表 3.1.22 に示すとおり、7目 13科 42種である。

河川や水田を利用するドジョウ、ナマズ、アユ、止水域を利用するミナミメダカ等が確認されている。

また、オオクチバス、カダヤシ、カムルチーなどの外来種も確認されている。

表 3.1.22 確認種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤	
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>				●		
2	コイ目	コイ科	イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i>				●		
3			カネヒラ	<i>Acheilognathus rhombeus</i>				●		
4			ゼゼラ	<i>Biwia zezera</i>					●	
5			カワムツ	<i>Candidia temminckii</i>						●
6			Carassius 属の一種	<i>Carassius</i> sp.					●	
7			コイ	<i>Cyprinus carpio</i>					●	
8			タモロコ	<i>Gnathopogon elongatus elongatus</i>					●	●
9			ニゴイ	<i>Hemibarbus barbus</i>						●
10			カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypripis rasborella</i>					●	
11			オイカワ	<i>Opsariichthys platypus</i>					●	●
12			アブラハヤ	<i>Phoxinus lagowskii steindachneri</i>						●
13			カマツカ	<i>Pseudogobio esocinus esocinus</i>					●	●
14			モツゴ	<i>Pseudorasbora parva</i>					●	●
15			タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>					●	●
16			カワヒガイ	<i>Sarcocheilichthys variegatus variegatus</i>					●	
17			スゴモロコ類	<i>Squalidus chankaensis</i> subsp.						●
18			コウライモロコ	<i>Squalidus chankaensis tsuchigae</i>						●
19			イトモロコ	<i>Squalidus gracilis gracilis</i>						●
20			スゴモロコ属の一種	<i>Squalidus</i> sp.						●
21			ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>					●	
22	ウグイ	<i>Tribolodon hakonensis</i>					●	●		
23	ドジョウ科		シマドジョウ	<i>Cobitis biwae complex</i>					●	
24			ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>				●		
25	ナマズ目	ギギ科	ネコギギ	<i>Tachysurus ichikawai</i>				●		
26			ギギ	<i>Tachysurus nudiceps</i>					●	
27		ナマズ科	ナマズ	<i>Silurus asotus</i>					●	
28	アカザ科	アカザ	<i>Liobagrus reinii</i>				●			
29	サケ目	キュウリウオ科	ワカサギ	<i>Hypomesus nipponensis</i>					●	
30			アユ科	アユ	<i>Plecoglossus altivelis altivelis</i>				●	●
31	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	<i>Gambusia affinis</i>					●	
32	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i>				●		
33	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus macrochirus</i>				●	●	
34			オオクチバス	<i>Micropterus salmoides</i>				●	●	
35		ハゼ科	ウキゴリ	<i>Gymnogobius urotaenia</i>					●	
36			カワヨシノボリ	<i>Rhinogobius flumineus</i>					●	
37			旧トウヨシノボリ	<i>Rhinogobius kurodai morphotype unidentified</i>					●	
38			シマヨシノボリ	<i>Rhinogobius nagoyae</i>					●	
39			ゴクラクハゼ	<i>Rhinogobius similis</i>					●	
40			トウカイヨシノボリ	<i>Rhinogobius</i> sp.TO		●				
41			ヌマチチブ	<i>Tridentiger brevispinis</i>						●
42			タイワンドジョウ科	カムルチー	<i>Channa argus</i>					●
7目 13科 42種					1種	0種	0種	22種	28種	

注1) 表中の②～⑤は表3.1.17の番号と対応する。

注2) 確認文献①においては、魚類の詳細な確認位置が公表されている種を対象とした。

⑥ 昆虫類

事業実施区域及びその周囲で見られる昆虫類は、表 3.1.23 に示すとおり、17 目 761 種である。

調査範囲に木曾川の河川敷を含み、水田等の水辺環境が多いことから、トンボ目が多く確認されているが、樹林地が少ないことを反映し、大型のコウチュウ目は少ない。

耕作地や河川敷の草地に生息するバッタ目や草地性のカメムシ目が確認されている。

表 3.1.23 確認種一覧（昆虫類）

目 名	主な確認種	種 数
カゲロウ目（蜉蝣目）	モンカゲロウ、フタバコカゲロウ	7
トンボ目（蜻蛉目）	オオアオイトトンボ、ハグロトンボ、ギンヤンマ、オニヤンマ、シオカラトンボ	50
ゴキブリ目（網翅目）	モリチャバネゴキブリ	2
カマキリ目（蠍螂目）	コカマキリ	2
ハサミムシ目（革翅目）	ヒゲジロハサミムシ	3
カワゲラ目（セキ翅目）	オオヤマカワゲラ	4
バッタ目（直翅目）	ツユムシ、ヤブキリ、アオマツムシ、トノサマバッタ、ツチイナゴ、ハラヒシバッタ	46
ナナフシ目（竹節虫目）	ナナフシモドキ	1
カメムシ目（半翅目）	アオバハゴロモ、クマゼミ、ホオズキカメムシ、クサギカメムシ、ヒメアメンボ、マツモムシ	87
ヘビトンボ目	ヘビトンボ	1
アミメカゲロウ目（脈翅目）	ヒロバカゲロウ、ホシウスバカゲロウ	4
シリアゲムシ目（長翅目）	ヤマトシリアゲ	2
トビケラ目（毛翅目）	ウルマーシマトビケラ、ニンギョウトビケラ	23
チョウ目（鱗翅目）	ミドリヒョウモン、キアゲハ、モンキチョウ、オオシカシバ、マメキシタバ	161
ハエ目（双翅目）	マドガガンボ、ウスイロユスリカ、シオヤアブ、センチニクバエ	45
コウチュウ目（鞘翅目）	アオゴミムシ、ホソセスジゲンゴロウ、アオドウガネ、ヨモギハムシ	251
ハチ目（膜翅目）	アズマオオズアリ、キイロスズメバチ、オオモンクロベッコウ	72
17 目	761 種	

⑦ クモ類

事業実施区域及びその周囲で見られるクモ類は、表 3.1.24 に示すとおり、1 目 19 科 83 種である。

セスジアカムネグモ、ヒノマルコモリグモ、メキリグモなど地表徘徊性のクモ類が多く確認されている。

表 3.1.24 確認種一覧（クモ類）

No.	目名	科名	種名	学名	①	②	③	④	⑤	
1	クモ目	ジグモ科	ジグモ	<i>Atypus karschi</i>					●	
2		カネコタテグモ科	カネコタテグモ	<i>Antrodiaetus roretzi</i>	●					
3		トタテグモ科	キノノウエタテグモ	<i>Latouchia swinhoei typica</i>	●					
4		ヒメグモ科	アシトヒメグモ	<i>Anelosimus crassipes</i>						●
5			シロカネインウロウグモ	<i>Argyrodes bonadea</i>						●
6			オオツリガネヒメグモ	<i>Parasteatoda tabulata</i>						●
7		サラグモ科	ハラジロムナキグモ	<i>Diplocephaloides saganus</i>						●
8			ノコギリヒザグモ	<i>Erigone prominens</i>						●
9			クロナンキングモ	<i>Hyllyphantes graminicola</i>						●
10			ズナガスカグモ	<i>Savignia kawachiensis</i>						●
11			アトグロアカムネグモ	<i>Ummeliata feminea</i>						●
12			セスジアカムネグモ	<i>Ummeliata insecticeps</i>						●
13		アシナガグモ科	キララシロカネグモ	<i>Leucauge subgennea</i>						●
14			ジョロウグモ	<i>Nephila clavata</i>						●
15			トガリアシナガグモ	<i>Tetragnatha caudicula</i>						●
16			ハラビロアシナガグモ	<i>Tetragnatha extensa</i>						●
17			ヤサガタアシナガグモ	<i>Tetragnatha maxillosa</i>						●
18			アシナガグモ	<i>Tetragnatha praedonia</i>						●
19		ウロコアシナガグモ	<i>Tetragnatha squamata</i>						●	
20		コガネグモ科	キザハシオニグモ	<i>Araneus abscissus</i>						●
21			ナカムラオニグモ	<i>Araneus cornutus</i>						●
22			ヤエシオニグモ	<i>Araneus macacus</i>						●
23			ビジョオニグモ	<i>Araneus mitificus</i>						●
24			ムツボシオニグモ	<i>Aranella yaginumai</i>						●
25			コガネグモ	<i>Argiope amoena</i>		●				
26			ナガコガネグモ	<i>Argiope bruennichi</i>						●
27			トリノフダマシ	<i>Cyrtarachne bufo</i>		●				
28			オオトリノフダマシ	<i>Cyrtarachne inaequalis</i>		●				
29			アカイトリノフダマシ	<i>Cyrtarachne vunocharuensis</i>		●				
30			カラフトオニグモ	<i>Eriophora sachalinensis</i>						●
31			Larinia属の一種	<i>Larinia</i> spp.						●
32			コゲチャオニグモ	<i>Neoscona punctigera</i>						●
33			ヤマシロオニグモ	<i>Neoscona scylla</i>						●
34			ズグロオニグモ	<i>Yaginuma sia</i>						●
35	コモリグモ科		エビチャコモリグモ	<i>Arctosa ebicha</i>						●
36		フジコモリグモ	<i>Arctosa fujii</i>						●	
37		ヒノマルコモリグモ	<i>Arctosa japonica</i>						●	
38		ハラクロコモリグモ	<i>Lycosa coelestis</i>						●	
39		ウツキコモリグモ	<i>Pardosa astrigera</i>						●	
40		ハリグコモリグモ	<i>Pardosa laura</i>						●	
41		キクツキコモリグモ	<i>Pardosa pseudoannulata</i>						●	
42		Pardosa属の一種	<i>Pardosa</i> sp.						●	
43		ミナミコモリグモ	<i>Pirata meridionalis</i>						●	
44		イモコモリグモ	<i>Pirata piratoides</i>						●	
45		チビコモリグモ	<i>Pirata procurvus</i>						●	
46		Pirata属の一種	<i>Pirata</i> sp.						●	
47		コガタコモリグモ	<i>Pirata tanakai</i>						●	
48	アライトコモリグモ	<i>Trochosa ruricola</i>						●		
49	キシダグモ科	イオウイロハシリグモ	<i>Dolomedes sulfureus</i>						●	
50		アズマキシダグモ	<i>Pisaura lama</i>						●	
51	ササグモ科	ササグモ	<i>Oxvopes sertatus</i>					●		
52	シボグモ科	シボグモ	<i>Anahita fauna</i>					●		
53	タナグモ科	クサグモ	<i>Agelena limbata</i>						●	
54		コクサグモ	<i>Agelena opulenta</i>						●	
55	ナミハグモ科	Cybaeus属の一種	<i>Cybaeus</i> sp.					●		
56	ウエムラグモ科	イタチグモ	<i>Itatsina praticola</i>					●		
57	フクログモ科	ヤマトフクログモ	<i>Clubiona japonica</i>						●	
58		ヒメフクログモ	<i>Clubiona kurilensis</i>						●	
59		トビイロフクログモ	<i>Clubiona lena</i>						●	
60		ムナアカフクログモ	<i>Clubiona vigil</i>						●	
61	ワシグモ科	トラフワシグモ	<i>Drassodes serratidens</i>						●	
62		エビチャヨリメケムリグモ	<i>Drassyllus sanmenensis</i>						●	
63		メキリグモ	<i>Gnaphosa kompirensis</i>					●		
64	エビグモ科	キエビグモ	<i>Philodromus emarginatus</i>						●	
65		アサヒエビグモ	<i>Philodromus subaureolus</i>						●	
66	カニグモ科	コハナグモ	<i>Diaea subdola</i>						●	
67		ハナグモ	<i>Misumenops tricuspidatus</i>						●	
68		ワカバグモ	<i>Oxytate striatipes</i>						●	
69		アズチグモ	<i>Thomisus labefactus</i>						●	
70		カラカニグモ	<i>Xysticus ephippiatus</i>						●	
71		アズマカニグモ	<i>Xysticus insulicola</i>						●	
72		ハエトリグモ科	ネコハエトリ	<i>Carrhotus xanthogramma</i>						●
73			マミジロハエトリ	<i>Evarcha albaria</i>						●
74	ヤハズハエトリ		<i>Mendoza elongata</i>						●	
75	アリグモ		<i>Myrmarachne japonica</i>						●	
76	マガネアサヒハエトリ		<i>Phintella arenicolor</i>						●	
77	メスジロハエトリ		<i>Phintella versicolor</i>						●	
78	デーニツツハエトリ		<i>Plexippoides doenitzi</i>						●	
79	ミスジハエトリ		<i>Plexippus setipes</i>						●	
80	イナズマハエトリ		<i>Pseudicius vulpes</i>						●	
81	ヒメカラスハエトリ		<i>Rhene albiger</i>						●	
82	カラスハエトリ		<i>Rhene atrata</i>						●	
83	アオオビハエトリ	<i>Siler vittatus</i>						●		
	1目	19科	83種		6種	0種	0種	0種	77種	

注) 表中の①～⑤は表3.1.17の番号と対応する。

3.1 自然的状況

⑧ 貝類、底生動物

事業実施区域及びその周囲で見られる貝類、底生動物は、表 3.1.25(1)～(3)に示すとおり、28目91科218種である。

水質の良いところに生息する種、悪いところに生息する種それぞれが確認されている他、スクミリングガイ等の外来種も確認されている。

表3.1.25(1) 確認種一覧（貝類、底生動物）

No.	目名	科名	種名	学名	②	③	④	⑤
1	ニナ目(中腹足目)	ヤマタニシ科	ヤマタニシ	<i>Cyclophorus herklotsi</i>			●	
2		ゴマガイ科	ヒダリマキゴマガイ(亜種)	<i>Palaina pusilla</i> sp.			●	
3	三岐腸目	サンカクアタマウズムシ科	ナミウズムシ	<i>Dugesia japonica</i>				●
4			三岐腸目	<i>Tricladida</i>				●
5	原始紐舌目	リンゴガイ科	スクミリングガイ(ジャンボタニシ)	<i>Pomacea canaliculata</i>			●	
6		タニシ科	マルタニシ	<i>Cipangopaludina chinensis laeta</i>			●	
7			オオタニシ	<i>Cipangopaludina japonica</i>			●	
8			ヒメタニシ	<i>Sinotaia quadrata histrica</i>			●	
9	物蛭目	ヒラタベル科	スマビル	<i>Helobdella stagnalis</i>				●
10	汎有肺目	ヒラマキガイ科	ヒラマキガイ科	<i>Planorbidae</i>				●
11	盤足目	カワニナ科	クロダカワニナ	<i>Semisulcospira kurodai</i>	●			
12			カワニナ	<i>Semisulcospira libertina</i>			●	●
13			チリメンカワニナ	<i>Semisulcospira reiniana</i>			●	●
14	基眼目	カワコザラガイ科	カワコザラガイ	<i>Laevapex nipponica</i>			●	●
15		モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	<i>Fossaria ollula</i>			●	●
16			ハブタエモノアラガイ	<i>Pseudosuccinea columella</i>				●
17			モノアラガイ	<i>Radix auricularia japonica</i>			●	
18		サカマキガイ科	サカマキガイ	<i>Physa acuta</i>			●	●
19		ヒラマキガイ科	カワネジガイ	<i>Camptoceras hirasei</i>	●			
20			ヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus chinensis spirillus</i>			●	
21			ヒメヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus pulcher</i>			●	
22	マイマイ目(柄眼目)	キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	<i>Mirus reinianus</i>			●	
23		キセルガイ科	ナミコギセル(亜種)	<i>Euphaedusa tau tau</i> sp.			●	
24			エルベリギセル	<i>Tyrannophaedusa aurantiaca erberi</i>			●	
25		オカチョウジガイ科 (オカクチキレガイ科)	オカチョウジガイ	<i>Allopeas clavulinum kyotoense</i>			●	
26		ナメクジ科	ナメクジ	<i>Meghimatium bilineatum</i>			●	
27			ヤマナメクジ	<i>Meghimatium fruhstorferi</i>			●	
28		オカモノアラガイ科	ヒメオカモノアラガイ	<i>Neosuccinea horticola</i>			●	
29		ベッコウマイマイ科	ナミベッコウ(亜種)	<i>Yamatochlamys vaga vaga</i> sp.			●	
30			ウラジロベッコウ	<i>Urazirochlamys doenitzii</i>			●	
31		ユウラナメクジ科	チャコウラナメクジ	<i>Limax marginatus</i>			●	
32		ニッポンマイマイ科 (ナンバンマイマイ科)	ニッポンマイマイ(亜種)	<i>Satsuma japonica japonica</i> sp.			●	
33		オナジマイマイ科	ウスカワマイマイ	<i>Acusta despecta sieboldiana</i>			●	
34			オオケマイマイ(亜種)	<i>Aegista vulgivaga vulgivaga</i> sp.			●	
35			オナジマイマイ	<i>Bradybaena similaris</i>			●	
36			ヒラマイマイ(亜種)	<i>Euhadra eoa eoa</i> sp.			●	
37			クロイワマイマイ(亜種)	<i>Euhadra senckenbergiana senckenbergiana</i> sp.			●	
38			マメマイマイ(亜種)	<i>Trishoplita comoda comoda</i> sp.			●	
39	イシガイ目	イシガイ科	ドブガイ	<i>Anodonta woodiana</i>			●	
40	マルスダレガイ目	シジミ科	ヤマトシジミ	<i>Corbicula japonica</i>			●	
41			マシジミ	<i>Corbicula leana</i>	●		●	
42		マメシジミ科	マメシジミ属の一種	<i>Pisidium</i> sp.				●
43	ナガミズ目		ナガミズ目の一種	<i>Haplotaxida</i> spp.				●
44	オヨギミズ目	オヨギミズ科	オヨギミズ属の一種	<i>Lumbriculus</i> sp.				●
45	イトミズ目	ミズミズ科	エラミズ	<i>Branchiura sowerbyi</i>				●
46			Chaetogaster属の一種	<i>Chaetogaster</i> sp.				●
47			Dero属の一種	<i>Dero</i> sp.				●
48			モトムラユリミズ	<i>Limnodrilus claparedianus</i>				●
49			ユリミズ	<i>Limnodrilus hoffmeisteri</i>				●
50			ミズミズ科の一種	<i>Naididae</i> spp.				●
51			ナミズミズ	<i>Nais communis</i>				●
52			ハヤセミズミズ	<i>Piguetiella denticulata</i>				●
53	物蛭目	ヒラタベル科	ハバヒロベル	<i>Alboglossiphonia lata</i>				●
54	物無蛭目	インビル科	シマインビル	<i>Dina lineata</i>				●
55			ナマインビル	<i>Eipobdella octoculata</i>				●
56	ヨコエビ目	マズヨコエビ科	フロリダマズヨコエビ	<i>Crangonyx floridanus</i>				●
57	ワラジムシ目	ミズムシ科(甲)	ミズムシ(甲)	<i>Asellus hilgendorfi</i>				●
58	エビ目	ヌマエビ科	ミナミヌマエビ	<i>Neocaridina denticulata</i>				●
59			カワリヌマエビ属の一種	<i>Neocaridina</i> sp.				●
60		テナガエビ科	スジエビ	<i>Palaemon paucidens</i>				●

表3.1.25(2) 確認種一覧（貝類、底生動物）

No.	目名	科名	種名	学名	②	③	④	⑤
61	エビ目	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	<i>Procambarus clarkii</i>				●
62		サワガニ科	サワガニ	<i>Geothelphusa dehaani</i>				●
63	カゲロウ目(蜉蝣目)	トビイロカゲロウ科	ヒストビイロカゲロウ	<i>Choroterpes altioculus</i>				●
64			トビイロカゲロウ属の一種	<i>Paraleptophlebia</i> sp.				●
65		カワカゲロウ科	キイロカワカゲロウ	<i>Potamanthus formosus</i>				●
66		モンカゲロウ科	フタスジモンカゲロウ	<i>Ephemera japonica</i>				●
67			トウヨウモンカゲロウ	<i>Ephemera orientalis</i>				●
68			モンカゲロウ	<i>Ephemera strigata</i>				●
69		シロカゲロウ科	オオシロカゲロウ	<i>Ephoron shigae</i>				●
70		ヒメシロカゲロウ科	Caenis属の一種	<i>Caenis</i> sp.				●
71		マダラカゲロウ科	オオクママダラカゲロウ	<i>Cincticostella elongatula</i>				●
72			クロマダラカゲロウ	<i>Cincticostella nigra</i>				●
73			オオマダラカゲロウ	<i>Drunella basalis</i>				●
74			シリナガマダラカゲロウ	<i>Ephaceraella longicaudata</i>				●
75			クシゲマダラカゲロウ	<i>Ephemerella setigera</i>				●
76			エラブタマダラカゲロウ	<i>Torleya japonica</i>				●
77			アカマダラカゲロウ	<i>Uracanthella punctisetae</i>				●
78		ヒメフタオカゲロウ科	マエグロヒメフタオカゲロウ	<i>Ameletus costalis</i>				●
79		コカゲロウ科	ミツオミジカオフトバコカゲロウ	<i>Acentrella gnom</i>				●
80			ミジカオフトバコカゲロウ	<i>Acentrella sibirica</i>				●
81			ヨシノコカゲロウ	<i>Alainites yoshinensis</i>				●
82			フトバコカゲロウ	<i>Baetiella japonica</i>				●
83			トビイロコカゲロウ	<i>Baetis chocoeratus</i>				●
84			サホコカゲロウ	<i>Baetis sahoensis</i>				●
85			フタモンコカゲロウ	<i>Baetis taiwanensis</i>				●
86			シロハラコカゲロウ	<i>Baetis thermicus</i>				●
87			Cloeon属の一種	<i>Cloeon</i> sp.				●
88			ウスイロフトヒゲコカゲロウ	<i>Labiobaetis atrebatinus orientalis</i>				●
89			トゲエラトビイロコカゲロウ	<i>Nigrobaetis acinaciger</i>				●
90			ヒメウスバコカゲロウ属の一種	<i>Procloeon</i> sp.				●
91			ウデマギリコカゲロウ	<i>Tenuibaetis flexifemora</i>				●
92			コバナヒゲトガリコカゲロウ	<i>Tenuibaetis parvipterus</i>				●
93		チラカゲロウ科	チラカゲロウ	<i>Isnychia valida</i>				●
94		ヒラタカゲロウ科	シロタニガワカゲロウ	<i>Ecdyonurus voshidae</i>				●
95			ウエヒラタカゲロウ	<i>Epeorus curvatus</i>				●
96			ナミヒラタカゲロウ	<i>Epeorus ikanonis</i>				●
97			エルモンヒラタカゲロウ	<i>Epeorus latifolium</i>				●
98			Rhithrogena属の一種	<i>Rhithrogena</i> sp.				●
99	トンボ目(蜻蛉目)	イトトンボ科	クロイトトンボ属の一種	<i>Paracercion</i> sp.				●
100		モノサントンボ科	モノサントンボ	<i>Copera annulata</i>				●
101		カワトンボ科	ハグロトンボ	<i>Atroclopteryx atrata</i>				●
102		ヤンマ科	クロスジギンヤンマ	<i>Anax nigrofasciatus nigrofasciatus</i>				●
103			コンボノヤンマ	<i>Boveria maclachlani</i>				●
104		サナエトンボ科	ミヤマサナエ	<i>Anisogomphus maecki</i>				●
105			ヤマサナエ	<i>Asiagomphus melaenops</i>				●
106			ダビドサナエ	<i>Davidius nanus</i>				●
107			オナガサナエ	<i>Melligomphus viridicostus</i>				●
108			アオサナエ	<i>Nihonogomphus viridis</i>				●
109			コオニヤンマ	<i>Sieboldius albardae</i>				●
110			ヒメサナエ	<i>Sinogomphus flavolimbatus</i>				●
111			オジロサナエ	<i>Stylogomphus suzukii</i>				●
112		オニヤンマ科	オニヤンマ	<i>Anotogaster sieboldii</i>				●
113		エフトンボ科	コヤマトンボ	<i>Macromia amphigena amphigena</i>				●
114		トンボ科	ハラビロトンボ	<i>Lyriothemis pachygastra</i>				●
115			シオカラトンボ	<i>Orthetrum albistylum speciosum</i>				●
116	カワゲラ目(セキ翅目)	オナシカワゲラ科	Amphinemura属の一種	<i>Amphinemura</i> sp.				●
117			オナシカワゲラ属の一種	<i>Nemoura</i> sp.				●
118		ミドリカワゲラ科	ミドリカワゲラ科の一種	<i>Chloroperlidae</i> spp.				●
119		カワゲラ科	Kamimuria属の一種	<i>Kamimuria</i> sp.				●
120			カミムラカワゲラ	<i>Kamimuria tibialis</i>				●
121			フタツメカワゲラ属の一種	<i>Neoperia</i> sp.				●
122			ニシオオヤマカワゲラ	<i>Oyamia cryptomeria</i>				●
123			オオヤマカワゲラ	<i>Oyamia lugubris</i>				●
124			ヒメオオヤマカワゲラ	<i>Oyamia seminigra</i>				●
125			Paragnetina属の一種	<i>Paragnetina</i> sp.				●
126		アミメカワゲラ科	ヤマトヒメカワゲラ	<i>Stavsolus japonicus</i>				●
127	カメムシ目(半翅目)	アメンボ科	アメンボ	<i>Aquarius paludum paludum</i>				●
128			ヤスマツアメンボ	<i>Gerris insularis</i>				●
129		カタビロアメンボ科	ナガレカタビロアメンボ属の一種	<i>Pseudovelgia</i> sp.				●
130		ミズムシ科(昆)	チビミズムシ属の一種	<i>Micronecta</i> sp.				●
131		タイコウチ科	ミスカマキリ	<i>Ranatra chinensis</i>				●
132		マルミズムシ科	マルミズムシ	<i>Parapleia japonica</i>				●
133	ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	ヘビトンボ	<i>Protohermes grandis</i>				●
134		センブリ科	ネグロセンブリ	<i>Sialis japonica</i>				●
135	アミメカゲロウ目(脈翅目)	ヒロバカゲロウ科	ヒロバカゲロウ科の一種	<i>Osmyliidae</i> sp.				●
136	トビケラ目(毛翅目)	シマトビケラ科	Cheumatopsyche属の一種	<i>Cheumatopsyche</i>				●
137			ナミコガタシマトビケラ	<i>Cheumatopsyche infascia</i>				●
138			コガタシマトビケラ属の一種	<i>Cheumatopsyche</i> sp.				●
139			サトコガタシマトビケラ	<i>Cheumatopsyche tanidai</i>				●
140			ギフシマトビケラ	<i>Hydropsyche gifuana</i>				●

第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

表3.1.25(3) 確認種一覧(貝類、底生動物)

No.	目名	科名	種名	学名	②	③	④	⑤		
141	トビケラ目(毛翅目)	シマトビケラ科	ウルマーシマトビケラ	<i>Hydropsyche orientalis</i>				●		
142			ナカハラシマトビケラ	<i>Hydropsyche setensis</i>				●		
143			オオシマトビケラ	<i>Macrostemum radiatum</i>				●		
144			クダトビケラ科	Paduniella属の一種	<i>Paduniella</i> sp.				●	
145				クダトビケラ属の一種	<i>Psychomyia</i> sp.				●	
146			ヒゲナガカワトビケラ科	ヒゲナガカワトビケラ	<i>Stenopsyche marmorata</i>				●	
147			ヤマトビケラ科	コヤマトビケラ属の一種	<i>Agapetus</i> sp.				●	
148				ヤマトビケラ属の一種	<i>Glossosoma</i> sp.				●	
149			ヒメトビケラ科	ヒメトビケラ属の一種	<i>Hydroptila</i> sp.				●	
150			ナガラトビケラ科	ムナグロナガラトビケラ	<i>Rhyacophila nigrocephala</i>				●	
151				シヨツナガラトビケラ	<i>Rhyacophila shikotsuensis</i>				●	
152				ヤマナカナガラトビケラ	<i>Rhyacophila yamanakensis</i>				●	
153			コエグリトビケラ科	コエグリトビケラ属の一種	<i>Apatania</i> sp.				●	
154			ニンギョウトビケラ科	ニンギョウトビケラ	<i>Goera japonica</i>				●	
155				カワモトニンギョウトビケラ	<i>Goera kawamotonis</i>				●	
156			カクツツトビケラ科	カクツツトビケラ属の一種	<i>Lepidostoma</i> sp.				●	
157			ヒゲナガトビケラ科	タテヒゲナガトビケラ属の一種	<i>Ceraclea</i> sp.				●	
158				アオヒゲナガトビケラ属の一種	<i>Mystacides</i> sp.				●	
159				クサツミトビケラ属の一種	<i>Oecetis</i> sp.				●	
160				Setodes属の一種	<i>Setodes</i> sp.				●	
161				センカイトビケラ属の一種	<i>Triaenodes</i> sp.				●	
162				ヒメセトトビケラ属の一種	<i>Trichosetodes</i> sp.				●	
163				エグリトビケラ科	キリバナトビケラ属の一種	<i>Limnephilus</i> sp.				●
164			トビイロトビケラ		<i>Nothopsyche pallipes</i>				●	
165			ホソバトビケラ科	ホソバトビケラ	<i>Molanna moesta</i>				●	
166			ケトビケラ科	トウヨウグマガトビケラ	<i>Gumaga orientalis</i>				●	
167			チョウ目(鱗翅目)	ツトガ科	キオビズメイガ	<i>Potamomusa midas</i>				●
168			ハエ目(双翅目)	オビヒメガガンボ科	Dicranota属の一種	<i>Dicranota</i> sp.				●
169	ヒメガガンボ科	Hexatoma属の一種		<i>Hexatoma</i> sp.				●		
170	ガガンボ科	ウスバガガンボ属の一種		<i>Antocha</i> sp.				●		
171		Prionocera属の一種		<i>Prionocera</i> sp.				●		
172		ガガンボ属の一種		<i>Tipula</i> sp.				●		
173		Psychoda属の一種		<i>Psychoda</i> sp.				●		
174	ユスリカ科	Brillia属の一種		<i>Brillia</i> sp.				●		
175		ハダカユスリカ属の一種		<i>Cardiocladius</i> sp.				●		
176		ユスリカ属の一種		<i>Chironomus</i> sp.				●		
177		エダゲヒゲユスリカ属の一種		<i>Cladotanytarsus</i> sp.				●		
178		トラフユスリカ属の一種		<i>Conchapelopia</i> sp.				●		
179		カマガタユスリカ属の一種		<i>Cryptochironomus</i> sp.				●		
180		Diamesa属の一種		<i>Diamesa</i> sp.				●		
181		テンマクエリユスリカ属の一種		<i>Eukiefferiella</i> sp.				●		
182		Hydrobaenus属の一種		<i>Hydrobaenus</i> sp.				●		
183		ボカシヌマユスリカ属の一種		<i>Macropelopia</i> sp.				●		
184		ナガスネユスリカ属の一種		<i>Micropsectra</i> sp.				●		
185		ツヤムネユスリカ属の一種		<i>Microtendipes</i> sp.				●		
186		エリユスリカ属の一種		<i>Orthocladius</i> sp.				●		
187		オオユキユスリカ属の一種		<i>Pagastia</i> sp.				●		
188		クボシエリユスリカ属の一種	<i>Parakiefferiella</i> sp.				●			
189		Paratendipes属の一種	<i>Paratendipes</i> sp.				●			
190		ハモンユスリカ属の一種	<i>Polypedilum</i> sp.				●			
191		カモヤムスリカ	<i>Potthastia longimanus</i>				●			
192		Potthastia属の一種	<i>Potthastia</i> sp.				●			
193		Procladius属の一種	<i>Procladius</i> sp.				●			
194	Rheopelopia属の一種	<i>Rheopelopia</i> sp.				●				
195	ナガレユスリカ属の一種	<i>Rheotanytarsus</i> sp.				●				
196	アキツキユスリカ	<i>Stictochironomus akizukii</i>				●				
197	フサユキユスリカ属の一種	<i>Symptothastia</i> sp.				●				
198	ムナクボエリユスリカ属の一種	<i>Synorthocladius</i> sp.				●				
199	ヒゲユスリカ属の一種	<i>Tanytarsus</i> sp.				●				
200	ニセテンマクエリユスリカ属の一種	<i>Tvetenia</i> sp.				●				
201	ブユ科	アシマダラブユ属の一種	<i>Simulium</i> sp.				●			
202	ナガラエブ科	クロモンナガラエブ	<i>Asuragina caeruleascens</i>				●			
203		Atrichops属の一種	<i>Atrichops</i> sp.				●			
204		コウチュウ目(鞘翅目)	ゲンゴロウ科	チビゲンゴロウ	<i>Hydroglyphus japonicus</i>				●	
205	ゴマダラチビゲンゴロウ		<i>Oreodytes natrix</i>					●		
206	モンキマメゲンゴロウ		<i>Platambus pictipennis</i>					●		
207	ミズスマシ科		オナガミズスマシ属の一種	<i>Orectochilus</i> sp.				●		
208	ガムシ科		コモンシジミガムシ	<i>Laccobius oscillans</i>				●		
209	ヒメドロムシ科		イブシアシナガドロムシ	<i>Stenelmis nipponica</i>				●		
210			アシナガミソドロムシ	<i>Stenelmis vulgaris</i>				●		
211			アワツヤドロムシ	<i>Zaitzevia awana</i>				●		
212			ツヤドロムシ属の一種	<i>Zaitzevia</i> sp.				●		
213			ヒラタドロムシ科	チビヒゲナガハナム	<i>Ectopria opaca opaca</i>				●	
214	クシヒゲマルヒラタドロムシ			<i>Eubrianax granicollis</i>				●		
215	マルヒラタドロムシ			<i>Eubrianax ramicornis</i>				●		
216	マスタチビヒラタドロムシ			<i>Malacopsephenoides japonicus</i>				●		
217	ヒラタドロムシ			<i>Mataopsephus japonicus</i>				●		
218	ホタル科		ゲンジボタル	<i>Luciola cruciata</i>				●		
	28目		91科	218種		3種	0種	34種	187種	

注1) 表中の②～⑤は表3.1.17の番号と対応する。

注2) 確認文献①においては、貝類・底生動物の詳細な確認位置が公表されていないため、貝類・底生動物の確認文献から除外した。

(2) 重要な動物種

確認された種のうち、重要な動物種を抽出した。重要な動物種の選定根拠は表 3.1.26 に、その選定基準は表 3.1.27 に示すとおりである。

表3.1.26 重要な動物の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
I	「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日 法律第75号 令和2年1月17日 一部改正)	・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特2) ・緊急指定種(緊急)
III	「環境省レッドリスト2020」 (令和2年3月27日 環境省報道発表資料)	・絶滅危惧I類(CR+EN) ・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
IV	「レッドリストあいち2020」 (令和2年3月 愛知県)	・絶滅危惧IA類(CR) ・絶滅危惧IB類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
V	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版 -岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版-」 (平成22年8月 岐阜県)	・絶滅危惧I類(I) ・絶滅危惧II類(II) ・準絶滅危惧(準) ・情報不足(不足)
VI	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日 愛知県条例第3号)に基づく指定希少野生動植物種の指定種(平成22年3月30日、平成27年2月20日、平成28年3月4日、平成30年3月6日指定)	—
VII	「岐阜県希少野生生物保護条例」(平成15年3月19日 岐阜県条例22号)に基づく指定希少野生生物の指定種(平成15年11月11日指定)	—

表 3.1.27 重要な動物の選定基準

番号	選定基準	評価基準
I	特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物 (国天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
II	国際希少野生動物植物種 (国際)	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動物植物の種 (国内希少野生動物植物種を除く) であって、政令で定めるものをいう
	国内希少野生動物植物種 (国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動物植物の種であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動物植物種 (特1)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動物植物種 (特2)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種 (緊急)	環境大臣が、希少野生動物植物種及び国際希少野生動物植物種以外の野生動物植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
III	絶滅危惧I類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧I A類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧I B類 (EN)	I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧II類 (VU)	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
IV	絶滅危惧I A類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧I B類 (EN)	I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧II類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
	地域個体群 (LP)	特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
V	絶滅危惧I類 (I)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧II類 (II)	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧 (準)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (不足)	評価するだけの情報が不足している種

注) 表中の I ~ V は表 3.1.26 の番号と対応する。

① 哺乳類

事業実施区域及びその周囲で見られる哺乳類の重要種は、表 3.1.28 に示すとおり、5 目 7 科 10 種である。

愛知県内は市街化が進み、小規模な個体群が点在するモグラ科は減少傾向にあり、キュウシュウノウサギやニホンリスは痕跡等の生息する記録が低下したまま回復せず、重要種となっている。

表 3.1.28 重要種一覧 (哺乳類)

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII
1	モグラ目 (食虫目)	トガリネズミ科	カワネズミ	<i>Chimarrogale platycephala</i>				VU			
2			ミズモグラ	<i>Euroscaptor mizura</i>			NT	CR			
3			アズマモグラ	<i>Mogera imaizumii</i>					VU		
4	コウモリ目 (翼手目)	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus ferrumequinum</i>				NT			
5			コキクガシラコウモリ	<i>Rhinolophus cornutus cornutus</i>				NT			
6	ネコ目 (食肉目)	イタチ科	ニホンアナグマ	<i>Meles meles anakuma</i>				DD			
7	ネズミ目 (齧歯目)	リス科	ニホンリス	<i>Sciurus lis</i>				NT			
8		ネズミ科	ハタネズミ	<i>Microtus montebelli montebelli</i>				NT			
9			カヤネズミ	<i>Micromys minutus japonicus</i>				VU	準		
10	ウサギ目	ウサギ科	キュウシュウノウサギ	<i>Lepus brachyurus lyoni</i>				NT			
	5目	7科	10種		0種	0種	1種	10種	1種	0種	0種

注) 表中の I ~ VII は表 3.1.26 の番号と対応する。

② 鳥類

事業実施区域及びその周囲で見られる鳥類の重要種は、表3.1.29に示すとおり、14目25科51種である。

樹林地、干潟や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生息する鳥類が該当している。

表3.1.29 重要種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII
1	キジ目	キジ科	ヤマドリ	<i>Syrnaticus soemmerringii</i>					準		
2	カモ目	カモ科	オシドリ	<i>Aix galericulata</i>			DD	繁:NT	準		
3			トモエガモ	<i>Anas formosa</i>			VU				
4			カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>				越:NT			
5	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>					準		
6			カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus</i>			LP				
7	ハト目	ハト科	アオハト	<i>Treron sieboldii</i>					不足		
8	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis</i>			NT		II		
9			チュウサギ	<i>Egretta intermedia</i>			NT				
10	ツル目	クイナ科	クイナ	<i>Falco aquaticus</i>				越:NT			
11			ヒクイナ	<i>Porzana fusca</i>			NT	繁:NT/通:NT	II		
12	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	<i>Caprimulgus indicus</i>			NT		準		
13	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus</i>					不足		
14	チドリ目	チドリ科	ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>			DD				
15			シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>			VU		準		
16		シギ科	ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>				越:NT			
17			オオシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>			NT		II		
18			ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>				越:VU			
19			タカアシギ	<i>Tringa glareola</i>			VU				
20			ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>			NT	越:VU			
21		タマシギ科	タマシギ	<i>Rostratula benghalensis</i>			VU		準		
22		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>			VU				
23		カモメ科	コアジサシ	<i>Sterna albifrons</i>			VU		II		
24	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Falco tinnunculus</i>			NT	繁:NT			
25		タカ科	ハチクマ	<i>Fernis ptilorhynchus</i>			NT	繁:VU/通:NT	準		
26			オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>	天		VU				
27			チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>			EN				
28			ツミ	<i>Accipiter gularis</i>				繁:NT	不足		
29			ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>			NT		準		
30			オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>			NT	繁:NT/越:NT	準		
31			サンバ	<i>Butastur indicus</i>			VU		準		
32			クマタカ	<i>Nisaetus nipalensis</i>			EN		II		
33	フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク	<i>Otus lempiji</i>				繁:VU/越:NT	不足		
34			コノハズク	<i>Otus sunia</i>					II	○	
35			フクロウ	<i>Strix uralensis</i>				繁:VU/越:NT	準		
36			アオバズク	<i>Ninox scutulata</i>					準		
37			コミズク	<i>Asio flammeus</i>				越:VU			
38	ブッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	<i>Megaceryle lugubris</i>					準		
39	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>		国内	VU	繁:VU/越:NT	準		
40	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus</i>			VU		準		
41		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata</i>					準		
42		モズ科	アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>			EN		I		
43		ムシクイ科	センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>					準		
44		ミソサザイ科	ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>				繁:NT			
45		ヒタキ科	マミジロ	<i>Zoothera sibirica</i>					不足		
46			トラツグミ	<i>Zoothera dauma</i>					不足		
47			コルリ	<i>Luscinia cyane</i>				繁:NT			
48			コサメヒタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>				繁:NT	準		
49		ホオジロ科	ホオアカ	<i>Emberiza fucata</i>					準		
50			ノゾ	<i>Emberiza sulphurata</i>			NT		準		
51			クロジ	<i>Emberiza variabilis</i>					不足		
	14目	25科	51種		1種	1種	27種	18種	34種	1種	0種

注1) 表中のI～VIIは表3.1.26の番号と対応する。

注2) IVの指定状況の意味は次のとおりである。越：越冬 繁：繁殖 通：通過

3.1 自然的状況

③ 爬虫類

事業実施区域及びその周囲で見られる爬虫類の重要種は、表 3.1.30 に示すとおり、2 目 3 科 5 種である。

表 3.1.30 重要種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII
1	カメ目	インガメ科	ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i>			NT	NT	準		
2			クサガメ	<i>Chinemys reevesii</i>					不足		
3		スッポン科	スッポン	<i>Pelodiscus sinensis</i>			DD	DD	不足		
4	有鱗目	ナミヘビ科	タカチホヘビ	<i>Achalinus spinalis</i>				DD			
5			シロマダラ	<i>Dinodon orientale</i>				DD			
	2目	3科	5種		0種	0種	2種	4種	3種	0種	0種

注) 表中の I～VII は表3.1.26の番号と対応する。

④ 両生類

事業実施区域及びその周囲で見られる両生類の重要種は、表 3.1.31 に示すとおり、2 目 3 科 4 種である。

渓流域に生息する種が多く該当しているが、事業実施区域及びその周囲には類似環境は少ない。

表 3.1.31 重要種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII
1	有尾目	オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	<i>Andrias japonicus</i>		国際	VU	VU	II		
2	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル	<i>Rana nigromaculata</i>			NT				
3			ナゴヤダルマガエル	<i>Rana porosa brevipoda</i>			EN	EN	II		
4		アオガエル科	カジカガエル	<i>Buergeria buergeri</i>				NT			
	2目	3科	4種		0種	1種	3種	3種	2種	0種	0種

注) 表中の I～VII は表3.1.26の番号と対応する。

⑤ 魚類

事業実施区域及びその周囲で見られる魚類の重要種は、表 3.1.32 に示すとおり、5 目 7 科 12 種である。

水田を含む止水域から緩流域に生息する種が多く該当しており、放棄水田や、乾田、大規模圃場の導入といった営農方法の転換による影響を受けた種が多い。

表 3.1.32 重要種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i>	天		EN	EN			
2	コイ目	コイ科	イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i>			CR	DD	I		
3			ゼゼラ	<i>Biwia zezera</i>				VU	NT		
4			カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypripis rasborella</i>			特2	EN	EN	I	
5			カワヒガイ	<i>Sarcocheilichthys variegatus variegatus</i>				NT	CR		
6			イトモロコ	<i>Squalidus gracilis gracilis</i>					NT		
7			ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i>					NT	CR	準
8		ドジョウ科	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>				NT	VU		
9	ナマズ目	ギギ科	ネコギギ	<i>Tachysurus ichikawai</i>	天		EN	CR	I		
10	ダツ目	アカザ科	アカザ	<i>Liobagrus reinii</i>			VU	NT			
11		メダカ科	ミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i>			VU	NT			
12	スズキ目	ハゼ科	トウカイヨシノボリ	<i>Rhinogobius</i> sp.TO			NT	CR	準		
	5目	7科	12種		2種	1種	11種	12種	5種	0種	0種

注) 表中の I～VII は表3.1.26の番号と対応する。

⑥ 昆虫類

事業実施区域及びその周囲で見られる昆虫類の重要種は、表 3.1.33 に示すとおり、7 目 31 科 48 種である。

鳥類と同様、樹林地、干潟や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生息する種が該当している。

表 3.1.33 重要種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII		
1	トンボ目(蜻蛉目)	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	<i>Lestes japonicus</i>			EN	CR	I				
2		イトトンボ科	ムスジイトトンボ	<i>Cercion sexlineatum</i>					準				
3		ヤンマ科		ベニイトトンボ	<i>Ceragrion nipponicum</i>			NT	VU	II			
4				ネアカヨシヤンマ	<i>Aeschnophlebia anisoptera</i>			NT	NT	不足			
5				アオヤンマ	<i>Aeschnophlebia longistigma</i>			NT	EN	II			
6		サナエトンボ科		マルタンヤンマ	<i>Anaciaeschna martini</i>					不足			
7				ボンサナエ	<i>Gomphus postocularis</i>					準			
8		エソトンボ科		ナゴヤサナエ	<i>Stylurus nagoyanus</i>			VU	NT	準			
9				トライトンボ	<i>Epithea marginata</i>					NT	準		
10				ハネビロエソトンボ	<i>Somatochlora clavata</i>			VU	VU	準			
11		トンボ科		ベッコウトンボ	<i>Libellula angelina</i>		国内	CR	CR	I			
12				マイコアカネ	<i>Sympetrum kunkeli</i>					準			
13				マダラナユイトンボ	<i>Sympetrum maculatum</i>			EN	CR	I			
14	ゴキブリ目(網翅目)	オオゴキブリ科	オオゴキブリ	<i>Fanesthia angustipennis spadica</i>					NT				
15	カメムシ目(半翅目)	グンバイウンカ科	ハウチウンカ	<i>Trypetimorpha japonica</i>			VU						
16		アメンボ科	オオアメンボ	<i>Aquarius elongatus</i>					NT				
17		イトアメンボ科	イトアメンボ	<i>Hydrometra albolineata</i>			VU	VU					
18		コオイムシ科	タガメ	<i>Lethocerus devrolli</i>		国内/特2	VU	EN	II				
19		タイコウチ科	ヒメタイコウチ	<i>Nepa hoffmanni</i>					NT	II			
20	トビケラ目(毛翅目)		ミズカマキリ	<i>Ranatra chinensis</i>					DD				
21		コエグリトビケラ科	イワコエグリトビケラ	<i>Manophylax futabae</i>					NT				
22		チョウ目(鱗翅目)	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ	<i>Phragmataecia castaneae</i>			NT		不足			
23			セセリチョウ科	ホソバセセリ	<i>Isoteinon lamprospilus lamprospilus</i>					NT			
24				ミヤマチャバネセセリ	<i>Pelopidas jansoni</i>					EN	準		
25			シジミチョウ科	ミドリシジミ	<i>Neozephyrus japonicus</i>						II		
26			ジャノメチョウ科		ウラギンスジヒョウモン	<i>Argyronome laodice japonica</i>			VU	VU	準		
27					オオウラギンスジヒョウモン	<i>Argyronome ruslana lysippe</i>					NT		
28					ヒメヒカゲ本州中部亜種	<i>Coenonympha oedippus</i>			EN	EN	I	○	
29					オオムラサキ	<i>Sasakia charonda charonda</i>			NT	NT			
30					ウラナミジャノメ本十亜種	<i>Ypthima multistriata</i>			VU	VU	I		
31			アゲハチョウ科	ギフチョウ	<i>Luehdorffia japonica</i>			VU	VU	準			
32			シロチョウ科		ツマグロキチョウ	<i>Eurema laeta bethebebe</i>			EN	NT	II		
33				スジボソヤマキチョウ	<i>Gonepteryx aspasia nipponica</i>				CR				
34	ツトガ科		ゴマフツトガ	<i>Chilo pulveratus</i>				NT		不足			
35	シャクガ科	クワトゲエダシャク	<i>Apochlina excavata</i>				NT		不足				
36	コウチュウ目(鞘翅目)	オサムシ科	オオトックリゴミムシ	<i>Oodes vicarius</i>			NT	NT					
37			オオヒョウタンゴミムシ	<i>Scarites sulcatus</i>			NT	VU	II				
38		ハンミョウ科	アイヌハンミョウ	<i>Cicindela gemmata aino</i>			NT	NT					
39		ミズスマシ科	ミズスマシ	<i>Gyrinus japonicus</i>			VU	EN					
40		ムカシゲンゴロウ科	ギフムカシゲンゴロウ	<i>Phreatodytes elongatus</i>			EN		I				
41		ガムシ科	ガムシ(オオガムシ)	<i>Hydrophilus acuminatus</i>			NT	VU					
42		シデムシ科	ヤマトモンシデムシ	<i>Nicrophorus japonicus</i>			NT	VU	準				
43		コガネムシ科		クロモンマゴソコガネ	<i>Aphodius variabilis</i>			NT	EN	I			
44				マルエンマコガネ	<i>Onthophagus viduus</i>					EX	I		
45				アカマダラハナムグリ	<i>Poecilophilides rusticola</i>			DD	NT	準			
46		カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ	<i>Stenagrion quadrinotatum</i>			EN	EN	不足				
47		ハチ目(膜翅目)	アナバチ科	キゴシジガバチ	<i>Sceliphron madraspatanum kohli</i>				NT				
48			ハキリバチ科	キヌゲハキリバチ	<i>Megachile kobensis</i>				NT				
	7目	31科	48種		0種	2種	30種	38種	32種	1種	0種		

注) 表中の I ~ VII は表 3.1.26 の番号と対応する。

第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

⑦ クモ類

事業実施区域及びその周囲で見られるクモ類の重要種は、表 3.1.34 に示すとおり、1 目 4 科 8 種である。

表 3.1.34 重要種一覧（クモ類）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII
1	クモ目	カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ	<i>Antrodiaetus roretzi</i>			NT	VU			
2		トタテグモ科	キシノウエトタテグモ	<i>Latouchia swinhoei typica</i>			NT	VU			
3		コガネグモ科	コガネグモ	<i>Argiope amoena</i>				NT			
4			トリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne bufo</i>				NT			
5			オオトリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne inaequalis</i>				NT			
6		コモリグモ科	アカイロトリノフンダマシ	<i>Cyrtarachne yunoharuensis</i>				NT			
7			エビチャコモリグモ	<i>Arctosa ebicha</i>				EN			
8			ミナミコモリグモ	<i>Pirata meridionalis</i>				NT			
	1目	4科		8種	0種	0種	2種	8種	0種	0種	0種

注) 表中の I～VII は表 3.1.26 の番号と対応する。

⑧ 貝類、底生動物

事業実施区域及びその周囲で見られる貝類、底生動物の重要種は、表 3.1.35 に示すとおり、6 目 8 科 12 種である。

陸産貝類が数種類該当する他、水田等の浅い止水域に生息する種が多く該当している。

表 3.1.35 重要種一覧（貝類、底生動物）

No.	目名	科名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII
1	原始紐舌目	タニシ科	マルタニシ	<i>Cipangopaludina chinensis laeta</i>			VU	NT	準		
2			オオタニシ	<i>Cipangopaludina japonica</i>			NT				
3	盤足目	カワニナ科	クロダカワニナ	<i>Semisulcospira kurodai</i>			NT	NT	準		
4	基眼目	モノアラガイ科	モノアラガイ	<i>Radix auricularia japonica</i>			NT	DD			
5		ヒラマキガイ科	カワネジガイ	<i>Camptoceras hirasei</i>			CR	EX	I		
6			ヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus chinensis spirillus</i>			DD	NT			
7			ヒメヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus pulcher</i>				EN			
8	マイマイ目(柄眼目)	キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	<i>Mirus reinianus</i>				NT			
9		キセルガイ科	エルベリギセル	<i>Tyrannophaedusa aurantiaca erberi</i>			DD				
10	イシガイ目	イシガイ科	トブガイ	<i>Anodonta woodiana</i>				NT			
11	マルスダレガイ目	シジミ科	ヤマトシジミ	<i>Corbicula japonica</i>			NT				
12			マシジミ	<i>Corbicula leana</i>				VU	DD	準	
	6目	8科		12種	0種	0種	10種	8種	4種	0種	0種

注) 表中の I～VII は表 3.1.26 の番号と対応する。

3.1.8.2 植物

(1) 植物相の概要

「令和元年版 環境白書」（令和元年12月 愛知県）によると、愛知県の気候は一般に温暖で、夏期多雨、冬期小雨型となっている。このような気候の影響を受け、植物区分は奥三河山地の一部が温帯に属する他は、暖帯に属している。

植生は、潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属するが、平野部では古くから宅地、農地等としての土地利用が進んだため、シイ・タブを中心とした自然植生は社寺林などにわずかに残っているにすぎない。

一方、丘陵から山地部の多くの部分はスギ及びヒノキを中心とした人工林となっており、都市近郊の丘陵部を中心にコナラ、アベマキ等を主体とする二次的植生の森林（二次林）地域が見られる。

事業実施区域及びその周囲の植生図は図3.1.19(1)、(2)に示すとおりである。

事業実施区域は主にシイ・カシ二次林で、木曾川の両岸に点在する二次林の一つとなっている。

事業実施区域及びその周囲は市街地及び耕作地が多い地帯であり、畑雑草群落が多い地帯となっている。シイ・カシ二次林以外の樹林地としては、ケネザサーコナラ群集があげられる。そのほか木曾川の河川敷にはヤナギ低木群落、ヨシクラス、オギ群集がパッチ状に広がっている。

また、事業実施区域及びその周囲の植物の状況については、表3.1.36に示す既存文献により整理した。

事業実施区域及びその周囲で見られる植物は、表3.1.37に示すとおり、130科732種である。

シデコブシやミカワシオガマ等の「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方固有の種が複数種確認されている。

表3.1.36 確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
①	「レッドデータブックあいち2020」 (令和2年3月 愛知県) 「第四次レッドリスト レッドリストあいち2020」 (令和2年3月 愛知県)	江南市、犬山市、大口町、扶桑町を含むメッシュ内で確認されている種
②	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版-岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版」 (平成26年3月 岐阜県)	愛知県に接する各務原市の南側にかかるメッシュ内で確認されている種
③	「河川環境データベース」 (平成18年～平成30年 国土交通省)	木曾川の河川区域内に設定された調査地点のうち、事業実施区域に最も近接した調査地区(複数の調査地点のまとまり)で確認されている種

表 3.1.37 植物確認種数

分類群名				科数	種数	①	②	③
シダ植物				16	43	14	13	20
種子植物	裸子植物			8	16	2	7	9
	被子植物	双子葉	離弁花類	60	278	18	37	226
			合弁花類	27	178	25	33	126
		単子葉		19	217	26	69	139
				130科	732種	85種	159種	520種

注) 表中の①～③は表3.1.36の番号と対応する。

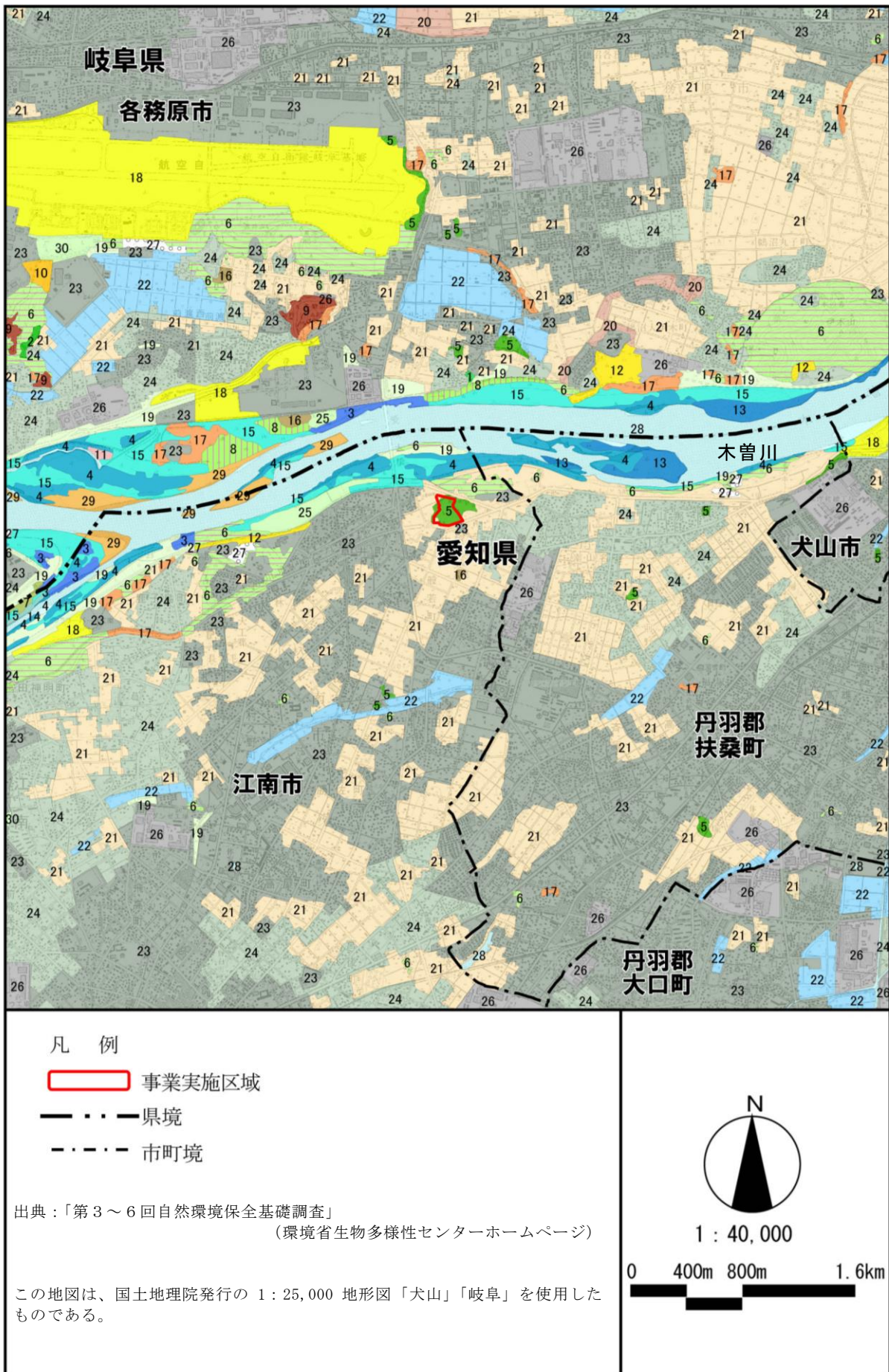


図 3.1.19(1) 現存植生図

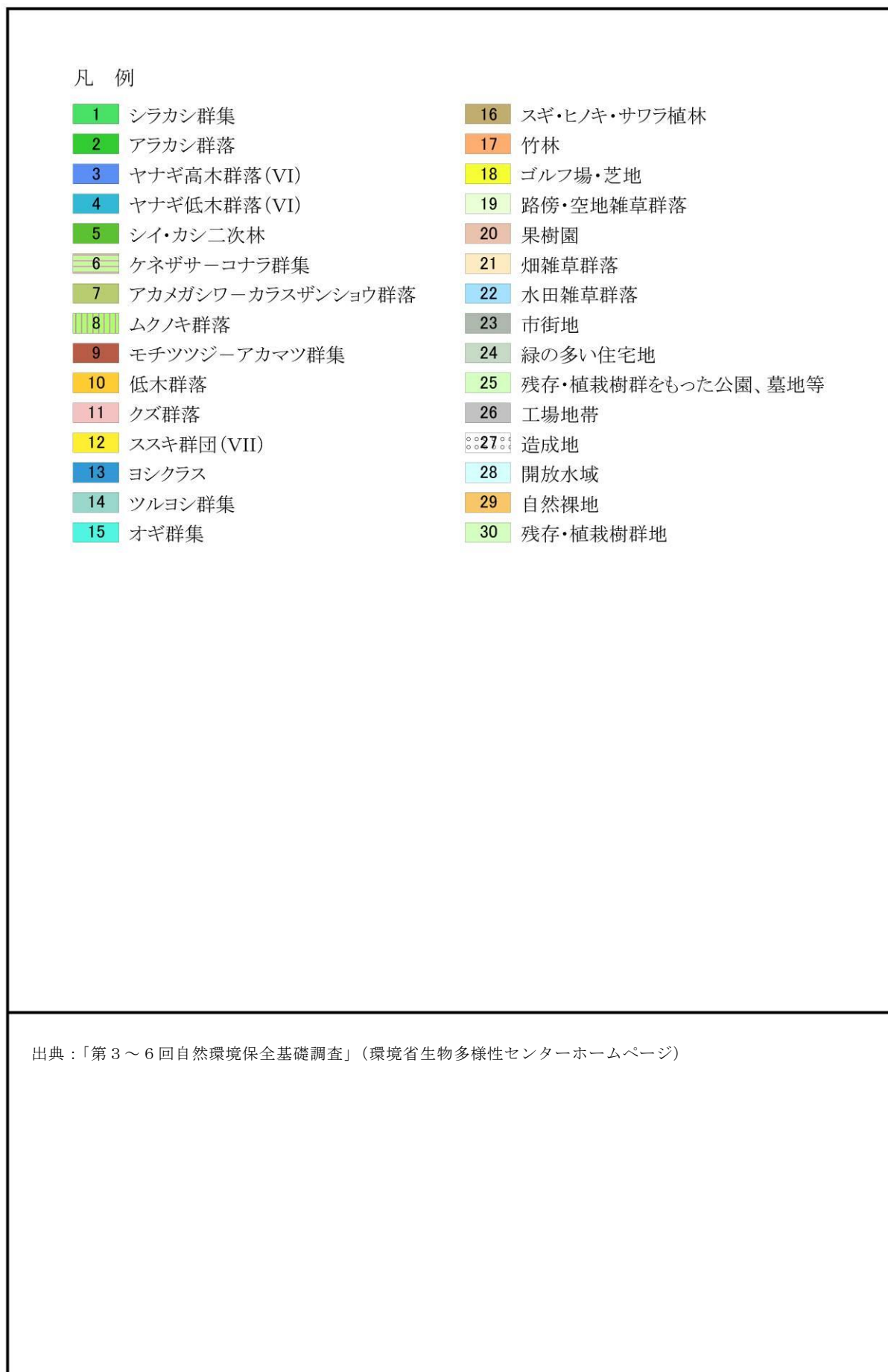


図 3.1.19(2) 現存植生図（凡例）

(2) 重要な植物種

確認された種のうち、重要な植物種を抽出した。重要な植物種の選定根拠は表 3.1.38 に、その選定基準は表 3.1.39 に示すとおりである。

表3.1.38 重要な植物の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
I	「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号) 「愛知県文化財保護条例」(昭和30年4月1日 条例第6号) 「江南市文化財保護条例」(昭和42年10月5日 条例第18号) 「犬山市文化財保護条例」(昭和39年3月31日 条例第16号) 「大口町文化財保護条例」(平成19年3月27日 条例第8号) 「扶桑町文化財保護条例」(昭和48年3月20日 条例第17号) 「各務原市文化財保護条例」(昭和52年3月30日 条例第10号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天) ・愛知県指定天然記念物(県天) ・江南市指定天然記念物(市天(江南)) ・犬山市指定天然記念物(市天(犬山)) ・大口町指定天然記念物(町天(大口)) ・扶桑町指定天然記念物(町天(扶桑)) ・各務原市指定天然記念物(市天(各務原))
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日 法律第75号 令和2年1月17日 一部改正)	・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特2) ・緊急指定種(緊急)
III	「環境省レッドリスト2020」 (令和2年3月27日 環境省報道発表資料)	・絶滅危惧I類(CR+EN) ・絶滅危惧I A類(CR) ・絶滅危惧I B類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
IV	「レッドリストあいち2020」 (令和2年3月 愛知県)	・絶滅危惧I A類(CR) ・絶滅危惧I B類(EN) ・絶滅危惧II類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
V	「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版 —岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版—」 (平成26年8月 岐阜県)	・絶滅危惧I類(I) ・絶滅危惧II類(II) ・準絶滅危惧(準) ・情報不足(不足)
VI	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和48年3月30日 愛知県条例第3号)に基づく指定希少野生動植物種の指定種(平成22年3月30日、平成27年2月20日、平成28年3月4日、平成30年3月6日指定)	—
VII	「岐阜県希少野生生物保護条例」(平成15年3月19日 岐阜県条例22号)に基づく指定希少野生生物の指定種(平成15年11月11日指定)	—

表 3.1.39 重要な植物の選定基準

番号	選定基準	評価基準
I	特別天然記念物 (特天)	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物 (国天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	愛知県指定天然記念物 (県天)	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	江南市指定天然記念物 (市天 (江南))	動物、植物、鉱物(生息地、自生地、土地等を含む)で江南市の区域内にあり、市にとって歴史上又は学術上価値の高いもので、法による史跡、名勝、天然記念物又は愛知県指定史跡、名勝、天然記念物の指定を受けていないもの
	犬山市指定天然記念物 (市天 (犬山))	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む)で犬山市の区域内にあり、市にとって学術上価値の高いもので法により史跡名勝天然記念物又は県条例により愛知県指定史跡名勝天然記念物の指定を受けていないもの
	大口町指定天然記念物 (町天 (大口))	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	扶桑町指定天然記念物 (町天 (扶桑))	動物、植物及び地質鉱物で、歴史上学術上価値高いもの
	各務原市指定天然記念物 (市天 (各務原))	動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む)で、市にとって学術上価値の高いもの
II	国際希少野生動植物種 (国際)	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるものをいう
	国内希少野生動植物種 (国内)	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種 (特1)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種 (特2)	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種 (緊急)	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
III	絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
IV	絶滅危惧ⅠA類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類 (EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧 (NT)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
	地域個体群 (LP)	特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
V	絶滅危惧Ⅰ類 (Ⅰ)	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧Ⅱ類 (Ⅱ)	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧 (準)	存続基盤が脆弱な種
	情報不足 (不足)	評価するだけの情報が不足している種

注) 表中のⅠ～Ⅴは表3.1.38の番号と対応する。

事業実施区域及びその周囲で見られる植物の重要種は、表 3.1.40(1)～(3)に示すとおり、74科211種である。

動物種と同様、樹林地や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生育する植物種が該当している。

表 3.1.40(1) 重要種一覧(植物)

No.	科和名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII
1	ヒカゲノカズラ科	ヤチスギラン	<i>Lycopodium inundatum</i>				EN	II		
2	ミズニラ科	ミズニラ	<i>Isoetes japonica</i>			NT	NT	I		
3	トクサ科	イヌスギナ	<i>Equisetum palustre</i>				VU	I		
4	ハナヤスリ科	コハナヤスリ	<i>Ophioglossum thermale</i> var. <i>nipponicum</i>					I		
5	デンジソウ科	デンジソウ	<i>Marsilea quadrifolia</i>			VU	CR	I		
6	キジノオシダ科	タカサゴキジノオ	<i>Plagiogyria adnata</i>				VU	II		
7	ミズワラビ科	ハコネシダ	<i>Adiantum monochlamys</i>					II		
8	シシラン科	タキミシダ	<i>Antrophyum obovatum</i>			EN	EN	I		
9	チャセンシダ科	カミガモシダ	<i>Asplenium oligophlebium</i>				EN	準		
10		オクタマシダ	<i>Asplenium pseudowillfordii</i>			VU	VU	II		
11	ヒメシダ科	ツクシヤワラシダ	<i>Thelypteris hattorii</i> var. <i>nemoralis</i>					II		
12	メシダ科	ウスバシゲシダ	<i>Deparia</i> sp.			VU	VU			
13		ウスバミヤマノコギリシダ	<i>Diplazium mettenianum</i> var. <i>tenuifolium</i>				VU			
14	オンダ科	ミドリカナワラビ	<i>Arachniodes nipponica</i>					II		
15		ミヤコヤブソテツ	<i>Cyrtomium fortunei</i> var. <i>intermedium</i>					準		
16		タカサゴシダ	<i>Dryopteris formosana</i>			NT	EN			
17		スカイタチシダ	<i>Dryopteris gymnosora</i>				NT			
18		オウセベニシダ	<i>Dryopteris ryo-itoana</i>				VU	II		
19		ナガバノイタチシダ	<i>Dryopteris sparsa</i>					II		
20		アスカイノデ	<i>Polystichum fibrillosopaleaceum</i>					I		
21	ウラボシ科	ヤノネシダ	<i>Neocheiropteris subhastata</i>					II		
22		アオネカズラ	<i>Polypodium nipponicum</i>					II		
23		イワオモダカ	<i>Pyrosia tricuspis</i>				EN	II		
24	スイレン科	オニバス	<i>Euryale ferox</i>			VU	CR	I		
25		オグラコウホネ	<i>Nuphar oguraense</i>			VU	CR	I		
26		ヒメコウホネ	<i>Nuphar subintegerrimum</i>			VU	CR	I		
27		ヒツジグサ	<i>Nymphaea tetragona</i> var. <i>angusta</i>					準		
28	ウマノスズクサ科	タンザワウマノスズクサ	<i>Aristolochia kaempferi</i> var. <i>tanzawana</i>					I		
29	モクレン科	シデコブシ	<i>Magnolia stellata</i>			NT	VU	II		
30	クスノキ科	イヌガシ	<i>Neolitsea aciculata</i>					II		
31	トチカガミ科	ヤナギスズバ	<i>Blvxa japonica</i>				NT	II		
32		ミズオオバコ	<i>Ottelia japonica</i>			VU		I		
33		コウガイモ	<i>Vallisneria denserrulata</i>				VU	II		
34	イバラモ科	サガミトリゲモ	<i>Najas indica</i>			VU	VU	I		
35		イトトリゲモ	<i>Najas japonica</i>			NT	NT	I		
36		イバラモ	<i>Najas marina</i>				CR	I		
37		オオトリゲモ	<i>Najas oguraensis</i>				NT	I		
38	ヒルムシロ科	ヒルムシロ	<i>Potamogeton distinctus</i>				NT	I		
39		イトモ	<i>Potamogeton pusillus</i>			NT	NT	II		
40	ヒナノシヤクジョウ科	シロシヤクジョウ	<i>Burmannia cryptopetala</i>					I		
41	ユリ科	キイトラツキョウ	<i>Allium virgunculae</i> var. <i>kiense</i>			VU	VU	II		
42		キジカクシ	<i>Asparagus schoberioides</i>				EX	II		
43		ミノシライソウ	<i>Chionographis hisauchiana</i>			EN		I		○
44		ミノコバイモ	<i>Fritillaria japonica</i>			VU	EN	I		○
45		コシノコバイモ	<i>Fritillaria japonica</i> var. <i>koidzumiana</i>				CR	II		
46		ヤマユリ	<i>Lilium auratum</i>					I		
47		コオニユリ	<i>Lilium leichtlinii</i> var. <i>tigrinum</i>					準		
48		サクラインソウ	<i>Petrosavia sakuraii</i>			EN	CR	I		○
49		ミカワバイケイソウ	<i>Veratrum stamineum</i> var. <i>micranthum</i>			VU	EN	II		
50	ラン科	ヒナラン	<i>Amitostigma gracile</i>			EN	EX	I		
51		イワチドリ	<i>Amitostigma keiskei</i>			EN	EX	I		
52		マメツタラン	<i>Bulbophyllum drymoglossum</i>			NT		準		
53		ムギラン	<i>Bulbophyllum inconspicuum</i>			NT		準		
54		エビネ	<i>Calanthe discolor</i>			NT	NT	II		
55		ナツエビネ	<i>Calanthe reflexa</i>			VU	VU	I		
56		サルメンエビネ	<i>Calanthe tricarinata</i>			VU		I		○
57		ギンラン	<i>Cephalanthera erecta</i>					準		
58		キンラン	<i>Cephalanthera falcata</i>			VU	NT	II		
59		モイワラン	<i>Cremastra aphylla</i>			CR		不足		
60		マヤラン	<i>Cymbidium nipponicum</i>			VU	CR	I		
61		ケマガイソウ	<i>Cypripedium japonicum</i>			VU	VU	I		○
62		セッコク	<i>Dendrobium monilliforme</i>				NT	I		○
63		カキラン	<i>Epipactis thunbergii</i>					準		
64		ツチアケビ	<i>Galeola septentrionalis</i>					準		
65		アキザキヤツシロラン	<i>Gastrodia verrucosa</i>				VU	準		
66		シュスラン	<i>Goodyera velutina</i>				VU	I		
67		サギソウ	<i>Habenaria radiata</i>			NT	VU	I		
68		ムヨウラン	<i>Lecanorchis japonica</i>					I		
69		キイムヨウラン	<i>Lecanorchis japonica</i> var. <i>kiensis</i>					I		
70		エンシュウムヨウラン	<i>Lecanorchis suginoana</i>					II		
71		セイダカスズムシソウ	<i>Liparis japonica</i>				EN	I		
72		スズムシソウ	<i>Liparis makinoana</i>				CR	I		
73		ウチョウラン	<i>Orchis graminifolia</i>			VU	EN	I		○
74		コケイラン	<i>Oreorchis patens</i>					準		
75		イイヌマムカゴ	<i>Platanthera inumae</i>			EN	EN	I		
76		ハシナガヤマサギソウ	<i>Platanthera mandarinorum</i> f. subsp. <i>mandarinorum</i> var. <i>mandarinorum</i>					I		
77		トキシソウ	<i>Pogonia japonica</i>			NT	EN	I		
78		ヤマトキシソウ	<i>Pogonia minor</i>				VU	I		
79		マツラン	<i>Saccolabium matsuran</i>			VU	EN	II		
80		クモラン	<i>Taeniophyllum glandulosum</i>					I		
81	アヤメ科	カキツバタ	<i>Iris laevigata</i>			NT	VU	II		
82		アヤメ	<i>Iris sanguinea</i>				EN			

第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

表 3.1.40(2) 重要種一覧(植物)

No.	科和名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII
83	ミクリ科	ミクリ	<i>Sparganium erectum</i> ssp. <i>stoloniferum</i>			NT	EN	I		
84		ナガエミクリ	<i>Sparganium japonicum</i>			NT				
85	ホシクサ科	シラタマホシクサ	<i>Eriocaulon nudicuspae</i>			VU	VU	II		
86	イグサ科	ホソイ	<i>Juncus setchuensis</i> var. <i>effusoides</i>					準		
87	カヤツリグサ科	オオアオスゲ	<i>Carex breviculmis</i> ssp. <i>lonchophora</i>					II		
88		ケタガネソウ	<i>Carex ciliatomarginata</i>					I		
89		オオタマツリスゲ	<i>Carex filipes</i> var. <i>rouyana</i>				EN	I		
90		クロヒナスゲ	<i>Carex gifuensis</i>					II		
91		アイズスゲ	<i>Carex hondoensis</i>				VU			
92		オキナワジュズスゲ	<i>Carex ischnostachya</i> var. <i>fastigiata</i>					準		
93		ニシノホンモンジスゲ	<i>Carex stenostachys</i>				VU			
94		オオシロガヤツリ	<i>Cyperus nipponicus</i> var. <i>spiralis</i>				VU	準		
95		コアゼテンツキ	<i>Fimbristylis aestivalis</i>					II		
96		トネテンツキ	<i>Fimbristylis stauntonii</i> var. <i>tonensis</i>			VU	VU	I		
97		マツカサススキ	<i>Scirpus mitsukurianus</i>					II		
98		シズイ	<i>Scirpus nipponicus</i>				EN	II		
99		ウキヤガラ	<i>Scirpus vagara</i>					II		
100		コシシユガヤ	<i>Scleria parvula</i>				VU	準		
101	イネ科	ヒメコヌカグサ	<i>Agrostis nipponensis</i>			NT		準		
102		ヒナザサ	<i>Coelachne japonica</i>			NT	VU	準		
103		ヌマカゼクサ	<i>Eragrostis aquatica</i>					II		
104		コゴメカゼクサ	<i>Eragrostis japonica</i>				VU	I		
105		ウンヌケモドキ	<i>Eulalia quadrinervis</i>			NT	VU	II		
106		ウンヌケ	<i>Eulalia speciosa</i>			VU	NT	I		
107		トウササクサ	<i>Lophatherum sinense</i>					NT		
108		ウキシバ	<i>Pseudoraphis ukishiba</i>					NT		
109		シダミコザサ	<i>Sasa samaniensis</i> var. <i>voshinoi</i> form. <i>jiroana</i>				VU			
110	マツモ科	マツモ	<i>Ceratophyllum demersum</i>					準		
111	ツツラフジ科	アオツツラフジ	<i>Cocculus orbiculatus</i>			CR				
112	ズギ科	ヘビノボラズ	<i>Berberis sieboldii</i>				NT	II		
113	キンボウゲ科	カザグルマ	<i>Clematis patens</i>			NT	EN	II		
114		サバノオ	<i>Dichocarpum dicarpon</i>					I		
115		オキナグサ	<i>Pulsatilla cernua</i>			VU	CR	I		○
116	ボタン科	ヤマシヤクヤク	<i>Paeonia japonica</i>			NT	VU	II		
117	ユキノハタ科	ヤブサンザシ	<i>Ribes fasciculatum</i>				VU			
118		ナメダイモンジソウ	<i>Saxifraga fortunei</i> var. <i>suwoensis</i>					NT		
119	ベンケイソウ科	ツメレンゲ	<i>Orostachys japonicus</i>			NT	NT	準		
120	アリノトウグサ科	オグラノフサモ	<i>Myriophyllum oguraense</i>			VU	CR	I		
121		ダチモ	<i>Myriophyllum ussuriense</i>			NT	NT	I		
122	マメ科	イヌハギ	<i>Lespedeza tomentosa</i>			VU	VU	準		
123		マキエハギ	<i>Lespedeza virgata</i>					準		
124		ツルフジバカマ	<i>Vicia amoena</i>					準		
125	ヒメハギ科	カキノハグサ	<i>Polygala reinii</i>					II		
126	イラクサ科	ミヤコミズ	<i>Pilea kiotensis</i>				CR	I		
127	バラ科	カワラサイコ	<i>Potentilla chinensis</i>				VU	準		
128		エチゴツルキジムシロ	<i>Potentilla tovamensis</i>					EN		
129		マメナシ	<i>Pyrus calleryana</i>			EN	CR	I		
130		ヤマナシ	<i>Pyrus pyrifolia</i>					不足		
131	ブナ科	シリブカガシ	<i>Lithocarpus glabra</i>				VU	不足		
132		クヌギ	<i>Quercus acutissima</i>					不足		
133		フモトミズナラ	<i>Quercus serrata</i> subsp.				NT	準		
134	カバノキ科	サクラバハハンノキ	<i>Alnus trabeculosa</i>			NT		準		
135	ウリ科	ゴキツル	<i>Actinostemma lobatum</i>					準		
136	ヤナギ科	キヌヤナギ	<i>Salix kinuyanagi</i>				NT			
137	オトギリソウ科	ヒメオトギリ	<i>Hypericum japonicum</i>					II		
138	ミンハギ科	ミズマツバ	<i>Rotala pusilla</i>			VU				
139	ヒシ科	ヒメビシ	<i>Trapa incisa</i>			VU	EN	I		
140	アカバナ科	ウスゲチョウジタデ	<i>Ludwigia greatrexi</i>			NT				
141		ミズユキノシタ	<i>Ludwigia ovalis</i>					準		
142	カエデ科	カラコギカエデ	<i>Acer ginnala</i> var. <i>aidzuense</i>				VU			
143	ジンチョウゲ科	コショウノキ	<i>Daphne kiusiana</i>					II		
144	アブラナ科	ミズタガラシ	<i>Cardamine lyrata</i>				NT			
145		コイヌガラシ	<i>Rorippa cantoniensis</i>			NT		I		
146	ヤドリギ科	マツグミ	<i>Taxillus kaempferi</i>					準		
147	タデ科	ウナギツカミ	<i>Persicaria aestiva</i>					準		
148		ヤナギヌカボ	<i>Persicaria foliosa</i> var. <i>paludicola</i>			VU		II		
149		ナガバノウナギツカミ	<i>Persicaria hastatosagittata</i>			NT	NT	準		
150		サデクサ	<i>Persicaria maackiana</i>					準		
151		コミノソバ	<i>Persicaria mikawana</i>				NT			
152		ホソバノウナギツカミ	<i>Persicaria praetermissa</i>					準		
153		ヌカボタデ	<i>Persicaria taquetii</i>			VU	VU	準		
154		ミンソバ	<i>Persicaria thunbergii</i>				NT			
155		コギシギシ	<i>Rumex nipponicus</i>			VU		II		
156	モウセンゴケ科	イシモチソウ	<i>Drosera peltata</i> var. <i>nipponica</i>			NT	EN	II		
157		トウカイモウセンゴケ	<i>Drosera tokaiensis</i>					準		
158	ナデシコ科	ピランシ	<i>Silene keiskei</i> var. <i>minus</i>					I		
159	ヤブコウジ科	カラタチバナ	<i>Ardisia crispa</i>					準		
160	イワウメ科	ナンカイヒメイワカガミ	<i>Schizocodon ilicifolius</i> var. <i>nankaiensis</i>					II		
161		オオイワカガミ	<i>Schizocodon soldanelloides</i> var. <i>magnus</i>				VU			
162	ツツジ科	イワナシ	<i>Epigaea asiatica</i>				CR		○	
163	アカネ科	ジュズネノキ	<i>Damnacanthus macrophyllus</i>					I		
164		キクムグラ	<i>Galium kikumugura</i>					NT		
165	リンドウ科	イヌセンブリ	<i>Swertia diluta</i> var. <i>tosaensis</i>			VU	NT	I		

表 3.1.40(3) 重要種一覧（植物）

No.	科和名	種名	学名	I	II	III	IV	V	VI	VII
166	マチン科	アイナエ	<i>Mitrasacme pygmaea</i>					II		
167	ガガイモ科	クサナギオゴケ	<i>Cynanchum katoii</i>			VU	NT	I		
168		スズサイコ	<i>Cynanchum paniculatum</i>			NT		準		
169	ヒルガオ科	マメダオシ	<i>Cuscuta australis</i>			CR	EX	不足		
170	ムラサキ科	ホタルカズラ	<i>Lithospermum zollingeri</i>				EN	準		
171		ミズタバコ	<i>Trigonotis brevipes</i>				NT			
172	モクセイ科	ヒツバタゴ	<i>Chionanthus retusus</i>			VU	EN	II		
173	ゴマノハグサ科	ゴマクサ	<i>Centranthera cochinchinensis ssp. lutea</i>			VU	VU			
174		オオアブノメ	<i>Gratiola japonica</i>			VU	VU	II		
175		シソクサ	<i>Limnophila chinensis ssp. aromatica</i>					準		
176		ヒロハスズメトウガラシ	<i>Lindernia antipoda var. verbenifolia</i>				EN			
177		ミカワシオガマ	<i>Pedicularis resupinata var. microphylla</i>			VU	EN	II		○
178		ヒキヨモギ	<i>Siphonostegia chinensis</i>				NT	I		
179		オオヒキヨモギ	<i>Siphonostegia laeta</i>			VU		II		
180		イヌノフグリ	<i>Veronica polita var. lilacina</i>			VU		II		
181		カワヂシャ	<i>Veronica undulata</i>			NT				
182	シソ科	ジュウニヒトエ	<i>Atuga nipponensis</i>				VU			
183		ミズネコノオ	<i>Eusteralis stellata</i>			NT	VU	I		
184		ミズトラノオ	<i>Eusteralis vatabeana</i>			VU	VU	I		
185		シモバシラ	<i>Keiskea japonica</i>					I		
186		ダンドタムランウ	<i>Salvia lutescens var. stolonifera</i>				EN	II		
187		ミゾコウジュ	<i>Salvia plebeia</i>			NT				
188		ヒメナミキ	<i>Scutellaria dependens</i>				NT	準		
189		ホナガタツナミソウ	<i>Scutellaria maekawae</i>					準		
190	タヌキモ科	イタカムシトリスミレ	<i>Pinguicula vulgaris var. floribunda</i>					I		
191		ノタヌキモ	<i>Utricularia aurea</i>			VU	VU			
192		ミカワタヌキモ	<i>Utricularia exoleta</i>			VU	EN	I		
193		ヒメタヌキモ	<i>Utricularia minor</i>			NT	EN	I		
194		ヒメミカキグサ	<i>Utricularia minutissima</i>			EN	EN	I		
195		イヌタヌキモ	<i>Utricularia tenuicaulis</i>			NT		I		
196		ムラサキミカキグサ	<i>Utricularia uliginosa</i>			NT	NT			
197	キキョウ科	キキョウ	<i>Platycodon grandiflorum</i>			VU	VU	準		
198	ミツガシワ科	ガガブタ	<i>Nymphoides indica</i>			NT	NT	I		
199		アサザ	<i>Nymphoides peltata</i>			NT	EN	I		
200	キク科	ヒメシオン	<i>Aster fastigiatus</i>				VU			
201		シロバナタカアザミ	<i>Cirsium pendulum f. albiflorum</i>				EN			
202		フジバカマ	<i>Eupatorium japonicum</i>			NT	EN	準		
203		スイラン	<i>Hololeion krameri</i>					準		
204		カセンソウ	<i>Inula salicina var. asiatica</i>				EN	II		
205		カワラニガナ	<i>Ixeris tamagawaensis</i>			NT		I		
206		ヤマタバコ	<i>Ligularia angusta</i>			CR	EX			
207		オカオグルマ	<i>Senecio integrifolius ssp. fauriei</i>					II		
208		アオヤギバナ	<i>Solidago yokusaijana</i>				VU			
209	セリ科	ドクゼリ	<i>Cicuta virosa</i>					II		
210		イブキボウフウ	<i>Seseli libanotis ssp. japonica</i>				VU	準		
211	オミナエシ科	オミナエシ	<i>Patrinia scabiosaefolia</i>					準		
	74科	211種		0種	0種	89種	129種	174種	1種	9種

注) 表中の I～VIIは表3.1.38の番号と対応する。

3.1 自然的状況

また、重要な植物として、事業実施区域及びその周囲の指定文化財となっている植物及び巨樹・巨木林の分布状況は、表 3.1.41 に、その位置は図 3.1.20 に示すとおりである。

重要な植物としては、江南市内のクロガネモチや扶桑町内のケヤキ等があげられるが、事業実施区域内には指定文化財となっている植物や巨樹・巨木林は分布していない。

表 3.1.41 重要な植物の分布状況

No.	樹種	樹高 (m)	幹周 (m)	樹齢	所在地	備考
1	サクラ	—	—	—	江南市草井町～一宮市北方町	天然記念物 (国) 木曾川堤 (サクラ)
2	ムク	13	4.2	—	江南市前飛保町	天然記念物 (市)
3	ボダイジュ	10	1.42	—	江南市草井町	天然記念物 (市)
4	クロガネモチ	24.2	2.85	約 400 年	江南市高屋町	天然記念物 (市) 第 6 回巨樹巨木林調査では幹周 3.20m
5	モッコク	11.8	1.4	—	江南市宮後町	天然記念物 (市)
6	ヒガンザクラ	13	2.1	約 300 年	江南市前飛保町	天然記念物 (市)
7	サルスバリ	8	北東 1.3 南西 1.5	170～220 年	江南市山尻町	天然記念物 (市)
8	クスノキ	25	3.50	—	丹羽郡扶桑町柏森	
9	イチヨウ	20	3.50	—	丹羽郡扶桑町柏森	
10	ケヤキ	30	4	—	丹羽郡扶桑町南山名	天然記念物 (町) 第 6 回巨樹巨木林調査では幹周 4.5m
11	クスノキ	30	3.90	—	丹羽郡扶桑町高木	
12	クスノキ	20	4.00	—	丹羽郡扶桑町南山名	
13	ムクノキ	18	3.20	—	丹羽郡扶桑町斎藤	
14	イロハモミジ	26	2.6	—	丹羽郡扶桑町小淵	天然記念物 (町)
15	アベマキ	20	3.00	—	丹羽郡扶桑町高雄	
16	ムクノキ	30	4.22	—	各務原市前渡東町	
17	ヤマザクラ	20	3.55	—	各務原市鶴沼	

注) 表中の番号は、図 3.1.20 の番号に対応する。

出典：「巨樹巨木林調査 (第 6 回) 愛知県」(生物多様性センターホームページ)
 「巨樹巨木林調査 (第 6 回) 岐阜県」(生物多様性センターホームページ)
 「市指定文化財一覧」(江南市ホームページ)
 「文化財」(扶桑町ホームページ)

(3) 重要な植物群落

事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の分布状況は表 3.1.42 に、その位置は図 3.1.20 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の特定植物群落は各務原市内の 1 箇所となっており、事業実施区域内には分布していない。

表 3.1.42 特定植物群落の分布状況

相観コード名称	特定植物群落名	市名	選定基準	標高 (m)		面積 (ha)
				最低	最高	
暖温帯常緑広葉高木林	熊野神社のシラカシ林	各務原市	A、E、G	350	350	0.8

選定基準 A：原生林もしくはそれに近い自然林 (特に照葉樹林についてはもれのないように注意すること)

E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの (武蔵野の雑木林、社寺林等)

G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群

出典：「特定植物群落調査 (第 2 回) 岐阜県」(生物多様性センターホームページ)

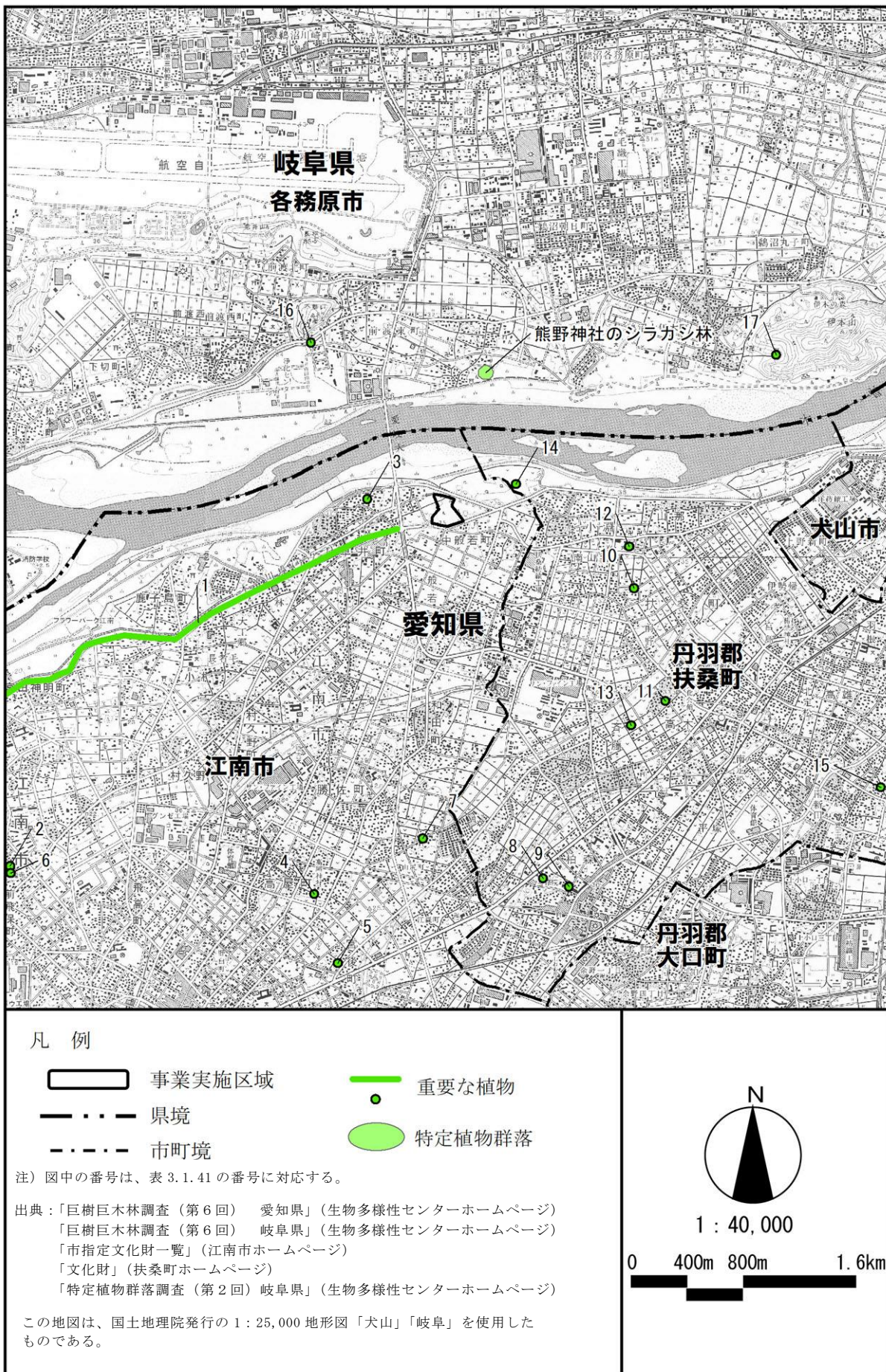


図 3.1.20 重要な植物の分布状況

3.1.8.3 生態系

植生自然度区分基準は、表 3.1.43 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲は、植生自然度が1～2の耕作地（畑）、市街地、緑の多い住宅地が多く、北側に流れる木曾川の河川区域内に植生自然度が7～8の河畔林や湿性草地在り広がっている。樹林地は少なく、事業実施区域を含め、小規模な二次林が点在する。起伏はほとんどないが、河川区域内のみ標高が低くなっている。

事業実施区域及びその周囲の環境は、二次林、耕作地（畑）、河川、市街地に大別でき、下記に示すような生態系が成立していると考えられる。

(1) 二次林、耕作地（畑）

事業実施区域の二次林、耕作地は乾燥しており、ため池や水路等水域は見られない。そのため、乾いた草地、二次林に生息する種の生息環境となっていると考えられる。また、事業実施区域南側には市街地が広がっているため、中型以上の哺乳類や、鳥類の生態系上位種は少ないと考えられるが、河川区域内と一体的に利用している種は生息している可能性がある。

これらのことから、生態系上位種は哺乳類の中型以下の種、耕作地や市街地に順応可能で二次林や草地を営巣環境とする鳥類、へび等の爬虫類で構成され、特殊性の種に該当する種は想定できない。事業実施区域内には水域がみられないため、水域を生息環境とする両生類、トンボ目、水生生物は極めて少ないと考えられる。

(2) 河川

事業実施区域北側の河川区域にはヨシクラス等の高茎湿性草地、ヤナギ群落等がパッチ状に分布するため、生態系上位種は河川区域内を主要な生息環境とする中型哺乳類やサギ等の鳥類が該当する可能性がある。

また、ヨシ原に依存するカヤネズミ等、特殊性の種が生息している可能性がある。

さらに、河川区域内に流れの緩い場所があれば、両生類や水生昆虫の生息環境となり得、典型性に該当する種が生息している可能性がある。

表 3.1.43 植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「植生自然度区分基準」（生物多様性センターホームページ）

3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

3.1.9.1 景観

(1) 景観資源

事業実施区域及びその周囲の景観資源の状況は表 3.1.44 に、その位置は図 3.1.21 に示すとおりである。

愛知県では、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年 愛知県条例第 6 号）に基づき、地域の良好な景観を「美しい愛知づくり景観資源 600 選」として指定している。事業実施区域及びその周囲では、事業実施区域東側の木曾川扶桑緑地公園や西側のすいとびあ江南等が指定されている。

なお、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 愛知県」（平成元年 環境庁）及び「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 岐阜県」（平成元年 環境庁）において指定されている景観資源は存在しない。

表 3.1.44 景観資源の状況

No.	名称	所在地	風景群
1	国営木曾三川公園 フラワーパーク江南	江南市小杣町一色	木曾三川公園
2	すいとびあ江南	江南市草井町西	—
3	曼陀羅寺	江南市前飛保町寺町	—
4	木曾川扶桑緑地公園	扶桑町小淵、山那	木曾川扶桑緑地公園
5	木曾川扶桑緑地公園 より望む国宝犬山城	扶桑町山那	木曾川扶桑緑地公園
6	扶桑町柏森東山自然林	扶桑町柏森	—

注) 表中の番号は、図 3.1.21 中の番号と対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ホームページ）

「マップあいち（景観資源）」（愛知県ホームページ）

3.1 自然的状況

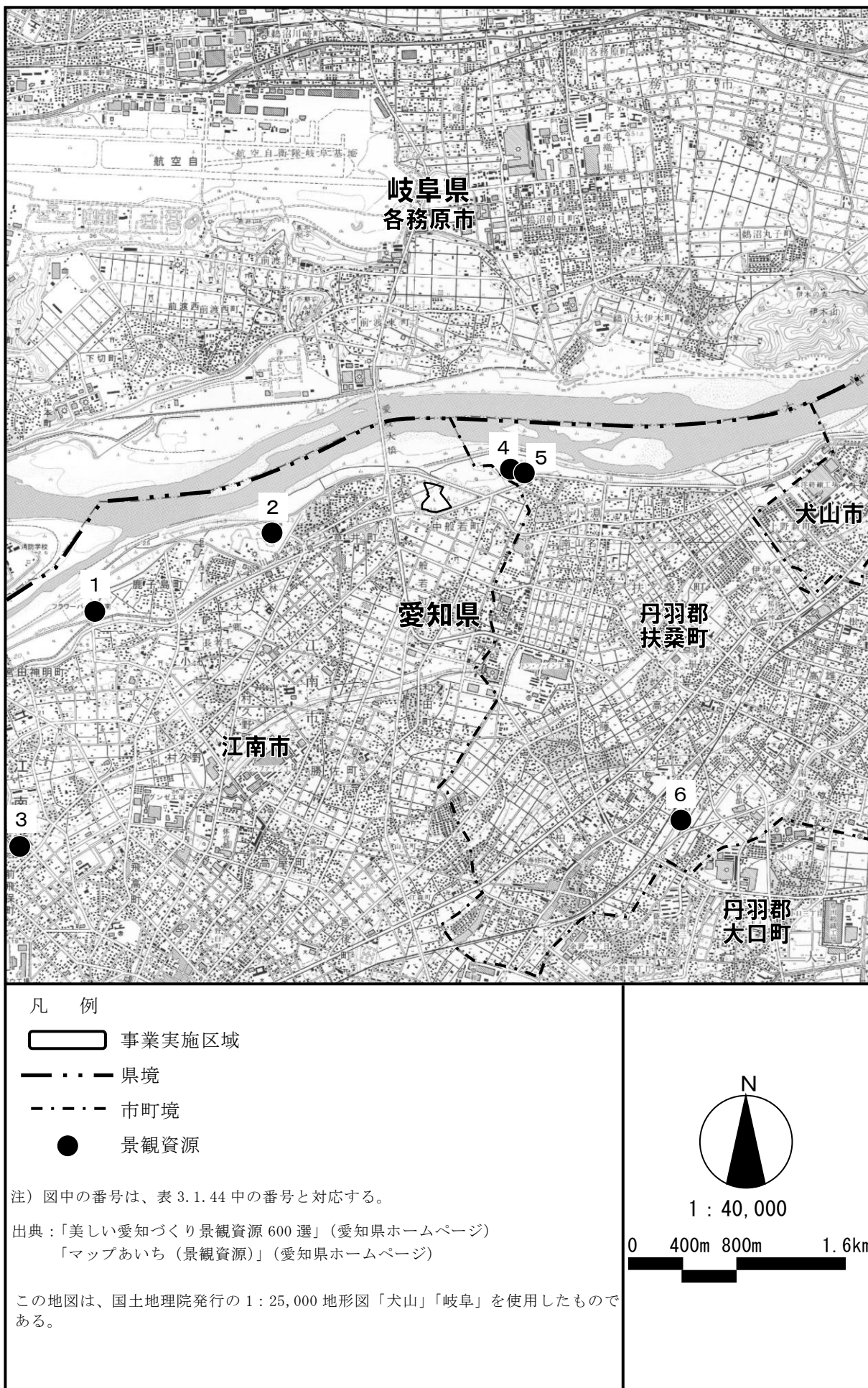


図 3.1.21 景観資源の分布状況

(2) 主要な眺望点等

事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点の概要は表 3.1.45 に、その位置は図 3.1.22 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点としては、すいとびあ江南、江南緑地公園（中般若）、木曽川沿川サイクリングロード、木曽川扶桑緑地公園があげられる。

表 3.1.45 主要な眺望点の概要

No.	主要な眺望点	概要
1	すいとびあ江南	地上約 47.25m のスカイルームからの雄大な木曽川の流れや遠く名古屋の高層ビル群など濃尾平野を見渡すことができる。 研修及び市民の憩いの場として建設され、周辺は桜並木に取り囲まれている。
2	江南緑地公園（中般若）	昔の堤防である猿尾堤が良好な状態で残っており、その景観を望むことができる。
3	木曽川沿川サイクリングロード	犬山市から一宮市までの約 18km を木曽川に沿って整備されたサイクリングロード。雄大な木曽川河川敷の景観を眺め、四季を感じながらのウォーキングやサイクリングができる。
4	木曽川扶桑緑地公園	木曽川の清流に面した大自然を舞台に、河川敷に広がる約 10 ヘクタールの広大なアメニティスペース。特にサイクリングロードは木曽川の美しい自然を眺めながら散策することができる。 また、木曽川扶桑緑地公園より望む国宝犬山城は、「美しい愛知づくり景観資源 600 選」にも選定されている。

注) 表中の番号は、図 3.1.22 中の番号と対応する。

出典：「観光案内」（江南市観光協会ホームページ）

『遊歩道・サイクリングロード』について」（江南市ホームページ）

「名物・名所自慢」（扶桑町ホームページ）



図 3.1.22 主要な眺望点の分布状況

3.1.9.2 人と自然との触れ合いの活動の状況

事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場の概要は表 3.1.46 に、その位置は図 3.1.23 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場としては、木曾川河川敷に整備されている江南緑地公園や木曾川扶桑緑地公園、地域整備の核となっているすいとびあ江南などがあげられる。

表 3.1.46 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	名称	概要
1	すいとびあ江南	すいとびあ江南を核として、木曾川をはじめ恵まれた自然を生かし、中小河川の水辺を蘇えらせるなど、木曾川左岸一帯の地区が整備された。 水と緑と健康の宿となっており、周辺は桜並木に取り囲まれている。
2	国営木曾三川公園 フラワーパーク江南	都市生活空間においてゆとりとうるおいを実感できる花と緑豊かな美しい環境を創出し、多くの人に参加・体験できる公園として設置された。四季折々の花々や緑に囲まれた空間となっている。
3	木曾川堤のサクラ	木曾川堤防上に植えられた桜並木で、国の名勝及び天然記念物に指定されている。
4	江南緑地公園（草井）	すいとびあ江南の眼下に広がる木曾川河川敷を利用した公園。広大な芝生広場などが整備されている。
5	江南緑地公園（中般若）	テニスコートやバーベキュー場が整備された緑地公園。昔の堤防である猿尾堤が良好な状態で残っている。
6	曼陀羅寺公園	曼陀羅寺の境内にあり、特に毎年4月中旬から5月下旬にかけて藤を始めとした様々な花を楽しむことの出来る公園。12種類約60本の藤が植えられ、「曼陀羅寺の藤」として藤の名所となっている。
7	木曾川犬山緑地	木曾川沿岸にあり、木曾川の雄大な流れを眺めながらサイクリングやテニスを楽しむことができる緑地公園となっている。
8	木曾川扶桑緑地公園	サイクリングロードや散策の森が整備されており、サイクリングロードからは木曾川にやってくる野鳥を見ることが出来る。
9	いこいの広場・伊木の森	国営木曾三川公園に位置する伊木山は、各務原市の代表的な里山として親しまれている。ベンチやテーブル、休憩所も整備され、より快適に山登りが楽しめるようになっている。
10	炉畑遺跡公園	縄文時代中期から後期の集落遺跡。縄文時代の風景や生活スタイルを見学できる緑豊かな公園として整備されている。
11	花々見原浄化公園 (各務原浄化センター)	きれいな水と健康で快適な暮らしを確保するため整備が図られている各務原浄化センター内に、ゲートボール場、野球場、デイキャンプ場などが整備されている。

注) 表中の番号は、図 3.1.23 中の番号と対応する。

出典：「観光案内」(江南市観光協会ホームページ)

「すいとびあ江南について」(すいとびあ江南ホームページ)

「ご案内-フラワーパーク江南」(国営木曾三川公園ホームページ)

「公園一覧」(江南市ホームページ)

「施設案内」(犬山市ホームページ)

「名物・名所自慢」(扶桑町ホームページ)

「AichiNow」(愛知県観光協会ホームページ)

「施設案内」(各務原市ホームページ)

「公園」(各務原市ホームページ)

3.1 自然的状況

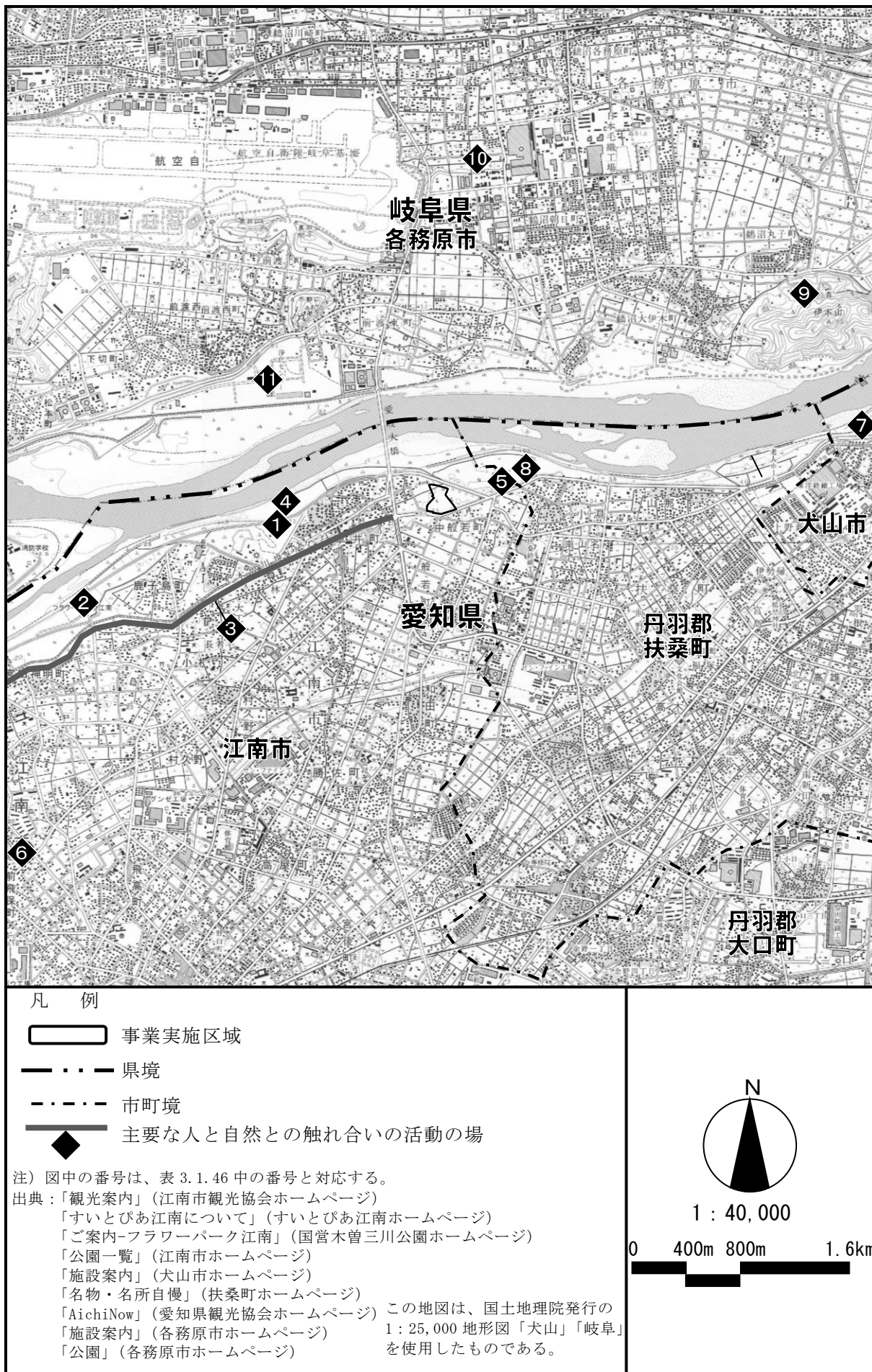


図 3.1.23 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

3.1.9.3 地域の歴史的文化的特性を生かした環境

(1) 指定文化財等

事業実施区域及びその周囲における指定文化財等の状況は表 3.1.47 に、その位置は図 3.1.24 に示すとおりである。

事業実施区域内には、指定文化財等は存在していない。

また、事業実施区域近傍の文化財としては、国指定の記念物（名勝、天然記念物）である木曾川堤（桜）や江南市のその他の文化財に指定されている猿尾などがあげられる。

なお、文化財の状況の把握は、主に野外に存在している有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝、天然記念物）、登録有形文化財を対象とした。

表3.1.47 指定文化財等の状況

県	市町	種別	指定	No.	名称	所在地	
愛知県	江南市	建造物	国	1	曼陀羅寺正堂	前飛保町	
			国	2	曼陀羅寺書院	前飛保町	
			県	3	曼陀羅寺地藏堂	前飛保町	
			県	4	宮後八幡社本殿	宮後町	
			市	5	曼陀羅堂	前飛保町	
		名勝	国	6	木曾川堤（桜）	草井町～一宮市北方町	
		天然記念物	国	7	むく	前飛保町	
			市	8	ぼだいじゅ	草井町	
			市	9	くろがねもち	高屋町	
			市	10	もっこく	宮後町	
			市	11	彼岸桜	前飛保町	
			市	12	百日紅（サルスベリ）	山尻町	
			その他の文化財 ^{注1)}	市	13	猿尾	中般若町
	犬山市	名勝	国	14	木曾川	栗栖～木津地内	
	大口町	建造物	町	15	徳林寺の中門	余野二丁目 201	
			町	16	徳林寺の山門	余野二丁目 201	
	扶桑町	史跡	町	17	善光寺塚古墳	上小口一丁目 128	
			町	18	専修院東門	柏森字乙西屋敷 62	
		史跡	県	19	長泉塚古墳	高雄字中屋敷 37-1	
			町	20	船塚古墳	高雄字定松郷 135-1	
			町	21	恵心庵	高木 379・381	
			町	22	悟溪屋敷	南山名字本郷 94-1	
			町	23	旧岩手村跡の塚	小淵字中島 1567	
			町	24	般若用水元杵跡	小淵字南堀場 1415-3～4	
			町	25	小淵の渡し跡	小淵字小淵新開 1185・1186	
			天然記念物	町	26	山那神社のケヤキ	南山名字森 1
				町	27	イロハモミジ	小淵字中島 1567
		登録有形文化財	国	28	覚王寺本堂	高雄南屋敷 135	
			国	29	覚王寺庫裏	高雄南屋敷 135	
			国	30	覚王寺大日堂	高雄南屋敷 135	
			国	31	覚王寺鐘楼	高雄南屋敷 135	
	国		32	覚王寺山門	高雄南屋敷 135		
	国		33	川田家住宅	南山名字前ノ前 49		
	岐阜県	各務原市	史跡	県	34	炉畑遺跡	鵜沼三ツ池町 6丁目 341
				県	35	坊の塚古墳	鵜沼羽場町 5丁目 26 外 3 筆
				市	36	大牧一号古墳	鵜沼大伊木町 4丁目 425
				市	37	大伊木山西古墳	鵜沼大伊木町 2丁目 162-1
				市	38	承久の乱合戦供養塔	前渡東町大字矢熊 1975
		名勝	国	39	木曾川	鵜沼木曾川畔	
		登録有形文化財	国	40	皆楽座	鵜沼羽場町	
			国	41	栗木家住宅主屋	鵜沼羽場町	

注1) 江南市文化財保護条例に基づく指定文化財には指定されていないものの、貴重な史跡としてその他の文化財に位置づけられている。

注2) 表中の番号は、図3.1.24中の番号と対応する。

出典：「文化財の紹介」（江南市ホームページ）

「犬山市の文化財」（犬山市ホームページ）

「史跡・文化財」（大口町ホームページ）

「大口町暮らしマップ」（大口町ホームページ）

「文化財マップ」（扶桑町ホームページ）

「愛知県の国・県指定文化財と国の登録文化財」（文化財ナビ愛知）

「文化財」（各務原市ホームページ）

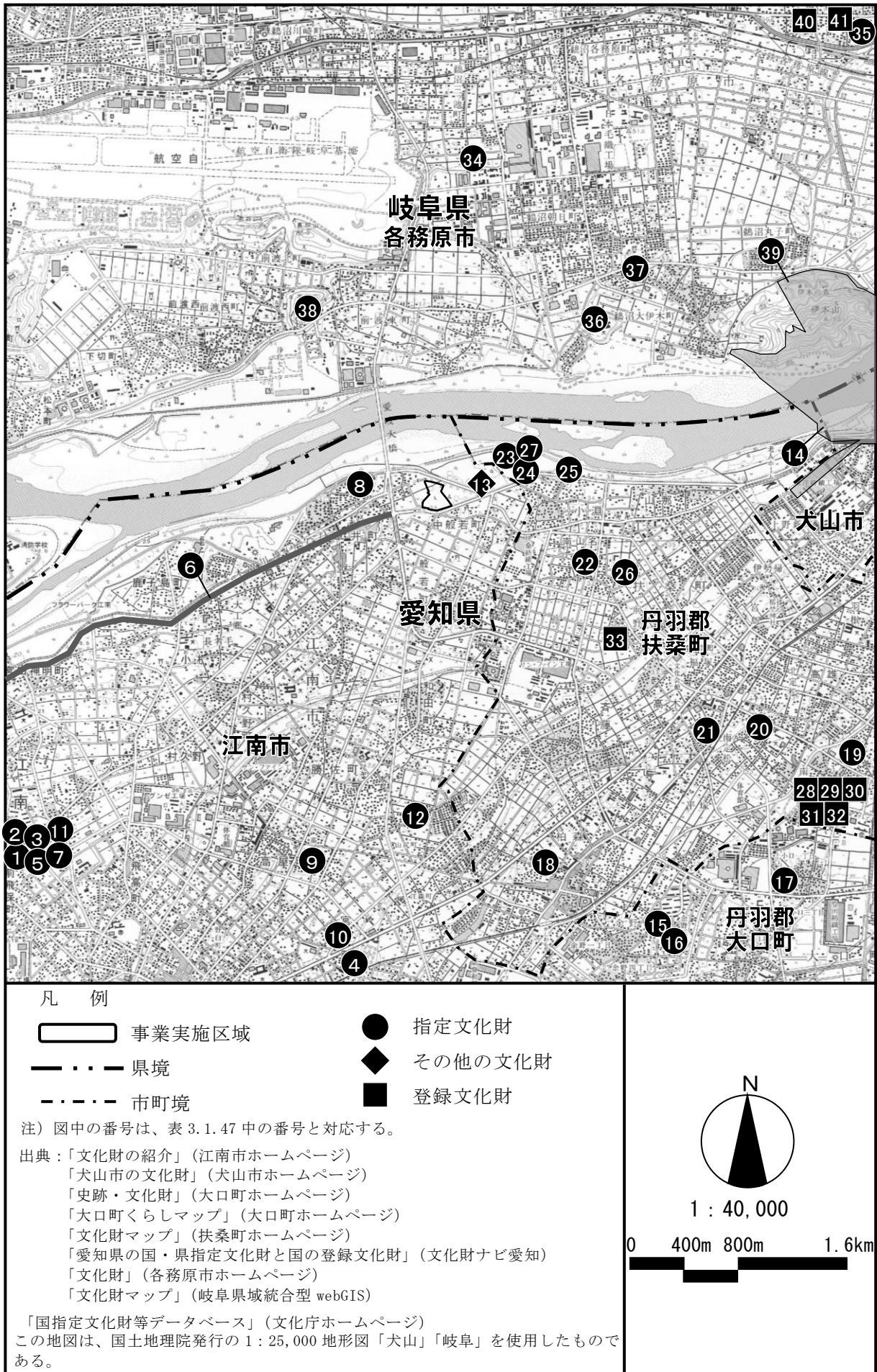


図 3.1.24 指定文化財等の分布状況

(2) 埋蔵文化財包蔵地

事業実施区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.1.48 に、その位置は図 3.1.25 に示すとおりである。

事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

表 3.1.48 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

名称	種別	時代	所在地
郷前遺跡	遺物散布地	中世	愛知県江南市中般若町西
宮山遺跡	遺物散布地	古墳・奈良・平安・中世	愛知県江南市般若町宮山、他
中前山遺跡	遺物散布地	古墳・奈良・平安・中世	愛知県江南市般若町中山、前山
檜の木塚	その他の墓	古墳	愛知県扶桑町南山名字名護根
南山名西遺跡	遺物散布地	中世	愛知県扶桑町南山名字仲畑、他
星塚遺跡	散布地、古墳	旧石器～縄文時代	岐阜県各務原市鵜沼朝日町3丁目
山西遺跡	散布地、古墳群	縄文時代～中世	岐阜県各務原市鵜沼朝日町5丁目 岐阜県各務原市鵜沼大伊木町2、4丁目
大牧古墳群	古墳群	古墳時代	岐阜県各務原市鵜沼大伊木町4丁目
前渡猿尾堤	その他	近世	岐阜県各務原市前渡西町

出典：「マップあいち（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県ホームページ）
「岐阜県各務原市遺跡地図」（各務原市教育委員会）

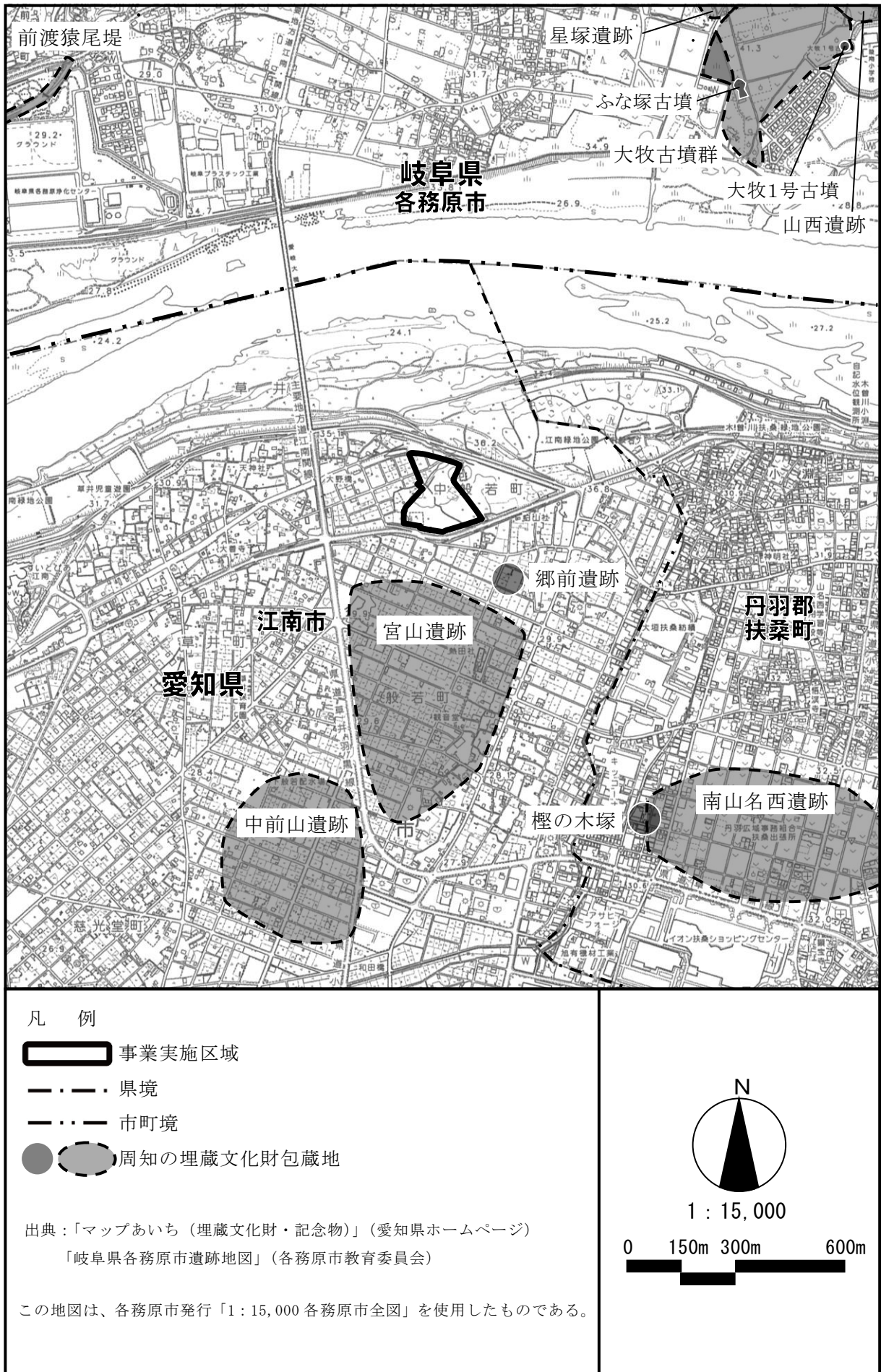


図 3.1.25 周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

3.2.1.1 人口の状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における人口及び世帯数の状況は表3.2.1に、人口及び世帯数の推移グラフは図3.2.1(1)、(2)に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市の平成30年の人口は97,937人、世帯数は38,283戸となっている。

また、犬山市は人口が73,783人、世帯数が29,257戸、大口町は人口が23,998人、世帯数が8,941戸、扶桑町は人口が34,099人、世帯数が13,315戸、各務原市は人口が144,385人、世帯数が54,744戸となっている。

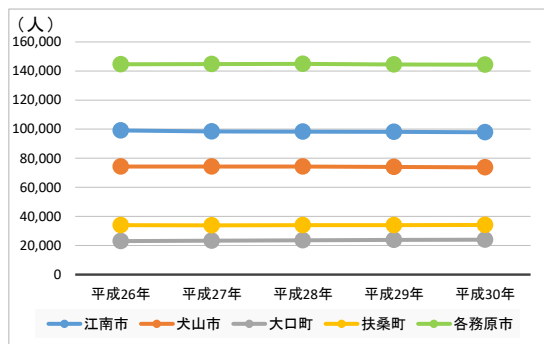
また、事業実施区域及びその周囲の5市町における人口及び世帯数の推移は、概ね横ばいである。

表3.2.1 人口及び世帯数の状況

各年10月1日現在

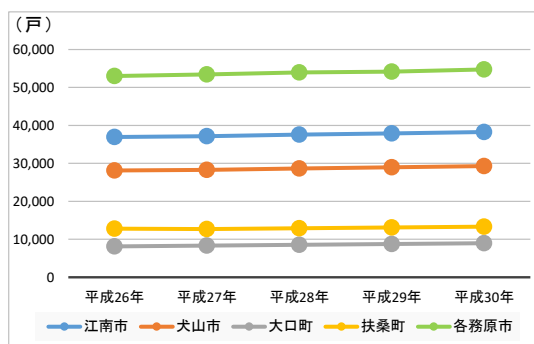
市町	愛知県								岐阜県	
	江南市		犬山市		大口町		扶桑町		各務原市	
項目	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)
平成26年	99,083	36,926	74,294	28,139	22,922	8,125	33,927	12,819	144,669	52,998
平成27年	98,359	37,130	74,308	28,269	23,274	8,316	33,806	12,679	144,734	53,421
平成28年	98,334	37,567	74,225	28,638	23,576	8,540	33,943	12,902	144,967	53,974
平成29年	98,120	37,893	73,992	28,969	23,817	8,728	33,968	13,109	144,468	54,180
平成30年	97,937	38,283	73,783	29,257	23,998	8,941	34,099	13,315	144,385	54,744

出典：「平成27～元年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）
 「岐阜県統計書（平成26～30年）」（岐阜県ホームページ）



出典：「平成27～元年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）
 「岐阜県統計書（平成26～30年）」（岐阜県ホームページ）

図3.2.1(1) 人口の推移の状況



出典：「平成27～元年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）
 「岐阜県統計書（平成26～30年）」（岐阜県ホームページ）

図3.2.1(2) 世帯数の推移の状況

3.2.1.2 産業の状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における産業分類別就業人口及び事業所数の状況は、表3.2.2に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市は、就業人口が29,512人、事業所数が3,385事業所となっている。業種別にみると、卸売業・小売業が就業人口で6,081人、事業所数で771事業所と最も多くなっている。

また、犬山市は就業人口が32,216人、事業所数が2,545事業所、大口町は就業人口が24,191人、事業所数が922事業所、扶桑町は就業人口が9,076人、事業所数が1,081事業所、各務原市は就業人口が61,123人、事業所数が5,673事業所となっている。

表3.2.2 産業分類別就業人口及び事業所数の状況

平成28年6月1日現在

県		愛知県								岐阜県	
市 町		江南市		犬山市		大口町		扶桑町		各務原市	
産業分類		人口 (人)	事業所	人口 (人)	事業所	人口 (人)	事業所	人口 (人)	事業所	人口 (人)	事業所
第一次 産業	農林漁業	101	6	118	6	46	6	97	3	135	14
	総数	101	6	118	6	46	6	97	3	135	14
	構成比 (%)	0.3	0.2	0.4	0.2	0.2	0.7	1.1	0.3	0.2	0.3
第二次 産業	鉱業・採石業 ・砂利採取業	-	-	-	-	-	-	2	1	28	4
	建設業	1,656	333	1,139	231	529	85	392	71	2,747	497
	製造業	5,698	464	12,595	373	13,987	180	1,982	151	20,546	930
	総数	7,354	797	13,734	604	14,516	265	2,374	222	23,321	1,431
	構成比 (%)	24.9	23.6	42.6	23.7	60.0	28.7	26.2	20.5	38.2	25.2
第三次 産業	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	-	-	28	1	-	-	-	-	147	5
	情報通信業	385	22	190	21	-	-	6	2	284	34
	運輸業 ・郵便業	1,708	49	2,118	68	1,792	66	278	18	2,312	118
	卸売業 ・小売業	6,081	771	4,128	560	2,336	210	2,272	259	10,585	1,337
	金融業・保険業	502	44	370	32	37	9	102	12	724	67
	不動産業 ・物品賃貸業	343	115	341	91	81	18	215	72	552	177
	学術研究 ・専門・技術 サービス業	370	111	676	104	823	16	133	35	1,838	212
	宿泊業・飲食 サービス業	3,293	453	2,625	359	826	93	1,289	150	5,526	734
	生活関連 ・サービス業 ・娯楽業	1,669	350	1,222	217	459	73	403	107	2,683	518
	教育 ・学習支援業	1,031	176	1,085	120	245	34	254	53	1,331	240
	医療・福祉	5,170	296	3,516	193	1,678	69	933	85	5,908	432
	複合 サービス業	392	16	249	13	46	3	172	6	448	31
	サービス業 (他に分類 されないもの)	1,113	179	1,816	156	1,306	60	548	57	5,329	323
	総数	22,057	2582	18,364	1,935	9,629	651	6,605	856	37,667	4,228
	構成比 (%)	74.7	76.3	57.0	76.0	39.8	70.6	72.8	79.2	61.6	74.5
計	29,512	3,385	32,216	2,545	24,191	922	9,076	1,081	61,123	5,673	

注) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典: 「令和元年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)

「平成30年岐阜県統計書」(岐阜県ホームページ)

3.2.2 土地利用の状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における土地利用の状況は表3.2.3(1)、(2)に、土地利用現況図は図3.2.2(1)に、事業実施区域周辺の空中写真は図3.2.2(2)に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市は、住宅地の割合が31.8%と最も多くなっており、次いで畑が18.2%、道路が14.6%となっている。

また、犬山市は森林・原野の割合が45.9%、大口町は田の割合が28.1%、扶桑町は住宅地の割合が31.8%、各務原市は宅地の割合が26.9%と最も多くなっている。

事業実施区域は主に森林となっており、事業実施区域周辺の土地利用状況は、北側は主に河川、南側は主に農用地及び建物用地となっている。

表3.2.3(1) 土地利用の状況（愛知県）

平成29年4月1日現在

市 町	江南市		犬山市		大口町		扶桑町		
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
行政面積	3,020	100.0	7,490	100.0	1,361	100.0	1,119	100.0	
宅地	住宅地	961	31.8	758	10.1	261	19.2	356	31.8
	その他 ^{注1)}	392	13.0	426	5.7	246	18.1	143	12.8
農用地	田	106	3.5	616	8.2	383	28.1	70	6.3
	畑	548	18.2	288	3.9	115	8.5	189	16.9
森林・原野	-	-	3,435	45.9	-	-	-	-	
道路	441	14.6	444	5.9	179	13.2	144	12.9	
水面・河川・水路	255	8.4	497	6.6	67	4.9	120	10.7	
その他 ^{注2)}	316	10.5	1,025	13.7	110	8.1	97	8.7	

注1) 「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。

注2) 行政面積から、「宅地」、「農用地」、「森林・原野」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

注3) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、行政面積と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典：「令和元年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

表3.2.3(2) 土地利用の状況（岐阜県）

平成28年10月1日現在

市	各務原市	
	面積 (ha)	構成比 (%)
総面積	8,781	100.0
農地	1,545	17.6
森林	1,749	19.9
野原等	-	-
道路	915	10.4
宅地	2,365	26.9

注) 土地利用の項目については、主要5項目のみの公表となっているため、総面積と内訳の合計は一致しない。

出典：「平成30年岐阜県統計書」（岐阜県ホームページ）

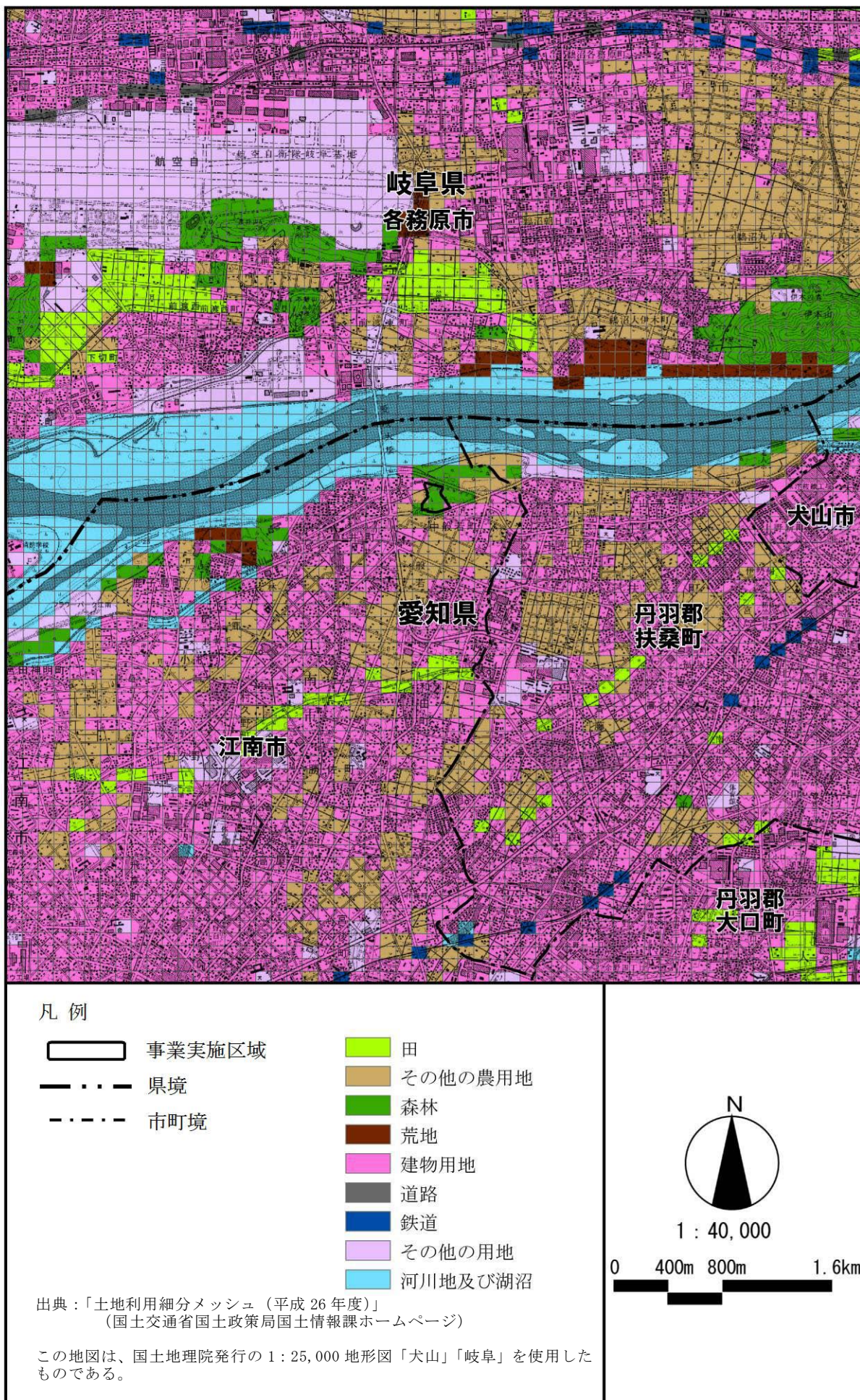


図 3.2.2(1) 土地利用現況図



図 3.2.2(2) 空中写真（事業実施区域周辺）

3.2.3 都市計画の状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における都市計画（用途地域）の指定状況は、表3.2.4に示すとおりである。

また、事業実施区域及びその周囲の都市計画図は、図3.2.3(1)、(2)に示すとおりである。

事業実施区域は市街化調整区域となっており、建ぺい率は60%、容積率は200%となっている。

表3.2.4 都市計画（用途地域）の指定状況

平成30年4月1日現在（愛知県）

平成31年4月26日現在（岐阜県）

項目		県市町	愛知県				岐阜県
			江南市	犬山市	大口町	扶桑町	各務原市
都市計画区域 (ha)			3,020	7,490	1,361	1,119	8,781
市街化区域	第一種低層住居専用地域	面積 (ha)	28	140	-	-	352.3
		構成比 (%)	0.9	1.9	-	-	44.0
	第二種低層住居専用地域	面積 (ha)	-	17	-	-	4.6
		構成比 (%)	-	0.2	-	-	0.1
	第一種中高層住居専用地域	面積 (ha)	203	75	148	149	514.1
		構成比 (%)	6.7	1.0	10.9	13.3	5.9
	第二種中高層住居専用地域	面積 (ha)	-	34	-	6	95.6
		構成比 (%)	-	0.5	-	0.5	1.1
	第一種住居地域	面積 (ha)	302	342	49	148	931.2
		構成比 (%)	10.0	4.6	3.6	13.2	10.6
	第二種住居地域	面積 (ha)	9	67	5	28	158.3
		構成比 (%)	0.3	0.9	0.4	2.5	1.8
	準住居地域	面積 (ha)	41	30	-	-	76.7
		構成比 (%)	1.4	0.4	-	-	0.9
	近隣商業地域	面積 (ha)	47	64	-	9	156.8
		構成比 (%)	1.6	0.9	-	0.8	1.8
	商業地域	面積 (ha)	25	49	-	-	50.3
		構成比 (%)	0.8	0.7	-	-	0.6
	準工業地域	面積 (ha)	-	47	-	-	76.3
		構成比 (%)	-	0.6	-	-	0.9
工業地域	面積 (ha)	80	64	88	65	263.7	
	構成比 (%)	2.6	0.9	6.5	5.8	3.0	
工業専用地域	面積 (ha)	-	128	-	-	195.6	
	構成比 (%)	-	1.7	-	-	2.2	
計	面積 (ha)	735	1,057	290	405	2,875.5	
	構成比 (%)	24.3	14.1	21.3	36.2	32.8	
市街化調整区域		面積 (ha)	2,285	6,433	1,071	714	5905.5
		構成比 (%)	75.7	85.9	78.7	63.8	67.3

注) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典: 「令和元年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)

「現行用途地域の割合」(岐阜県ホームページ)

「平成30年岐阜県統計書」(岐阜県ホームページ)

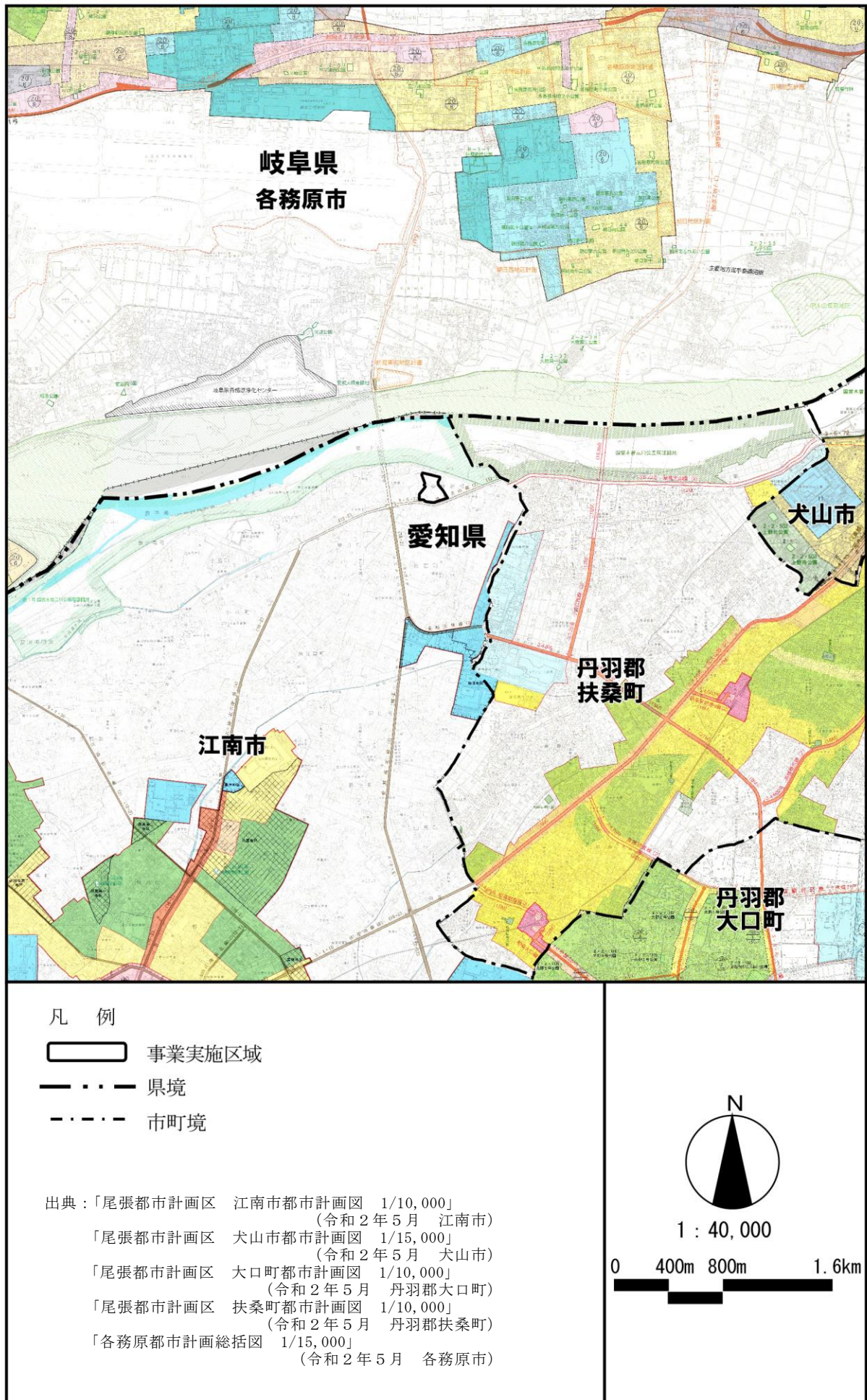


図 3.2.3(1) 都市計画図

凡例

都市計画の種類	江南市	犬山市	扶桑町	大口町	各務原市
第一種低層住居専用地域					
第二種低層住居専用地域					
第一種中高層住居専用地域					
第二種中高層住居専用地域					
第一種住居地域					
第二種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域					
商業地域					
準工業地域					
工業地域					
工業専用地域					
市街化区域(界)					
都市計画道路					
都市計画道路(暫定供用)					
都市計画道路(供用区間)					
チャンネル					
防火地域					
準防火地域					
平成22年DID区域					
平成27年DID区域					
都市計画公園(都市公園を含む)					
地区計画					
その他の都市施設					
区画整理区域					
土地区画整理事業地区					
地区計画区域					
特別用途地区(特別工業地区)					
都市計画緑地					
特別緑地保全地区					
景観地区					
風致地区					
立体交差及び橋梁					
駅前広場					
第2号尾張広域緑道					
下水道施設					
汚物処理場					
ごみ焼却場					
市営斎場					

出典：「尾張都市計画区 江南市都市計画図 1/10,000」(令和2年5月 江南市)
 「尾張都市計画区 犬山市都市計画図 1/15,000」(令和2年5月 犬山市)
 「尾張都市計画区 大口町都市計画図 1/10,000」(令和2年5月 丹羽郡大口町)
 「尾張都市計画区 扶桑町都市計画図 1/10,000」(令和2年5月 丹羽郡扶桑町)
 「各務原都市計画総括図 1/15,000」(令和2年5月 各務原市)

図 3.2.3(2) 都市計画図(凡例)

3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

3.2.4.1 漁業権の状況

事業実施区域及びその周囲の河川における漁業権の設定状況については、事業実施区域北側を流れる木曾川の一部範囲において、第5種共同漁業権が設定されている。

なお、事業実施区域及びその周囲において、漁業権が設定されている地域はない。

3.2.4.2 上水道の普及状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における上水道の普及状況は、表3.2.5に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市の水道普及率は99.8%となっており、水源は木曾川である。

また、その他4市町の水道普及率については、犬山市は100.0%、大口町は99.8%、扶桑町は99.8%、各務原市は99.2%となっている。

なお、江南市及び周辺市町において、簡易水道は設けられていない。

表 3.2.5 上水道の普及状況

平成30年3月31日現在

県市町	項目	①行政区域内 総人口（人）	現在給水人口（人）				普及率（%） ②/①×100
			②総数	上水道	簡易水道	専用水道	
愛知県	江南市	97,779	97,584	92,237	-	(5,347) 5,347	99.8
	犬山市	73,504	73,504	73,314	-	(190) 190	100.0
	大口町	24,080	24,042	(33,997) 24,042	-	-	99.8
	扶桑町	34,051	33,997	<33,997> 33,997	-	-	99.8
岐阜県	各務原市	144,295	143,199	142,778	-	421	99.2

注1) 上水道欄の（ ）の数値は、他の市町村へ区域外給水している人口であり、< >の値は他の市町村等事業者からの区域外給水によって供給されている人口が再掲されたものである。

注2) 普及率欄の100.0%は、小数点第2位以下の四捨五入によるものであるため、一部未普及がある。

注3) 専用水道欄の（ ）の値は、上水道から受水している施設を除いた自己水源のみで供給している施設の数値であり、普及率の算出には同値を用いている。

出典：「愛知県の水道（水道年報）」（愛知県ホームページ）

「岐阜県における水道の概況」（岐阜県ホームページ）

3.2.4.3 地下水の利用状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における地下水の工業用水としての利用状況は表3.2.6に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市の工業用水として利用されている井戸水の割合は、53.1%となっている。

また、その他4市町の工業用水として利用されている井戸水の割合については、犬山市は21.5%、大口町は83.0%、扶桑町は97.6%、各務原市は92.6%となっている。

なお、事業実施区域及びその周囲は「工業用水法」（昭和31年 法律第146号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年 愛知県条例第7号）により地下水の採取が一部規制されている。

表 3.2.6 地下水の利用状況

平成30年6月1日現在

県市町	項目	工業用水		
		一日総給水量 (m ³)	井戸水 (m ³)	井戸水の割合 (%)
愛知県	江南市	17,634	9,363	53.1
	犬山市	27,670	5,956	21.5
	大口町	7,334	6,089	83.0
	扶桑町	2,953	2,883	97.6
岐阜県	各務原市	48,483	44,882	92.6

出典：「平成30年工業統計調査結果（確報）」（愛知県ホームページ）
「平成30年工業統計調査結果（確報）」（岐阜県ホームページ）

3.2.5 交通の状況

3.2.5.1 道路交通の状況

事業実施区域及びその周囲の主要な道路の状況は、図 3.2.4 に示すとおりである。また、平成 27 年度における交通量調査結果は、表 3.2.7 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲の主要な道路としては、一般県道浅井犬山線及び一般県道草井羽黒線等がある。

平成 27 年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である一般県道浅井犬山線（区間番号：61470）では、12 時間交通量は 8,348 台、大型車混入率は 7.4% となっている。また、最も交通量の多い一般国道 21 号（区間番号：10370）では、26,500 台、大型車混入率は 16.4% となっている。

表 3.2.7 事業実施区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

路線名	区間番号	交通量観測地点	交通量（台/12 時間）			大型車混入率（%）	
			小型車	大型車	合計		
一般国道	21 号	10370	航空自衛隊岐阜基地前	22,143	4,357	26,500	16.4
	21 号	10360	鵜沼各務原町 1 丁目	21,615	2,836	24,451	11.6
	21 号	10350	鵜沼 IC 交差点	21,462	3,640	25,102	14.5
主要地方道	芋島鵜沼線	41820	各務原市前渡東町 8 丁目 106 番地先	7,443	1,082	8,525	12.7
	江南関線	40260	各務原市蘇原新生町 2 丁目 10 番地先	11,359	2,110	13,469	15.7
	江南関線	40250	愛岐大橋北	12,809	3,865	16,674	23.2
	江南関線	40520	江南市草井町宮東	12,081	2,911	14,992	19.4
	江南関線	40510	江南市村久野金森	6,797	828	7,625	10.9
	一宮犬山線	42780	江南市大字東野字鳥森	7,070	567	7,637	7.4
	一宮犬山線	42790	江南市江森町中	11,002	656	11,658	5.6
	一宮犬山線	42800	-	12,237	124	12,361	1.0
一般県道	浅井犬山線	61470	丹羽郡扶桑町山那字仲牧	7,731	617	8,348	7.4
	鹿ノ子島南小渕線	60950	江南市上奈良字久保	4,896	189	5,085	3.7
	里小牧北方江南線	61460	江南市宮田町字藤ノ森	9,973	872	10,845	8.0
	般若東野線	61480	江南市村久野富士塚	4,961	544	5,505	9.9
	小渕江南線	60990	江南市般若町南山	7,301	1,410	8,711	16.2
	外坪扶桑線	61050	丹羽郡大口町余野	1,440	48	1,488	3.2
	芥藤羽黒線	66220	丹羽郡大口町中小口 1 丁目地内	6,602	582	7,184	8.1
	小口名古屋線	61020	丹羽郡大口町中小口	6,778	1,638	8,416	19.5
	草井羽黒線	61590	-	5,476	663	6,139	10.8
	草井羽黒線	61610	-	-	-	-	-
	草井羽黒線	61620	丹羽郡大口町上小口 1 丁目	5,532	741	6,273	11.8
	小渕江南線	60980	丹羽郡扶桑町南山	5,180	223	5,403	4.1
	宮後小牧線	61410	丹羽郡扶桑町前野町	9,086	2,026	11,112	18.2
	柏森停車場線	62400	丹羽郡扶桑町柏森	2,694	84	2,778	3.0
	六軒停車場線	60630	-	5,451	215	5,666	3.8

注 1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。

注 2) 12 時間交通量とは、昼間（7 時～19 時）における交通量である。

注 3) 表中の「-」は、平成 27 年度道路交通センサスにおいて、交通量観測が行われていないことを示している。

出典：「平成 27 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（平成 29 年 6 月 国土交通省）

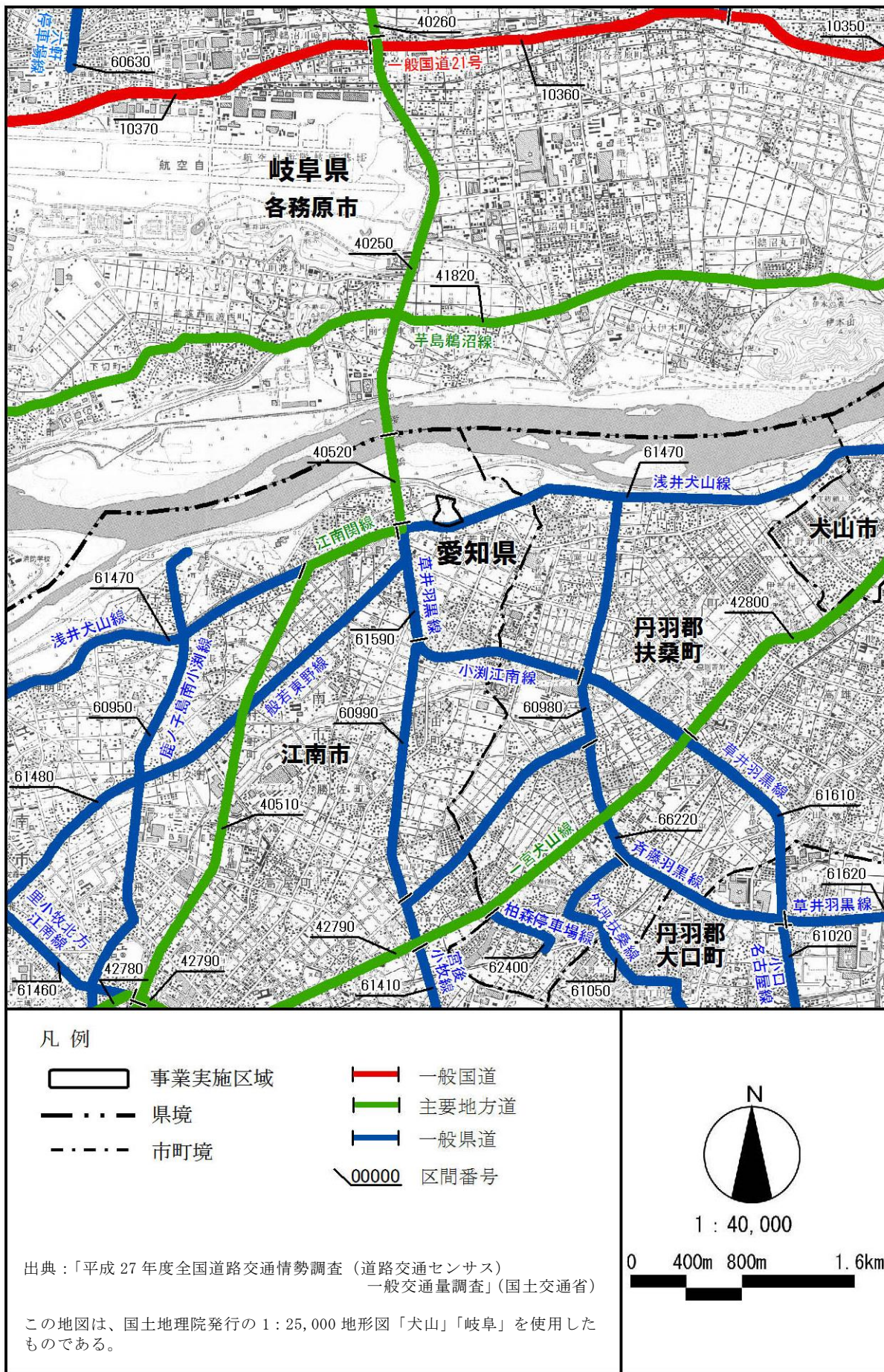


図 3.2.4 主要な道路の状況

3.2.5.2 鉄道の状況

事業実施区域及びその周囲の鉄道の状況は図 3.2.5 に、駅別利用者数は表 3.2.8(1)、(2) に示すとおりである。

事業実施区域最寄りの駅としては、事業実施区域南東側約 2.5km に名古屋鉄道犬山線の扶桑駅が存在する。扶桑駅の平成 25 年度における乗降人員は 1 日平均で 6,285 人となっている。

表 3.2.8(1) 事業実施区域周辺の主な駅別利用者数の状況（平成 30 年度）

路線名	駅名	総数(人)
東海旅客鉄道高山線 (JR 高山線)	蘇原	371,894
	各務ヶ原	166,837

出典：「各務原市の統計」（各務原市ホームページ）

表 3.2.8(2) 事業実施区域周辺の主な駅別利用者数の状況（平成 25 年度）

路線名	駅名	乗降人員(人)
名古屋鉄道各務原線 (名鉄各務原線)	六軒	2,553
	三柿野	4,915
	二十軒	914
	名電各務原駅	3,201
	苧ヶ瀬	726
	羽場	1,073
名古屋鉄道犬山線 (名鉄犬山線)	木津用水	2,009
	扶桑	6,285
	柏森	10,337

注) 乗降人員は、平成 25 年度における 1 日平均の値を示している。

出典：「名鉄 120 年 近 20 年のあゆみ」（平成 26 年 名古屋鉄道株式会社）

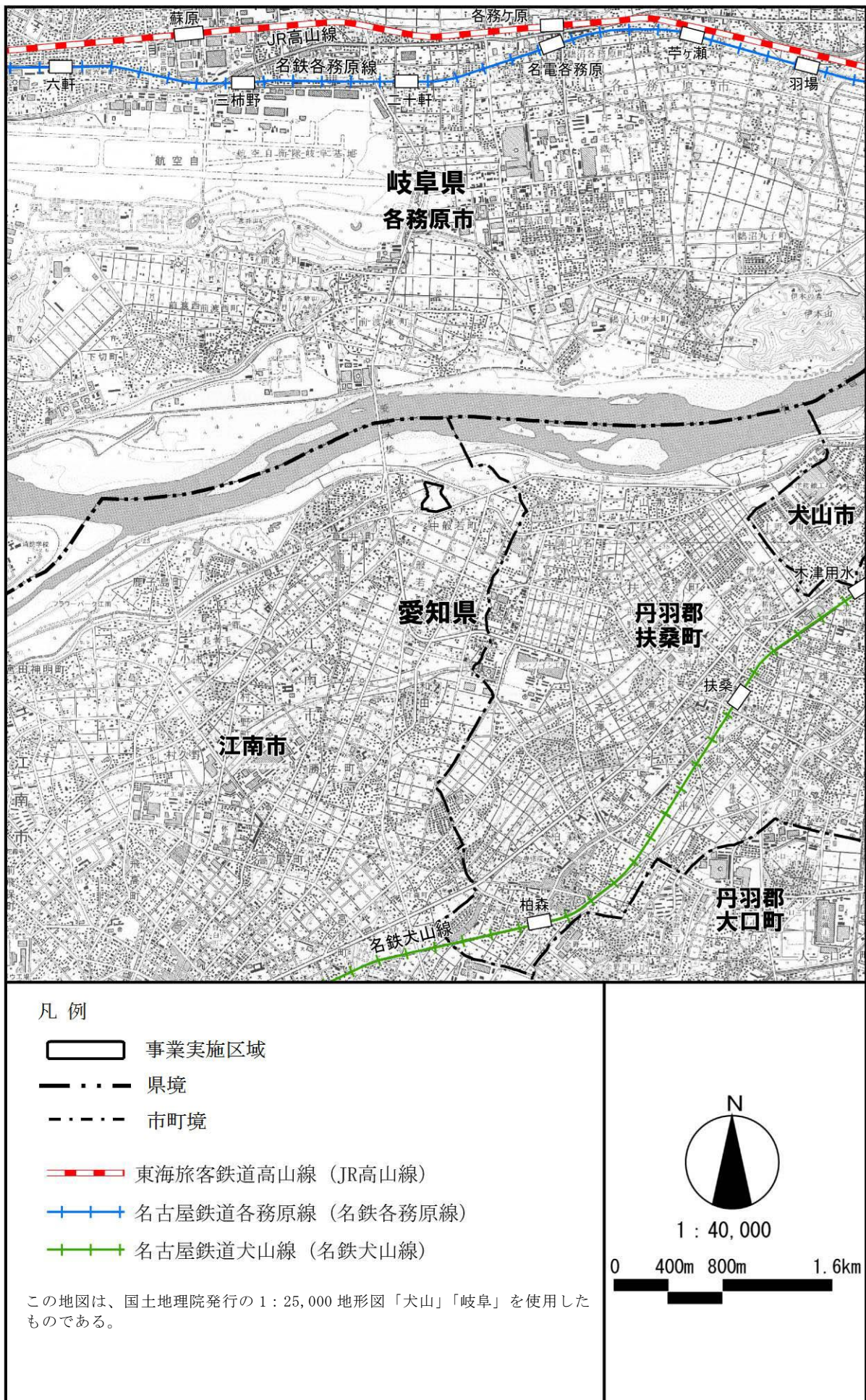


図 3.2.5 鉄道の状況

3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

事業実施区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は表 3.2.9(1)、(2)に、配置の状況は図 3.2.6(1)、(2)に示すとおりである。

事業実施区域最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設としては、南西側約 700mに位置する保育施設である「草井保育園」があげられる。

また、住宅の配置の状況について、最寄住居は事業実施区域南側、県道浅井犬山線を挟んで約 30mの位置にあり、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、西側の江南市草井町となっている。

表 3.2.9(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	県	市町	No.	施設名	住所
●小学校	愛知県	江南市	1	古知野東小学校	江南市宮後町船渡 58
			2	古知野北小学校	江南市和田町宮 145
			3	草井小学校	江南市小杵町長者毛西 1
			4	藤里小学校	江南市村久野町藤里 1
			5	門弟山小学校	江南市村久野町門弟山 272
		扶桑町	6	高雄小学校	扶桑町高雄北海道 61
			7	山名小学校	扶桑町南山名山神浦 152
			8	柏森小学校	扶桑町柏森丙寺裏 40
			9	扶桑東小学校	扶桑町高雄定松郷 58
	岐阜県	各務原市	10	稲羽東小学校	各務原市前渡西町 1393
			11	鶉沼第二小学校	各務原市鶉沼各務原町 2-260
			12	蘇原第二小学校	各務原市蘇原沢上町 1-19
			13	陵南小学校	各務原市鶉沼大伊木町 4-425
●中学校	愛知県	江南市	14	古知野中学校	江南市高屋町遠場 148
			15	北部中学校	江南市村久野町平松 245
		扶桑町	16	扶桑中学校	扶桑町柏森辻田 670
			17	扶桑北中学校	扶桑町高雄福塚 10
●高等学校	愛知県	江南市	18	古知野高等学校	江南市古知野町高瀬 1
			19	誠信高等学校	扶桑町斎藤本新須 1
		扶桑町	20	丹羽高等学校	扶桑町高雄柳前 95
	岐阜県	各務原市	21	岐阜各務野高等学校	各務原市鶉沼各務原町 8-7-2
●大学	愛知県	江南市	22	愛知江南短期大学	江南市高屋町大松原 172
●幼稚園	愛知県	江南市	23	すみれ幼稚園	江南市飛高町夫見添 63
			24	愛知江南短期大学附属幼稚園	江南市慈光堂町南 192
		扶桑町	25	扶桑幼稚園	扶桑町大字南山名字馬場 31
	岐阜県	各務原市	26	合歓の木南幼稚園	各務原市鶉沼三ツ池町 5-208
●図書館	愛知県	扶桑町	27	扶桑町図書館	扶桑町大字高雄字福塚 183-1

注) 表中の番号は、図 3.2.6(1)中の番号と対応する。

出典：「学校一覧」(愛知県ホームページ)

「私立小・中学校・中等教育学校」(愛知県ホームページ)

「私立高等学校」(愛知県ホームページ)

「愛知県内の大学」(愛知県ホームページ)

「私立幼稚園」(愛知県ホームページ)

「県内学校一覧」(岐阜県ホームページ)

「私立学校の振興に関すること」(岐阜県ホームページ)

「施設案内」(扶桑町ホームページ)

表 3.2.9(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設等）

区分	県	市町	No.	施設名	住所	
◆ 病院・診療所	愛知県	江南市	1	愛知県厚生農業協同組合 連合会江南厚生病院	江南市高屋町大松原 137	
	岐阜県	各務原市	2	小林内科	各務原市鵜沼羽場町 3 丁目 173	
			3	そはら赤座医院	各務原市蘇原旭町 1-96-3	
◆ 福祉施設	愛知県	江南市	特別養護老人ホーム			
			4	ふぁみりい憩苑	江南市小杣町林 125	
			5	第2ふぁみりい憩苑	江南市小杣町林 138-1	
			扶桑町	6	医療法人真善会老人保健 施設ゆとり	扶桑町柏森字寺裏 47
				7	扶桑苑	扶桑町山群字番所下 83-5
		江南市	有料老人ホーム			
			8	コンフォート・ビラ藤華	江南市勝佐町本郷 175 番地	
			9	ライフケアレジデンス江 南	江南市前飛保町緑ヶ丘 6	
			10	ひだかの憩	江南市飛高町宮町 127 番地	
			11	ウィル・ケアライフ江南	江南市前飛保町栄 221	
			12	クラインガルテン江南	江南市草井町千代見 100	
			扶桑町	13	永遠の郷	扶桑町高雄字北東川 217
				14	ライフケア扶桑	扶桑町南山名松葉 74-1
		15		えんの里	扶桑町大字柏森字西前 281	
		岐阜県	各務原市	有料老人ホーム		
16	シルバーハウスのぞみ			各務原市鵜沼朝日町 4-261		
地域活動支援センター						
17	地域活動支援センター belief			各務原市鵜沼朝日町 2-3-10		
◆ 保育施設	愛知県	江南市	19	草井保育園	江南市草井町若草 57	
			20	小鹿保育園	江南市小杣町長者毛東 1	
			21	宮田東保育園	江南市宮田神明町栄 174	
			22	古知野北保育園	江南市勝佐町田代 137	
			23	古知野東保育園	江南市高屋町大師 72	
			24	古知野中保育園	江南市古知野町熱田 203	
			25	門弟山保育園	江南市村久野町門弟山 271	
		犬山市	26	上木子ども未来園	犬山市上野新町 289	
		扶桑町	27	柏森保育園	扶桑町柏森字辻田 399	
			28	山名保育園	扶桑町南山名字宮西 135	
			29	高雄保育園	扶桑町高雄字北東川 102	
			30	高雄西保育園	扶桑町高雄字堂子 151-1	
31	高雄南保育園		扶桑町高雄字南屋敷 205			
32	柏森南保育園		扶桑町柏森字中島 293-1			
33	斎藤保育園	扶桑町斎藤字県 149				
岐阜県	各務原市	34	鵜沼西保育所	各務原市鵜沼各務原町 8 丁目 7-5		
		35	認定こども園前宮保育園	各務原市前渡西町 1415		
		36	蘇原南保育所	各務原市蘇原六軒町 4 丁目 6-4		
		37	蘇原西保育園	各務原市蘇原村雨町 2 丁目 33		

注1) 表中の番号は、図 3.2.6(2)中の番号と対応する。

注2) 病院・診療所は有床で入院できる施設を示している。

出典：「愛知県内の医療機関名簿について」（愛知県ホームページ）

「高齢者向け施設のご案内」（愛知県ホームページ）

「保育所一覧」（愛知県ホームページ）

「病院名簿」（岐阜県ホームページ）

「社会福祉施設等名簿」（岐阜県ホームページ）

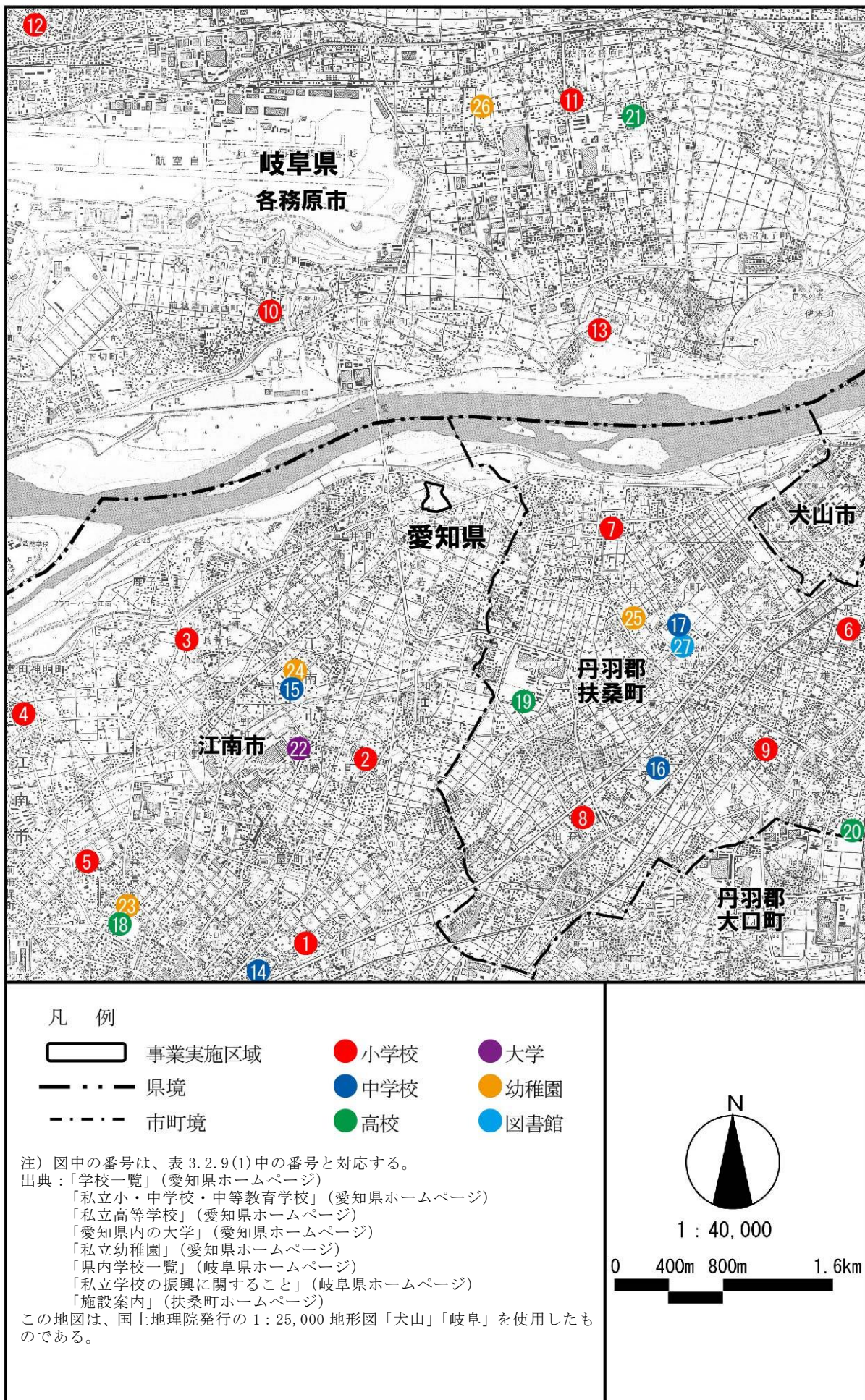


図 3.2.6(1) 環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

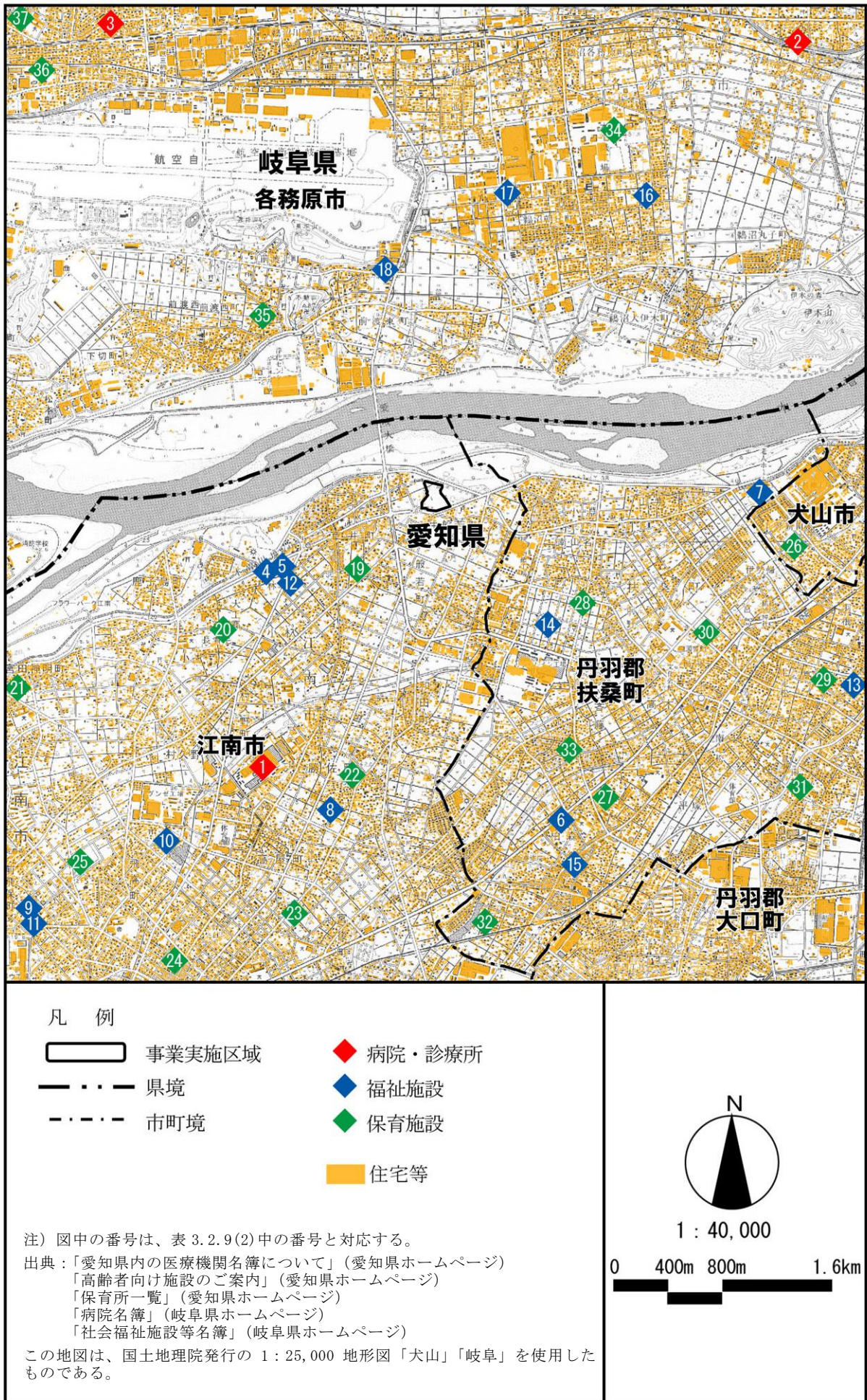


図 3.2.6(2) 環境保全への配慮を要する施設(医療・福祉施設等)

3.2.7 下水道の整備の状況

事業実施区域及びその周囲の5市町における公共下水道の普及状況は、表3.2.10に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市の下水道処理人口普及率は、38.5%となっている。

また、その他4市町の下水道処理人口普及率については、犬山市は67.6%、大口町は87.2%、扶桑町は43.4%、各務原市は80.9%となっている。

表 3.2.10 公共下水道普及状況

(愛知県：平成30年度)

(岐阜県：平成30年度)

県市町	項目	住民基本 台帳人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口 普及率 (%)	下水道	
					下水道処理 人口 (人)	下水道処理 人口普及率 (%)
愛知県	江南市	100,494	77,963	77.6	38,687	38.5
	犬山市	74,007	63,088	85.2	50,021	67.6
	大口町	24,149	23,062	95.5	21,056	87.2
	扶桑町	34,705	22,428	64.6	15,076	43.4
岐阜県	各務原市	147,900	141,000	95.4	119,600	80.9

出典：「令和元年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)

「岐阜県における平成30年度末の汚水処理人口普及状況について」(岐阜県ホームページ)

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

3.2.8.1 大気質

(1) 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年 法律第105号)に基づく環境基準は、表3.2.11(1)~(4)に示すとおり定められている。なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が生活していない地域または場所については適用しない。

表3.2.11(1) 大気汚染に係る環境基準

項目	物質名 二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光化学 オキシダント (Ox)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
長期的 評価方法	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	年間を通じて、1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年 環境庁告示第25号)
「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年 環境庁告示第35号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年 環境庁告示第38号)

表3.2.11(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

項目	物質名 ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年 環境庁告示第4号)
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成13年 環境省告示第30号)
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成30年 環境省告示第100号)

表 3.2.11(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質名 項目	微小粒子状物質
環境基準	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
評価方法	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年 環境省告示第33号）

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（通知）」

（平成21年 環水大総発第090909001号）

表 3.2.11(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質名 項目	ダイオキシン類
環境基準	年間平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。
評価方法	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」

（平成11年 環境庁告示第68号）

(2) 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、「大気汚染防止法」（昭和43年 法律第97号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年 愛知県条例第7号）（以下「県条例」という。）に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

さらに、計画施設は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

① 硫黄酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」及び「県条例」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて、硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。江南市における排出基準（K値）は、表3.2.12に示すとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（ $\text{m}^3/\text{N}/\text{時}$ ）

K：地域別に定める定数

H_e ：補正された排出口の高さ（m）

表 3.2.12 硫黄酸化物の排出基準（K値）

地域区分	区域	法			県条例	
		設置年月日			設置年月日	
		～ S 47. 1. 4	S 47. 1. 5 ～ S 49. 3. 31	S 49. 4. 1 ～	～ S 49. 9. 29	S 49. 9. 30 ～
法 51 号 県条例 3	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市（一般国道 23 号以南を除く。）、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町及び飛島村（一般国道 23 号以南を除く。）	9.0			9.0	

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年 政令第 329 号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 厚生省・通商産業省令第 1 号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 愛知県規則第 87 号）

b) 総量規制

「大気汚染防止法」では、地域により硫黄酸化物の総量規制基準が定められているが、事業実施区域が位置する江南市は指定地域には含まれていない。

c) 総排出量規制

事業実定区域が位置する江南市は、「県条例」に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象地域となっている。総排出量規制は次式により定められており、総排出量規制の算出に用いる定数は、表 3.2.13 に示すとおりである。

$$Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q'' \}$$

Q : 硫黄酸化物の排出許容量 ($m^3_N/時$)
 W_1 : 昭和49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)
 W_2 : 大气指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)
 Q'' : 昭和49年9月30日以降に設置される大气指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 ($m^3_N/時$)
 a : 定数 (表3.2.13参照)
 b : 定数 (表3.2.13参照)
 R_3 : 定数 (江南市を含む尾張地域 = 1.0)
 αS_3 : 定数 (= $(0.298 - 0.024 \log y_2) / 100$)
 $y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$

表 3.2.13 総排出量規制の定数（廃棄物焼却炉）

対象規模	大气指定工場等における大气指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり)	a	b
火格子面積 2 m ² 以上	500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
又は焼却能力200kg/時以上	1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
又は焼却設備の燃焼能力が重油換算50L/時以上	5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
	10,000L 以上	0.861	-1,930

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 愛知県規則第 87 号）

② ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類、焼却能力及び設置年月日による一般排出基準が、さらに「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年 愛知県条例第4号）では、施設の規模に応じた上乘せ基準が、それぞれ定められている。

なお、一般排出基準と上乘せ基準の両方に該当する施設については、いずれかの厳しい基準が適用される。

廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表3.2.14に示すとおりである。

表3.2.14 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	焼却能力 (t/時)	規模 (万m ³ _N /時)	上乘せ基準 (g/m ³ _N)	一般排出基準 (g/m ³ _N)			
			設置年月日	設置年月日		0n (%)	
				S48.4.1～	～H10.6.30		H10.7.1～
廃棄物焼却炉	4以上	—	—	0.08	0.04	12	
	2以上4未満	—	—	0.15	0.08	12	
	2未満	—	—	0.25	0.15	12	
廃棄物 焼却炉	連続炉	—	4以上	0.10	—	—	0s
		—	1以上4未満	0.20	—	—	0s
		—	1未満	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—

注1) この表に掲げるばいじんの量は、JIS Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

注2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。

注3) ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ばいじん量 (g/m³_N)
 Cs : 測定時のばいじん量 (g/m³_N)
 0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)
 0s : 測定時の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号）

「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年 愛知県条例第4号）

③ 窒素酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表3.2.15に示すとおりである。

表3.2.15 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	規模 (万m ³ _N /時)	0n (%)	排出基準 (ppm)		
			設置年月日		
			～S52.6.17	S52.6.18～ S54.8.9	S54.8.10～
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	12	300	250	250
	4未満		300	300	250

注) 窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 窒素酸化物濃度 (ppm)
 0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)
 Cs : 測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)
 0s : 測定時の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号）

b) 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の削減の指導が行われており、計画施設については指導対象ばい煙発生施設にあたる。窒素酸化物の指導要領は、表 3.2.16 に示すとおりである。

表 3.2.16 窒素酸化物に係る指導

指導対象工場・事業場	指導対象施設 (大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設)	指導内容	
		新增施設 (昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設)
大気指定工場等 (県条例施行規則第26条)	廃棄物焼却炉 (火格子面積が2m ² 以上又は焼却能力が200kg/時以上)	1. 表3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2. 1.の規定にかかわらず、新設に伴う既設施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1.の規定による濃度の低減を限度とする。	表3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準(昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準)の5%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りではない。

出典：「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成18年 愛知県)

④ 塩化水素

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3.2.17 に示すとおり定められている。

表 3.2.17 塩化水素の排出基準(廃棄物焼却炉)

施設名	排出基準 (mg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	700

注) 廃棄物焼却炉に係る塩化水素量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 塩化水素の量 (mg/m³N)

Cs : 排出ガス中の塩化水素の量 (mg/m³N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号)

⑤ 水銀

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3.2.18 に示すとおり定められている。

表 3.2.18 水銀の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$) 注2)		換算酸素濃度 (%)
	新規	既存注3)	
廃棄物焼却炉注1)	30	50	12

注1) 火床面積 2m^2 以上又は焼却能力が $200\text{kg}/\text{時}$ 以上について適用される。

注2) 廃棄物焼却炉に係る水銀量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 水銀の量 ($\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)

Cs : 排出ガス中の水銀の量 ($\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)

注3) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の施行日 (平成30年4月1日) において設置されている施設 (設置の工事が着工されているものを含む) を指す。

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号)

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.2.19 に示すとおり定められている。

表 3.2.19 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

規模 (焼却能力注1)	排出基準 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$) 注2) 注3)			0n (%)
	設置年月日			
	~H9.12.1	H9.12.2~ H12.1.14	H12.1.15~	
4 t /時以上	1	0.1	0.1	12
2 t /時以上~ 4 t /時未満	5	1	1	
火格子面積 2m^2 以上又は 焼却能力 $0.2\text{t}/\text{時}$ 以上 $2\text{t}/\text{時}$ 未満	10	5	5	
上記以外	10	10	5	

注1) 火床面積 0.5m^2 以上又は焼却能力が $50\text{kg}/\text{時}$ 以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ダイオキシン類の量 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)

Cs : 測定時のダイオキシン類の量 ($\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注3) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典 : 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年 総理府令第67号)

(3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等

事業実施区域が位置する江南市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成4年法律第70号)及び「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(平成22年8月 愛知県)に基づく対策地域となっている。

対策地域で適用される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の排出基準は、表3.2.20に示すとおりである。また、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」では、対象自動車に対し、要請事項等が表3.2.21に示すとおり定められている。

表 3.2.20 窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

車 種			排出基準
ディーゼル乗用車			NOx : 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
バス・トラック等 (ディーゼル車・ ガソリン車・LPG車)	車両 総重量 区分	1.7t以下	NOx : 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並) PM : 0.055g/km
		1.7t超2.5t以下	NOx : 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM : 0.06g/km
		2.5t超3.5t以下	NOx : 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM : 0.175g/kWh
		3.5t超	NOx : 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM : 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

出典：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則」(平成4年 総理府令第53号)

表 3.2.21 対象自動車に対する取組内容等

対象自動車	対象者	取組
<ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車 (トラック、バン等) ・乗合自動車 (バス、マイクロバス) ・特種自動車 (人の輸送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く) 	対象自動車を運行する者	<ul style="list-style-type: none"> ・車種規制非適合車の不使用 ・適合車ステッカーの表示 ・エコドライブの実践、推進
	荷主等・旅行者	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物等の運送の委託や物品の購入等の際して、相手方に非適合車の不使用、エコドライブの実施を要請するとともに、非適合車不使用の確認 ・特定荷主等^{注1)}及び特定旅行者^{注2)}は非適合車不使用の要請状況・非適合車の確認状況を愛知県知事へ毎年報告
	中継施設管理者 ^{注3)} 、対象自動車の販売・賃貸・整備業者	<ul style="list-style-type: none"> ・非適合車の不使用についての周知 ・適合車ステッカーの表示についての周知

注1) 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等(廃棄物を含む)を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万m²を超える事業所又は敷地面積が3万m²を超える事業所を有するもの。

注2) 対策地域内に営業所を有する第一種旅行者であって、他の者に委託して対策地域内で対象自動車を利用するもの。

注3) 対策地域内に存する中継施設(重要港湾、空港、鉄道の貨物駅、中央卸売市場)の管理者。

出典：「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(平成22年 愛知県)

3.2.8.2 騒音

(1) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2.22(1)～(3)に示すとおり定められている。

事業実施区域は市街化調整区域に指定されており、B類型に該当する。

表3.2.22(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型		時間の区分	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	該当なし	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型の設定に関する告示」（平成24年 江南市告示第26号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年 犬山市告示第34号）

表3.2.22(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表3.2.22(3)の基準による。

- ※地域の類型
- A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域
 - B：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）
 - C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型の設定に関する告示」（平成24年 江南市告示第26号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年 犬山市告示第34号）

表 3.2.22(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基 準 値	
昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）
「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年 環大企257号）

(2) 騒音に係る規制基準

① 特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和43年 法律第98号）及び「県条例」等に基づく特定工場等に係る規制基準は、表3.2.23に示すとおりである。

事業実施区域は市街化調整区域に指定されており、第3種区域に該当する。

表 3.2.23 特定工場等に係る騒音規制基準

単位：デシベル

地域の区分	時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
		8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌日6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域	45	40	40
	第2種低層住居専用地域			
第2種区域	第1種中高層住居専用地域	50	45	40
	第2種中高層住居専用地域			
第3種区域	田園住居地域	65	60	50
	近隣商業地域			
第4種区域	商業地域	70	65	60
	準工業地域			
都市計画区域以外の地域	用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）	60	55	50
	工業地域	75	75	70
	工業専用地域	60	55	50

備考1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）、都市計画区域以外の地域について、当該地域内の学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

備考2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（備考1.の適用を受ける区域は除く）。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（昭和46年 愛知県告示第800号）
「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年 愛知県規則第87号）
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」（平成24年 江南市告示第29号）
「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年 犬山市告示第34号）

② 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「県条例」等に基づき、特定建設作業に係る騒音の基準が定められている。

特定建設作業に係る規制基準は、表 3.2.24 に示すとおりである。

事業実施区域は、市街化調整区域であり、①地域の基準が適用される。

表 3.2.24 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	85 デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注 1) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注 2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を 4 時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注 3) 地域の区分

①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 厚生省・建設省告示第 1 号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和 46 年 愛知県告示第 801 号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 15 年 愛知県規則第 87 号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」

（平成 24 年 江南市告示第 29 号）

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 犬山市告示第 34 号）

③ 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 3.2.25 に示すとおり定められている。

表 3.2.25 自動車騒音に係る要請限度

単位：デシベル

区域区分		時間区分		道路に面する地域		幹線交通を担う道路に近接する空間
				1車線	2車線以上	
a	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	昼間	6時～22時	65	70	昼間 75
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	夜間	22時～翌日6時	55	65	
b	第1種住居地域 第2種住居地域	昼間	6時～22時	65	75	夜間 70
	準住居地域 用途地域の定めのない地域 (市街化調整区域)	夜間	22時～翌日6時	55	70	
c	近隣商業地域	昼間	6時～22時	75		
	商業地域 準工業地域 工業地域	夜間	22時～翌日6時	70		

注1) 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年 総理府令第15号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」

(平成12年 愛知県告示第312号)

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」

(平成24年 江南市告示第29号)

「騒音規制法の規定に基づく騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定」(平成24年 犬山市告示第34号)

3.2.8.3 振動

(1) 振動に係る規制基準

① 特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」(昭和51年 法律第64号)及び「県条例」等に基づき、著しい振動を発生する施設を設置する工場等に係る規制基準が表3.2.26に示すとおり定められている。事業実施区域は市街化調整区域であり、第2種区域に該当する。

表3.2.26 特定工場等に係る振動規制基準

単位：デシベル

地域区分		時間区分	
		昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	60	55
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
	用途地域の定められていない地域(市街化調整区域)		
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70
	その他の地域	65	60

備考1 工業地域又は工業専用地域内のうち、学校、保育所、病院、診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

備考2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする(備考1.の適用を受ける区域は除く)。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年 環境庁告示第90号)
 「特定工場等において発生する振動の規制基準」(昭和52年 愛知県告示第1047号)
 「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成15年 愛知県規則第87号)
 「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」
 (平成24年 江南市告示第27号)
 「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準の設定」
 (平成24年 犬山市告示第35号)

② 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」及び「県条例」等に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業及び振動の規制基準が、表3.2.27に示すとおり定められている。

事業実施区域は、市街化調整区域であり、①地域の基準が適用される。

表 3.2.27 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	75dB を超えないこと
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	②	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
*1 日あたりの作業時間	①	10 時間を超えないこと
	②	14 時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注 1) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
注 2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を 4 時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注 3) 地域の区分

- ①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域
イ 工業地域及び工業専用地域のうち学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域
②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）
③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年 総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域の指定」（昭和52年 愛知県告示第1048号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年 愛知県規則第87号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」

（平成 24 年 江南市告示第 27 号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年 犬山市告示第35号）

③ 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3.2.28 に示すとおりである。

表 3.2.28 道路交通振動に係る要請限度

単位：デシベル

地域区分		要請限度	
		昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日7時
第 1 種	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の定められていない地域	70	65

注) 要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年 総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」（昭和52年 愛知県告示第1049号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準等の設定に関する告示」

（平成 24 年 江南市告示第 27 号）

「振動規制法の規定に基づく振動の規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成24年 犬山市告示第35号）

3.2.8.4 悪臭

愛知県は県内全域が「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）の規制地域であり、事業実施区域が位置する江南市においても臭気指数による規制が行われている。「悪臭防止法」に基づく臭気指数による規制基準は、表3.2.29に示すとおりである。

事業実施区域は市街化調整区域であり、第3種地域に該当する。

表3.2.29 悪臭防止法に基づく臭気指数による規制基準

規制区分		敷地境界 (1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水 (3号基準)
第1種地域	市街化区域（工業地域を除く）（第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域）	臭気指数 12	規制基準は、気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値	臭気指数 28
第2種地域	第1種地域との緩衝地域（おおむね市街化区域に隣接する地域）及び工業地域	臭気指数 15		臭気指数 31
第3種地域	第1種地域、第2種地域以外の地域	臭気指数 18		臭気指数 34

注1）臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 10 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

（参考）臭気指数 10：ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数 12～15：気をつければ分かる臭気（希釈倍率 16～32 倍）

臭気指数 18～21：らくに感知できる臭気（希釈倍率 63～126 倍）

注2）「悪臭防止法施行規則」において気体排出口の高さが 15m以上と 15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

・15m未満 指標：臭気指数

大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法

・15m以上 指標：臭気排出強度

大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年 総理府令第39号）

「悪臭防止法による規制地域の指定及び規制基準の設定」（平成18年 愛知県告示第378号）

「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に関する告示」（平成25年 江南市告示第1号）

「悪臭防止法の規定に基づく悪臭原因物の排出規制地域の指定及び規制基準の設定」

（平成24年 犬山市告示第36号）

3.2.8.5 水質

(1) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準を表3.2.30に示す。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について定められている。

表3.2.30 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、日本産業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示59号）

② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表3.2.31に示すとおりである。

事業実施区域北側を流れる木曾川は、A類型及び生物B類型に指定されている。

表 3.2.31 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

ア

項目 類型	利用目的の 適用性 ^{注)}	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—

備考1 基準値は、日間平均値とする。

備考2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注)「利用目的の適用性」の詳細は、以下に示すとおりである。

- 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示59号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適用性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示59号）

③ ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の環境基準を表 3.2.32 に示す。ダイオキシン類の環境基準は公共用水域及び底質について定められている。

表 3.2.32 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

項目	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2 基準値（水底の底質を除く。）は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示68号）

(2) 水質汚濁に係る規制基準

① 一律排水基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和45年 法律第138号）に定める特定施設に該当する。特定施設から排水がある場合には特定事業場となり、排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。有害物質に係る排水基準は、表 3.2.33 に示すとおりである。

また、特定事業場からの排水が50m³/日を超える場合には、表 3.2.34 に示すとおり、生活環境項目の排水基準が適用される。

なお、本事業においては、生活排水処理水（合併処理浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水等については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない計画である。

表 3.2.33 排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注）「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年 総理府令第35号）

表 3.2.34 排水基準（生活環境項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度		海域以外 5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量		160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質量		200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L
	動植物油脂類	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L（日間平均60mg/L）
リン含有量		16mg/L（日間平均8mg/L）

注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。

注3) 窒素含有量、リン含有量についての排水基準は、窒素又はリンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがあるとして環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用される。(愛知県はほぼ全域が適用地域となっている。)

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年 総理府令第35号)

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排水の排出基準は、表 3.2.35 に示すとおりである。

表 3.2.35 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準（排水）

特定施設種類	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

注) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」(平成11年 政令第433号)

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年 総理府令第67号)

② 総量規制基準

事業実施区域は「水質汚濁防止法」に基づく総量規制の指定地域内にあり、排水が50m³/日以上の場合、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量、りん含有量について、以下に示すとおり、総量規制基準が適用される。なお、総量規制基準値の算出に用いる定数は、表 3.2.36 に示すとおりである。

○COD（化学的酸素要求量）に係る総量規制基準

$$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

- L_c : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- C_{c j} : 表 3.2.36 に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- C_{c i} : 表 3.2.36 に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- C_{c o} : 表 3.2.36 に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Q_{c j} : 平成 3年 7月 1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Q_{c i} : 昭和 55年 7月 1日から平成 3年 6月 30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量。（単位 1日につき立方メートル）
- Q_{c o} : 特定排水の量（Q_{c j} 及び Q_{c i} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○窒素含有量に係る総量規制基準

$$L_n = (C_{n i} \cdot Q_{n i} + C_{n o} \cdot Q_{n o}) \times 10^{-3}$$

- L_n : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- C_{n i} : 表 3.2.36 中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- C_{n o} : 表 3.2.36 中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Q_{n i} : 平成 14年 10月 1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Q_n : 特定排水の量（Q_{n i} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○りん含有量に係る総量規制基準

$$L_p = (C_{p i} \cdot Q_{p i} + C_{p o} \cdot Q_{p o}) \times 10^{-3}$$

- L_p : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- C_{p i} : 表 3.2.36 中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- C_{p o} : 表 3.2.36 中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- Q_{p i} : 平成 14年 10月 1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）
- Q_{p o} : 特定排水の量（Q_{p i} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

表 3.2.36 総量規制基準の定数

区分		化学的酸素要求量 (mg/L)			窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
		C _{c j}	C _{c i}	C _{c o}	C _{n i}	C _{n o}	C _{p i}	C _{p o}
ごみ処理業	日平均排水量 400m ³ 以上	30	30	30	20	25	1	1
	日平均排水量 400m ³ 未満						1.5	2.5
し尿浄化槽 ^{注)}		40	40	60	30	40	3	4

注) し尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）、社員食堂のちゅう房施設等生活に伴う施設に係るもの。

出典：「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」

（平成29年 愛知県告示第286号）

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」

（平成29年 愛知県告示第287号）

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」

（平成29年 愛知県告示第288号）

③ 上乗せ基準

愛知県では「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）に基づき、県内全体を7水域に分け、業種や排水量の規模等に応じて上乗せ排水基準を定めている。

事業実施区域及びその周囲は木曾川水域に分類され、表3.2.37に示す項目の上乗せ基準が適用される。

表3.2.37 上乗せ排水基準（新設の工場又は事業場（木曾川水域））

項目		許容限度
鉛及びその化合物		鉛0.5mg/L
生物化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
浮遊物質		30mg/L（日間平均20mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	2mg/L
	動植物油脂類	10mg/L
フェノール類含有量		0.5mg/L
銅含有量		1mg/L

注）新設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年 愛知県条例第4号）

3.2.8.6 地盤、地下水及び土壌

(1) 地盤

事業実施区域が位置する江南市は、「県条例」による揚水規制の第2規制区域に該当しており、揚水設備により新たに地下水を採取する場合は、知事の許可を受ける必要がある。揚水設備に係る許可の基準は、表3.2.38に示すとおりである。

表3.2.38 揚水設備に係る許可の基準

項目	許可基準
ストレーナーの位置	地表面下10メートル以浅
揚水機の吐出口の断面積	6～19cm ² （直径2.76～4.91cm）
揚水機の原動機の定格出力	2.2kW以下
1日あたりの総揚水量	事業所総量は350m ³ 以下

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年 愛知県条例第7号）

(2) 地下水及び土壌

① 地下水及び土壌に係る環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく地下水の水質汚濁並びに土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2.39 及び表 3.2.40 に示すとおり定められている。

表 3.2.39 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、測定結果が平成9年環境庁告示第10号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、日本産業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

注5) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年 環境庁告示第10号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年 環境庁告示第68号）

表 3.2.40 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液 1 Lにつき 1 mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/gであること。

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては、平成3年環境庁告示第46号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注3) 「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成3年環境庁告示第46号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

注5) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年 環境庁告示第46号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年 環境庁告示第68号）」

② 土壌汚染対策法及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「土壌汚染対策法」においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模（3,000m²）以上の形質の変更が行われる土地、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、以下に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壌汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

「土壌汚染対策法」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、PCB、有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年 法律第139号）においては、以下に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、農用地土壌汚染対策地域として指定し、農用地土壌汚染対策計画を策定することが定められている。

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物、砒素及びその化合物

事業実施区域は、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域及び要措置区域、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壌汚染対策地域のいずれにも指定されていない。

③ 土壌汚染等対策基準

「県条例」において、特定有害物質による土壌汚染等の有無を判断する基準である土壌汚染等対策基準が、表3.2.41に示すとおり定められている。

表 3.2.41 土壌汚染等対策基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下
シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀が0.0005mg/L以下、 かつアルキル水銀が検 出されないこと	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下、 かつアルキル水銀が検出 されないこと
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—	0.03mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下
P C B	検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年 愛知県条例第7号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年 愛知県規則第87号）

3.2.8.7 日照阻害

「建築基準法」(昭和25年 法律201号)及び「愛知県建築基準条例」(昭和39年 愛知県条例第49号)では、表3.2.42に示すとおり、「都市計画法」の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

事業実施区域は市街化調整区域であり、「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」の適用を受ける。

表3.2.42 建築基準法に基づく日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	測定面高さ	容積率	日影時間	
				敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	80%以下	3時間	2時間
			100%以上	4時間	2.5時間
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	150%以下	3時間	2時間
			200%以上	4時間	2.5時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	200%	4時間	2.5時間
			300%以上	5時間	3時間
近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m	200%	5時間	2.5時間
用途地域の指定のない区域 (市街化調整区域)	高さが10mを超える建築物	4m	200%以下	4時間	2.5時間

出典：「建築基準法」(昭和25年 法律第201号)

「愛知県建築基準条例」(昭和39年 愛知県条例第49号)

3.2.8.8 その他の関係法令に基づく指定状況

事業実施区域及びその周囲におけるその他の関係法令に基づく指定状況は、表 3.2.43 に示すとおりである。

表 3.2.43 その他の関係法令に基づく指定状況

区分	関係法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			事業実施 想定区域	事業実施 想定区域周辺
土地利用 関連	都市計画法	風致地区	該当なし	該当なし
	都市緑地保全法	緑地保全地域	該当なし	該当なし
	生産緑地法	生産緑地地区	該当なし	該当なし
	農地法	農地	該当あり	該当あり
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	該当あり	該当あり
	森林法	国有林、民有林、保安林	該当なし	該当なし
	道路法	認定道路	該当あり	該当あり
	都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区	該当なし	該当なし
	都市区画整備法	土地区画整理事業の施行地区	該当なし	該当なし
	航空法	制限表面	該当あり	該当あり
自然環境 保全関連	港湾法	港湾区域及び港湾隣接地域	該当なし	該当なし
	自然公園法	国立公園及び国定公園の特別保護地区、第1～3種特別地域、普通地域	該当なし	該当なし
	都市公園法	都市公園	該当なし	該当あり
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域	該当なし	該当なし
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区のうち、特別保護地区及び特別保護指定区域	該当なし	該当なし
	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保存樹及び保存樹林	該当なし	該当なし
	江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	保全地区及び保存樹林	該当あり	該当あり
防災 関連	景観法	景観計画区域、景観地区、準景観地区	該当なし	該当なし
	河川法	河川区域	該当なし	該当あり
		河川保全区域	該当あり	該当あり
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	該当なし	該当なし
	砂防法	砂防指定地	該当なし	該当なし
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	該当なし	該当なし
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	該当なし	該当なし	

(1) 農地法

農地とは、「農地法」(昭和27年 法律第229号)に基づき、耕作の目的に供される土地のことを指しており、事業実施区域には農地が存在している。そのため、事業の実施に際し、農地転用の手続きが必要となっている。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律

愛知県では、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年 法律第58号)に基づき、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的利用に寄与するために、長期にわたり農業の振興を図るべき地域(農業振興地域)を定め、その地域に農業公共投資等の施策を重点的に実施している。

事業実施区域の一部は、農業振興地域に指定されており、事業の実施に際しては、農業振興地域の指定の解除手続きが必要となっている。

(3) 道路法

認定道路とは、「道路法」(昭和27年 法律第180号)が適用される都道府県道や区市町村道を指し、道路法に規定する路線の認定、区域の決定、供用の開始を経た道路のことである。

事業実施区域内には認定道路が存在しており、事業の実施に際しては、道路の廃止等の手続きが必要となっている。

(4) 航空法

事業実施区域北西側約3kmには、航空自衛隊岐阜基地岐阜飛行場が存在している。航空機が安全に離着陸・飛行するために空港周辺の上空に障害物がない状態にしておく必要があるため、「航空法」(昭和27年 法律第231号)により、空港周辺の一定の範囲で高さ制限(制限表面(水平表面))が設定されている。この制限を超える高さの建物等を設置することは原則として禁止されている。

岐阜飛行場においても、制限表面として「進入表面」「転移表面」「水平表面」が設定されており、制限を超える高さの建物等を建てることはできないこととなっている。

事業実施区域は、岐阜飛行場の制限表面(水平表面)の範囲内に存在しており、建物等の高さ制限を受ける。

(5) 江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

江南市では、自然環境の保全を図り、併せて、市、市民及び事業者が一体となって、自然を愛し緑化を推進することにより、健康で清潔なまちづくりに資することを目的として、「江南市の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和49年 条例第33号)が制定されている。

本条例では、良好な自然環境及び美観風致上必要と認める地区又は樹木を所有者の承諾を得て、保全地区又は保存樹木(以下「保全地区等」という。)に指定することができる。

事業実施区域の一部は、保全地区等に指定されており、事業の実施に際しては伐採等の届出の手続きが必要となっている。

(6) 河川法

「河川法」(昭和39年 法律第167号)では、河川の堤防、樋管等の河川管理施設の安全を確保するため、河川区域に隣接する一定の区域が河川保全区域として定められている。

河川保全区域内で掘削など土地の形状を変更する行為、住宅などの工作物を新築または改築を行う際には、通常の建築の手続きの他に、河川管理者の許可が必要な場合がある。

事業実施区域の一部は、河川保全区域に指定されている。

3.2.8.9 環境基本計画等

(1) 第4次愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年 愛知県条例第1号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に第1次の「愛知県環境基本計画」が策定された。その後、環境政策の更なる展開を図るため、5年を目安に見直しが行われ、社会経済情勢や環境を取り巻く状況の変化を踏まえて、平成26年5月に「第4次愛知県環境基本計画」が策定されている。

<計画の位置付け及び計画の期間>

- ・愛知県のさらなる発展に向け、県だけでなく市町村をはじめ地域の様々な主体が地域づくりに取り組むための指針である「あいちビジョン2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画である。
- ・環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、これらの計画と一体となって環境施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
- ・平成42年（令和12年：2030年）の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成32年度（令和2年度：2020年度）までに取り組むべき施策の方向を示す。

「第4次愛知県環境基本計画」における計画の目標は、「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』の実現」としている。

また、目標実現のために、以下の「3つのあいち」づくりを目指すこととしている。

<目標の実現に向けた「3つのあいち」づくり>

① 環境と経済の調和のとれたあいち

我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。

② 安全で快適に暮らせるあいち

公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていたと思える、日本一安全で快適な地域。

③ 県民みんなが行動するあいち

県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

さらに、目標の実現に向けた環境施策展開の考え方として、次の取組みを示している。

<目標の実現に向けた環境施策展開の考え方>

a 「安全・安心の確保」を最優先

- ・環境汚染等による公害から人の健康や生活を守り、県民が安全で安心して暮らせる社会を構築することは、環境政策の原点であることから、県民の健康や生命の保護を第一とした「安全・安心の確保」を最優先として取り組む。

b 分野横断的・総合的な施策の展開

- ・各種の環境施策の推進にあたっては、「安全・安心の確保」に加えて、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つを重点的な取組分野とする。
- ・これらの取組分野は個別に対応するだけでなく、施策の効果を最大限に発揮できるよう、分野間での連携を図りながら展開していく。

c 環境首都あいちを支える担い手の育成「人づくり」の推進

- ・県民や事業者が、環境首都あいちを支える担い手として、暮らしや事業活動の中で意識しなくても環境に配慮した行動ができるよう、「人づくり」に取り組む。

d 多様な主体間の連携・協働による施策の展開

- ・県民、事業者、NPO、行政のそれぞれが、自らの立場に応じた公平な役割分担のもとに環境配慮の視点から主体的に行動するだけでなく、主体間の連携、協働を図ることで、地域の環境の保全を進めていく。

(2) 改訂版第二次江南市環境基本計画

「第二次江南市環境基本計画」は、快適で住みやすい都市環境の形成と環境への負荷の低減を目指して、実現すべき環境の姿を市民、事業者、市のすべての人が協力して行う取り組みを示すために、平成24年3月に策定された。

その後、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応することから、市民一人ひとりの力の大きさに注目し、環境の現況及び進捗状況を踏まえた計画の見直しが必要となり、平成29年3月、新たに「改訂版第二次江南市環境基本計画」を策定しており、表3.2.44に示すとおりである。

本計画では、望ましい環境像として“みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市”を掲げ、その実現に向けて「Ⅰ地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」、「Ⅱさわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」、「Ⅲごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」、「Ⅳ青い地球を次の世代につなぐまち」の4つの環境目標を定めている。

なお、本計画では、平成33年度（令和3年度）を目標年度としている。

表3.2.44 「改訂版第二次江南市環境基本計画」の目標と施策

望ましい環境像	環境目標	基本的取り組み
みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市	Ⅰ 地域の環境づくりにみんなで取り組むまち	1 市民参加の推進と情報の共有化 目標：市民一人ひとりが環境保全に取り組みます 2 環境教育と環境啓発の推進 目標：市民がお互いに学び合う体制をつくります 3 環境保全活動の支援と育成 目標：市民、事業者の環境活動を活発にします
	Ⅱ さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち	1 生活環境に対するマナーの強化 目標：生活環境に関する苦情の件数を減らします 2 公害防止対策の推進 目標：環境基準を達成し、公害を防止します 3 水辺と緑の整備 目標：公園施設等に対する満足度を高めます
	Ⅲ ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち	1 ごみ減量化の推進 目標：4Rを合言葉に市民1人1日当たりのごみ排出量を削減します 2 資源の循環利用の促進 目標：資源のリサイクルに努めます 3 ごみの適正な処理 目標：不法投棄を防止します
	Ⅳ 青い地球を次の世代につなぐまち	1 低炭素社会に向けた活動の実践 目標：エネルギー使用量を減らします 2 新エネルギー、省エネ設備の普及促進 目標：新エネルギー、省エネ設備の導入を進めます 3 公共交通の充実と利用促進 目標：公共交通機関の利用を促進します

出典：「改訂版第二次江南市環境基本計画（概要版）」（平成29年3月 江南市）

(3) 第5次犬山市総合計画改訂版

犬山市では、平成34年度（令和4年度）を目標年度として平成23年度に「第5次犬山市総合計画」が策定されている。

その後、計画が中間地点を迎えたことを受け、計画期間残り6年間において犬山市にとって必要な施策事業を見極めるため、平成28年度に内容の見直しが行われ、「第5次犬山市総合計画改訂版」が策定されている。

本計画では、「人が輝き 地域と生きる“わ”のまち 犬山」を目指すまちの姿とし、まちづくりを推進する上での決意として10の“まちづくり宣言”を定め、それに対応した環境施策と重点的な取組みを掲げており、環境に係る施策については「宣言7 環境と調和したまちをつくります」において取りまとめられている。

その概要は、表3.2.45に示すとおりである。

表 3.2.45 「第5次犬山市総合計画改訂版」における環境に係る施策等の概要

まちづくり宣言	基本施策	目標指標	施策の展開方向	重点事業	
環境と調和したまちをつくりまします	自然環境	1 自然環境の保全と活用	◇自然環境が、大切に保全されていると感じている市民の割合 ◇外来魚駆除実施回数	①里山の実態把握 ②希少動植物の保護の推進 ③自然環境の活用	外来魚駆除事業
		2 里山文化の育成	◇環境学習・人材育成講座などの開催	①大山里山学センターの機能充実 ②自然資源のネットワーク化 ③里山を守る市民活動の活性化	里山保全活動・活性化事業
	公園緑地・緑化	1 公園の整備・管理	◇新しく整備する公園の数 ◇点検による遊具などの修繕率	①公園の整備推進 ②市民協働の維持管理 ③安全で利用しやすい公園づくり	公園施設長寿命化計画策定事業
		2 水と緑のネットワークの形成	◇ウォーキングトレイル事業整備率 ◇緑道整備率（犬山地内）	①河川堤防を利用した遊歩道の整備 ②拠点緑の保全・育成	さくらねっと・うおーく事業
		3 緑の創造と緑化の推進	◇民有地緑化の推進	①街路樹の整備・保全 ②民有地の緑化推進	—
	環境衛生	1 環境の保全と美化	◇クリーンタウン犬山推進事業の参加者 ◇アダプトプログラムの参加団体	①不法投棄の発生抑制 ②地域力を活かした生活環境の保全	—
		2 地球環境保全の対策	◇環境フェアなどの地球環境に関するイベントに参加した市民	①地球環境問題の意識向上 ②地球温暖化対策地域推進計画の検討 ③再生可能エネルギーの推進	環境イベント・講座開催事業
		3 公害対策の推進	◇公害防止協定の締結事業所数 ◇環境調査結果で基準を満たしている割合 ◇公害苦情申し立て件数	①発生源対策の推進 ②協定推進と内容の充実 ③公害監視体制整備と意識の高揚	—
		4 し尿・生活排水の適正処理	◇合併浄化槽の普及率	①水環境の保全 ②浄化槽の適切な維持管理の推進 ③浄化槽設置補助制度の周知	—
	循環型社会	1 ごみの適正処理	◇美化センターへ搬入されるごみの量	①新ごみ処理施設の整備推進 ②現有施設の適正な管理運営 ③事業者への普及啓発	尾張北部地域ごみ焼却処理広域化事業
		2 ごみの減量化とリサイクル	◇市民1人当たりの家庭系可燃ごみ排出量 ◇資源物のリサイクル率	①ごみ問題への理解の向上 ②リサイクル事情の周知徹底 ③ごみの減量化とリサイクルの推進	—

出典：「第5次犬山市総合計画改訂版」（平成29年3月 犬山市）

(4) 扶桑町環境基本計画

扶桑町では、平成36年度（令和6年度）を目標年度として平成22年度に「扶桑町環境基本計画」が策定されている。

本計画は、町、町民、事業者及び滞在者が協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、持続的な発展と人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな社会環境を実現するため、環境政策の方向と取組みの枠組みを明らかにすることを目的としている。

本計画において掲げられている施策分野ごとの施策目標と基本施策は、表3.2.46に示すとおりである。

表3.2.46 「扶桑町環境基本計画」の施策目標と基本施策

施策分野	施策目標	基本施策
共通基盤	①町民全体の活動を広める	・町政への町民参加と町民環境活動の推進 ・広域的連携・交流の推進
	②学びを豊かにする	・参加・体験型の学びの推進 ・積極的な環境情報の収集・発信
健康影響	①大気環境・音環境を守る	・自動車による排気ガス・騒音抑制対策の推進 ・公害の測定・監視・指導の推進
	②環境リスク対策を進める	・環境リスク対策の推進
快適なまち空間	①まちに潤いを増やす	・公共的空間の整備充実 ・公共的空間の町民による美化・潤いの向上 ・歴史的・文化的遺産の保護・活用
	②交通環境を良くする	・公共交通機関の利用促進 ・徒歩・自転車の快適性の向上
自然とのつきあい	①積極的に自然を守る	・自然環境の状況把握の推進 ・育みたい自然環境の選定と保全の推進 ・開発調整・自然環境保全の組織体制の確立
	②自然に親しみ学ぶ	・自然に親しみ学ぶことのできる場の整備・充実 ・自然に親しみ学ぶプログラム・人材の充実
大地と緑	①農地・樹木を保全する	・農地や樹木の計画的な保全 ・エコファーマーの推進 ・地場産業的農地の維持管理の推進
	②まちなかの緑をつなぐ	・緑がつながるまちの創出 ・気候・風土、生き物の生息環境にあった緑の創出
水と水辺	①水と水辺を守り創る	・河川・農業用水の多自然化・親水化の推進 ・地下水及び水質源などの保全
	②水をきれいにする	・下水道の整備と浄化槽の適正な維持管理の推進 ・水質浄化への意識啓発
総合環境配慮	①総合的な環境配慮の仕組みをつくる	・家庭・事業所における仕組みづくり ・行政組織における仕組みづくり
	②地域から地球を守る	・地球温暖化防止対策の推進 ・その他の地球環境問題への対応
廃棄物	①ごみの発生を減らす	・買い物時の対策の推進 ・ものを大切に使うことの推進 ・ごみに対する責任を高めることの推進
	②リサイクル・適正処理を進める	・多面的なりサイクルルートの充実 ・ごみの適正処理の推進
資源・エネルギーと地球温暖化防止対策	①資源の浪費を抑える	・省資源・省エネルギーの推進
	②地球の自然環境を活かす	・自然エネルギーの導入推進 ・雨水・地下水の有効利用促進
	③地球温暖化防止対策	・自然エネルギーの導入と緑化の促進

出典：「扶桑町環境基本計画」（平成22年3月 扶桑町）

(5) 第7次大口町総合計画

大口町では、平成37年度（令和7年度）を目標年度として平成28年度に「第7次大口町総合計画」が策定されている。

本計画では、“輝く水と緑 元気な暮らし広がる 自治のまち おおぐち”をまちの将来像とし、“みんなで進める自立と共助のまちづくり”の基本理念のもと、「安全」、「協働」、「共生」、「公平」、「発展」、「効率」の6つのまちづくりの尺度を設定している。

本計画の中には、分野別の計画として第5章に「未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する」を将来像として、環境保全に対する施策が記載されている。

環境保全に係る施策等の概要は、表3.2.47に示すとおりである。

表3.2.47 「第7次大口町総合計画」における環境保全に係る施策等の概要

まちの将来像	基本施策	単位施策	個別施策
未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する	1 環境負荷の少ない地域社会の形成	(1) 環境意識の向上	①環境学習の推進
			②環境意識の向上につながる情報の提供
		(2) 地球温暖化防止の推進	①町の地球温暖化対策率先行動の推進
			②地球温暖化対策の地域等への普及
			③新エネルギーの導入支援
	(3) 身近な生物多様性の保全・再生		
	(4) 公害対策の推進	①公害防止対策の推進	
		②環境測定・監視等の実施	
	(5) 環境衛生の推進	①環境美化の促進	
		②空き地等の適正管理の促進	
		③狂犬病予防対策・スズメバチ類駆除に対する補助の継続実施	
	2 廃棄物・リサイクル	(1) ごみの減量化・資源化	①3R推進に関する意識啓発
			②事業所におけるごみの減量化・資源化
			③リサイクル拠点の充実
			④生ごみの堆肥化等の推進
		(2) 廃棄物の適正処理	①廃棄物不法投棄対策の推進
	②ごみ処理施設の整備		
	③し尿処理施設の整備		
	3 水辺環境の整備・活用	(1) 五条川及び五条川桜並木の保全・整備	①五条川の保全・整備
			②五条川桜並木の保全・再生
③五条川沿いの散策環境の充実			
(2) 巾下川や矢戸川などの河川における水辺環境の保全・活用			
(3) 水辺に関わる住民活動への支援と環境教育の推進		①環境ボランティア・町民活動団体の育成・支援	
	②水辺の環境教育の推進		
4 公園・緑地と景観	(1) 公園・緑地の整備	①新たな公園等の整備	
		②既存の公園等の魅力化	
	(2) 公園・緑地の維持・管理	①計画的な施設の更新と維持管理の推進	
		②住民参加による公園等の維持・管理	
	(3) 緑の保全・育成	①既存の緑の保全	
		②公共施設の緑化推進	
		③民有地の緑化促進	
(4) 屋外広告物の適正化			

出典：「第7次大口町総合計画」（平成28年5月 大口町）

(6) 第5次岐阜県環境基本計画

岐阜県では、「岐阜県環境基本条例」(平成7年 岐阜県条例第9号)に基づき、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次岐阜県環境基本計画」が策定されており、その施策等は表3.2.48に示すとおりである。

最近では、自然環境の悪化や地球温暖化の影響と考えられる自然災害への懸念が高まっており、こうした新たな課題や社会動向の変化などに対応し、豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針となる本計画が平成28年に策定された。

表3.2.48 「第5次岐阜県環境基本計画」の施策等

基本理念	基本目標	基本方針
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「清流の国ぎふ」づくり</p>	<p>・基本目標Ⅰ 環境に配慮する持続可能な仕組みを創る</p> <p>・基本目標Ⅱ 豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる</p>	<p>1. 「清流の国ぎふ」を未来につなぐ人づくり</p> <p>(1) 環境に配慮した自主的行動の促進</p> <p>(2) 環境社会を担う人材の育成</p> <p>(3) 活動主体の連携と協働の推進</p>
		<p>2. 地球温暖化を防止する</p> <p>(1) 温室効果ガス排出削減の取組みの推進</p> <p>(2) 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進</p> <p>(3) 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用</p> <p>(4) 一人ひとりが実践できる取組みの浸透</p>
		<p>3. 資源が循環される社会を築く</p> <p>(1) 廃棄物の発生抑制</p> <p>(2) 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>(3) 再資源化の促進</p>
		<p>4. ふるさとの自然を守り共生する</p> <p>(1) 豊かな自然環境の保全</p> <p>(2) 野生鳥獣被害への総合的な対策</p> <p>(3) 自然とのふれあいと活用</p>
		<p>5. 安全で健やかな生活環境で暮らす</p> <p>(1) 良好な生活環境の保全</p> <p>(2) 自然災害に強い県土の整備</p> <p>(3) 美しい景観の保全と創出</p>

出典：「第5次岐阜県環境基本計画」(平成28年3月 岐阜県)

(7) 第2次各務原市環境基本計画

各務原市では、平成29年度に「各務原市環境基本計画」の期間が満了したことから、これまでの取組を引き継ぐとともに、国の動きや新たな課題等に対応するため、平成30年に「第2次各務原市環境基本計画」が策定されており、その施策等は表3.2.49に示すとおりである。

本計画は、将来においても各務原市が住みよい環境を形成していくため、市民、事業者、行政の各主体が相互に連携し、それぞれの責務・役割を明らかにするとともに、各主体が協力し、一体となって各務原市の環境づくりに取り組んでいくための方向性を定めたものである。

表3.2.49 「第2次各務原市環境基本計画」の施策等

基本理念	基本方針	行動目標
みんな で未来に つなが る美し い各務 原	方針A 環境を考え行動する人づくり	A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう
		A2 大人が環境について学べる機会をつくろう
		A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう
		A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう
	方針B 資源を大切に暮らすまちづくり	B1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース）
		B2 製品の再使用を促進しよう（リユース）
		B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル）
		B4 適切にごみを排出しよう
	方針C 自然と共生するまちづくり	C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう
		C2 地球温暖化防止を推進しよう
		C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

出典：「第2次各務原市環境基本計画」（2018（平成30）年3月 各務原市）

3.2.8.10 地球温暖化防止に関する取組状況

(1) あいち地球温暖化防止戦略 2030

「あいち地球温暖化防止戦略 2030」（平成 30 年 2 月）では、目指すべき低炭素社会を実現するために、2030 年度における県内からの温室効果ガス削減量を、2013 年度比で 26% 削減という目標をかかげている。

温室効果ガス削減に向け、「県民、事業者、市町村などすべての主体による積極的な取組」、「強みや地域資源を最大限に生かした愛知らしい取組」、「関係部局と連携しあらゆる施策の実施」という 3 つの視点に基づいた取組（緩和策）により、「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」の推進を図ることとしている。

緩和策の施策体制は、表 3.2.50(1)、(2)に示すとおりである。

表 3.2.50(1) 「あいち地球温暖化防止戦略 2030」における緩和策の施策体制

取組分野	施策の方向性と具体的取組
1 「暮らし」における低炭素化 【家庭部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低炭素型のライフスタイルへの転換を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・「COOL CHOICE」と連動した県民運動の展開 ・家庭向け省エネ診断などによる「見える化」と「気づき」を通じた実践行動の促進 ・企業や市町村等と連携したクールシェアなどの取組の推進 ■ 家庭のエネルギー消費を削減する <ul style="list-style-type: none"> ・店舗による家電等の省エネ情報提供の促進 ■ 環境に配慮した住宅を普及する <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・創エネ・蓄エネ設備の導入による「スマートハウス化」の促進 ・既設住宅の高断熱化の促進
2 「事業活動」における低炭素化 【産業・業務部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主取組促進に向けた「地球温暖化対策計画書制度」の充実 ■ 中小規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業を対象とした総合的な支援 ・環境負荷低減設備の導入に対する低利融資 ■ 環境に配慮した建築物を普及する <ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県建築物環境配慮制度」の効果的運用 ■ 低炭素型の技術・製品・サービスの供給を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究や事業化支援などによる次世代自動車産業や環境・エネルギー産業の振興 ・顕彰制度による優れた製品等の発掘・普及 ■ 農林水産業の省エネ化を促進する ■ 行政による率先取組を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設の照明の LED 化などの率先行動

出典：『あいち地球温暖化防止戦略2030』の概要（愛知県ホームページ）

表 3.2.50(2) 「あいち地球温暖化防止戦略 2030」における緩和策の施策体制

取組分野		施策の方向性と具体的取組
3 地域環境の低炭素化	3-1 「自動車利用」における低炭素化 【運輸部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷の低い交通・運輸への転換を促進する ■ 自動車使用に伴う環境負荷を低減する <ul style="list-style-type: none"> ・ 導入補助や課税免除などによる次世代自動車の普及拡大 ・ 関連団体等と連携したエコドライブの普及
	3-2 「地域」における低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境負荷の小さな都市づくりを推進する <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村による都市づくりに対する支援
	3-3 「再生可能エネルギー等」の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽エネルギーの恵みを有効活用する <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電・太陽熱利用施設の普及拡大 ■ 未利用資源・エネルギーなど地域の資源を活用する <ul style="list-style-type: none"> ・ 小水力やバイオマスなど地域資源の活用 ・ 未利用資源を活用した地域循環圏の形成 ■ 水素社会の実現に向けた取組を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・ 再エネを活用して低炭素水素を製造・供給する「低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大 ■ 環境・新エネ分野の産業振興を推進する
4 その他の温室効果ガスの削減対策	4-1 廃棄物由来の二酸化炭素対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の排出量や処分量を抑制する ■ 廃棄物を資源として活用する <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した循環ビジネスの事業化支援
	4-2 代替フロン等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ フロン類の排出を抑制する
5 温室効果ガスの吸収源対策		<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の持つ多面的機能を発揮させる <ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽や間伐など適切な森林整備・保全の推進 ■ 吸収したCO₂を長期間貯蔵する <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証制度などによる県産木材の利用拡大 ■ 身近な吸収源を確保する <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の緑化の推進
6 低炭素社会の形成に向けた「人づくり（環境学習・教育）」		<ul style="list-style-type: none"> ■ 低炭素型の価値観を形成する <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達段階に応じた教育・学習機会の提供 ■ 指導者や専門的な技術・知識を持つ人材を育成する <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進員等の資質向上と活動の場の創出

出典：『あいち地球温暖化防止戦略2030』の概要」（愛知県ホームページ）

(2) 第三次江南市地球温暖化対策実行計画

「第三次江南市地球温暖化対策実行計画」（平成 30 年 3 月）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年 法律第 117 号）に基づき、市が行う事務や事業全般に関して温室効果ガスの排出量削減を図るとともに、環境配慮のための行動を率先して実行し、市民・事業者への環境保全の自主的な取組みを促すことを目的として策定しており、その概要は表 3.2.51 に示すとおりである。

表 3.2.51 「第三次江南市地球温暖化対策実行計画」の概要

対 象	「二酸化炭素 (CO ₂)」、「メタン (CH ₄)」、「一酸化二窒素 (N ₂ O)」、「ハイドロフルオロカーボン (HFC)」の4物質を削減の対象とする。
期 間	[計画期間] 2018年度(平成30年度)～2022年度(令和4年度:平成34年度) [基準年度] 2016年度(平成28年度)
目 標	2022年度(令和4年度:平成34年度)における温室効果ガス排出量を、2016年度(平成28年度)比で16%(約1,000 t-CO ₂ /年)削減を目標とする。
取り組みの 基本方針	ポイント1 クールチョイスの推進 ポイント2 冷暖房の温度及び運転時間の管理の徹底 ポイント3 エコドライブの実践 ポイント4 公共施設の緑のカーテンの推進 ポイント5 取り組みの「見える化」

出典:「第三次江南市地球温暖化対策実行計画」(平成30年3月 江南市)

(3) 第3次犬山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

犬山市では「第2次犬山市地球温暖化対策実行計画」(平成26年3月)の計画期間が終了したことから、引き続き「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業について率先して環境負荷を軽減する取り組みを推進することを目的とした「第3次犬山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(平成31年3月)を策定した。

従来の排出削減対策や計画推進体制を見直し、温室効果ガス排出量の削減のためにより具体的で実効性の高い取り組みを実施しており、その概要は表3.2.52に示すとおりである。

表 3.2.52 「第3次犬山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の概要

対 象	温対法第2条第3項に規定する温室効果ガス7種類のうち、犬山市の事務事業により排出される4種類(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類)を対象とする。
期 間	[計画期間] 2019年度～2030年度 [基準年度] 2013年度 [中間目標年度] 2024年度 [目標年度] 2030年度
目 標	2030年度までに基準年度(2013年度)比で40%削減する。また、中間目標として2024年度までに基準年度比で21%削減する。
取り組み	(1) 設備更新によるエネルギー効率の向上 (2) 運用改善による省エネの推進 (3) 再生可能エネルギー等の活用

出典:「第3次犬山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(平成31年3月 犬山市)

(4) 大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成28年3月）は、低炭素社会の構築に向け、町の特性に応じた温室効果ガス排出量削減の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、大口町の温室効果ガス排出量削減に向けて、住民、事業者、町（行政）が取り組むためのものであり、その概要は表3.2.53に示すとおりである。

表3.2.53 「大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の概要

対 象	「エネルギー起源CO ₂ 」、「エネルギー起源以外のCO ₂ （一般廃棄物）」を対象とする。
期 間	[計画期間] 平成28（2016）年度～平成62（令和32：2050）年度 [基準年度] 平成25（2013）年度
目 標	温室効果ガス排出量を、基準年である平成25年度から、短期目標年度（平成32年度（令和2年度））では-12%、中期目標年度（平成42年度（令和12年度））では12%、長期目標年度（平成62年度（令和32年度））では61%の削減を目標とする。
温室効果ガス削減施策	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム設置費補助 ・節電対策 ・生ごみ処理機補助 ・事業系資源ごみの分別回収 ・助成金制度 ・コミュニティバス ・レジ袋有料化

出典：「大口町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成28年3月 大口町）

(5) 岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版

「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版」（平成28年3月）は、地球温暖化対策を推進していくため、県内の区域に関する温室効果ガス排出量の削減に関する中期目標及び長期目標、並びに中期目標達成に向けた取組み等について定めたものであり、その概要は表3.2.54に示すとおりである。

表3.2.54 「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版」の概要

対 象	二酸化炭素
期 間	1990年度～2030年度
目 標	<p>中期目標：基準年度を2005年度とし、2020年度に3.8%以上削減 基準年度を2013年度とし、2030年度に26%削減</p> <p>長期目標：基準年度を1990年度とし、2050年度に80%削減 国の削減目標を踏まえた岐阜県の見通し：2030年までに2013年度比で26%削減（2012年度比では25%の削減）。</p>
取組方針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 新エネルギーの利用促進 (2) ライフスタイルを変えるための動機付けとなる機会の提供 (3) 事業者の事業活動の把握と地球温暖化対策の支援 (4) 地域環境の整備及び改善 (5) 森林の整備と新たな環境価値の創出

出典：「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版」（平成28年3月 岐阜県）

「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第2版<一部改定版>」

（平成29年5月 岐阜県）

(6) 第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画

「第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画」(2018(平成30)年3月)は、「地球温暖化防止の推進に関する法律」に基づく計画で、各務原市域から排出される温室効果ガス(二酸化炭素など)の削減のための効果的な施策を示した計画として策定されており、その概要は表3.2.55に示すとおりである。

表3.2.55 「第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画」の概要

対 象	「二酸化炭素(CO ₂)」、「メタン(CH ₄)」、「一酸化二窒素(N ₂ O)」、「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」、「パーフルオロカーボン(PFC)」、「六ふっ化硫黄(SF ₆)」、「三ふっ化窒素」を対象とし、特に二酸化炭素(CO ₂)に焦点を当てる。
期 間	[計画期間] 2018年度～2050年度 [基準年度] 2013年度
目 標	温室効果ガス排出量を、計画期間の目標(2030年度)においては、基準年である2013年度比で26%削減、長期目標(2050年度)においては、2013年度比で80%削減を目標とする。
温室効果ガス削減施策	行動1. 低炭素型の生活様式の定着 行動2. 低炭素型の事業活動の促進 行動3. 資源循環の促進 行動4. 低炭素型の交通利用の促進 行動5. 二酸化炭素の吸収源となる緑の保全

出典：「第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画」(2018(平成30)年3月 各務原市)

3.2.8.11 景観計画等

(1) 美しい愛知づくり基本計画

愛知県では、平成 18 年 3 月に「美しい愛知づくり基本指針」を指定し、同時に景観への取組みを積極的に進めるため、「美しい愛知づくり条例」が策定された。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 19 年 3 月に「美しい愛知づくり基本計画」が策定されており、その計画における目標は表 3.2.56 に示すとおりである。

さらに、平成 21 年 3 月には、愛知県職員を始め公共事業に携わる者が、公共事業の景観に対する影響や効果、責務を十分認識し、県民が望む良好な景観を形成するための基礎知識や指針、配慮事項等を示した「愛知県公共事業景観整備指針(案)」が策定されている。

表 3.2.56 「美しい愛知づくり基本計画」の目標

基本目標	分野別の目標
緑豊かな未来につなぐ美しい愛知	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成 19 年 3 月 愛知県）

(2) 犬山市景観条例

犬山市では、「景観法」（平成 16 年 法律第 110 号）に基づき、良好な景観の形成を促進し、犬山市固有の風趣ある景観を保全又は創造するために必要な事項を定めることにより、ゆとりと潤い、愛着と活力のある美しいまちを実現することを目的として、「犬山市景観条例」（平成 19 年 犬山市条例第 24 号）が定められている。

本条例では、眺望景観保全地区や景観形成促進地区などの指定について言及されているが、現在犬山市には眺望景観保全地区に指定されている場所はなく、景観形成促進地区についても事業実施区域及びその周囲に指定区域はない。

3.2.9 その他都市計画対象事業に関し必要な事項

3.2.9.1 廃棄物の状況

(1) ごみの処理状況

事業実施区域及びその周囲5市町における平成30年度のごみの処理状況は、表3.2.57(1)に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市のごみの総排出量は、26,823 tとなっている。また、その他4市町におけるごみの総排出量は、犬山市が22,357 t、大口町が9,109 t、扶桑町が8,874 t、各務原市が49,221 tとなっている。

また、構成市町(2市2町)におけるごみ処理合計量の推移は、表3.2.57(2)及び図3.2.7に示すとおりである。

表 3.2.57(1) ごみの処理状況 (平成30年度)

単位：t/年

項目	愛知県					岐阜県
	江南市	犬山市	大口町	扶桑町	各務原市	
総排出量	26,823	22,357	9,109	8,874	49,221	
焼却処理量	19,681	17,583	5,861	7,092	39,404	
直接焼却量	19,064	16,671	5,742	6,946	37,057	
焼却以外の中間処理量	6,202	1,897	2,045	1,360	8,512	
最終処分量	2,193	2,765	615	760	517	
総資源化量	6,812	4,636	3,171	1,706	12,165	

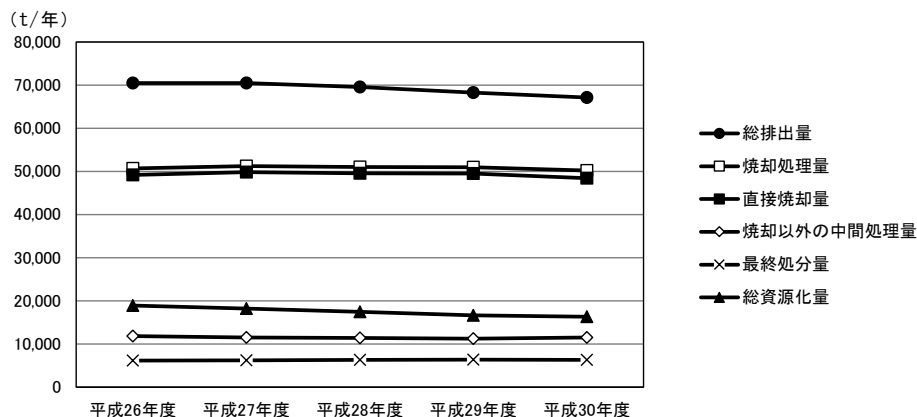
出典：「平成30年度 一般廃棄物処理事業実態調査」(愛知県ホームページ)
「平成30年度 一般廃棄物処理事業実態調査(岐阜県分)の概要」(岐阜県ホームページ)

表 3.2.57(2) 構成市町(2市2町)におけるごみ処理合計量の推移

単位：t/年

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総排出量	70,511	70,490	69,555	68,290	67,163
焼却処理量	50,732	51,240	51,054	50,965	50,217
直接焼却量	49,851	49,553	49,851	49,515	48,423
焼却以外の中間処理量	11,836	11,523	11,419	11,249	11,504
最終処分量	6,188	6,189	6,340	6,357	6,333
総資源化量	18,928	18,240	17,436	16,670	16,325

出典：「平成26～30年度 一般廃棄物処理事業実態調査」(愛知県ホームページ)



出典：「平成26～30年度 一般廃棄物処理事業実態調査」(愛知県ホームページ)

図 3.2.7 構成市町(2市2町)におけるごみ処理合計量の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥等の処理状況

事業実施区域及びその周囲5市町における平成30年度のし尿及び浄化槽汚泥等の処理状況は、表3.2.58(1)に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市のし尿等の処理量の合計は、36,932kLとなっている。また、その他4市町のし尿等の処理量の合計は、犬山市が15,094kL、大口町が3,383kL、扶桑町が14,447kL、各務原市が44,449kLとなっている。

また、構成市町(2市2町)におけるし尿等の処理量の推移は、表3.2.58(2)及び図3.2.8に示すとおりである。

し尿等の処理量の推移は、平成26年度以降概ね横ばい傾向となっている。

表3.2.58(1) し尿及び浄化槽汚泥等の処理状況(平成30年度)

県		愛知県				岐阜県
市 町		江南市	犬山市	大口町	扶桑町	各務原市
項目						
し尿処理量		2,737	1,847	406	1,072	3,180
浄化槽汚泥処理量		34,195	13,247	2,977	13,375	41,269
自家処理量		0	0	0	0	0
合計		36,932	15,094	3,383	14,447	44,449

単位：kL/年

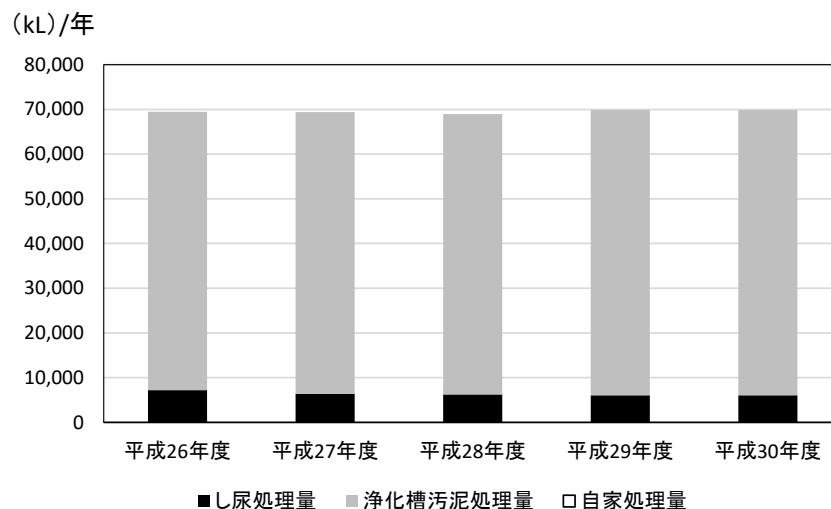
出典：「平成30年度 一般廃棄物処理事業実態調査」(愛知県ホームページ)
 「平成30年度 一般廃棄物処理事業実態調査(岐阜県分)の概要」(岐阜県ホームページ)

表3.2.58(2) 構成市町(2市2町)におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

項目	年度				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
し尿処理量	7,234	6,413	6,273	6,274	6,062
浄化槽汚泥処理量	62,238	62,960	62,692	63,757	63,794
自家処理量	0	0	0	0	0
合計	69,472	69,373	68,965	70,031	69,856

単位：kL/年

出典：「平成26～30年度 一般廃棄物処理事業実態調査」(愛知県ホームページ)



出典：「平成26～30年度 一般廃棄物処理事業実態調査」(愛知県ホームページ)

図3.2.8 構成市町(2市2町)におけるし尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

3.2.9.2 公害苦情の状況

事業実施区域及びその周囲5市町における公害苦情の状況は、表3.2.59(1)、(2)及び図3.2.9に示すとおりである。

事業実施区域が位置する江南市の公害苦情の総数は、5件となっている。また、その他4市町の公害苦情の総数は、犬山市は10件、大口町は61件、扶桑町は10件、各務原市は118件となっている。

表 3.2.59(1) 公害苦情の状況（愛知県）

平成29年度
単位：件

市町 区分	江南市	犬山市	大口町	扶桑町
大気汚染	-	1	9	1
水質汚濁	5	2	4	2
土壌汚染	-	-	-	-
騒音	-	3	2	3
振動	-	-	-	-
地盤沈下	-	-	-	-
悪臭	-	4	1	3
その他	-	-	45	1
総数	5	10	61	10

出典：「令和元年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ホームページ）

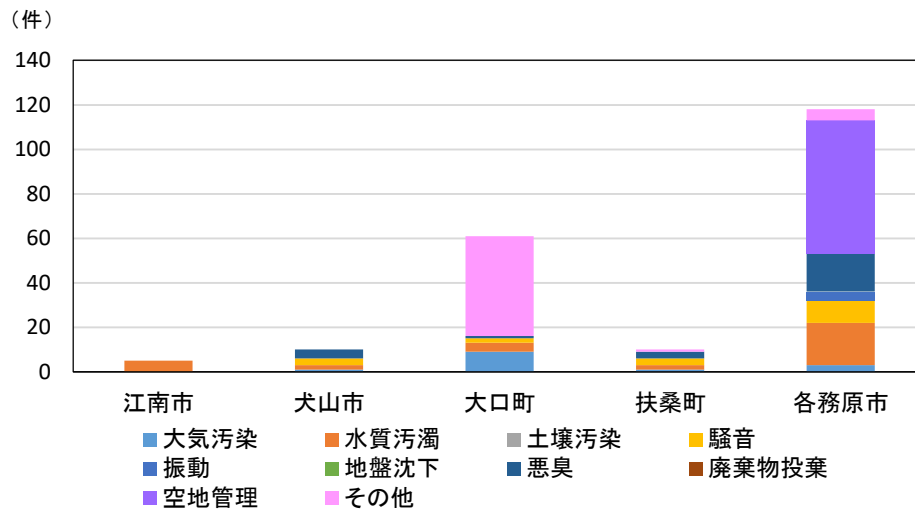
表 3.2.59(2) 公害苦情の状況（岐阜県）

平成30年度
単位：件

市 区分	各務原市
大気汚染	3
水質汚濁	19
土壌汚染	-
騒音	10
振動	4
地盤沈下	-
悪臭	17
産業廃棄物	-
空地管理	60
その他	5
総数	118

出典：「各務原市の統計」（各務原市ホームページ）

3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 3.2 社会的状況



注) 江南市、犬山市、大口町及び扶桑町は平成 29 年度、各務原市は平成 30 年度のデータである。
 出典：「令和元年度刊愛知県統計年鑑」(愛知県ホームページ)
 「各務原市の統計」(各務原市ホームページ)

図 3.2.9 公害苦情の状況